

# 都市計画区域マスタープラン策定方針

平成14年4月

秋 田 県

## - 目 次 -

序 . 都市計画区域マスタープラン策定方針の位置づけ等	1
1 . 都市計画区域マスタープランとは	
2 . 都市計画マスタープラン策定の背景	
3 . 都市計画区域マスタープラン策定方針の位置づけと役割	
4 . 都市計画区域マスタープラン策定方針の構成フロー	
5 . 都市計画区域マスタープラン策定方針の策定体制と方法	
1 . 都市計画を取り巻く状況	6
1 - 1 秋田県の都市計画のあゆみ	6
( 1 ) 平成 1 2 年の都市計画法の改正	
( 2 ) 秋田県における都市計画の経緯	
( 3 ) 秋田県における都市計画区域の指定状況	
1 - 2 上位・関連計画	1 2
( 1 ) 上位計画	
( 2 ) 関連計画	
1 - 3 時代潮流と背景	1 9
( 1 ) 少子・高齢化	
( 2 ) 環境重視	
( 3 ) 成熟した都市型社会	
( 4 ) グローバル化とローカル化	
( 5 ) 自由時間の活用	
( 6 ) 地方分権	
( 7 ) 中心市街地の衰退	
1 - 4 秋田県の都市計画の現状	2 5
( 1 ) 秋田県の人口、世帯等の状況	
( 2 ) 秋田県の土地利用動向	
( 3 ) 秋田県の人口集中地区 ( DID ) の状況	
( 4 ) 秋田県の都市計画の現状	

2 . 都市計画の基本認識	3 6
2 - 1 都市づくりに関する社会的ニーズ	3 6
( 1 ) 人口減少社会、高齢社会の都市づくり	
( 2 ) 環境問題への対応	
( 3 ) 安全・安心の地域社会の形成	
( 4 ) 人・もの・情報等の移動・交流を支えるネットワーク	
( 5 ) 地域や都市の個性の創出	
( 6 ) 中心市街地の再生や新たな核づくり	
( 7 ) 地方分権社会における参加の仕組みづくり	
2 - 2 都市計画制度の運用上のポイント	3 9
( 1 ) 都市人口について	
( 2 ) 都市計画区域の指定について	
( 3 ) 区域区分制度の運用について	
( 4 ) 土地利用について	
( 5 ) 都市施設について	
( 6 ) 市街地開発事業について	
( 7 ) 自然的環境の整備又は保全について	
3 . 都市計画の取り組みの方向	4 3
( 1 ) 快適な生活環境の形成	
( 2 ) 人と情報が集まる魅力の創出	
( 3 ) 多様な情報の受発信が可能なネットワークの構築	
( 4 ) みんながまちを考える参加のまちづくり	
( 5 ) 地域が主体となった都市計画制度の運用	
4 . 都市計画の将来ビジョン	4 6
4 - 1 都市づくりの基本理念	4 6
4 - 2 都市づくりの基本目標	4 7
( 1 ) 都市の将来像	
( 2 ) 都市づくりの6つの目標	
4 - 3 県土の骨格形成の目標	4 9
( 1 ) 土地利用の骨格形成の考え方	
( 2 ) 交通・情報体系の骨格形成の考え方	
( 3 ) 緑の骨格形成の考え方	
4 - 4 広域都市圏の将来像	5 5
( 1 ) 広域都市圏の設定	
( 2 ) 各広域都市圏の将来像	

5 . 都市計画の基本方針	1 0 1
5 - 1 都市計画の主要な取り組み方針	1 0 1
( 1 )【安全で安心して暮らせる健康長寿社会を支える都市計画】に取り組む	
( 2 )【雪国の快適な生活を支える都市計画】に取り組む	
( 3 )【秋田の美しい緑・水辺と共生し、環境に配慮した都市計画】に取り組む	
( 4 )【都市のアイデンティティと魅力を創出する都市計画】に取り組む	
( 5 )【連携と交流のネットワークを形成する都市計画】に取り組む	
( 6 )【個性ある広域都市圏の形成を推進する都市計画】に取り組む	
( 7 )【県民参加による都市づくりを推進する都市計画】に取り組む	
5 - 2 都市計画区域設定の方針	1 0 6
( 1 ) 都市計画区域指定の意義と必要性	
( 2 ) 都市計画区域指定に関する基本的考え方	
( 3 ) 市町村合併に伴う都市計画区域再編の考え方	
( 4 ) 準都市計画区域指定の基本的考え方	
5 - 3 都市計画区域マスタープラン策定の基本的考え方	1 1 1
( 1 ) 都市計画区域マスタープランが担う役割	
( 2 ) 都市計画区域マスタープラン策定の対象期間	
( 3 ) 都市計画区域マスタープラン策定の基本姿勢	
( 4 ) 都市計画区域マスタープランの記載事項	
( 5 ) 都市計画区域マスタープラン策定後の見直し	
( 6 ) 都市計画区域マスタープランと「広域都市圏の将来像」 及び「市町村マスタープラン」との関係	
5 - 4 都市計画マスタープランにおける「都市計画の目標」設定の方針	1 1 6
( 1 ) 基本的事項	
( 2 ) 広域都市圏の将来像	
( 3 ) 都市づくりの基本理念	
( 4 ) 目標とする市街地像	
( 5 ) 社会的課題に関する都市計画の取り組みの方針	
5 - 5 区域区分設定の方針	1 1 9
( 1 ) 区域区分制度の意義	
( 2 ) 区域区分のある秋田都市計画区域の現状	
( 3 ) 区域区分の効果と課題の整理	
( 4 ) 区域区分の有無を定める基本の方針	
( 5 ) 区域区分の方針	
5 - 6 主要な都市計画の決定の方針	1 4 1
( 1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
( 2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
( 3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	
( 4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	

6 . 都市計画区域マスタープラン計画書の作成及び活用について	170
( 1 ) 都市計画区域マスタープラン計画書の作成について	
( 2 ) 都市計画区域マスタープランの活用について	
都市計画区域マスタープラン基本方針検討部会名簿	173
策定経緯	174

## 序．都市計画区域マスタープラン策定方針の位置づけ等

### 1．都市計画区域マスタープランとは

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第6条の2に位置づけられている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をいう（以下「都市計画区域マスタープラン」という）。

都市計画区域マスタープランは、当該都市における人口・産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、都市計画の基本的な方向性を示すものである。また、都道府県が一市町村を超える広域の見地から区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものである。

#### 都市計画法第6条の2（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市計画の目標

二 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

三 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

### 2．都市計画区域マスタープラン策定の背景

昭和43年に制定された新都市計画法は、昭和30年代後半からの高度経済成長の過程で、都市への急激な人口集中が進み、市街地の無秩序な外延的拡大が深刻化し、それへの対処として区域区分（線引き）制度や開発許可制度を導入している。

秋田県では、昭和46年に秋田市を中心とした1市3町の秋田都市計画区域において区域区分制度を導入しているが、その他の都市計画区域では今日まで導入に至っていない。

しかし、今日都市を巡る社会経済状況は大きく変化し、少子高齢化に伴い都市への人口集中は沈静化しており、特に高齢化が進んでいる本県においては、人口減少が顕在化している都市もある。

他方、県内においても高速交通体系の整備が進み、情報網やモータリゼーションの進展により、都市生活や都市活動の圏域が拡大するとともに、都市環境の質（文化や景観）や環境への意識の高まり、「住民参加のまちづくり」の気運などが高まっている。

このように、「都市化の時代」から安定・成熟した「都市型社会」への移行期にある今日、新たな都市づくりのニーズに対応するため、この度都市計画法が改正されたものである。安定・成熟した都市型社会においては、これまでの「人口増加を前提とした都

市づくり」を目指す状況ではなく、既成市街地の整備充実、都市の再構築や再開発等への取り組み、地域の文化や個性を大切にした都市づくり、住民生活に安全・安心等をもたらす都市防災を考えたまちづくり、環境問題への対処、良好な景観の保全・創出など、多様な課題に答えていく必要がある。

本県においても、こうした人口の減少、社会経済の変化、住民ニーズの多様化等の現実を踏まえ、長期的視点から新たな都市づくりの方向性を示し、目指すべき将来像を地域住民と行政が共有する「都市計画マスタープラン」を策定するものである。

本文における都市計画法の呼び方については以下のとおりとする。

「旧都市計画法」 大正 8年(1919年)制定

「新都市計画法」 昭和43年(1968年)制定

「都市計画法」 平成12年(2000年)制定

### 3. 都市計画区域マスタープラン策定方針の位置づけと役割

#### 1) 策定方針の位置づけ

「都市計画区域マスタープラン」策定の方針として位置づける。

#### 2) 策定方針の役割

ア. 上位・関連計画との整合を図り、都市計画の総合性・一体性を確保しながら各都市計画区域マスタープランを策定する際の県としての統一的な考え方を示す。

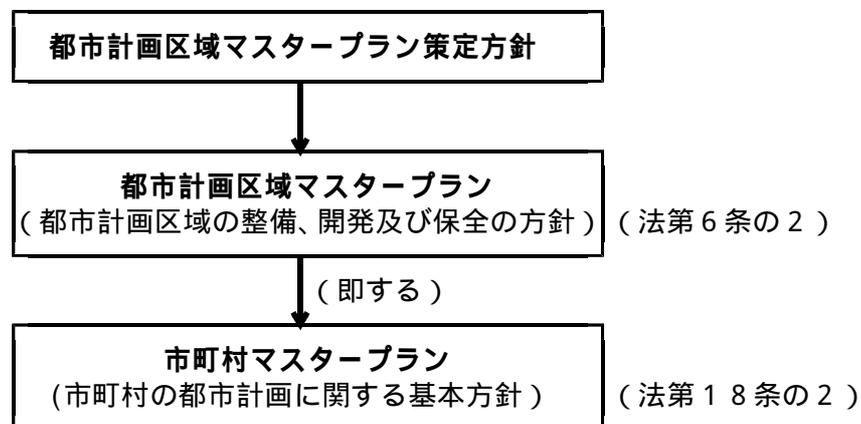
イ. 広域的な観点から県土の骨格となる都市づくりの将来ビジョンを示し、都市計画区域マスタープランにおける都市づくりの方向性を示す。

ウ. 広域的一体性の観点から広域都市圏を捉え、広域的な都市の将来像を示し、その視点を踏まえ各都市計画区域の将来像の方向性を示す。また、広域都市圏内における各都市計画区域間相互の整合性を図る。

エ. 区域区分制度の導入の有無について、本県としての判断基準を示す。

オ. 都市計画区域マスタープラン策定に際し、基本的な記載事項の統一を図る。

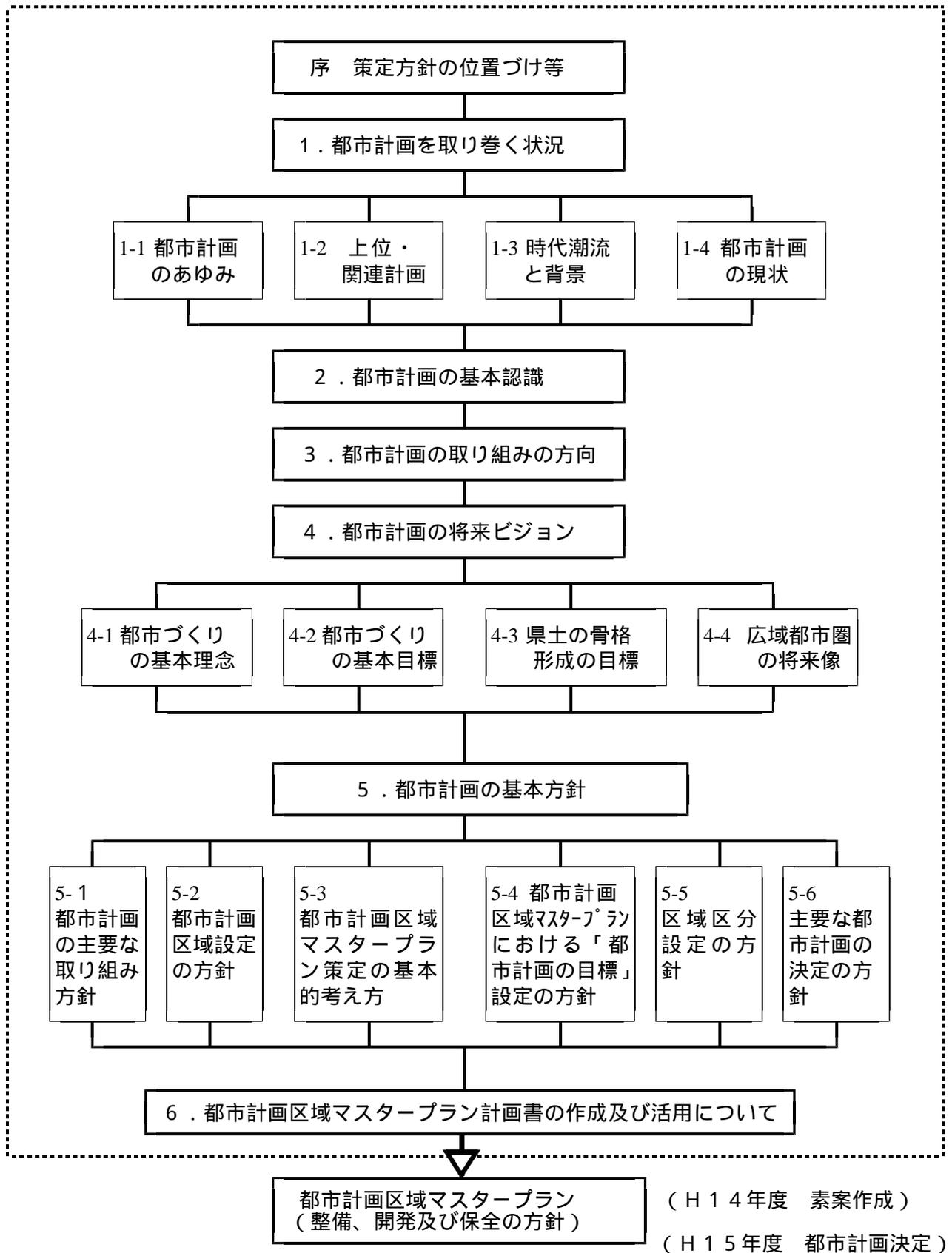
#### 3) 策定方針と各マスタープランとの関係



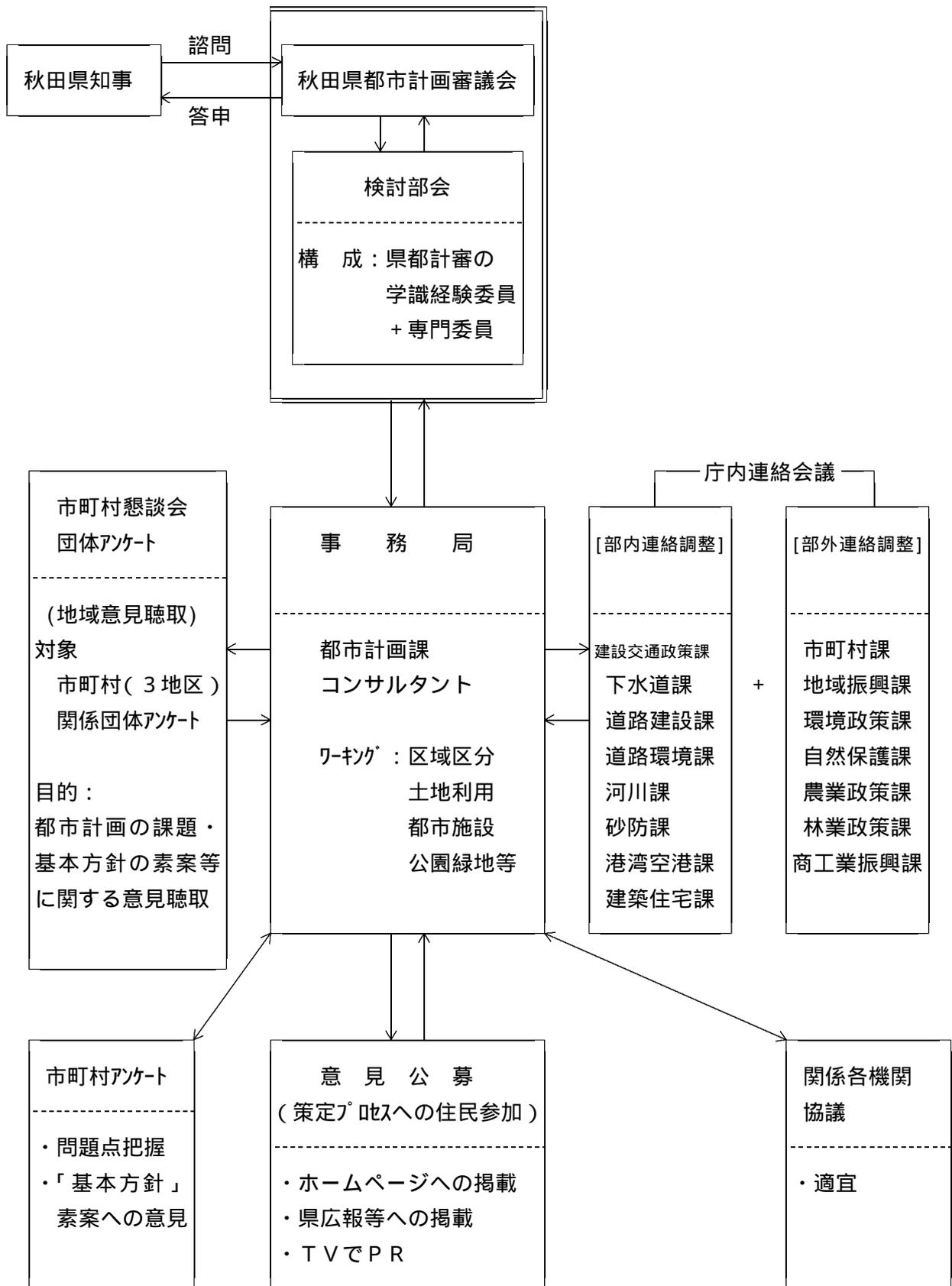
都市計画区域マスタープランは、市町村マスタープランの上位計画として位置づけられ、市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して策定されることとなる。

今回の都市計画法の改正では、法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画の基本方針（以下「市町村マスタープラン」という。）」に加えて、法第 6 条の 2 に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が位置づけられている。前者は地域に密着した観点から、地域の創意工夫のもとに、地域住民の意見を反映しながら市町村が定めるものであり、後者は、都道府県が一市町村を超える広域の見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものである。

#### 4. 都市計画区域マスタープラン策定方針の構成フロー



## 5. 都市計画区域マスタープラン策定方針の策定体制と方法



# 1 . 都市計画を取り巻く状況

## 1 - 1 秋田県の都市計画のあゆみ

都市計画法が大幅に改正された昭和 43 年頃、日本は高度経済成長期の中にあり、人口が急激に増加し市街地の拡大が急速に進んだことから、区域区分（線引き）制度及び開発許可制度が導入された経緯がある。

しかし現在では、全国的に人口動態が大きく変わり、都市への人口集中が沈静化するとともに少子高齢化が進んできた。また住民の意識については、住まいに関する意識の多様化、自然環境や景観保全への意識の高まり、そして身近なまちづくりへの積極的な参画など、大きな変化を見せている。つまり、急速に都市化が進んだ「成長」の時代から、社会的にも都市が安定する「成熟」の時代を迎えているといえる。

### ( 1 ) 平成 1 2 年の都市計画法の改正

- ・平成 10 年の地方分権一括法では、都市計画に関する事務を原則として各地方公共団体の自治事務とするとともに都市計画審議会を法定化するなど、身近な行政主体である市町村が中心となって都市計画を進めていく仕組みに改正されたが、制度の根幹部分については旧来の枠組みが維持されたままであった。
- ・そこで、社会状況の大きな変化に対応し、21 世紀の成熟した都市にふさわしい制度となるよう、平成 12 年（2000 年）に都市計画法の改正が行われた。その際、地方分権の理念を踏襲し、市町村が主体となって地域課題に的確な対応ができるよう、柔軟で使いやすい仕組みも提供された。
- ・また、地球規模の環境にも配慮しながら、都市外縁部の土地利用コントロール手段の充実・多様化と、衰退傾向を示している中心市街地の再生を図るための手段などが追加されている。法改正のポイントは以下の通りである。

#### 1 ) マスタープランの充実と現行の線引き制度及び開発許可制度等の見直し

- ・都道府県において都市計画区域マスタープランを策定することが義務づけられた。
- ・都市計画区域における区域区分制度導入の要否について都道府県が判断することとなった。
- ・開発許可基準について、条例による強化または緩和が可能となった。

#### 2 ) 良好な環境の確保のための制度の充実

- ・都市計画基準に「自然的環境の整備又は保全への配慮」を追加
- ・小規模な風致地区の決定権限を市町村に委譲
- ・特定用途制限地域制度（用途地域が定められていない区域において、制限すべき特定の建築物等を定める地域を指定する制度）の創設

#### 3 ) 既成市街地の再整備のための新たな制度の導入

- ・特例容積率適用区域制度の創設

- ・隣地側の壁面線指定で建ぺい率の緩和が可能
  - ・道路、河川等の都市施設の立体的な範囲（空間及び地下）の都市計画決定
  - ・地区計画の策定対象地域の拡大
- 4) 都市計画区域外における規制措置の新設
- ・準都市計画区域制度の創設
  - ・都市計画区域及び準都市計画区域外の開発許可制度の新設
- 5) 都市計画決定システムの合理化と住民参加の促進
- ・都市計画に関する知識の普及及び情報提供の明確化
  - ・都道府県が都市計画を作成する際、市町村との役割分担の明確化
  - ・地区計画等に対する住民参加手続きの充実
  - ・都市計画案の縦覧の際、分かりやすい理由書の添付
  - ・都市計画決定手続きの条例による付加

線引きの要否や準都市計画区域等、新たな制度の適用に当たっては、本県における地域実状に合わせた適切な運用を図っていく必要がある。

## (2) 秋田県における都市計画の経緯

秋田県の都市計画に関する経緯については次項（秋田県の都市計画年表）にまとめた。

秋田県における都市計画は、昭和2年に秋田市が旧都市計画法の施行都市として指定され、昭和5年に都市計画区域が指定されたことから始まっている。

現在、秋田県内の都市計画区域の指定都市は、秋田市をはじめとする9市25町1村となっている。

なお、秋田県で適用されている都市計画の内容を都市計画年表左欄の「秋田県において決定している都市計画」に示し、ポイントとなる事項を印で表示した。



### ( 3 ) 秋田県における都市計画区域の指定状況

現在、秋田県において都市計画区域が指定されている市町村は、平成 8 年の神岡町の指定が最も新しく、9 市 25 町 1 村 ( 35 市町村 ) となっている。

その内、市街化区域及び市街化調整区域に区分されている都市計画区域は、秋田都市計画区域 ( 秋田市、昭和町、飯田川町、天王町 ) のみであり、広域都市計画区域が指定されているのは、秋田都市計画区域、大曲都市計画区域、河辺都市計画区域の 3 区域である。

また、都市計画区域が指定されている市町村の内、神岡町、森吉町、合川町、矢島町、雄和町、増田町、上小阿仁村を除く市町で用途地域が指定されている。

都市計画区域人口の合計は 825,638 人であり、都市計画区域を持つ市町村の行政区画人口 951,110 人の 86.8%にあたり、秋田県の総人口 1,190,598 人に占める割合は 69.3%である。

また、都市計画区域面積は 171,734ha であり、都市計画区域を持つ市町村の行政区画面積 660,478ha の 26.0%を占め、秋田県の総面積 1,161,221ha に占める割合は 14.8%となっている ( 次頁参照 )。

都市計画区域指定状況

(平成12年4月1日)

都市計画区域名	都市名	当初指定年月日	最終指定年月日	行政区域		人口集中地区(DID)		都市計画区域		区域率(%)
				面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	
秋田	秋田市	S2.3.23	S58.5.7	46,010	314,889	5,040	259,620	30,987	313,283	67.3
	昭和町	S26.9.7	S58.5.7	4,065	8,989			4,065	8,989	100.0
	飯田川町	S45.10.24	S58.5.7	1,580	5,085			1,580	5,085	100.0
	天王町	S45.10.24	S58.5.7	4,151	22,058			1,573	9,689	37.9
	小計			55,806	351,021	5,040	259,620	38,205	337,046	68.5
鹿角	鹿角市	S9.7.21	S47.12.14	70,734	40,343	210	7,334	19,000	39,244	26.9
大館	大館市	S9.12.14	S60.12.3	40,154	67,393	770	27,573	11,736	65,144	29.2
能代	能代市	S11.5.30	S50.9.25	24,535	54,454	720	28,209	10,096	49,252	41.1
男鹿	男鹿市	S15.5.13	S56.11.24	19,804	31,167			19,158	31,167	96.7
本荘	本荘市	S9.12.14	S59.2.4	18,831	45,213	430	18,586	6,437	40,112	34.2
大曲	大曲市	S10.6.22	H8.9.10	10,469	39,584	450	17,759	10,458	39,584	99.9
	六郷町	S44.5.20	H8.9.10	3,906	7,475			815	5,672	20.9
	神岡町	H8.9.10	H8.9.10	3,516	6,427			3,208	6,427	91.2
	小計			17,891	53,486	450	17,759	14,481	51,683	80.9
横手	横手市	S12.7.21	S48.12.22	11,057	41,047	390	16,589	8,040	40,958	72.7
湯沢	湯沢市	S24.7.2	S50.9.25	20,020	35,546	260	12,960	7,780	33,243	38.9
小坂	小坂町	S35.12.24	S60.12.3	17,800	7,351			1,186	3,257	6.6
比内	比内町	S23.7.31	S60.12.3	20,539	12,480			959	6,637	4.7
鷹巣	鷹巣町	S25.6.23	S49.3.19	32,597	22,401	160	7,111	4,096	18,254	12.6
森吉	森吉町	S24.11.8	H1.10.27	34,188	8,020			1,009	4,335	3.0
合川	合川町	H6.8.30	H6.8.30	11,280	8,277			3,057	5,324	27.1
二ツ井	二ツ井町	S23.9.20	S56.11.24	18,140	12,580			963	6,793	5.3
五城目	五城目町	S27.12.24	S45.12.26	21,494	13,015			1,159	7,249	5.4
八郎潟	八郎潟町	S25.11.10	S60.12.3	1,703	7,686			1,068	7,686	62.7
仁賀保	仁賀保町	S32.4.17	H2.8.14	9,851	12,200			654	7,673	6.6
金浦	金浦町	S11.5.30	S44.5.20	1,808	5,146			185	3,183	10.2
象潟	象潟町	S14.7.15	S60.12.3	12,402	13,468	210	7,091	710	9,368	5.7
矢島	矢島町	S56.11.24	S56.11.24	12,363	6,576			447	3,683	3.6
河辺	河辺町	S50.9.25	S50.9.25	30,106	10,871			5,625	9,460	18.7
	雄和町	S50.9.25	S50.9.25	14,451	8,563			4,825	4,088	33.4
	小計			44,557	19,434			10,450	13,548	23.5
西仙北	西仙北町	S56.11.24	S56.11.24	16,840	11,367			1,072	4,530	6.4
角館	角館町	S25.9.12	S50.9.25	15,663	15,083			1,253	9,202	8.0
田沢湖	田沢湖町	S31.8.13	S50.9.25	67,206	13,109			6,680	7,612	9.9
平鹿	平鹿町	S38.3.8	S44.5.20	6,332	15,467			511	4,125	8.1
十文字	十文字町	S26.5.24	S57.5.4	3,780	14,901			818	8,617	21.6
増田	増田町	S28.6.11	S44.5.20	7,421	9,341			434	5,613	5.8
上小阿仁	上小阿仁村	S39.6.10	S39.7.23	25,682	3,538			90	1,100	0.4
計(A)	9市25町1村			660,478	951,110	8,640	402,832	171,734	825,638	26.0
県計(B)	9市50町10村			1,161,211	1,190,598	8,640	402,832	1,161,211	1,190,598	
県対比(A/B)	(単位%)			56.9	79.9	100.0	100.0	14.8	69.3	

注1 都市計画区域を有する市町村の行政区域及び都市計画区域の人口は住民基本台帳による人口である。

注2 人口集中地区(D. I. D.)は平成7年国勢調査による。

注3 行政区域面積は建設省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」及び自治省、全国市町村要覧による。



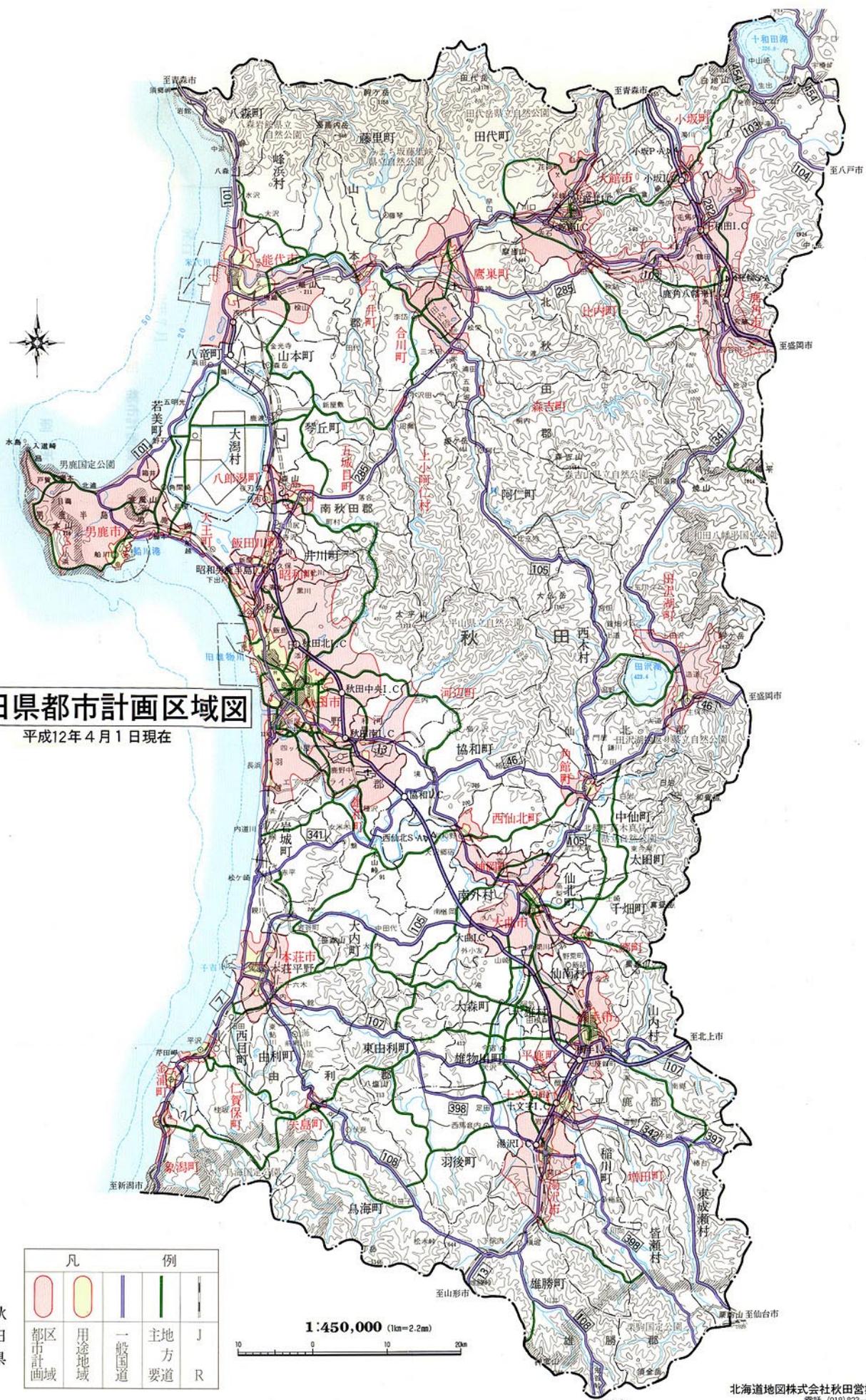
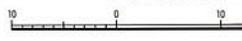
# 秋田県都市計画区域図

平成12年4月1日現在

凡	例
都区 市計 画域	用 途 地 域
	一 般 国 道
	主 地 方 要 道
	J R

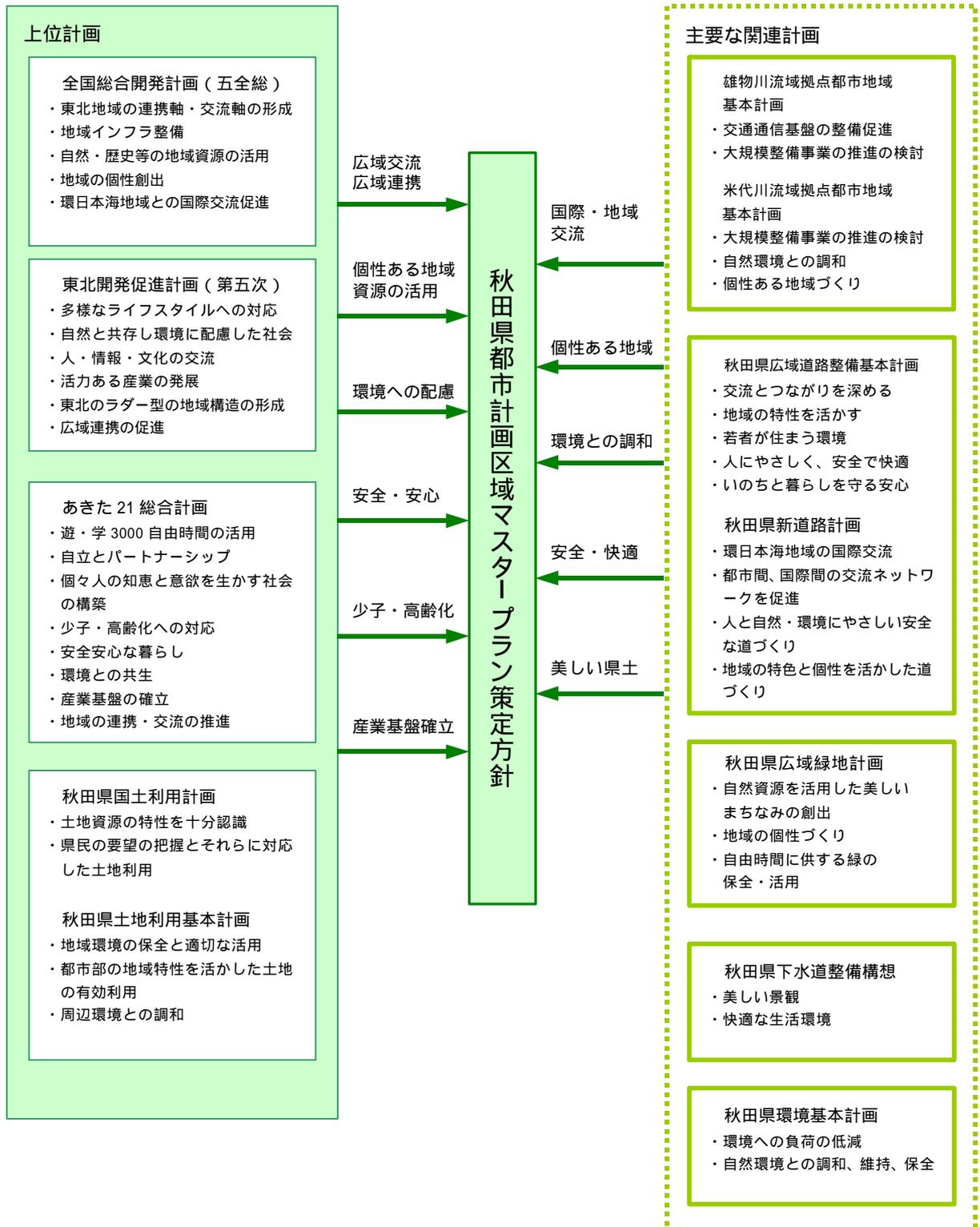
秋  
田  
県

1:450,000 (1cm=2.2km)



## 1 - 2 上位・関連計画

都市計画区域マスタープラン策定方針は、以下に示すような主要な上位・関連計画との整合を図り策定することとし、その関係を下図のように据えることとした。また、それら諸計画の概要を整理した。



( 1 ) 上位計画

1 ) 全国総合開発計画 - 21 世紀の国土のグランドデザイン -

平成 10 年 3 月 (国土庁) 目標年次・2010 年から 2015 年

地域別整備の基本方向

**東北地域整備の基本方向**

「21 世紀に向け調和のとれた新しいライフスタイルが展開される

フロンティア」

- ・豊かで美しい自然と共存できる社会の形成
- ・沿岸部や山間部地域においてゆとりと豊かさを実感できる多自然居住地域の創造
- ・東北地域を縦横に結ぶ地域連携軸の展開
- ・環日本海地域を中心とする極東アジアにおける国際文化・経済交流のゲートウェイ

**施策の展開方向**

- ・地域連携軸の形成として高規格幹線道路整備 - 日本海沿岸東北自動車道  
東北横断自動車道 - 釜石秋田線 (岩手、秋田を結ぶ地域連携軸の形成)
- ・白神山地等の豊かな自然と風土が育んできた独自の歴史や伝統を生かすなど、特色ある自然環境や文化遺産の保全・活用を図る。

- ・東北地域の連携軸・交流軸の形成のための、地域インフラ整備 (高規格道路) を促進する必要がある。
- ・秋田の自然・歴史等の地域資源を活用し、地域の個性創出に努めるとともに、環日本海地域との国際交流促進に配慮する必要がある。

2 ) 東北開発促進計画 (第五次) - 21 世紀を先導する自然共存社会をめざして -

平成 11 年 3 月 (国土庁) 目標年次・2010 年から 2015 年

計画の基本方針

- ・ゆとりある暮らしの中で、自然の恵み、都市的サービスを楽しむ東北
- ・世界と人々やもの、情報、文化が交流する開かれた東北
- ・魅力ある職場が存在し、産業に活力のある東北

東北整備のための方向と施策

- ・ゆとりある暮らしを営むために
- ・自然の恵みを守り、味わうために
- ・世界と人々や情報・文化が交流する開かれた東北のために
- ・魅力ある職場を確保し、活力ある産業を育てるために

- ・多様なライフスタイルへの対応、自然と共存し環境に配慮した社会、人・情報・文化の交流、活力ある産業の発展などが求められている。
- ・東北のラダー (梯子) 型の地域構造の形成を推進し、東北地域間や首都圏との広域連携の促進が必要である。

3) 秋田県基本構想 - あきた 21 総合計画「時と豊かに暮らす秋田」 -

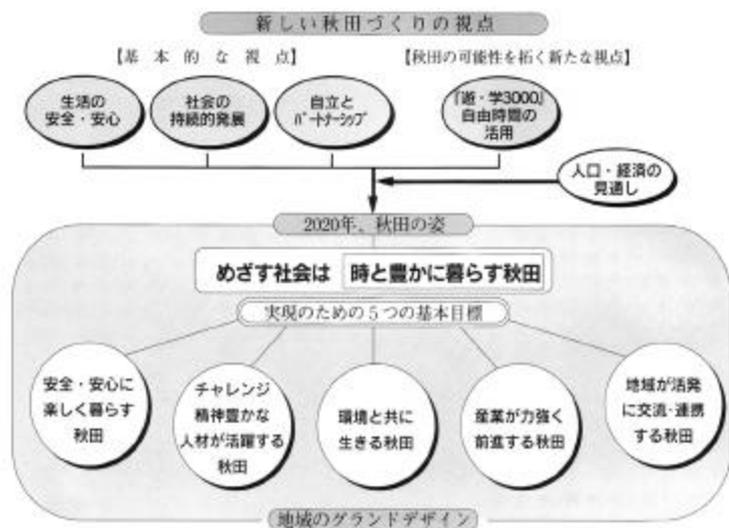
平成 12 年 3 月 (秋田県) 目標年次・2010 年

**基本目標とその姿**

これまで培ってきた県民文化の上に「生活の安全・安心」「社会の持続的発展」「自立とパートナーシップ」の基本的な視点と「遊・学 3000」自由時間の活用という新たな視点を加えた姿を総称して「時と豊かに暮らす秋田」とする。

実現のための 5 つの基本目標は以下の通り。

1. 安全・安心に楽しく暮らす秋田
2. チャレンジ精神豊かな人材が活躍する秋田
3. 環境と共に生きる秋田
4. 産業が力強く前進する秋田
5. 地域が活発に交流・連携する秋田



- ・ 「遊・学 3000 自由時間の活用」と「自立とパートナーシップ」を視点とし、個々人の知恵と意欲を生かす社会の構築を推進する必要がある。
- ・ 少子・高齢化への対応、安全安心な暮らし、環境との共生、産業基盤の確立、地域の連携・交流を推進する必要がある。

4) 秋田県国土利用計画

平成 8 年 6 月 (秋田県) 目標年次・平成 17 年

県土利用の基本方針

土地需要の量的調整 (都市的土地利用の高度化、自然的土地利用の適正な保全、計画的な土地利用転換)

県土利用の質的向上 (安全で安心できる県土利用、自然と共生する持続可能な県土利用、美しくゆとりある県土利用)

課題実現への配慮(市街地における土地利用の高度化と農山漁村における農用地や森林等の有効活用、低未利用地の利用促進とともに、都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図り、県土の有効かつ適切な利用に配慮する)

地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農村漁村、自然維持地域の適正な土地利用と活用、整備促進を図る。

利用区分別の県土利用の基本方向

農用地、森林、原野、河川、道路、住宅地、工業用地、事務所、店舗等その他の宅地の利用区分ごとに、適正用地の確保と保全、整備促進を図る。

本県のもつ土地資源の特性を十分認識し、全国的視野から見た県土利用への期待、県土利用に係る県民の要望などを的確に把握し、これらに対応した土地利用を図ることが必要である。

## 5) 秋田県土地利用基本計画

平成 13 年 3 月(秋田県)

県土利用の基本方向

- ・ 県土の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的調整と県土利用の質的向上をより積極的に推進する。

地域別の土地利用の基本方向

- ・ 都市については土地の高度利用と遊休土地の有効利用、農林業的土地利用との調整、災害に強い都市構造、美しくゆとりある都市環境の形成を図る。
- ・ 農山漁村については、農用地、森林及び沿岸地の保全や地域資源の活用と管理など、地域の実情に合わせた適切な土地利用を図る。
- ・ 無秩序な施設立地、その恐れのある地域については、制度的的確な運用等の検討と地域環境の保全と地域の実情に応じた土地利用を図る。

5 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

- ・ 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち 2 地域または 3 地域以上が重複する地域においては、地域別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

・ 農山漁村等の豊かな自然環境を持つ地域においては、その地域特性に配慮しながら、地域環境の保全と適切な活用を図る必要がある。  
・ 都市部においては地域特性を活かした土地の有効利用を促進するとともに、周辺環境との調和を図る必要がある。

## (2) 関連計画

### 1) 雄物川流域拠点都市地域基本計画

平成 7 年 4 月(秋田県) 目標年次・平成 18 年

地域整備の目標と地域の将来像

**地域整備の目標**

- ・ 国土・県土の均衡ある発展を担える地域づくりを行う
- ・ 地域内外の様々な人・もの・情報の交流を生み出す地域づくりを行う
- ・ 永続的な価値を持つ地域づくりを行う

### 地域の将来像

21世紀をリードし、22世紀に誇れる、雄物川流域「生活首都圏」  
 ~ 人の元気を創り出す地域 ~

#### 拠点地区別整備の概要

1. 大曲中心市街地商業交流拠点地区（大曲市）	面積	91.8ha
2. 大曲スポーツ・イベント交流拠点地区（大曲市）	面積	60.3ha
3. 横手ライフ・コア拠点地区（横手市）	面積	60.3ha
4. 横手インランド・マーケット拠点地区（横手市）	面積	37.1ha
5. 雄湯郷（ユートピア）中核拠点地区（湯沢市）	面積	39.6ha
6. 湯沢クリエイティブタウン拠点地区（湯沢市）	面積	114.0ha

- ・ 地域内外の人やもの、情報の交流を促すため、交通通信基盤の整備を促進することが必要である。
- ・ 拠点地区の大規模整備事業の推進については、都市計画上としての十分な検討を行う必要がある。

## 2) 米代川流域拠点都市地域基本計画 平成6年5月（秋田県） 目標年次・平成18年

### 地方拠点都市地域の将来像

#### 地域の将来像

- ・ 大館能代空港を生かした域外との交流圏の形成
- ・ 高速交通体系を活かした、産業・都市機能の形成
- ・ 自然環境、技術、スポーツ集積等を活かした拠点形成
- ・ 文化、スポーツ、レクリエーション、福祉、居住環境に重点をおいた生活圏域形成

#### キャッチフレーズ

清流と美林に囲まれた北東北の新・多核交流定住都市圏をめざして  
 ~ 米代川エコ・ハビ・タウンズ ~

#### 拠点地区別整備の概要

1. 大館産業・文化学園拠点（大館市）	面積	71.4ha
2. 大館スポーツ・イベント交流拠点（大館市）	面積	13.8ha
3. ニューライフ交流・行政拠点（能代市）	面積	63.0ha
4. シーサイドスポーツリゾート拠点（能代市）	面積	83.0ha
5. 花輪中心地区多機能交流拠点（鹿角市）	面積	62.3ha
6. エアフロント都市交流拠点（鷹巣町）	面積	27.0ha

- ・拠点地区の大規模整備事業の推進については、都市計画上の位置づけについて十分な検討を行う必要がある。
- ・施設整備、インフラ整備に関しては、自然環境との調和と個性ある地域づくりに配慮する必要がある。

### 3) 秋田県広域道路整備基本計画

平成 5 年（秋田県）

#### 将来ビジョン

「やさしくそして力強くあきた 21 世紀ヘトライする交流ネットワークの形成」

- ・いきいきとした交流を図り、つながりを深める道づくり
- ・地域の特性を活かし、たくましい底力をつける道づくり
- ・若者が楽しみながら住まう環境への道づくり
- ・人にやさしく、安全で快適な道づくり
- ・いのちと暮らしを守る安心の道づくり

### 4) 秋田県新道路計画

平成 10 年（秋田県） 目標年次・平成 14 年

基本理念 ゆとりと活力に満ちた「新しいふるさと秋田」をめざして

#### 道づくりを進める 7 つの柱

- ・環日本海時代の新たな交流軸を形成する道づくり
- ・地域内外との交流と連携を強化する道づくり
- ・魅力あるきれいな都市環境を創造する道づくり
- ・自然、歴史、文化など特色を生かした「個性ある地域づくり」を支援する道づくり
- ・いのちと暮らしを守る安全・快適で美しい道づくり
- ・地域の産業振興と日本の食糧自給を支える道づくり
- ・新たな道路行政の取り組みの展開

- ・北東北の地域交流と、環日本海地域の国際交流を活発に展開し、都市間、国際間の交流ネットワークを促進する必要がある。
- ・基盤整備を行うにあたっては、人と自然・環境にやさしい安全な道づくりと、自然、歴史、産業など地域の特色と個性を活かす必要がある。

### 5) 秋田県広域緑地計画

平成 10 年 3 月（秋田県） 目標年次・平成 27 年

#### 広域緑地の保全及び緑化の目標

基本理念 「まちに緑が映え、季節感にあふれる秋田まち並み創造」

#### 保全の方針

- ・自然的骨格（山脈、山地、盆地、平野等）、自然環境（国立公園、国定公園、県立自然公園等）、三大河川流域、農地、市街地及び市街地周辺の緑、自然林、保安林等の保全を図る。

#### 創出の方針

- ・広域的利用圏に対応した緑地の指定及び緑地の整備の推進と保全・活用による緑

の広域ネットワークの形成を図る。

広域緑地の保全及び緑化推進のための施策

### 1．広域公園等根幹的な都市公園等整備の考え方と基本方針

- ・雄物川、米代川、子吉川河川敷の整備推進と河川環境の保全。
- ・歴史的文化的遺産の公共的な緑地整備と自然環境の保全。
- ・広域的なスポーツ、レクリエーション施設の整備推進。

### 2．地域制緑地の指定の考え方と基本方針

- ・風致地区、緑地保全地区、緑化協定、条例等による指定及び目標の設定。

### 3．都市緑化推進の考え方と基本方針

公共公益施設の緑化目標及び推進

民有地の緑化目標及び推進

民間の参加、協力等の促進

普及啓発活動と顕彰制度の推進

・広域・地域別緑地の配置方針と広域緑地の保全及び緑化推進のための施策に配慮し、秋田の豊かな自然資源を活用した美しいまちなみの創出等、秋田県土と地域の個性づくりを促進する必要がある。

・全国でも高い割合を占める森林農用地を活かし、レクリエーション活動やスポーツといった自由時間に供する緑の保全・活用を推進させる必要がある。

## 6) 秋田県下水道等整備構想

平成 10 年（秋田県）

整備構想の基本方針

各管轄下におかれた各種事業計画を調整しとりまとめることで、住民への透明性の充実と効率的な整備促進を図るものである。

・美しい景観と快適な生活環境を確保するために、地域の特性に応じた公共下水道・排水施設等の整備を促進する必要がある。

## 7) 秋田県環境基本計画

平成 10 年（秋田県）

目指すべき環境像と実現に向けての基本方針

### 1．自然と人との共存 - 恵み豊かな自然環境を次世代へ

- ・豊かな自然環境の体系的保全
- ・自然とのふれあいの確保
- ・農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上
- ・快適環境の確保

### 2．環境への負荷の少ない循環を基調とした社会

- ・公害対策、化学物質対策、廃棄物対策・リサイクル

### 3．地球環境保全への積極的な取組

- ・地球温暖化
- ・オゾン層の破壊
- ・酸性雨
- ・国際協力

### 4．環境保全に向けて全ての主体の参加

- ・環境教育、環境学習の推進
- ・環境に配慮した自主的行動の推進
- ・広域的な協力体制の確立

・環境マインドの醸成、ゼロ・エミッション社会の構築、環境リスクの低減など、広範で質的な深みを伴った環境政策を進める必要がある。

### 1 - 3 時代潮流と背景

#### (1) 少子・高齢化

日本の人口は減少へと転じる時代を迎えている。平成12年の国勢調査から、我が国の年齢3区分人口について平成7年と比べると、年少人口は157万人(7.8%)減、生産年齢人口は117万人(1.3%)減となっているのに対し、老年人口は401万人(22.0%)増となっている。総人口に占める年少人口の割合が縮小しているのに対し、老年人口の割合は拡大しており、少子・高齢化が進行している。

秋田県においては人口の少子・高齢化がさらに顕著であり、年少人口の割合は全国でも3番目に低い13.5%、老年人口の割合は全国でも3番目に高い23.5%となっており、人口減少と少子高齢化が地域社会にとって大きな課題となっている。

地域の担い手となる若年層の減少と高齢者層の増加は、これまでの地域社会を大きく変容させ、経済成長の低下や投資余力の減少が見込まれることになる。

今後は、国土基盤投資の重点化や効率化を一層推進するとともに、高齢者の余暇時間を活かすための社会基盤整備や、社会参加意欲を反映する社会システムの構築等を推進する必要がある。

また、人口減少に伴う都市的土地利用の転換が低下する中で、これまで決定してきた都市計画の検証も含め、長期的な視点に立った計画づくりの必要性和、既成市街地再整備の主体としての市町村の役割も重要となっている。

都道府県	平成12年				平成7年			
	総数 1)	0～14 歳	15～64 歳	65歳 以上	総数 1)	0～14 歳	15～64 歳	65歳 以上
全 国	100.0	14.5	67.8	17.5	100.0	15.9	69.4	14.5
北海道	100.0	14.1	67.4	17.9	100.0	15.8	69.3	14.8
青森県	100.0	15.1	65.3	19.6	100.0	17.0	66.9	16.0
岩手県	100.0	14.8	63.0	22.2	100.0	16.8	65.2	18.0
宮城県	100.0	15.2	67.2	17.5	100.0	16.9	68.5	14.5
秋田県	100.0	13.5	63.0	23.5	100.0	15.6	64.8	19.6
山形県	100.0	14.9	61.8	23.3	100.0	16.6	63.6	19.8
福島県	100.0	15.8	63.8	20.4	100.0	17.9	64.7	17.4
茨城県	100.0	15.5	67.1	17.3	100.0	17.1	68.7	14.2
栃木県	100.0	15.2	67.4	17.3	100.0	17.1	68.1	14.8
群馬県	100.0	15.2	66.1	18.5	100.0	16.5	67.9	15.6
埼玉県	100.0	14.6	72.4	12.9	100.0	16.1	73.6	10.1
千葉県	100.0	14.2	71.6	14.0	100.0	15.8	72.9	11.2
東京都	100.0	11.8	71.6	16.1	100.0	12.7	73.9	13.0
神奈川県	100.0	14.9	72.2	13.4	100.0	14.9	74.0	11.0
新潟県	100.0	14.7	63.5	21.7	100.0	16.3	65.3	18.3
富山県	100.0	13.9	64.6	21.6	100.0	15.1	66.9	17.9
石川県	100.0	15.0	66.3	18.6	100.0	16.1	67.7	16.2
福井県	100.0	15.7	63.7	20.5	100.0	17.0	65.2	17.7
山梨県	100.0	15.5	64.0	20.5	100.0	16.6	66.3	17.1
長野県	100.0	14.9	63.0	22.1	100.0	16.2	64.8	19.0
岐阜県	100.0	14.8	66.9	18.3	100.0	16.6	68.1	15.3
静岡県	100.0	15.1	66.9	18.0	100.0	16.6	68.6	14.8
愛知県	100.0	15.2	69.7	14.7	100.0	16.3	71.6	11.9
三重県	100.0	14.6	65.6	19.7	100.0	16.5	67.4	16.1
滋賀県	100.0	16.4	67.2	16.3	100.0	18.0	67.9	14.1
京都府	100.0	13.6	68.5	17.7	100.0	14.8	70.1	14.7
大阪府	100.0	14.4	70.3	15.1	100.0	15.0	72.9	11.9
兵庫県	100.0	15.0	67.7	17.2	100.0	16.3	69.5	14.1
和歌山県	100.0	15.0	67.9	17.1	100.0	16.2	69.8	13.9
徳島県	100.0	14.6	63.7	21.7	100.0	16.3	65.6	18.1
鳥取県	100.0	14.1	62.7	23.1	100.0	17.1	63.6	19.3
島根県	100.0	14.4	59.9	25.7	100.0	16.4	62.0	21.7
岡山県	100.0	14.4	64.6	20.9	100.0	16.2	66.3	17.4
広島県	100.0	14.9	66.2	18.8	100.0	16.2	67.9	15.8
山口県	100.0	13.2	64.3	22.4	100.0	15.5	65.5	19.0
徳島県	100.0	13.5	64.0	22.4	100.0	15.9	65.1	18.9
香川県	100.0	13.6	64.0	22.3	100.0	15.7	66.1	18.2
愛媛県	100.0	15.0	63.5	21.5	100.0	16.3	65.2	18.5
高知県	100.0	13.5	62.6	23.9	100.0	15.4	63.9	20.6
福岡県	100.0	14.9	67.6	17.2	100.0	16.5	68.6	14.8
佐賀県	100.0	16.2	63.3	20.5	100.0	18.1	64.1	17.8
長崎県	100.0	15.9	63.4	20.6	100.0	17.9	64.3	17.7
熊本県	100.0	15.7	63.1	21.1	100.0	17.3	64.3	18.3
大分県	100.0	14.2	62.8	22.9	100.0	16.3	65.1	18.6
宮崎県	100.0	15.8	62.6	21.5	100.0	17.9	64.7	17.4
鹿児島県	100.0	15.6	61.6	22.8	100.0	17.8	62.4	19.7
沖縄県	100.0	20.8	64.3	14.1	100.0	22.1	66.2	11.7

資料：国勢調査

## ( 2 ) 環境重視

全国的に、環境問題が高度成長期の公害問題から、地球規模の視点に移行している中、都市における人間の活動が地球環境に及ぼす影響は大きいことから、都市活動と環境保全の調和をいかに図るかが重要な課題である。

住宅・社会資本の整備は、事業実施の過程で自然環境に働きかける行為であることから、より良い都市環境を創造するという使命を果たす一方で、自然環境の保全に対して最大限の配慮を尽くすことが求められている。また、より良い都市環境の創造のため、景観や歴史など優れた文化が総合的に反映された空間の保全・整備促進を行う必要があり、本県においても、環境に配慮した広域的観点から都市づくりの方針を設定することが必要である。

秋田県では平成 10 年 3 月に地球環境保全の推進を規定した「秋田県環境基本計画」を策定し、これに基づいてまとめられた「温暖化対策美の国あきた計画」では、温室効果ガスの排出に関する対策や二酸化炭素排出量の削減等、県として行うべき具体的なプランを掲げている。

こうした視点から、健全で恵み豊かな環境を保全しながら、人と自然との触れ合いが保たれた、ゆとりとうるおいのある美しい環境を創造するとともに、環境への影響を軽減・解消する制度を積極的に導入するほか、施設の延命を図るなど、そのライフサイクルを通じた資源エネルギー消費を減らし、環境に与える影響を軽減することが必要である。

貴重な自然・生態系と、安全性や利便性という生活者のニーズへの対応を適切に調和させながら、都市整備のあり方についても「循環型」へと転換していくことが必要となっている。

## ( 3 ) 成熟した都市型社会

少子・高齢化、グローバル化、高度情報化などを背景として社会的な価値観や生活様式は急速に変わりつつある。また、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という消費型社会から循環型社会への転換が求められている。そして、「都市化 = 人口増 + 市街地の拡大」という図式が成り立たなくなり、従来型の計画の組み立てでは立ち行かない状況にある。

地域の人々の意識も大きく変わり、住まいに関する意識の多様化、自然環境や景観保全等への意識の高まり、地域の安全性への関心の高まり、そして身近なまちづくりへの積極的な参画を望むようになってきている。このように、行政やまちづくりへ関心が高まるなかで、NPO（民間非営利組織）等による自主的、自発的な活動をはじめ、自分の活躍の場、自己実現の場として地域を考える気運にある。

つまり、人口増加による市街地拡大がもたらした「都市化社会」から「都市型社会」へ、「成長」の時代から「成熟」の時代へと移行し、生活をより一層充実させるための転換期を迎えているといえる。

#### (4) グローバル化とローカル化

現在の都市が直面している大きな課題として、二つの潮流が挙げられる。一つは地球規模で進行しつつある市場経済活動の拡大と国際化といったグローバル化であり、もう一つは地域・地区などの身近な環境の保全と地域の個性や特性をより発揮していこうとするローカリズムである。

国境を越えた資本の自由な移動を促し、どこにあっても透明性の高い均一なルールの下で、市場経済活動を可能にするようなグローバル化と、こういった規制緩和の圧力に対し、地域独自の環境・慣習・文化を守り、育てるために、地域独自のルール作りや固有性を維持していこうとするローカル化の動きが全国各地で起こってきている。

都市づくりにあっては、この二つの潮流がせめぎ合う中、市町村の自主的な判断が強く求められるとともに、県は広域的な行政体としてのスタンスを明確に示すことが必要となっている。

秋田におけるグローバル化は、例えば環日本海地域との経済・文化交流や、秋田の産業や技術を中国やロシアの資源や労働力と組み合わせしていく国際交流などが考えられる。このような国際交流が進むことで、秋田固有の資源や文化を見つめ直し、それらを育て、発信していくことが可能となる。グローバル化を目指すと同時に、秋田らしさを育み、受け継いでいく取り組みも重要である。

#### (5) 自由時間の活用

労働省「毎月勤労統計調査 平成 11 年」によると、日本人の労働時間は昭和 63 年以降減少傾向にあり、自由時間が大幅に増加してきている。また総理府広報室「国民生活に関する世論調査 平成 11 年」では、自由時間の増大を背景として、レクリエーション活動などへの関心が強まる中で、自然とのふれあい志向やボランティア活動への参加志向が高まっている。生活の中で真の豊かさを実感できる社会を実現していくためには、自由時間を活用する選択肢の増加を図ることが大きな課題である。

自由時間の拡大と充実、生活にゆとりを与えるとともに、国民一人一人が生涯にわたって学習に取り組み、市民活動に参加するなど、多様な自己実現を図るために重要な要素である。また、創造性豊かな地域社会を実現するとともに、地域経済の振興や余暇時間の関連支出による経済成長にも寄与するといった重要な意義を持っている。

「あきた 21 総合計画」では、秋田の可能性を拓く新たな視点として「遊・学 3000」時間の活用を据えている。生きるための自己実現や生きがいづくり、仕事や社会参加への意欲の向上だけでなく、安全・安心の充実、経済の活性化による地域活力を創出するものとして自由時間の活用を位置づけている。

秋田県においては、高齢者層の増加とその世代が持つ自由時間の活用が課題となる

ことから、福祉、教育、スポーツ、文化・芸術活動などのサービス業の活動が活発化する生活サービス施設等の充実が必要となる。

また、自由時間を十分に活用するための多様な県民ニーズに対応した社会環境づくりが求められる。県外からも余暇時間を利用し、秋田に来訪してもらえよう、秋田の自然豊かな田園を楽しむグリーンツーリズムや観光、ウインタースポーツなどの充実により、秋田の良さを発信することがますます重要となっている。

## (6) 地方分権

### 1) 地方分権の意義

地方分権改革の一つの節目とも言える、いわゆる「地方分権一括法」が、平成12年4月1日から施行され、明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」と言われる改革が歩み始めることとなった。

そもそも地方分権の意義とは、「地域の行政は、地域の住民が自分たちで決定し(自己決定)、その責任も自分たちが負う(自己責任)という行政システムの構築」と「全国的な統一性や公平性を重視する画一と集積の行政システムから住民や地域の視点に立った多様と分権の行政システムに変革する」ことにあり、新時代にふさわしい地方自治を確立して行こうとするものである。

すなわち、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しようとするものである。このためには、自己決定・自己責任の原則に基づき、地方公共団体が地域内の諸課題に積極的に取り組んでいくことが求められている。

### 2) 都市計画における地方分権

地方分権の推進により、身近な地方公共団体が、住民の意思と責任に基づいて主体的なまちづくりを行うことができるなど、地域の実情やニーズにあった個性的で多様な行政を展開することが可能となる。この様な観点から、地方分権時代における都市計画の主な視点を以下に整理する。

#### 広域行政と狭域行政

県は市町村の行政区域を越えた広域的調整の役割を担うこととなり、そのため県には計画の内容に応じて、関係機関の連携や広域レベルの調整を図る仕組みづくりが求められている。

今回創設された都市計画区域マスタープランがその役割、仕組みづくりを担うものとして期待されている。

#### 都市計画決定システムの合理化

各自治体の判断で議会や公聴会の関与のあり方について選択が可能になり、行政以外の立場から都市計画決定の手続きに関与する範囲を拡大・充実させることも可能と

なった。住民参加や意向反映のための措置を具体化できる条例や都市計画審議会の運営ルール、情報公開の観点からの透明化等、住民の参加を促すため、都市計画決定の手続きの拡大・充実についてより具体的な配慮と推進が求められている。

#### 土地利用規制

土地利用規制は環境上好ましくない用途の排除や適切な用途への誘導という調整機能を持っている。しかし、これまでの規制では必ずしもその機能が十分に達成されないケースも見られた。法改正により、既成市街地の再生に係る制度改正や自然環境への配慮と良好な環境を確保するための制度の創設が行われたことから、地域の特性を活かした柔軟かつ適正なまちづくりを進めることが課題である。

#### (7) 中心市街地の衰退

多くの地方都市で中心市街地が空洞化する傾向にあり、既存商店街の衰退や人口の高齢化と郊外への拡散など様々な問題が複層的に絡み合っている。

その背景には、大型店の出店に関する規制緩和等に伴う郊外型店舗の立地(ロードサイド型店舗の進出)、郊外開発等による中心市街地における定住人口の減少、公共施設の郊外への移転、モータリゼーションの発展に伴う市街地の拡大と、食料品等の週末のまとめ買いなど、生活様式そのものの変化などが挙げられる。

秋田県内における小売業の推移については、商店数が昭和63年以降減少しており、平成11年には年間販売額が減少に転じるなど小売業の経営は厳しい状況にある(表1)。特に従業員規模別の商店数の推移を見ると、1~4人の商店が減少する一方、50人以上の大規模店舗が増加する傾向にあり、小規模商店の減少が進んでいることが分かる(表2)。

しかし、中心市街地をはじめとした既存商店街は居住地との近接の面などから地域住民の消費ニーズに応えるといった、生活と密着した都市機能の重要な要素である。特にこれからの高齢化社会を考えると、地域コミュニティと商業とは切り離して考えることはできない。また、中心市街地は社会基盤整備も充実しており、郊外開発を進めるより効率的な投資が行えるなど、既存のストックを利用することで効果的な整備を図ることができ、そのことは環境を保全することにもつながる。

つまり、商店街は従来の商業スタイルの改善と地域における新たな役割を担うことが必要となり、都市づくりにおいては従来の郊外開発を検証し、既成市街地の充実や新たな核づくりなど、都市の賑わいを取り戻すといった視点も重要になっている。

表1 秋田県内小売業の商店数等推移

	昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年
商店数(店)	20,621	20,072	18,484	17,300	17,000
従業員数(人)	77,001	77,961	76,820	75,532	79,530
年間販売額(百万円)	10,901	12,498	13,373	14,279	13,382
売場面積(m <sup>2</sup> )	12,490	12,528	14,635	13,859	14,945
商店数増減率(%)	-1.1	-2.7	-7.9	-6.4	-1.7
従業員数増減率(%)	5.4	1.2	-1.5	-1.7	5.3
年間販売額増減率(%)	8.5	14.7	7.0	6.8	-6.3
売場面積増減率(%)	8.0	0.3	16.8	-5.3	7.8

資料: 通産省 商業統計表

(注) 増減率は3年前との比較

表2 秋田県内小売業の従業員規模別の商店数推移

従業員規模	商店数			増減率	
	平成3年	平成6年	平成9年	平成6年	平成9年
1～4人	16,458	14,703	13,546	-10.7	-7.9
5～19人	3,158	3,329	3,284	5.4	-1.4
20～49人	369	358	366	-3.0	2.2
50人以上	87	94	104	8.0	10.6
合計	20,072	18,484	17,300	-7.9	-6.4

資料: 通産省 商業統計表

## 1 - 4 秋田県の都市計画の現状

### (1) 秋田県の人口、世帯等の状況

#### 秋田県の人口

国勢調査で見ると、秋田県の人口は昭和 55 年（1,256,745 人）以降減少を続けており、平成 12 年（速報値）では 1,189,215 人となり 20 年間で 5.4 % 減少し、過去 5 ヶ年では 2.0 % と減少速度を速めている。

#### 世帯数

世帯数は一定して増加しており、平成 12 年では 394,200 世帯で、過去 5 年に比べて 5.2 % の増加となっている。また、世帯数の増加率はほぼ全国平均 5.1 % と同じである。

#### 年齢 3 区分の比率

年齢 3 区分の比率は年少人口と生産年齢人口が一定して減少し、老年人口の比率が高まり、高齢化が急速に進んでいる。

平成 12 年の構成比は老年人口 23.5 %、生産年齢人口 63.0 %、年少人口 13.5 % であるが、今後の 20 年間で、高齢人口は約 30 % に達するものと予想されている。

人口減少、高齢化に向けた都市づくりの方向づけが必要である。

(参考：秋田県基本構想の将来人口の見通し)

・総人口	平成32年	約102万人		
・年齢別	"	老年人口	30.3%	
		生産年齢人口	56.1%	
		年少人口	13.6%	

### (2) 秋田県の土地利用動向

#### 1) 県土利用の状況

出典：県土利用に関する施策の現況と課題（13/3 秋田県企画振興部）

・過去 10 年間（H2 ~ H11）の土地利用の変化（単位  $\text{km}^2$ ）。

	平成2年	平成11年	増減面積	増減率
・農地	1,653 $\text{km}^2$	1,600 $\text{km}^2$	53 $\text{km}^2$ 減少	3.2% 減少
・森林	8,394	8,386	8 減少	0.1% 減少
・原野	137	90	47 減少	34.3% 減少
・水面	401	406	5 増加	1.2% 増加
・道路	279	319	40 増加	14.3% 増加
・宅地	243	274	31 増加	12.7% 増加
・その他	506	537	31 増加	6.1% 増加

・地目別の増減は、原野を除くと、道路面積の増加が 14.3 % と最も大きく、ついで宅地の 12.7 % が続く。

・道路増加分 40 $\text{km}^2$  の内訳は、一般道路 33 $\text{km}^2$ 、農道 3 $\text{km}^2$ 、林道 4 $\text{km}^2$  となっている。

農地と原野が道路と宅地及びその他に転換されているが、世帯数の増加に伴う宅地等の増加、高速道路整備や一般道の整備により、道路の増加といった傾向は今後も続くものと考えられる。

2) 土地利用基本計画地域区分

出典：秋田県土地利用基本計画（13/3/31 現在）

5 地域区分による面積は以下の通り。

- ・都市地域（都市計画区域）の面積は 175,562ha、割合は県土の 15.1 %。
- ・都市地域の面積は、昭和 55 年（155,428ha）に比べて、12.8 %増加している。

区分	地域名	H4.3面積(ha)	H13.3面積(ha)	割合(%)	増減(ha)
5 地域	都市地域	168,448	175,562	15.1	7,114
	農業地域	392,926	391,904	33.8	1,022
	森林地域	854,543	853,845	73.5	698
	自然公園区域	125,535	125,535	10.8	-
	自然保全地域	686	5,022	0.4	4,336
	計	1,542,138	1,551,868	133.6	9,730
白地地域		12,627	12,812	1.1	185
合計		1,554,765	1,564,680	134.7	9,915
県土面積		1,161,059	1,161,192	100	133

今後、都市地域における大幅な拡大要素は少ないと考えられるが、高速道路I.C周辺や大規模な都市機能等の土地利用の変化に対応していくことが必要である。

3) 土地利用転換動向等

- 土地利用転換動向等の調書より -

・県全体の平成 5 ~ 10 年までの各法律に基づく許可・届出による開発面積は、以下のとおりである。都市計画法に基づく開発許可は、年平均 200ha 弱となっている。

区 分	H5 - H10面積	年平均面積
・都市計画法に基づく開発許可	1,191ha	199ha
・農地法に基づく農地転用( )	1,774ha	296ha
・森林法に基づく開発許可	2,278ha	380ha
・自然公園法に基づく許可・届出	104ha	17ha

( 1,000 m<sup>2</sup>以上の開発に係るもの。)

今回の法改正により、都市計画区域についても開発許可が適用されることとなり、乱開発を防止する手だてとして有効に活用していくとともに、農地の保全や森林の保全に配慮していくことが必要である。

4) 主要施設の整備・開発状況

- 土地利用動向調査 -

平成元年度～10年度までの交通施設（道路、鉄道、空港）及び基幹的整備開発状況は、以下のようになっている（「主要施設整備開発等調書」を参考）。

ア．交通施設

種類	区分	整備区間 (km)	未整備 区間(km)	総計 (km)	備考
道路	・高速自動車国道 1	92.6	73.7	166.3	秋田自動車道 (日本海沿岸東北 自動車道は未整 備区間)
	・一般国道 2	112.9	151.6	264.5	
	・主要地方道 3	113.5	42.1	155.6	
	・農道 4	104.3	76.4	180.7	
	・林道 5	0	0	0	
	・その他の道路 6	0.1	3.6	3.7	
鉄道	・新幹線 7	平成元年以降、整備計画の策定されている区間なし			
	・鉄道その他 8	秋田内陸縦貫鉄道(鷹巣町-西木村間)平成元年29.3km 供用			
空港	・大館能代空港 9	平成10年開港	整備面積121.4ha		

(注)

- 1 - 道路法第3条第一号の高速自動車国道を記載
- 2 - 道路法第3条第二号の一般国道を記載
- 3 - 道路法第56条に基づき建設大臣の指定する主要な都道府県道及び市道を記載
- 4 - 広域営農団地農道(広域農道)を記載
- 5 - 森林開発公団法第18条第1項第一号又は第一号の二に基づく開設又は改良に係わる林道のうち、特定森林地域林道(ｽｰﾊﾟｰ林道)及び大規模林業圏開発林道(大規模圏林道)
- 6 - 高速道、一般国道、主要地方道、農道、林道以外で土地利用動向に与える影響の大きい道路を記載
- 7 - 全国新幹線鉄道整備法第2条の新幹線鉄道
- 8 - 新幹線鉄道以外の鉄道法第2条の鉄道事業に係わる鉄道を記載
- 9 - 空港整備法第2条第1項の空港を記載

イ．基幹的整備開発状況

(単位：ha)

区分	項目	整備面積	未整備面積	総計
都市開発・整備	土地区画整理事業	624.5	455.2	1,079.7
	新住宅市街地開発事業	0	375.8	375.8
	その他の住宅団地整備事業	238.9	456.9	695.8
	工業団地造成事業	151.0	154.7	305.7
	商業・流通施設団地造成事業	0	0	0
	その他の大規模公共公益施設	208.8	146.2	355.0
農業・農村整備	圃場整備事業	10,839.5	11,663.6	22,503.1
	農用地造成事業	3,866.0	58.1	3,924.1
	農村工業導入事業		514.4	649.1
森林整備・保全	森林整備・保全事業	1,439.0	539.9	1,972.9
休養・レクリエーション	公園緑地	704.9	1,155.8	1,860.7
	その他のレクリエーション施設	951.4	448.1	1,399.5
その他の施設	ダム	1,071.0	687.0	1,758.0
	発電所	0	0	0
	公有水面埋め立て	65.9	216.2	282.1

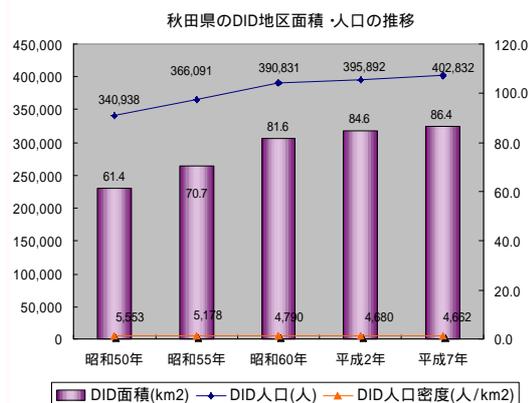
日本海沿岸自動車道をはじめとする道路や都市開発・整備の未整備部分の事業を推進していく必要がある。

### (3) 秋田県の人口集中地区 (DID) の状況

#### 1) 秋田県の状況

- ・ 全県的に見た場合、人口集中地区の面積は一定して増加し続けており、昭和 50 年から平成 7 年までの 20 年間で約 40 % 増加しているが、近年、その増加率は鈍化してきている。
- ・ 人口についても同様に、昭和 50 年以降一定して増加しており、平成 7 年では 402,832 人と 20 年前に比べ約 18 % の増加となっているが、その増加率は鈍化してきている。
- ・ 一方、人口密度については昭和 50 年以降減少傾向にあり、昭和 50 年の 5,553 人/k m<sup>2</sup> から平成 7 年の 4,662 人/k m<sup>2</sup> へと約 16 % の減少している。

全体としては、市街地密度が低下する傾向にあり、また人口集中地区の面積は拡大の傾向を示している。



#### 2) 市町村の状況

- ・ 人口集中地区を持つ市町村ごとの人口密度の推移については、昭和 50 年から平成 7 年にかけて、わずかな増減は見られるものの、総じて減少傾向にある。
- ・ 昭和 50 年に 13 市町が人口集中地区を持っていたが、その後比内町、男鹿市、角館町が外れ現在では 8 市 2 町となっている。
- ・ その内、大館市、能代市、大曲市、横手市、湯沢市、鷹巣町、象潟町においては昭和 50 年以降、一定して人口密度が低下している。

多くの都市で、DID ( ) 地区内人口の空洞化の傾向を示している。

市町村別DID地区の人口密度の推移

都市名	人口密度 人 / k m <sup>2</sup>				
	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
秋田市	5,901	5,609	5,272	5,145	5,151
鹿角市	4,548	3,711	3,753	3,336	3,492
大館市	5,403	4,615	4,263	3,786	3,581
能代市	5,880	5,514	4,623	3,983	3,918
男鹿市	2,794	2,390	1,518	-	-
本荘市	5,113	4,789	4,778	4,220	4,322
大曲市	4,747	4,292	3,914	4,040	3,946
横手市	6,089	5,280	4,943	4,520	4,254
湯沢市	6,606	6,148	5,661	5,221	4,985
比内町	4,282	-	-	-	-
鷹巣町	6,990	5,031	4,729	4,597	4,444
象潟町	3,591	4,277	4,024	4,230	3,377
角館町	3,949	3,651	3,566	2,825	-
県平均	5,553	5,178	4,790	4,680	4,662

資料 秋田県の都市計画

DID (人口集中地区) とは、人口密度が 40 人 / ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5000 人以上となる地域。

## (4) 秋田県の都市計画の現状

### 1) 都市計画区域の状況

#### 指定市町村数

- ・昭和 55 年時点 9 市 21 町 1 村 平成 12 年時点 9 市 25 町 1 村(過去 20 年の間 4 町指定)
- ・行政区域の全域が都市計画区域 2 町、60 %以上が 6 都市(3 市 3 町)、20 以上～60 %未満 10 都市(5 市 5 町)、20 %未満 17 都市(16 町 1 村)

#### 都市計画区域面積

- ・昭和 55 年から平成 12 年の 20 年間で、約 16,306ha 約 10.5 %増加  
(合川町 / 平成 6 年に 3,057ha、神岡町 / 平成 8 年に 3,208ha の都市計画区域を指定、平成 13 年には鷹巣都市計画区域 692ha、象潟都市計画区域 94ha を追加指定)

#### 都市計画人口

- ・昭和 55 年時点では約 793 千人 平成 12 年 826 千人。約 33 千人増加。
- ・都市計画区域人口の対全県人口比、昭和 55 年時点では 63.4% 平成 12 年で 69.3 %、微増状況。

#### 広域都市計画区域

- ・秋田、大曲及び河辺都市計画区域の 3 区域で指定。

広域都市圏(複数都市計画区域)の効果等の考え方の検討が必要。

#### 都市計画区域の指定

- ・未指定都市 都市的土地利用の進展や将来の市街地の形成の可能性の検討
- ・指定都市 大規模な都市機能の立地や I.C の配置等から今後予想される開発等を勘案し、都市の総合的、一体的整備に向け、適切な区域指定を行っていく必要がある。

### 2) 区域区分制度(線引き)の状況

- ・昭和 46 年 3 月、新都市計画法の改正により市街化区域と市街化調整区域の区域区分制度(線引き)が導入され、本県においては秋田都市計画区域の秋田市、昭和町、飯田川町、天王町の 1 市 3 町で線引制度を導入。
- ・現在の区域区分は、第 5 回線引きにより、平成 10 年 9 月に都市計画決定している。
- ・3 町の内、天王町の人口増加は顕著で、昭和、飯田川両町は減少又は横這いの状況にある。

区域区分の要否は県が判断する事項となり、区域区分に関する基準づくりが必要である。

### 3) 地域地区

#### ア．用途地域

- ・ 指定市町 都市計画区域指定 35 市町村の内、28 市町で指定。
- ・ 未指定市町村 神岡町、森吉町、合川町、矢島町、雄和町、増田町、上小阿仁村（6 町 1 村、但し神岡町は大曲都市計画区域として用途地域の指定を行う予定）。
- ・ 未指定市町村は、今後、都市の特性から必要に応じた用途地域指定の検討が必要。

新たな都市機能配置等や土地利用の変化に応じた見直しが必要

特定用途制限地域の指定の考え方の検討が必要（ 1 ）

新たな都市づくりに向けた用途地域変更のための考え方の検討が必要（ 2 ）

1：非線引白地地域において、良好な環境形成上問題となるような施設（騒音や振動を発生する建築物、風俗営業施設等）の建築を制限する特定用途制限地域指定の検討。

2：少子高齢社会においては、医療福祉サービス施設等都市生活を支えるサービス施設整備等のニーズに対し、用途の範囲や建築物の密度に関する見直しも必要とされる。

#### イ．風致地区

##### 風致地区

- ・ 全県の風致地区合計面積は約 1,980ha で、この内秋田市での指定が 80 % 以上を占めている。
- 法改正により10ha未満は市町村決定となった。市町村における主体的・積極的な活用が望まれる。

### 4) 地区計画等

- ・ 4 市 3 町の 23 地区（約 328ha）で地区計画を実施しているが、策定地区は一部の都市に限られている。

市町村決定の住民参加型のまちづくりとして、活用が望まれている。

法改正により地区計画の策定対象区域が拡大（非線引白地地域）されている。

## 5) 都市施設

### 交通施設の整備状況と整備水準の比較

(H10/3/31 現在 都市計画年報)

#### 都市計画道路

- ・昭和55年～平成12年の20年間で、計画決定延長41.8km、68%増加。改良済延長24.8km増加、2.4倍と大幅に伸びている。
- ・改良済と概成済を含めた供用率の各県比較では53.2%で東北第4位。全国平均59.4%よりは低い。
- ・都市計画決定以後、相当年数を経過しているものの、依然事業化に至っていない、いわゆる「長期未着手事業」が見られる。

全国的水準より低いため、全体的な整備水準の引き上げが必要。

各都市の交通事情等を勘案しながら、状況の変化に対応した都市計画道路の見直しが必要。

長期未着手事業について、対応方針の検討が必要である。

#### 駅前広場

供用率60%（東北第5位）で、整備水準の引き上げが必要。

#### 自動車駐車場

駐車場台数が他県に比べて少ないため、民間駐車場と連携しながら公的な駐車場台数の確保が必要。

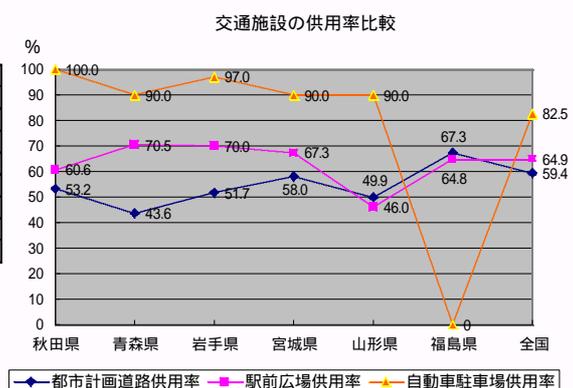
### 交通施設整備状況と整備水準比較

(都市計画年報 H10/3/31 現在)

交通施設の整備水準比較

	都市計画道路		駅前広場		自動車駐車場	
	計画延長 km	供用率 %	計画面積 ha	供用率 %	計画台数 台	供用率 %
秋田県	986.34	53.2	12.18	60.6	61	100.0
青森県	1,281.51	43.6	7,349	70.5	1,603	90.0
岩手県	1,244.95	51.7	15,184	70.0	1,287	97.0
宮城県	1,599.17	58.0	21,665	67.3	940	90.0
山形県	1,263.10	49.9	13,738	46.0	3,512	90.0
福島県	1,487.11	67.3	20,012	64.8	-	-
全国	71,586.12	59.4	1,165,00	64.9	123,982	82.5

平成10年3月31日現在  
資料 都市計画年報



供用率「(改良済 + 概成済) / 計画延長」

## 下水道の整備状況

### 公共下水道

- ・排水区域の供用率は、計画面積の 39.9 % ( H12/4/1 )。
- ・平成 10 年末の比較では、東北で第 4 位。  
全国水準より低い状況にあるため、さらに整備水準を引き上げていくことが必要である。

### 流域下水道

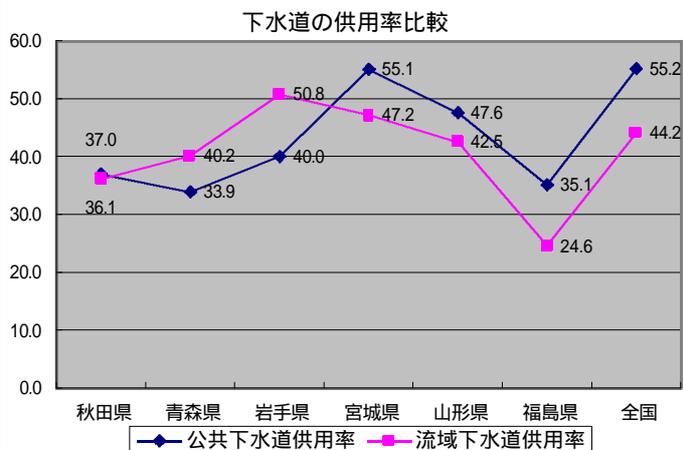
- ・秋田県の流域下水道は、秋田湾・雄物川流域下水道、米代川流域下水道の 2 つ。
- ・計画処理面積の整備率全県で 40 % ( 前者 43 %、後者が 26 % )
- ・処理人口での整備率は全県で 44 % ( 前者 47 %、後 44 % )。
- ・平成 10 年末の比較では、面積ベースで東北第 5 位。  
全国水準より低い状況にあるため、さらに整備水準を引き上げていくことが必要である。

## 下水道整備状況と整備水準比較

( 都市計画年報 H10/3/31 現在 )

下水道 / 排水区域	単位 :%	
	公共下水道供用率	流域下水道供用率
秋田県	37.0	36.1
青森県	33.9	40.2
岩手県	40.0	50.8
宮城県	55.1	47.2
山形県	47.6	42.5
福島県	35.1	24.6
全国	55.2	44.2

平成 10 年 3 月 31 日現在  
資料 都市計画年報



## 6) 市街地開発事業

市街地開発事業の代表的な事業は土地区画整理事業及び市街地再開発事業であるが、秋田県においてもこれらの2つの事業が実施されている。

### 土地区画整理事業

- ・平成12年現在、都市計画決定された地区数は72、面積は約2,377ha、その内施行済み1,592ha、施行中217.9ha、合計約1,810ha。
- ・都市計画決定された事業の進捗率（施行済＋施行中）は76.1%、進捗率の向上を図る必要がある。
- ・都市計画事業としては、8市（男鹿市以外）9町1村で事業実施しているが、実施都市は少ない。
- ・都市計画決定以後、相当年数を経過しているものの、依然事業化に至っていない「長期未着手事業」が見られる。

既成市街地や用途地域外でのバラ建ちに対し、区画整理等の面整備事業が必要。

長期未着手事業について、対応方針の検討が必要である。

土地区画整理事業は、地価の下落、都市への人口集中が一段落したことなどから、事業の成立条件が低下。特に組合等民間事業等の実施においては、事業計画の十分な検討が必要である。

### 市街地再開発事業

- ・現時点で都市計画決定された地区は秋田市において2ヶ所ある。  
秋田駅前地区の残り工区の事業推進と中通一丁目地区の早期着手。  
中心市街地の整備に向け、法定再開発のみならず広義の再開発の促進が必要である。

#### 市街地再開発事業の概要

名称	計画決定年月日	施行者	施行面積	備考
秋田駅前地区 第1種市街地再開発事業	S49/11/30 S58/8/2	組合	約3.3ha 約3.1ha	大規模商業施設、ホテル、 立体駐車場、広場等
中通り一丁目地区 第1種市街地再開発事業	H12/7/4	組合	約2.9ha	事業化検討中

## 7) 自然的環境の整備又は保全

自然的環境は、都市の骨格となる環境保全要素、日常圏のレクリエーション系統、災害時の避難地等の防災系統、緑や水等により構成される景観構成系統の空間として機能するものである。自然的環境は、地域地区の指定や施設緑地の整備等により確保を図っているが、都市緑地保全法に基づく市民緑地や市民農園整備促進法等に基づく市民農園は、まだ県内においては、具体化していない。

### 公園緑地

#### 都市計画公園（S55～H12の20年間の変化）

- ・ 計画決定面積 - 20年間で約1,985ha、2倍近い増加。
- ・ 開設面積 - 20年間で約831ha、200%の増加。
- ・ 開設面積/都市計画人口 - 20年間で5.1㎡ 15.0㎡/人、約3倍の増加。
- ・ 開設率 - 30.2%の開設率でまだ整備水準は低い。

東北地方及び全国平均との供用率の比較（H10/3/31）では、東北6県では第5位の36.7%と低い位置にあり、また全国平均（54.4%）も下回っており、さらに整備を推進していく必要がある。（P35別図参照）

広域緑地計画の整備目標は20㎡/人となっており、レクリエーションや防災面からも、ますます重要性は高まっているため、公園整備の推進と適切な管理が必要である。

#### 都市計画公園の開設状況

（秋田県の都市計画より各年3/31）

年次	計画面積 ha	開設面積 ha	開設率 %	一人当たり公園開設面積 (㎡/人)
S55	約 2,105.3	約 405.5	19.3	5.1
S61	約 2,207.7	約 656.9	30.0	8.0
H1	約 3,710.2	約 887.9	23.9	10.9
H5	約 4,065.9	約 968.2	23.8	11.9
H9	約 4,072.7	約 1,162.0	28.5	14.0
H12	約 4,090.1	約 1,236.5	30.2	15.0

#### 緑地

- ・ 緑地は、秋田の代表的な3河川を中心に、5市3町で合計14ヶ所、面積約1,133haを都市計画決定している。開設面積は約118haで、開設率は33%に留まっている。
- ・ 東北地方及び全国平均との供用率の比較では、東北6県では第6位の12.2%と低い水準にあり、また全国平均（27.2%）も下回っている。（別図参照）

河川緑地は県北・中央・県南各地域それぞれに配置されている。防災、レクリエーション等への対応として積極的な整備が必要である。

#### 墓園

- ・ 墓園は、5市4町で11ヶ所を計画決定し、計画面積は合計190.74haとなっている。
- ・ その内開設面積は63.3haで、開設率は約33%に留まっている。

整備率の引き上げが必要である。

## 緑地協定

緑地協定は、秋田市で 19 件（78.39ha）、能代市で 1 件（1.09ha）の合計 20 件（79.48ha）と少ない。

身近なみどりのまちづくりとして、各市町村での拡大が望まれる。

## 保安林の活用（森林整備・保全事業）

- ・事業実施している市町村は、5 市 19 町 3 村にわたり都市計画区域のない町村でも実施している。
- ・森林整備・保全事業のうち、生活環境保全林整備事業\*は、2 市 16 町 2 村で 668ha 実施。自然的な環境保全要素として、積極的に対応していくことが望まれる。

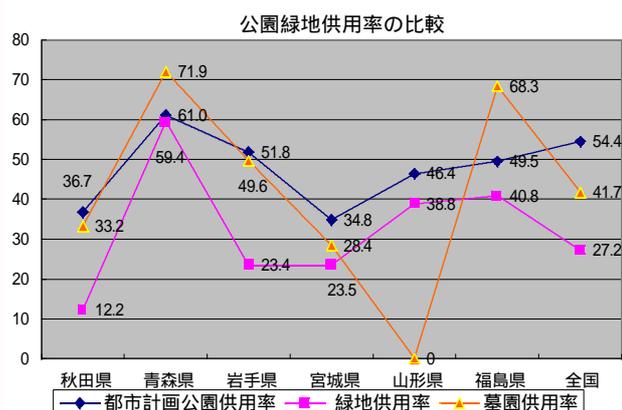
\*生活環境保全林整備事業：市街地等の周辺に存する保安林の機能を多目的かつ高度に発揮されるための造成改良を行う整備事業（例：秋田市大滝山自然公園等）

## 公園整備状況と整備水準比較

（都市計画年報 H10/3/31 現在）

公園緑地	都市計画公園供用率	緑地供用率	墓園供用率
秋田県	36.7	12.2	33.2
青森県	61.0	59.4	71.9
岩手県	51.8	23.4	49.6
宮城県	34.8	23.5	28.4
山形県	46.4	38.8	-
福島県	49.5	40.8	68.3
全国	54.4	27.2	41.7

平成 10 年 3 月 31 日現在  
資料：都市計画年報



## 2 . 都市計画の基本認識

これまでの都市計画の流れは、都市人口の増加に伴う都市・市街地の拡大、あるいは都市化に伴って生じる問題点を整序することを目標としてきたといえ、いわば「拡大＝成長」を前提とした都市化社会に対応してきたともいえる。

しかし、21世紀を迎えた今日、低成長時代、人口減少時代を迎えており、都市づくりの方向は、人口の減少と急激に訪れる少子高齢社会に適合した、いわば成熟した都市型社会の形成へと向かう移行過程にある。これからの都市づくりにおける都市計画の役割は、新たな経済社会の潮流に対し、いかに多面的かつ柔軟に対応していくか、また地域性や日常生活により密着した都市づくり、まちづくりにどのように寄与していくかが、新たな視点として重要である。

こうした観点から、都市計画に対する基本認識を以下のような二つの側から整理する。

上位計画や時代潮流等からの都市づくりに関する社会的ニーズ  
都市計画制度の運用に関するポイント

### 2 - 1 都市づくりに関する社会的ニーズ

#### (1) 人口減少社会、高齢社会の都市づくり

全県人口は2020年に約102万人まで減少し、高齢化率も全国一高くなると予想されている。従ってこのような人口減少・高齢化社会を前提とした都市のあり方を模索し、人々が安全・快適に暮らせる日常の生活環境や暮らしに視点をおいた都市づくりが求められている。

これまでの都市計画は、高度経済成長や都市への人口集中を前提とした側面が強かった。今後の都市づくりでは、少子高齢と人口減少という社会動向から、人口フレームの下方修正を余儀なくされることとなり、市街地規模や都市施設整備等においても、新たな枠組みが必要と考えられる。

このことから、都市計画の今後の方向については、長期的な視点から、総合的に都市の将来像を見通すとともに、将来フレームに見合ったコンパクトな都市づくりなど、人口減少・高齢化社会を前提とした都市のあり方を模索し、人々が安全・快適に暮らせる日常の生活環境や暮らしに視点をおいた都市づくりが求められている。

#### (2) 環境問題への対応

地球環境を大切にする視点から、人間の営みと都市・自然環境が調和し、省資源、リサイクルシステム等、循環型を基調とした都市づくりが求められている。

環境問題は、地球温暖化をはじめとし、大気汚染、異常気象による局所的な災

害の増加など、地球規模で問題が顕在化している。秋田県では、平成 10 年 3 月に「秋田県環境基本計画」を策定し、それを受けて「温暖化対策美の国あきた計画」が策定され、その方針に基づき温暖化対策を展開している。また、市町村においても「環境基本計画」の策定に取り組みはじめており、環境問題に対しては、これまでの都市生活、都市活動が残した環境へのマイナス面を取り除き、地域の側からも積極的に取り組みはじめているといえる。

こうした状況下での都市づくりは、県レベルから地域レベルに至るまで、環境との共生を視野に入れた、リサイクルシステム等に配慮した循環型都市づくりが求められており、自然との共生といった視点を、より明確にしていくことが必要とされる。

### ( 3 ) 安全・安心の地域社会の形成

人口や産業が集中した都市化への対応から、安全・安心の成熟型都市づくりへと変化しており、少子高齢社会に向け、都市防災やバリアフリー等の身近なまちづくりや近隣の人間関係を大切に、コミュニティ形成に向けたまちづくりが求められている。

成熟型の都市にあっては、生活の場が安全・安心で、かつ便利で快適であるという、いわば暮らし安さを向上させることが求められている。そのため、今後の市街地整備においては、市街地の拡大から内部充実への指向を重視し、歩いて暮らせる徒歩圏に配慮したまちづくりやバリアフリーの重要性が増している。また、コミュニティにおける利便性や安全性の格差を解消するため、地区レベルでのきめ細かいまちづくりが必要となっている。

### ( 4 ) 人・もの・情報等の移動・交流を支えるネットワーク

21世紀は交流と連携の時代と言われており、国際間、国内及び都市間の連携・交流軸を形成する広域インフラ（国幹道、空港、港湾）、地域間の交流を促す地域インフラ（地域高規格道路等）、さらに都市と農村・中山間地域を結ぶ道路及び情報基盤等の整備を促進することが必要となっている。

全国総合開発計画や県の「あきた21総合計画」等においても、連携・交流がキーワードの一つとなっており、人口減少社会にあっても、連携・交流という概念は活力を失うことなく、持続可能な社会の方向性を示唆するものである。

あきた21総合計画には4つの県土軸（米代軸、雄物軸、臨海軸、内陸軸）が示されている。これら4つの軸は、広域交通ネットワークにより形成されるものであり、また秋田情報ハイウェイが都市部を繋ぐネットワークとして構想されている。

これからの都市は、一定の範囲に留まることなく、交通、情報通信ネットワークを活用し、交流と連携により、都市活動等の国際化、広域化、活性化が期待される時代であり、国幹道の整備や空港、港湾の国際機能の充実等、広域インフラ

の整備充実が求められる。また、県内の地域間交流を活発にしていくために地域を繋ぐ地域インフラ（地域高規格道路等）の整備促進が不可欠ともいえる。

#### （５）地域や都市の個性の創出

歴史、文化、自然等地域資源を活かし、都市の景観形成や地域の個性を創出し、秋田の良さが感じられ、それぞれの都市（まち）の顔が見えるまちづくりを推進することが求められている。

都市住民の価値観は多様化し、自由時間の増大は生活にゆとりや潤いをもたらすし、また文化や自己啓発等への志向が高まっている。また、これまでややもすれば画一的に整備されてきた都市環境から、地域の顔があり、アイデンティティにあふれた地域個性の創出が強く意識されはじめている。こうしたなかで、これからの都市づくりにおいては、地域の資源を大切に活かし、さらに新たな地域文化を育むなど、都市の文化的環境の創出が求められている。

#### （６）中心市街地の再生や新たな核づくり

中心市街地は、都市の歴史や文化を担うまちの中心として機能してきたが、これからの都市の再生については、中心市街地と郊外部とのバランス、人と車の共存等に配慮した、都市の賑わいを取り戻す新たな都市像が求められている。

大規模小売店の市街地周辺への立地や小売業の業種・業態の変化に伴い、中心市街地における商業機能等の衰退や夜間人口の減少により、中心市街地の空洞化が顕著である。このため都市機能の充実を図りつつ、都市の利便性を確保し、地域の特長を活かした多様性に富む中心市街地として再生することや新たな核づくりなど、都市の賑わいを取り戻す取り組みが必要となっている。

#### （７）地方分権社会における参加の仕組みづくり

分権型社会においては、自己決定と自己責任、参加責任と説明責任が求められている。そのためには、情報公開を積極的に行い、地域住民・行政体・企業・NPO等のそれぞれの役割を明らかにしながら、パートナーシップを基本とした協働の都市づくりに向けた、参加の仕組みをつくって行くことが求められている。

地方分権は、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、地域の自主性・自立性により、個性的で活力に満ちた地域社会を実現しようとするものである。それには、地域を構成する地域住民と行政体と企業等の役割を明かにし、それぞれが責任の一端を担いながら、都市づくり、まちづくりを推進していかなければならない。また、地方分権における都市計画は、自治事務として地域社会の形成、就中、都市構造の再構築等、将来を方向づける基盤としての役割を有することから、分権型社会の形成に重要な位置にあるといえよう。

そのためには、参加のしくみ、意志決定の仕組みづくりが必要であり、それな

くして参加型まちづくりの推進は困難であり、地域からの発想を活かす住民参加の仕組みを構築することが求められている

## 2 - 2 都市計画制度の運用上のポイント

都市計画制度は、まちづくりの主体によって、的確に運用されてはじめて地域の課題に答えるツールとして機能するものである。したがって、都市計画においては、都市づくりの目標や将来ビジョンの達成に対し、都市計画制度がいかに寄与していくかが問われることとなる。そのため、都市計画の現状を踏まえ、これからの都市づくり・まちづくりに対し、都市計画をいかに運用すべきかという観点から、そのポイントを整理する。

### ( 1 ) 都市人口について

- ・人口の減少に伴う、将来人口フレームの見直し
- ・将来人口に対応した将来市街地規模等の検討
- ・高齢者人口の増加等に対応したまちづくり、施設整備等の検討

- ・都市計画区域、市街化区域、用途地域それぞれの将来人口等の見直し。
- ・全般に用途地域内人口の減少が顕著となっており、将来の市街地規模や都市施設配置等の見直しも必要。
- ・高齢者の人口増加等に対応したまちづくり、施設整備等の考え方について検討が必要。

### ( 2 ) 都市計画区域の指定について

- ・将来の都市的土地利用（開発行為や都市機能配置等）の動向を見極めた区域指定
- ・行政区域を超えた広域的視点からの区域指定（広域都市計画区域）の検討
- ・都市計画区域外の土地利用を整序する準都市計画区域の適切な運用

- ・大規模開発による都市機能等の配置や I.C 周辺の土地利用に対して区域拡大の検討が必要。
- ・新規の指定に関しては、市町村における将来の土地利用構想等を勘案した上で、都市の実態調査（基礎調査）を行い、指定区域の検討を行うことが必要。
- ・行政区域を超えた生活圏の広域化や都市計画の一体性等の観点から広域都市計画区域としての検討が必要。
- ・都市計画区域外の開発等に対する開発許可制度の適切な運用が必要。
- ・法改正により創設された、準都市計画区域の適用について検討が必要。

### ( 3 ) 区域区分制度の運用について

・区域区分運用の方針と区域区分の有無を判断する際の基準の検討

- ・区域区分の有無について、一定の方針と判断基準に基づいた適用の検討。
- ・秋田都市計画区域における区域区分制度の効果・影響等を検証し、区域区分の運用方針について検討が必要。
- ・区域区分の検討においては、区域区分以外の土地利用誘導規制方策も合わせて検討。

### ( 4 ) 土地利用について

#### ( 地域地区 )

- ・I.Cや幹線道路等の開発動向に対応した地域地区の設定
- ・土地利用の変化や市街地の過密過疎等の状況変化に対応した見直し
- ・特定用途制限地域、その他の地域地区制度の適切な運用

#### ( 開発許可制度 )

- ・良好な土地利用を実現する開発許可制度の適切な運用

#### ( 地区計画 )

- ・地区計画制度を活用した住民参加型の身近なまちづくりの推進
- ・非線引白地地域への地区計画導入の促進等

#### ( 用途地域 )

- ・I.Cやその他の都市機能の配置に伴う新たな用途地域の設定。
- ・用途地域内の人口減少、低密度化等の変化に対応した用途地域の設定や見直し。
- ・用途地域内の農地等の面的な未利用地のうち、今後とも人口定着が見込めない地区について、市街地人口フレームとの整合や開発の可能性等を勘案し、用途地域の規模について必要に応じて検討を行う必要がある。
- ・用途地域外の良好な環境形成に対する特定用途制限地域の適用。

#### ( その他の地域地区 )

##### 風致地区

- ・10ha未滿の地区が市町村決定となったことに伴う地区指定の検討。
- ・風致地区は、都市における良好な自然的環境であり、かつ都市景観形成上も重要な役割を担うことから、積極的な指定の検討を行うことが望ましい。

##### 緑地保全地区

- ・自然的環境の整備保全の観点からの積極的な指定の推進。

##### 防火地域、準防火地域

- ・市街地の中心部においては防災上の観点から防火地域、準防火地域の指定地域の拡大、又は新規指定の検討。

#### ( 地区計画等 )

- ・既成市街地の住宅地における、環境改善や環境保全等のための地区計画の導入

促進。

- ・土地区画整理事業との連携による居住環境の向上。
- ・拡大された地区計画の策定対象区域（非線引白地地域）への適用の検討。
- ・建築協定等の失効（終了時）地区の地区計画への積極的移行の検討。
- ・地区計画を活用したまちづくりの推進に向け、さらに住民との合意形成を図りながら、積極的な導入の検討が必要。

#### （５）都市施設について

- ・街路事業、公園整備事業等の推進
- ・都市施設の整備水準を高め、既成市街地の快適化、成熟化の推進
- ・既存施設の適正な維持管理と、そのコストの削減
- ・住民ニーズに配慮した都市施設整備の推進
- ・事業の優先順位を明らかにした施設整備の推進
- ・長期未着手事業について現状の分析と対応方針の検討

#### （交通施設）

- ・都市計画道路等、遅れている都市施設整備水準の向上。
- ・既存施設の適正な維持管理と維持管理コストの削減。
- ・新たな将来人口フレームや状況の変化に対応した都市計画道路ネットワークの検討（長期未着手となっている都市計画道路の検討を含む）。
- ・公的施設、公的空間におけるバリアフリーの配慮。
- ・事業スケジュールや優先順位等を検討した上で都市計画道路の着実な整備。
- ・既成市街地における自動車駐車場の確保。

#### （下水道）

- ・事業認可区域の事業推進。

#### （６）市街地開発事業について

##### （土地区画整理事業）

- ・既成市街地の都市基盤整備を推進し、安全で快適な都市づくりに寄与する土地区画整理事業の推進
- ・長期未着手事業に対する事業手法等の検討

##### （市街地再開発事業）

- ・既決定事業の早期着手と早期完成
- ・市街地内の土地の有効利用を図り、市街地再生を促す市街地再開発事業の推進

#### （土地区画整理事業）

- ・事業実施中の土地区画整理事業の推進
- ・土地区画整理事業における建築物建て替え等、建物も含めたまちづくりの導入の検討。

- ・土地区画整理事業と地区計画等とのセットによる市街地環境改善の可能性の検討。
- ・都市計画決定以後、相当年数を経過しているものの、依然事業化に至っていない「長期未着手事業」について、対応方針の検討が必要。

(市街地再開発事業)

- ・秋田駅前地区においては残る工区の推進。
- ・秋田市中通一丁目地区の早期の事業着手。
- ・市街地内部の整備充実を図る観点から市街地再開発事業の検討。
- ・法定再開発に限らず共同建替え等、広義の再開発の促進。

(7) 自然的環境の整備又は保全について

(公園緑地等の施設緑地)

- ・公園緑地整備水準の全体的な底上げと防災等の機能付加
- ・防災、レクリエーション等多様なニーズに応える河川緑地整備の推進

(地域制緑地)

- ・地域地区や多様な方法を活用した自然緑地、施設緑地の確保と整備

(森林の保全、活用、再生)

- ・身近な森林の活用、失われつつある松林等の保全・再生

(公園緑地)

- ・目標とする都市公園の整備基準(20㎡/人)に向けた事業の推進。
- ・公園の種類と配置についても可能な限りバランスを確保。
- ・都市公園への防災機能等の必要機能の付加。
- ・住民参加によるワークショップ等の手法を取り入れた多様な公園整備の在り方を模索。

(緑地保全地区や緑化協定等)

- ・都市緑地保全法に基づき、緑地保全地区や緑地協定、市民緑地制度等の多様な方法による緑地の確保・整備。

(自然的環境を確保する保安林の活用)

- ・生活環境保全林等の森林事業による保安林の活用。
- ・他事業と連携し、失われつつある松林等の保全・再生。

### 3 . 都市計画の取り組みの方向

秋田県の都市計画に対する基本認識から、これからの都市づくりにおいては、大きくは以下のような5項目について整理し、基本的な課題への取り組みの方向を以下のように設定する。

#### ( 1 ) 快適な生活環境の形成

- 健康長寿社会において、誰もが健康で快適な暮らしを営むことができ、また環境に優しい暮らしの場をいかにつくっていくか -

高齢社会に対応する安全で快適な暮らしやすさを追求する  
地球環境に配慮した負荷の少ないシステムへ転換していく  
秋田の特性である都市をとりまく自然的環境の整備、保全に留意する

これからの生活環境を快適なものにするためには、健康で長寿の高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して生活ができ、社会参加をしながら、生きがいをもって暮らせるよう、施設のバリアフリー化や、地域の一員として参加できるコミュニティの形成など、人に優しいまちづくりが必要である。

また、環境問題への配慮も重要な課題であり、地球温暖化の防止や大気汚染の防止の観点から地球環境にやさしい都市を目指して、自動車の円滑な走行の確保や交通量の削減などの環境負荷を低減する循環型の社会システムに転換し、ごみの再資源化や車社会のロスを減らすTDM等の交通システムにも着目していくこととする。

環境保全については、緑や水を大切にし、自然環境の保全にこれまで以上の配慮を行っていくとともに、水や緑を生活環境の一部として、都市づくりの中に積極的に位置づけて行くこととする。

#### ( 2 ) 人と情報が集まる魅力の創出

- 活力に満ちた魅力ある都市をいかに創出していくか -

まち固有の資源や個性を活かし、都市の魅力を見いだす  
都市の賑わいを復活するための中心市街地再生に取り組む

人口減少社会の到来は、都市化のエネルギーが低減していく側面もあるが、逆に、「開発中心から地域資源活用型のまちづくり」、「画一的から地域の個性を生かしたまちづくり」への転換により、ゆとりと潤いに満ちた新たな文化を生み出す可能性も視野に入れる必要がある。

また、都市の中心部から商業等利便施設が郊外に移転するなど、まちの賑わいを失っている状況も見受けられる。そのため、中心部と郊外部のバランスある都市機能の配置を行い、都市中心部の魅力を取り戻すために、都市中心部における人と車の共存を図り、集いの場や新たな情報受発信の場を創出していくことも重要な要素である。

### (3) 多様な情報の受発信が可能なネットワークの構築

- 人々がどこにでも容易に移動でき、いつでも多様な情報が得られるネットワークづくりをいかに進めていくか -

活力を持続し、交流を盛んにするネットワークシステムを構築する

本県においては、秋田新幹線の開業や秋田空港の国際化、さらに高速道路網の整備により高速交通機能が飛躍的に向上することとなる。こうした、広域的なネットワークは、地方都市にとって不可欠な機能であるが、都市間、都市と中山間地を結ぶ地域ネットワークも重要な機能である。こうした交通ネットワークの構築により、地域独自の産業や文化・観光面において、交流人口の拡大や連携交流による地域の活性化を実現していかなければならない。

また、情報通信の分野でも光ファイバー等の整備など、情報化社会に対応した基盤を構築していくことが必要である。

### (4) みんながまちを考える参加のまちづくり

- みんなが参加できる仕組みを如何に構築するか -

地域が一体となって取り組む参加型都市づくりに対応した仕組みをつくる

これからのまちづくりにあっては、行政と住民が適切な役割分担のもと、相互の参加と連携によって協働のまちづくりを実現していくことが重要である。そのためには、まちづくりに自主的に参加できるシステムを構築することが、これからの大きな課題である。

( 5 ) 地域が主体となった都市計画制度の運用

- まちづくりのツールとして都市計画制度をいかに活用していくか -

都市型社会に適切に対応した都市計画制度の運用を図る

分権型社会が進み、都市づくり・まちづくりのツールである都市計画制度についても、自治体の自主的な判断や選択の幅が広がり、かつ多様なまちづくりメニューが用意されてきた。今後は、自治体の政策立案能力や住民の自主的な参加が、まちづくりや都市経営の格差となって出てくる可能性がある。都市計画は、決して短期間に成果が期待されるものではなく、長期的な視点に立った適切な都市計画制度の選択と運用によって、目標とする都市像の実現に近づけていくことが求められる。

今後の都市計画に課せられたこれらの課題への対処や、都市計画が取り組むべき方向を念頭に置き、本県における都市計画の将来ビジョンを描くこととする。

## 4 . 都市計画の将来ビジョン

### 4 - 1 都市づくりの基本理念

都市計画法第2条において、都市計画の基本理念は「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする」としている。

今後の都市づくりにおいても、この基本理念のもとに都市計画を進めていくことになるが、近年、都市をとりまく状況は大きく変化しており、それらの背景を十分に考慮していくこととする。

我が国の総人口が減少に向かうことは確実であり、本県の人口は2020年には約102万人と予測されている。また、少子高齢社会が現実のものとなる中、本県の高齢化率（老年人口比）は、23.5%と全国でも3番目の高い位置にあるが、2020年には30.3%に上昇し、全国一となる見通しとなっている。

経済社会状況も、これまでの高度成長から低成長へ、量的拡大から質的充実へと価値感の転換が進んでいる。地域住民の意識も、自由時間が増大し、ゆとりや潤いを求め、また個性や文化への志向が強まっているとともに、まちづくり等への参加意識も高まりつつある。

一方、インターネット等の普及による高度情報社会は地域間格差を縮小するとともに、高速交通体系の整備により、都市生活、都市活動の圏域が飛躍的に拡大し、国際間、地域間において活発な連携と交流の時代に移りつつある。

これまでの都市計画は、「都市化社会」に対応した市街地の整備や開発に対する規制・誘導策を基本としたものであったが、これからの都市づくりにおいては、少子高齢社会を迎え、環境に配慮しつつ、安全・安心・快適などを重視した「都市型社会」への再構築が求められており、より内部充実を目指した成熟型都市へ指向していくことが必要となっている。

また、地方分権制度の基本である自治事務として、都市計画は地域に根ざし、地域の特性を踏まえるべきものである。

こうした背景や都市づくりの基本認識のもと、都市づくりの基本理念を以下のよう

#### 【基本理念】

歴史文化や自然、地域の個性を最大限に活かしながら、ダイナミックな交流と連携を支える多様なネットワークを構築し、秋田の良さが感じられる都市の活性化と成熟した市街地の形成、さらに健康で安全・快適な生活が営める都市づくりに寄与すること

## 4 - 2 都市づくりの基本目標

### (1) 都市の将来像

上位・関連計画や時代潮流、都市づくりの基本理念から、都市の将来像と都市づくりの目標を以下のように設定する。

人に優しい秋田 個性ある秋田 躍動する秋田

**豊かな自然のなかに  
誰もが暮らしやすい安全・快適な市街地が形成されるとともに  
個性と活力に溢れた都市同士が交流し  
ダイナミックに躍動する秋田**

### (2) 都市づくりの6つの目標

基本理念のもと、都市の将来像を実現していくため、都市づくりの目標を以下のように設定する。

未来への資産となる都市づくり

適正な土地利用のもと、美しい県土、安全な県土、便利で快適な県土、環境に優しい県土を構築し、未来への資産となるような都市づくりを進める。

人と環境に優しい都市づくり

自然と人との共生、地球環境の保全、循環型システムを基調とした都市生活など、コンパクトで環境負荷の少ない市街地形成、健康で文化的なライフスタイルが営める、人と環境に優しい都市づくりを目指す。

地域の個性を生かした都市づくり

地域の特性や都市のアイデンティティを発揮するため、広域的生活圏・流域圏等との一体性、地域の自然資源、伝統文化・資源等に着目し、愛着の持てる個性ある都市づくりを推進する。

## 誰もが暮らしやすい都市づくり

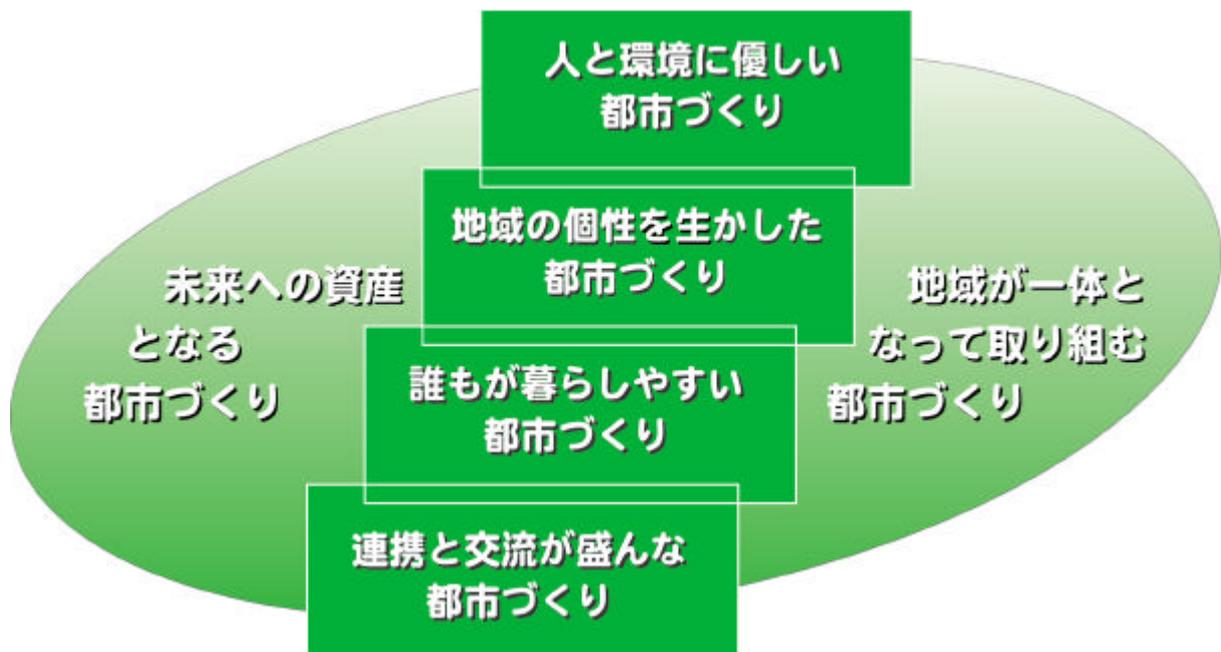
少子高齢社会のなかで、県民が安全で快適な都市生活が享受できるよう、魅力ある市街地の形成、都市基盤の整備充実等による防災性の向上、都市生活を支えるサービス機能等の充実・適正配置等により、誰もが暮らしやすい都市づくりを推進する。

## 連携と交流が盛んな都市づくり

世界や全国とつながり、さらに地域間同士の密接な交流を促す広域交通体系、情報基盤の整備を促進し、活力に満ち、多様な情報を受発信する都市づくりを推進する。

## 地域が一体となって取り組む都市づくり

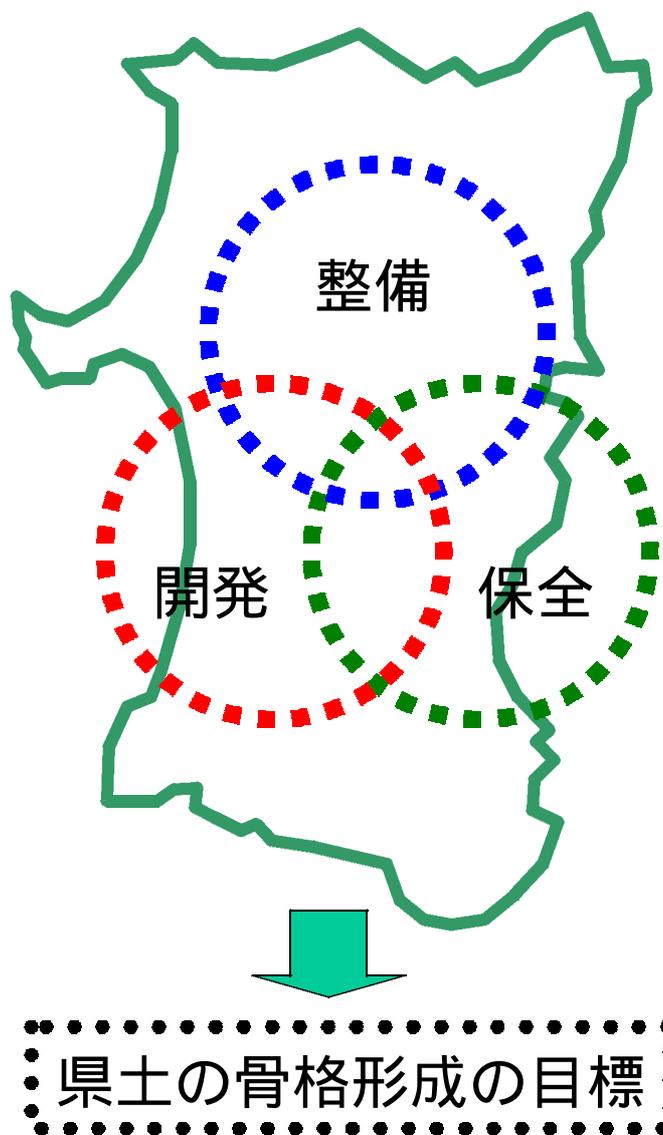
分権型社会における情報公開と参加のルールづくりを行い、自己決定と自己責任を相互信頼の基盤とし、都市計画制度を有効に運用しながら、地域社会を構成するみんなが、地域に根ざし、地域を考え、地域を育む都市づくりを推進する。



#### 4 - 3 県土の骨格形成の目標

都市づくりの基本理念や基本目標を受け、県土の適正な土地利用の推進、県土を有効に活用し連携と交流を促す交通・情報網等の都市基盤施設の整備・開発、市街地を取り囲む豊かな自然や生活に潤いを与える緑の保全等により、未来への資産となるよう県土の骨格形成の目標を次のように設定する。目標の設定にあたり、＜土地利用＞＜交通・情報網＞＜緑＞の3つの骨格的体系について、「あきた21総合計画」及び県の各道路諸計画、広域緑地計画等の上位・関連計画との整合を図り、かつ隣県との連携にも配慮し設定することとする。

これらを県土の骨格形成の目標として位置づけ、各都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、これらを上位概念とし、目標達成に向けて都市計画として積極的に役割を果たしていくものとする。



## ( 1 ) 土地利用の骨格形成の考え方

土地利用の骨格形成は、秋田県土地利用基本計画の5地域区分( )を基本とし、各地域相互の調和を図るとともに、全体としては土地利用転換の圧力が低下する状況のもと、県土の効率的な利用をより積極的に推進していくものとする。

また、県土の特性を都市と自然的環境の関係からマクロ的に把握し、5つの骨格的土地利用ゾーンを設定する。

### 5地域区分

- ・都市地域：一体の都市として総合的に開発し、整備及び保全する必要がある地域。
- ・農業地域：農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域。
- ・森林地域：森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域。
- ・自然公園地域：すぐれた自然地の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域。
- ・自然保全地域：良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域。

### 山地・森林等自然保全ゾーン

- 自然的土地利用の適正な保全ゾーン -

農業地域、森林地域等の自然的土地利用については、自然環境の循環システム維持に配慮しながら、農林業などの生産活動、ゆとりある生活環境の場としての役割等に配慮し、保全を図る。

自然公園地域は、優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健・休養等に資するものであり、また自然保全地域は人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることから、自然の積極的な保全・保護を図る。

#### 都市・農業・河川共生ゾーン

- 都市地域と農業地域と河川空間が調和し、一体的に共生するゾーン -

平野や盆地等に広がる都市地域と農業地域との共生のもと、食料生産の場としての保全、保水機能の確保、また自然環境等との調和ある土地利用を図る。河川流域に存する都市は固有の流域圏域を有しており、農地等と一体となつまとまりある流域圏の存続を図る。

#### 都市・沿岸域共生ゾーン

- 都市地域と海岸の緑と海が調和し、一体的に共生するゾーン -

海岸線の保安林は陸を守る緑として保全し、陸と海の輪郭として保全する。港湾・漁港と都市との調和ある土地利用を図り、海岸の風致等を保全しながら海岸を県民のレクリエーションの場として、また親水の場として提供する。沿岸域の工業基盤等の充実を図り、都市地域と一体となった土地利用を図る。

#### 中枢都市圏ゾーン

- 広域的中枢機能が配置され、全県的な核を形成する都市圏ゾーン -

県都としての中枢機能と秋田を代表する都市空間を備え、県のシンボルとして個性的で魅力に満ちた都市圏を創出する。秋田市及びその周辺地域には、高次都市機能等を配置し、連携と交流の核とするなど、国際的・全国的なネットワークの核としての役割を担う。緑や水の自然的環境と都市との調和を図る。

#### 都市・農業・湖水共生ゾーン

- 秋田を代表する農業地帯と八郎湖が共生するゾーン -

秋田を代表する広大な水田地帯と八郎湖の自然的環境が調和した田園地帯を形成し、食糧生産の場としての役割を担う。また、都市的土地利用と農地等の調和を図る。

## ( 2 ) 交通・情報体系の骨格形成の考え方

世界や全国とつながり、さらに地域間同士の密接な交流を促す広域交通体系や情報基盤の整備を促進し、活力に満ち、多様な情報を受発信する都市づくりを推進する。

将来の道路交通ネットワークは、秋田県広域道路整備基本計画を基本とし、地域を結ぶ国道、主要地方道等の幹線道路によりネットワークを構成する。

### 国際間を結ぶネットワークの形成

秋田空港、秋田港を中心として機能強化を図り、世界及び環日本海交流圏等を形成する航空路や航路等により、国際的なネットワークの形成を図る。

### 全国を結ぶネットワークの形成

国土幹線自動車道の整備を促進するとともに、新幹線や航空路による全国ネットワークへのリンクを促進する。

### 都市・地域間を結ぶネットワークの形成

都市・地域間の連絡を強化する高規格幹線道路、地域高規格道路、幹線道路等の整備や幹線鉄道的高速化・利便性の向上を推進し、県内の交通ネットワークの充実を図る。

### 秋田情報ハイウェイネットワークの形成

全県的に高度情報通信網を整備し、県民の豊かな暮らしや産業の活性化を図るとともに、世界との情報受発信による国際化を目指す。

## ( 3 ) 緑の骨格形成の考え方

本県の自然や緑の骨格形成については、広域緑地計画を基本とし、県境の山脈や県内陸部山地等の自然的環境の保全、白神山地や海岸部の特色ある緑の保全や失われつつある松林等の保全・再生を図るものとし、以下のような考え方に基づくものとする。

## 県境山脈・山地等の自然的骨格の保全

県境には奥羽山脈や白神山地、県中央部には出羽山地があり、県土の輪郭を形成しており、これらの骨格的な山系の山岳林保全を図る。  
また、奥羽山脈には「緑の回廊」等の構想があることから、既存の保護林を連結し、野生の動植物の生息・生息地の拡大と相互交流、森林の連続性を確保する。

## 自然公園地域や自然環境保全地域等の特色ある自然環境の保全

県内には国立公園1ヶ所、国定公園3ヶ所、県立自然公園7ヶ所が指定されているほか、世界遺産になっている白神山地など、豊かな自然があり、これらの特色ある自然環境の保全を図る。

## 日本海沿岸に連なる保安林の保全

日本海の海岸部に連なる防風、飛砂防止等のための保安林を骨格的な緑として位置づけ、その保全を図る。また、失われつつある松林等については保全・再生を図る。

## 河川及び平野、盆地等の流域の保全

本県を代表する雄物川、米代川、子吉川の上流域には豊富な森林があり、また下流域には平野や盆地があり、肥沃な農地が広がっていることから、これら流域を形成する自然環境、河川流域、湖沼等の保全を図る。

## 地域の緑として機能する広域公園等の配置

地域ごとの広域公園のほか、広域的な憩いの場や交流の場として、都市計画公園に限定することなく、広域的な利用に対応した緑地環境の配置、整備を図る。

# 県土の骨格形成図

## 土地利用の骨格形成

山地・森林等自然保全ゾーン  
 自然的土地利用の適正な保全ゾーン  
 都市・農業・河川共生ゾーン  
 都市地域と農業地域と河川空間が調和し、一体的に共生するゾーン  
 都市・沿岸域共生ゾーン  
 都市地域と海岸の緑と海が調和し、一体的に共生するゾーン  
 中枢都市圏ゾーン  
 広域的中枢機能が配置され、全局的な核を形成する都市圏ゾーン  
 都市・農業・湖水共生ゾーン  
 秋田を代表する農業地帯と八郎湖が共生するゾーン

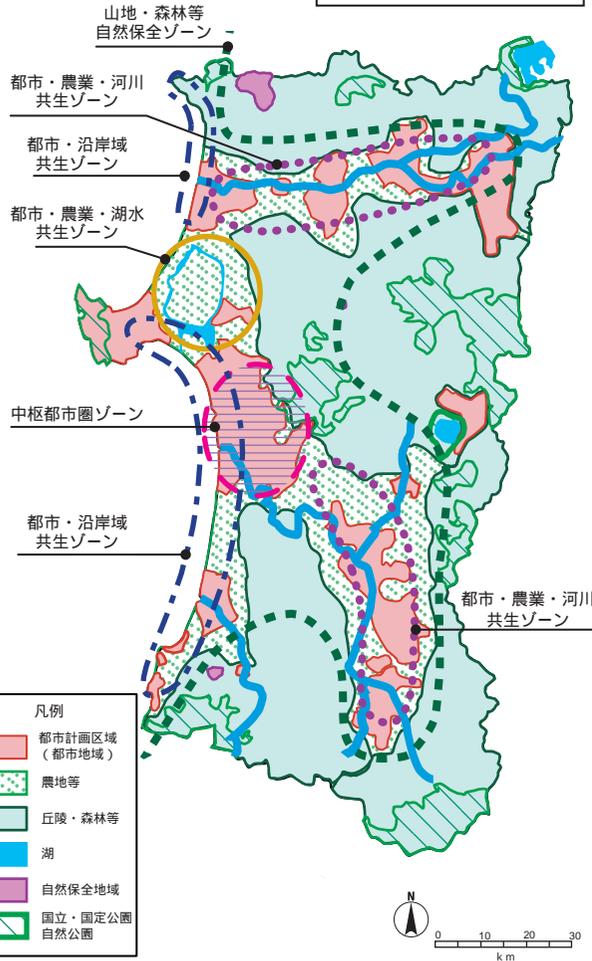
## 交通・情報体系の骨格形成

国際間を結ぶネットワークの形成  
 全国を結ぶネットワークの形成  
 都市・地域間を結ぶネットワークの形成  
 秋田情報ハイウェイネットワークの形成

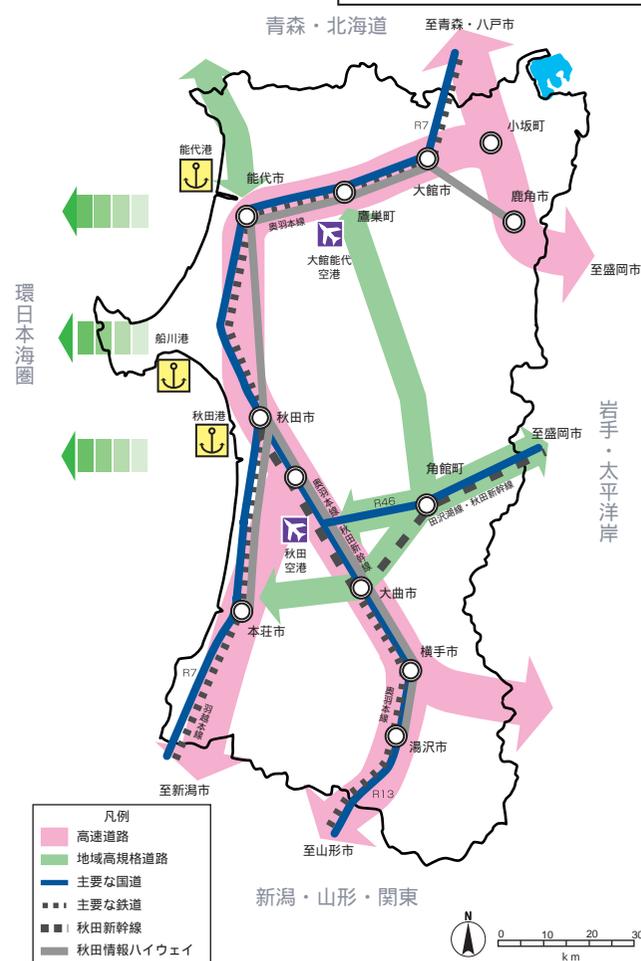
## 緑の骨格形成

県境山脈・山地等の自然的骨格の保全  
 自然公園地域や自然保全地域等の特色ある自然環境の保全  
 日本海沿岸に連なる保安林の保全  
 河川及び平野、盆地等の流域の保全  
 地域の緑として機能する広域公園等の配置

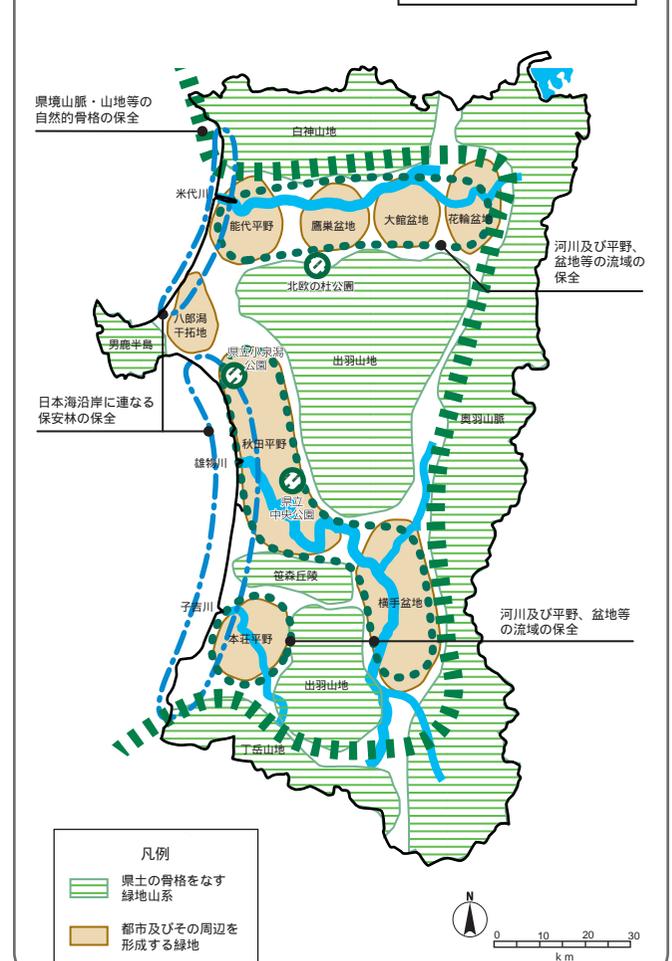
骨格的土地利用の形成概念図



骨格的交通・情報網の形成概念図



骨格的緑地の形成概念図



## 4 - 4 広域都市圏の将来像

### (1) 広域都市圏の設定

#### 1) 広域都市圏設定の意義と必要性

本県は、雄物川、米代川、子吉川といった主な3つの河川流域を中心に、生活圏域が形成されている。近年、高速道路や広域的幹線道路、秋田新幹線等の交通網整備により県民の日常生活圏は一つの都市計画区域や市町村の範囲を超えて拡大する傾向を見せている。

都市施設の面から見ても、広域的な機能を担う幹線道路は必ずしも一つの都市計画区域内で完結しておらず、また広域的な役割を担う処理施設の配置もすすみ、単一の都市計画区域だけで都市施設の役割や配置を示すことが難しい状況にある。また、人口減少・少子高齢化・投資余力の低下といった社会状況背景から、人口流出による農山村地域の過疎化、都市的サービスの不足など、地域ごとに様々な問題を抱えることから、都市的機能のある程度広域的な範囲で、連携あるいは役割分担のもとに相互補完するといった取り組みも求められている。さらに、市町村合併に向けた検討も行われており、必ずしも現在の行政単位や都市計画区域の範囲だけで地域の将来像を考えることが難しい状況にある。

これらのことから、各都市計画区域の位置付けや将来像を描くにあたっては、広域的な視点で地域をとらえ、その広域的な地域像や将来像、広域的な都市施設の配置と役割などを示した上で、各都市計画区域に視点を転ずることとした。

また、今後の都市計画を考えるにあたっては、空港や高速道路、鉄道等の骨格的交通施設の配置及び周辺の土地利用、さらには広域的な処理施設等の効率的な配置、県民の日常生活の利便性の向上などの点について、広域的な単位で都市づくりを考えることが極めて重要であると考ええる。

こうしたことから、一つの都市計画区域を超え、既定の地域区分や広域市町村圏、自然条件や歴史的経緯、広域行政や県民の日常生活圏の広がり等を勘案した上で、一体的なまとまりのある圏域を「広域都市圏」として設定することとし、広域都市圏の地域像や将来像を共有した上で、各都市計画区域の広域的な位置づけ、役割等を明らかにすることとする。

## 2) 既往の広域都市圏の整理

### 既定計画における広域圏の整理

秋田県全体の広域的観点からの地域区分は、あきた 21 総合計画基本構想の 8 地域及び広域市町村圏計画（総務省）の 9 圏域がある。これらは自然的条件、歴史的な経緯や広域的生活圏に基づいた地域区分であり、大館・北秋田地域が 2 つの広域市町村圏に分けられていることを除けば、両圏域の考え方は一致している。

そのほか、広域的な計画としては、地方拠点都市地域基本計画があり、これらにおける地域区分は以下のように整理される。

### 秋田県の地域区分と広域圏計画の整理

あきた 21 総合計画	広域市町村圏計画	各構想・計画の市町村名(全県)		地方拠点都市地域計画名称
地域名	広域名	都市計画区域のある市町村	都市計画区域のない町村	
鹿角地域	鹿角	鹿角市、小坂町	-	米代川流域地方拠点都市基本計画（阿仁町、上小阿仁村を除く）
大館・北秋田地域	大館	大館市、比内町	田代町	
	鷹巣	鷹巣町、倉川町、森吉町、上小阿仁村	阿仁町	
能代・山本地域	能代	能代市、二ツ井町	八森町、藤里町、峰浜村、八竜町、山本町、琴丘町	-
秋田周辺地域	秋田	<秋田市、昭和町、飯田川町、天王町> 男鹿市、八郎潟町、五城目町、<河辺町、雄和町>	井川町、若美町、大潟村	
本荘・由利地域	本荘	本荘市、仁賀保町、金浦町、象潟町、矢島町	岩城町、西目町、大内町、由利町、東由利町、鳥海町	-
大曲・仙北地域	大曲	<大曲市、六郷町、神岡町> 西仙北町、角館町 田沢湖町	協和町、中仙町、太田町、千畑町、仙北町、南外村、仙南村、西木村	雄物川流域地方拠点都市地域基本計画（角館町、田沢湖町、西木村を除く）
横手・平鹿地域	横手	横手市、平鹿町、十文字町、増田町	大森町、雄物川町、大雄村、山内村	
湯沢・雄勝地域	湯沢	湯沢市	稲川町、羽後町、雄勝町、東成瀬村、皆瀬村	

(注) 1. アンダーラインは広域都市計画区域

2. アンダーラインは用途地域未指定 7 町村（但し、神岡町は用途地域を検討中）

## 広域行政等

広域市町村圏における広域行政としては、県内で1つの協議会、8つの広域市町村圏組合があり、組合により高齢者福祉施設、医療施設、ごみ処理施設等の整備や管理等を行っている。

また、各市町村が、各地域で一部事務組合を設立し、し尿処理や消防等の業務を行っている。

### 3) 日常生活圏（流入流出状況からみた一体的な圏域）

#### 通勤圏

- ・周辺市町村からの流入状況から、各地域の市では一定の求心性が見られるが、鹿角市では、周辺都市からの顕著な流入や流出は見られない。
- ・秋田市の求心性が広範囲に及び、秋田広域市町村圏以外では、協和町、岩城町からの流入が見られる。
- ・県南の西目町、仁賀保町、金浦町、象潟町は相互に流入流出の関係が見られ、西目町は、本荘市と仁賀保町両都市への流出が見られる。
- ・鷹巣広域市町村圏の各都市については、特定した他都市との依存関係は少い。
- ・角館町においては、田沢湖町や西木村からの流入傾向が高い。

#### 通学圏

- ・通学圏は、通勤圏よりは求心性がはっきりしているが、通勤圏とほぼ同様の傾向にある。
- ・県南の西目町、仁賀保町、金浦町、象潟町も通学圏としては、本荘市と一体となった通学圏を形成している。

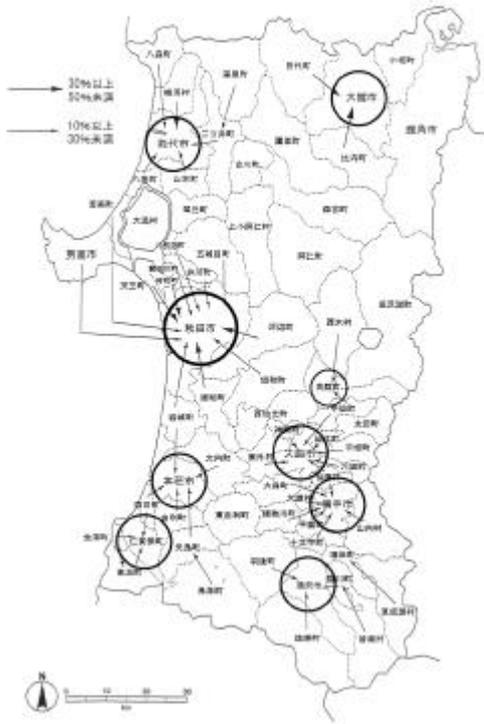
#### 買い物（最寄り品）及び 買い物（買い回り品）

- ・最寄り品、買い回り品の両方とも、各地域の中心都市に集中しているが、買い回り品の方が、より顕著に求心力が強く働いている傾向がある。
- ・大館市は通勤通学圏よりも、買い回り品の圏域として、小坂町、森吉町、合川町など、より広い範囲での求心力が見られる。
- ・角館町は、両方について周辺都市からの流入がみられ、買い物圏について一定の求心性が見られる。

#### 通院圏（風邪や慢性病）

- ・風邪等軽い病気の通院先としては、ほぼ買い物圏と同様な傾向が見られる。
- ・角館町は通院圏としても一定の圏域を有している。
- ・通院先では、鹿角広域市町村圏、大館広域市町村圏、鷹巣広域市町村圏においては、通勤通学や買い物に比べて通院圏としての求心性がやや薄く、各母都市が通院先として一定の役割を担っている。また、森吉町は周辺からの固定された通院圏域が見られる。

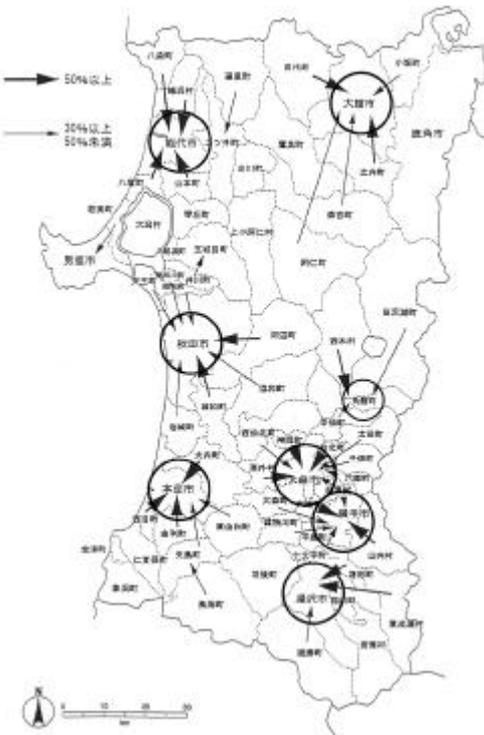
15 歳以上の通勤圏



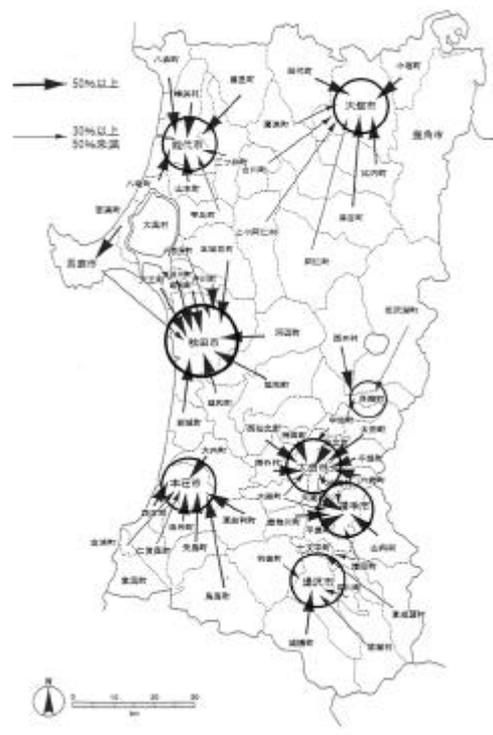
15 以上の通学圏



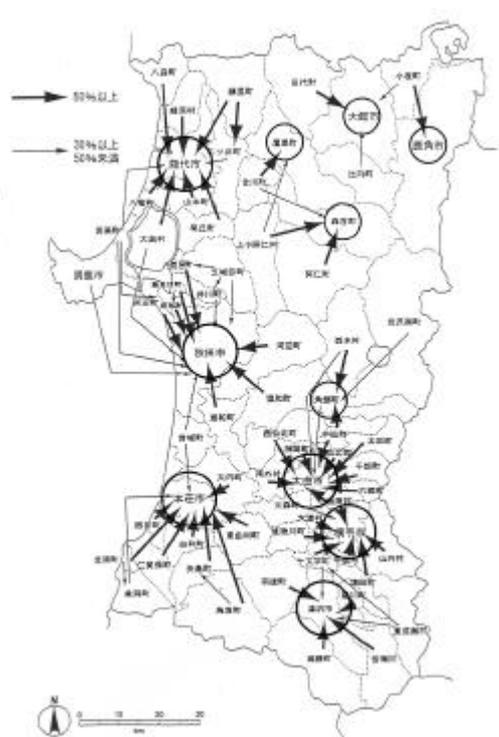
買い物圏（最寄り品）



買い物圏（買い回り品）



## 通院圏（風邪や慢性病）



（秋田県市町村合併支援要綱より 12年6月）

以上、各項目（ ～ ）について圏域形成の状況を総括すると、以下のように整理できる。

県内8地域の中心都市のうち、鹿角市以外は7つの広域的圏域の形成が読みとれる。鹿角市と他都市との関係については、県内では小坂町以外は流入流出の関係が比較的少ない。これは隣接する青森県、岩手県とにおいて流入流出関係があるためと考えられる。

男鹿市については、買い物について若美町からの流入が見られるものの、秋田市への流出が顕著であり、秋田市への依存度が高くなっている。

鷹巣町については周辺都市との流入流出の関係が比較的少なく、固有の圏域を形成していると考えられる。

角館町はいずれの項目においても、田沢湖町や西木村からの流入傾向がみられ、規模は小さいながらも一定の圏域を有していると考えられる。

県南の西目町、仁賀保町、金浦町、象潟町の4町は、電子産業の集積の関係から、市レベルとは別に、各町相互の通勤流動があり、地域の中心都市本荘市への依存度は低くなっている（但し、西目町は都市計画区域なし）。

協和町は、大曲仙北地域、大曲広域市町村圏に属しているが、各項目とも大曲市よりも、秋田市との関係が強くなっている（但し、協和町は都市計画区域なし）。

岩城町は本荘由利地域に属しているが、本荘市との関係より秋田市との関係が強くなっている（但し、岩城町は都市計画区域なし）。

#### 4) 自然的、地形的条件

自然的、地形的条件については、河川の本川、支川の流域圏として一体と考えられる圏域、地形(盆地・平野)等で、まとまりある一体性について圏域の検討を行った。

##### 河川流域圏

米代川(及び支川)流域圏	<能代市・二ツ井町・鷹巣町・合川町・森吉町・上小阿仁村・大館市・比内町・鹿角市・小坂町>、田代町、藤里町、阿仁町
雄物川(及び支川)流域圏	<秋田市・河辺町・雄和町・西仙北町・神岡町・大曲市・六郷町・横手市・十文字町・増田町・平鹿町・湯沢市・角館町・田沢湖町>、協和町、仙北町、中仙町、太田町、千畑町、南外村、西木村、仙南村、大森町、雄物川町、大雄村、山内村、稲川町、皆瀬村、東成瀬村、羽後町、雄勝町
子吉川(及び支川)流域圏	<本荘市、矢島町、雄和町>、由利町、東由利町、烏海町、仁賀保町、大内町、西目町、大森町、羽後町
馬場目川(及び支川)流域圏	<秋田市・男鹿市・昭和町・飯田川町・五城目町天王町・八郎潟町>、八竜町、山本町、琴丘町、若美町、大潟村、井川町

##### 地形的な一体性、近接性

花輪盆地での一体性	<鹿角市・小坂町>
大館盆地 "	<大館・比内町>、田代町
鷹巣盆地 "	<鷹巣町・合川町・森吉町>
能代平野 "	<能代市>、峰浜村、山本町、八竜町
秋田平野 "	<天王町・昭和町・飯田川町・秋田市・河辺町・雄和町>、<八郎潟町・五城目町>
横手盆地 "	<西仙北町・神岡町・六郷町・大曲市・横手市> <平鹿町>、大森町
本荘平野 "	<本荘市>、西目町、大内町
沿岸域での近接性	<仁賀保町・金浦町・象潟町>

< > 外の町村は、都市計画区域なし

5) 現都市計画区域の連続性、近接した一体性

都市計画区域が接した連続性	都市計画区域が近接した一体性
<大館・比内町・鹿角市>	<鹿角市>・<小坂町>
<合川町・森吉町>	<鷹巣町>・<合川町・森吉町>
	<能代市>・<二ツ井町>
<八郎潟町・五城目町>	
<(秋田市周辺)男鹿市・天王町・昭和町・飯田川町・秋田市・河辺町・雄和町>	<八郎潟町・五城目町>
<西仙北町・神岡町・大曲市・六郷町・横手市>	<平鹿町>
<十文字町・増田町・湯沢市>	
	<仁賀保町・金浦町・象潟町>
一つの都市計画区域として独立している都市： <本荘市>、<田沢湖町>、<角館町>、<矢島町>、<上小阿仁村>	

6) 産業的な一体性

本荘由利地域における電子産業、特に、仁賀保町、金浦町、象潟町、西目町の一帯については、大手電子メーカー工場を中心とする産業集積がある。また、各町に分散配置されている大手メーカーの工場、下請け工場等を含め、当地域には同メーカー関連の就業者が多く、通勤者は町内の工場だけではなく、隣接する町へ通勤しているなど、各町相互の通勤移動がある。また、観光面では、田沢湖・角館、鹿角・小坂、男鹿周辺等といった観光ルートによる一体性が見られる。木材産業については、能代市と二ツ井町間に関連性が深い。

7) 道路ネットワークの一体性

県内の骨格を形成する幹線道路ネットワークは、東北自動車道、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道、東北中央自動車道の4つの高速道路と、国道7号、国道13号、国道46号により形成され、本県の都市計画区域の大半は、上記の広域幹線道路が通過又は近傍を通過している。

米代川流域の各区域から秋田周辺地域の都市計画区域を経て、南部の本荘由利地域の都市計画区域までは日本海沿岸東北自動車道と国道7号により、圏域が連続している。また、秋田都市圏から雄物川流域圏の各都市計画区域は、秋田自動車道、横手湯沢道路及び国道13号により圏域は連続している。

なお、上記広域幹線道路から遠い角館、田沢湖都市計画区域は、岩手県盛岡市に

通じる国道 46 号、大曲市と通じる国道 105 号により、また上小阿仁村は国道 285 号、矢島町は国道 108 号により、広域幹線道路を通じて各都市計画区域とつながっている。以下は、都市計画区域のある都市相互の関係を図化したものである。

都市計画区域のある市町村の一体的圏域 - 北部 -

生活圏	都市名	日常生活圏一体性					自然条件一体性	都市計画区域連続性	産業集積一体性	交通ネットワーク性	備考
		通勤	通学	最寄	買回	通院					
鹿角広域生活圏	鹿角市					┌	┌	┌	┌	は観光	
	小坂町			┌	┌	┌	┌	┌	┌	〃	
大館広域生活圏	大館市	┌	┌	┌	┌	┌	┌	┌	┌		
	比内町	┌	┌	┌	┌	┌	┌	┌	┌		
鷹巣広域生活圏	鷹巣町				┌	┌	┌	┌	┌		
	合川町		┌		┌	┌	┌	┌	┌		
	森吉町		┌	┌	┌	┌	┌	┌	┌		
	上小阿仁村		┌	┌	┌	┌	┌	┌	┌		
能代広域生活圏	能代市	┌	┌		┌	┌	┌	┌	┌	は木材産業	
	二ツ井町	┌	┌		┌	┌	┌	┌	┌	〃	

( 中心性・吸引力が高い、 やや強い — 強い — 中間 ---- 弱い )

日常生活圏（通勤） : 15 才以上勤務先 30 ~ 50 % 未満、10 以上 30 未満

〃 （通学） : 15 才以上通学先

〃 （買い物・最寄り品）: 50 % 以上、30 以上 ~ 50 % 未満

〃 （買い物・買い回り）: 50 % 以上、30 以上 ~ 50 % 未満

〃 （通院先） : 50 % 以上、30 以上 ~ 50 % 未満

自然的条件（地形、河川） : 平野や盆地の一体性

都市計画区域の連続性 : 連続又は近接

産業集積の一体性 : 顕著な産業集積性

交通ネットワークの一体性 : 広域又は幹線道路の連続性

都市計画区域のある市町村の一体的圏域 - 中央、南部 -

生活圏	都市名	日常生活圏一体性					自然条件一体性	都計区域連続性	産業集積一体性	交通N・W性	備考
		通勤	通学	最寄	買回	通院					
秋田広域生活圏	秋田市	[	[	[	[	[	[	[	[		
	昭和町	[	[	[	[	[	[	[	[		
	飯田川町	[	[	[	[	[	[	[	[		
	天王町	[	[	[	[	[	[	[	[		
	男鹿市	[	[	[	[	[	[	[	[		
	五城目町	[	[	[	[	[	[	[	[		
	八郎潟町	[	[	[	[	[	[	[	[		
	雄和町	[	[	[	[	[	[	[	[		
	河辺町	[	[	[	[	[	[	[	[		
本荘広域生活圏	本荘市	[	[	[	[	[	[	[	[		
	仁賀保町	[	[	[	[	[	[	[	[	電機電子工場	
	金浦町	[	[	[	[	[	[	[	[	〃	
	象潟町	[	[	[	[	[	[	[	[	〃	
	矢島町	[	[	[	[	[	[	[	[		
大曲広域生活圏	田沢湖町	[	[	[	[	[	[	[	[		
	角館町	[	[	[	[	[	[	[	[		
	大曲市	[	[	[	[	[	[	[	[		
	六郷町	[	[	[	[	[	[	[	[		
	神岡町	[	[	[	[	[	[	[	[		
	西仙北町	[	[	[	[	[	[	[	[		
横手広域生活圏	横手市	[	[	[	[	[	[	[	[		
	平鹿町	[	[	[	[	[	[	[	[		
	十文字町	[	[	[	[	[	[	[	[		
	増田町	[	[	[	[	[	[	[	[		
湯沢広域生活圏	湯沢市	[	[	[	[	[	[	[	[	圏域内の都計区域は湯沢市のみ	

## 8) 広域都市圏の設定

広域都市圏の設定は、既往計画の圏域や地域住民の通勤通学、買い物等の日常生活圏などの観点から、下表のようにいくつかの圏域（A、B、C各案）が想定されるが、都市的サービスや都市機能の影響する範囲は、各圏域の市を中心に、都市計画区域を持たない町村まで広範囲にわたっている。

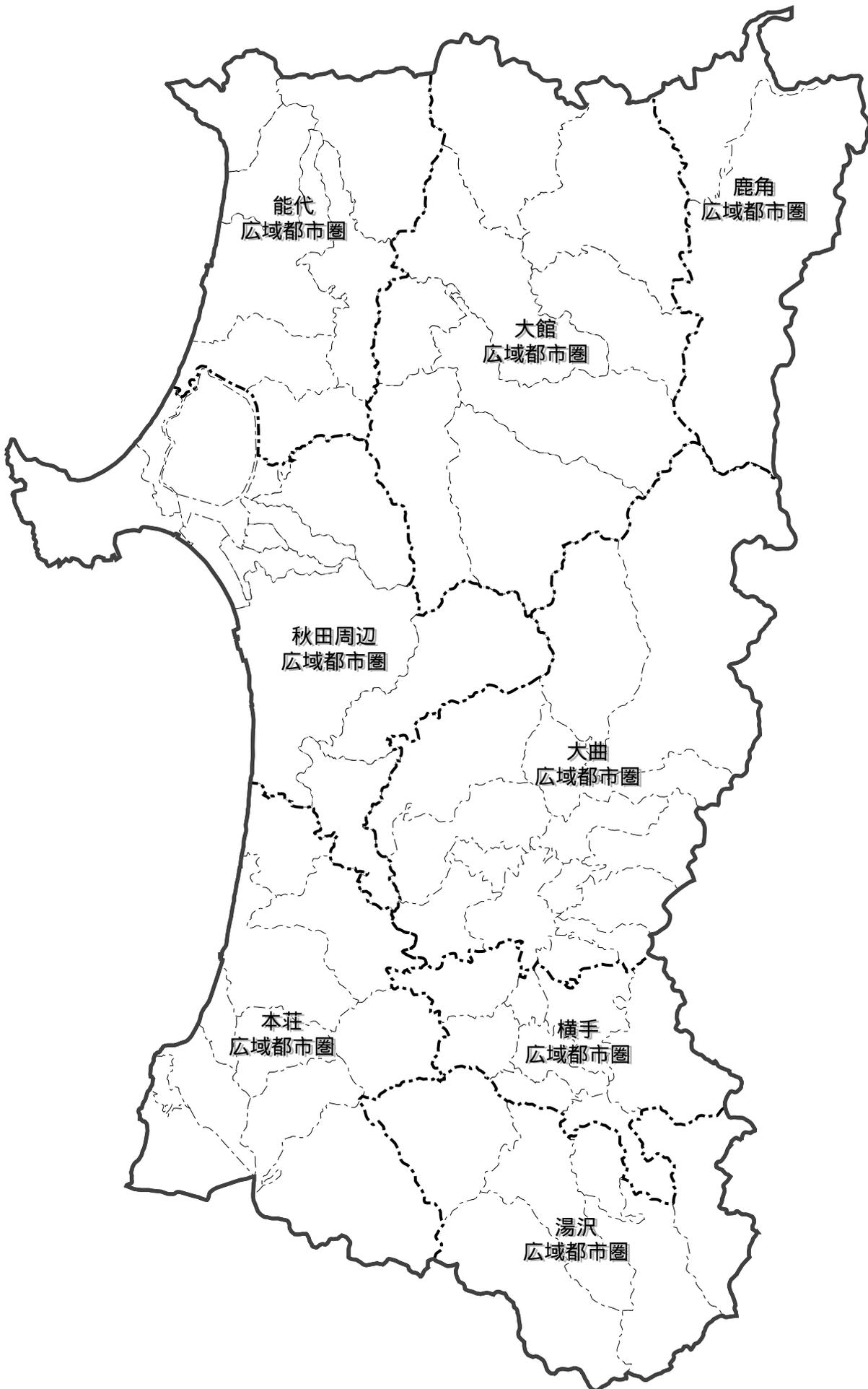
また、将来的には広域的な施設の立地や都市的生活サービスの多様化など、現在とは異なった圏域の変化も考えられることから、柔軟な対応が必要である。

従って、広域都市圏の設定は、都市計画区域の有無に係わらず、一体の都市圏としての影響が認識される範囲までとし、上位計画（あきた21総合計画、広域市町村計画）との整合性も勘案しながら、B案で示されている8地域を、「広域都市圏」として設定する。

広域都市圏の設定案

A	B	C	広域圏域	都市名
米代川流域圏	鹿角	鹿角	鹿角地域 鹿角圏	<鹿角市> + <小坂町>
	大館・北秋田	大館	大館・北秋田地域 大館圏	<大館市> + <比内町> + (田代町)
		鷹巣	鷹巣圏	<鷹巣町> + <合川町> + <森吉町> + <上小阿仁村> + (阿仁町)
能代・山本	能代	能代山本地域 能代圏	<能代市> + <二ツ井町> + (八森町) + (藤里町) + (峰浜村) + (八竜町) + (山本町) + (琴丘町)	
秋田周辺	秋田周辺	秋田周辺地域 秋田圏	<秋田市、昭和町、飯田川町、天王町> + <男鹿市> + <八郎潟町> + <五城目町> + <河辺町> + <雄和町> + (井川町) + (若美町) + (大潟村)	
本荘由利	本荘・由利	本荘	本荘・由利地域 本荘圏	<本荘市> + <矢島町> + (岩城町) + (西目町) + (大内町) + (由利町) + (東由利町) + (鳥海町)
		仁賀保	仁賀保圏	<仁賀保町> + <金浦町> + <象潟町>
雄物川流域圏	大曲・仙北	大曲	大曲地域 大曲圏	<大曲市、六郷町、神岡町> + <西仙北町> + (協和町) + (中仙町) + (南外村) + (仙北町) + (太田町) + (千畑町) + (仙南村)
		角館	角館・田沢湖	<角館町> + <田沢湖町> + (西木村)
	横手・平鹿	横手	横手・平鹿地域 横手圏	<横手市> + <平鹿町> + <増田町> + <十文字町> + (大森町) + (雄物川町) + (大雄村) + (山内村)
	湯沢	湯沢	湯沢・雄勝地域 湯沢圏	<湯沢市> + (稲川町) + (羽後町) + (雄勝町) + (東成瀬村) + (皆瀬村)

は県基本構想の地域名、<>は現都市計画区域、()は都市計画区域のない町村、は小ブロック単位  
注：A案/大ブロック広域都市圏 4 広域都市圏、B案/県総合計画の地域ブロック案 8 広域都市圏  
C案/小ブロック案 11 広域都市圏



## (2) 各広域都市圏の将来像

8つの広域都市圏についての位置づけ及び将来像を、次ぎの構成により示すこととする

### 広域都市圏の概況

- ア．基本的事項（位置、人口・面積、主な都市施設の整備状況、生産規模）
- イ．概況（土地利用、交通体系、自然的環境、日常生活圏、大規模プロジェクト）
- ウ．特性
- エ．課題

### 広域都市圏の位置づけ

#### 広域都市圏の将来像

- ア．広域都市圏の将来像
- イ．広域都市圏の目標
- ウ．各都市計画区域の役割
- エ．広域都市圏の将来人口

広域都市圏将来図（案）は、以下に示すような広域都市圏の産業活動や生活・文化の拠点、主要な地域資源や都市機能、圏域の主要な道路網や交通機能、他地域との交流・連携の軸等、圏域の骨格を示す構成要素により、広域都市圏の地域構造や他圏域との関係などを示すものである。

#### （地域構造を示す構成要素とその意味合い）

圏域の中心：生活や産業等の圏域全体の中心となる地域

拠点：商業・業務、文化機能など、都市機能が集積する都市の拠点

交流・連携軸：他地域との交流・連携を担う広域的な位置づけを有する軸、地域資源等を結ぶ軸

骨格的交通網：国幹道や地域高規格道路、国道等の広域的な道路、鉄道・空港・港湾等、広域的に骨格を形成する交通機能

自然的環境：自然公園等の広域観光資源、広域公園

大規模プロジェクト：広域都市圏の中枢を担うプロジェクト等

各都市計画区域の将来像を検討するにあたっては、こうした地域構造を踏まえ、圏域全体との整合を図るものとする。

また、8の広域都市圏名及び構成市町村名は以下の通りである。

広域都市圏名	構成市町村名（中心都市）	
	都市計画区域あり	都市計画区域無し
鹿角広域都市圏	鹿角市、小坂町	
大館広域都市圏	大館市、比内町、鷹巣町、合川町、森吉町、上小阿仁村	田代町 阿仁町
能代広域都市圏	能代市、二ツ井町	八森町、藤里町、八竜町 山本町、琴丘町、峰浜村
秋田周辺広域都市圏	秋田市、男鹿市、昭和町、飯田川町、天王町、八郎潟町、五城目町、河辺町、雄和町	井川町、若美町、大潟村
本荘広域都市圏	本荘市、仁賀保町、金浦町、象潟町、矢島町	岩城町、西目町、大内町、由利町、東由利町、鳥海町
大曲広域都市圏	大曲市、六郷町、神岡町、西仙北町、角館町、田沢湖町	協和町、中仙町、太田町、千畑町、仙北町、南外村、仙南村、西木村
横手広域都市圏	横手市、平鹿町、増田町、十文字町	大森町、雄物川町、大雄村 山内村
湯沢広域都市圏	湯沢市	稲川町、羽後町、雄勝町 東成瀬村、皆瀬村

# 広域都市圏別将来像

## 大館

交通ネットワークを活かした新たな産業を創出し、豊かな自然と共生した観光・レクリエーションゾーンとして、県北の中心的な交流拠点となる広域都市圏

## 能代

日本海沿岸域と米代川流域の連携・交流の結節点となり、海・山・田園と人と産業が共存する広域都市圏

## 鹿角

伝統の技術をもとに、自然環境にやさしい資源循環型の先進地域を形成し、地域固有の自然や伝統文化に根ざした観光拠点となる広域都市圏

## 秋田周辺

県都圏として多様な都市機能が整備され、世界に向けて情報を受発信し、環日本海交流のゲートウェイの役割を担う広域都市圏

## 大曲

交通結節点の特性と伝統歴史に彩られる文化資源や自然資源を活かした交流・連携拠点を形成するとともに、都市と自然が調和した美しい広域都市圏

## 本荘

産学官連携による先進的産業技術の集積と、海・山・川の豊かな自然が織りなす広域観光圏が調和した活気溢れる広域都市圏

## 横手

内陸型物流拠点を形成し、農業・工業・観光など多様な産業の総合化を図り、人・モノ・情報の交流が活発な雄物川流域の中心的な役割を担う広域都市圏

## 湯沢

栗駒山系の自然を背景に、地場産業の展開と地域資源の活用により、三県との県際連携・交流を促進する南の玄関口の役割を担う広域都市圏

# 1) 鹿角広域都市圏

## 鹿角広域都市圏の概況

### ア. 基本的事項

#### 位置

青森県と岩手県の県境界に接し、米代川の源流にあたる秋田県の北東部に位置する。

#### 人口・面積

資料：住民基本台帳 各年3月末現在

	行政区域		都市計画区域	
	H12年	H1/H12増加率	H12年	H1/H12増加率
人口(人)	47,694	-8.5%	42,501	-11.2%
面積(ha)	88,534	0.01%	20,186	0.0%

#### 主な都市施設の整備状況

資料：秋田県の都市計画平成12年

都市計画道路	計画延長(km)	改良済実延長(km)	供用率	秋田県供用率
	46,440	16,737	36.0%	53.2%
都市計画公園	計画面積(ha)	開設面積(ha)	開設率	一人当たり開設面積
	206.24	76.14	36.9%	17.9㎡
公共下水道	排水区域(ha)	供用区域(ha)	供用率	秋田県供用率
	944	232	24.6%	39.9%

その他都市施設	総合・運動公園	汚物処理施設	ごみ処理施設
	1	1	1

#### 生産規模 (単位：百万円)

	H10年	H6/H10増加率
農業粗生産額	13,670	
工業製品出荷額等	63,126	14.0%
	H9年	H6/H9増加率
小売業販売額	44,133	10.2%
卸売業販売額	17,702	0.8%

資料：農水省 生産農業所得統計  
通産省 工業統計表  
通産省 商業統計表



### イ. 地域の概況

#### 地域の骨格を形成する土地利用

- ・都市的土地利用が顕著な5カ所の地域拠点の周辺には農業的土地利用が入り交じり、米代川に沿って都市地域と農業地域とが連続した地域である。
- ・十和田八幡平国立公園等をはじめとしたすぐれた自然の景勝地が原生的な姿を残し、花輪盆地を取り囲む森林地域と自然地域により、個性ある美しい自然景観を形成している。

#### 地域の骨格を形成する交通体系

- ・東北自動車道が縦貫し、東北新幹線に接続する JR 花輪線が盛岡市と大館市を結び、大館能代空港から1時間圏に位置するなど広域的な交通網が整っている。
- ・国道282号が鹿角市と小坂町を縦断し結びつけるとともに、国道103号が大館市を結び、国道341号が大曲・角館地域を結んでいるなど、地域の生活圏を支える骨格を形成している。

#### 地域の骨格を形成する自然環境

- ・花輪盆地を取り囲むように東側の奥羽山脈をはじめとした山岳・丘陵が峰を連ねており、その南北には十和田八幡平国立公園を抱えている。
- ・米代川を本流とする数多くの清流が流れる自然豊かな地域である。

日常生活圏
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿角市と小坂町の都市同士の結びつきとしては、通勤通学動向での相互の人口移動が多数見られ、商圈としては大館市への流出がやや見られるものの、周辺都市からの流入が少なく、地域として一体の生活圏域を形成している。</li> </ul>

大規模プロジェクトの概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海沿岸東北自動車道の整備（大館～小坂間）</li> <li>・花輪中心地区多機能交流拠点の形成（米代川流域地方拠点都市地域）</li> </ul>

#### ウ．地域の特性

- ・十和田八幡平国立公園や十和田湖など豊かで美しい自然や、康楽館や小坂鉱山事務所などといった歴史的建造物、鉱山の産業遺産等を残す観光都市として国内外から多くの来訪者を集めており、鹿角市・小坂町が連携して国際的な観光圏の形成に取り組んでいる。
- ・かつて鉱山の街として培った技術と資源を生かし、リサイクル製錬拠点をはじめとする資源循環型産業の拠点を目指す「県北部エコタウン計画」を推進している。

#### エ．地域の課題

- ・十和田湖や十和田八幡平国立公園などの自然、地域を育んだ産業遺構や歴史的遺産を活かし、地域が一体となった広域観光都市の形成を推進する必要がある。
- ・北東北3県など、県域を超えた連携・交流を強化し、世界に開かれた国際観光ゾーンを形成するために、日本海沿岸東北自動車道の整備を促進し、大館能代空港との連携のもと広域的な交通ネットワークの形成を図る必要がある。
- ・豊かな自然に囲まれて人々が暮らすうえで基盤となる都市計画道路、公園、公共下水道といった都市施設の供用率はいずれも県平均値を下回っている。地域固有の自然・伝統・文化を継承し、人々が安心して暮らすためにも、生活の基盤となる都市施設の充実を図っていく必要がある。
- ・米代川やその支流に沿って連なる都市地域と、それらを取り囲む農業・森林地域とが調和する風景や環境を守り伝えるために、適切な土地利用の誘導と都市計画の運用を図る必要がある。

#### 鹿角広域都市圏の位置づけ

- ・秋田・青森・岩手の北東北三県のほぼ中央に位置し、東北自動車道が縦貫する秋田県の北の玄関口としての役割を担い、北東北の人、モノ、文化、情報が集まる交流拠点として位置づける。
- ・秋田の豊かな自然資源と歴史ある産業を活かした国際観光地域であるとともに、環境にやさしい資源循環型社会づくりに取り組むなど、環境と地域社会との調和を目指した先進地域である。

## 鹿角広域都市圏の将来像

### ア．地域の将来像

「伝統の技術と自然環境にやさしい資源循環型の先進地域を形成し、地域固有の自然や伝統・文化に根ざした観光拠点となる広域都市圏」

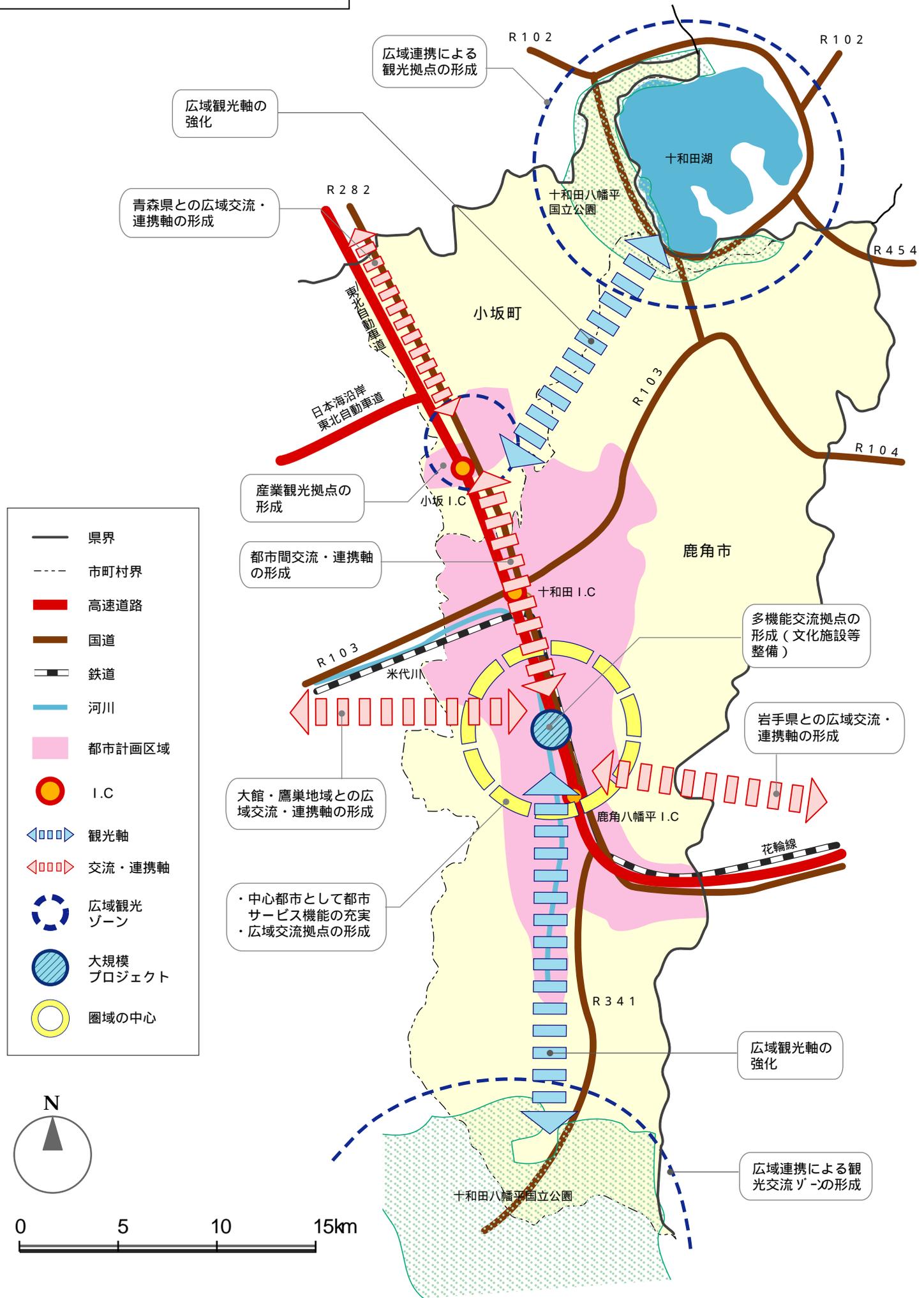
### イ．地域の目標

- ・北東北3県との交流を促進する拠点の形成
- ・地域資源を活かし、地域が連携した広域観光圏の形成
- ・まちと自然が調和した環境に優しい都市づくり

### ウ．各都市計画区域の役割

- ・鹿角都市計画区域は、鹿角広域都市圏の中核都市として、行政、産業、文化等の機能の整備を推進するとともに、圏域内の都市的サービス機能の拠点として中心的役割を担う。
- ・小坂町都市計画区域は、鉾山の街として培った産業技術を活かした新たな産業の振興、地域文化を活かした観光都市拠点としての役割を担う。

# 鹿角広域都市圏将来図（案）



## 2) 大館広域都市圏

### 1) 大館広域都市圏の概況

#### ア. 基本的事項

##### 位置

青森県との県境界に接し、米代川が地域の中心部を貫流する北秋田の中央部に位置する。

##### 人口・面積

資料：住民基本台帳 各年3月末現在

	行政区域		都市計画区域	
	H12年	H1/H12増加率	H12年	H1/H12増加率
人口(人)	134,928	-6.8%	100,794	1.6%
面積(ha)	232,309	0.07%	20,947	14.6%

##### 主な都市施設の整備状況

資料：秋田県の都市計画平成12年

都市計画道路	計画延長(km)	改良済実延長(km)	供用率	秋田県供用率
	123,222	61,672	50.0%	53.2%
都市計画公園	計画面積(ha)	開設面積(ha)	開設率	一人当たり開設面積
	466.28	179.93	38.6%	17.9㎡
公共下水道	排水区域(ha)	供用区域(ha)	供用率	秋田県供用率
	2319	587	25.3%	39.9%

その他都市施設	総合・運動公園	汚物処理施設	ごみ処理施設
	7	2	1

##### 生産規模 (単位：百万円)

	H10年	H6/H10増加率
農業粗生産額	24,710	
工業製品出荷額等	125,675	-3.6%
	H9年	H6/H9増加率
小売業販売額	151,601	4.4%
卸売業販売額	192,160	-6.3%

資料：農水省 生産農業所得統計  
通産省 工業統計表  
通産省 商業統計表



#### イ. 地域の概況

##### 地域の骨格を形成する土地利用

- ・大館市・比内町の都市地域が位置する大館盆地と、鷹巣町から空港を挟んで合川・森吉両町の都市地域が位置した鷹巣盆地からなる。
- ・上小阿仁村の都市地域は、国道285号沿いの山間部に位置する。
- ・米代川沿川に鷹巣町、比内町、田代町の中心部が位置し、都市部以外の平野部は農業地域が広がり、周辺は森林地域となっている。また、阿仁町、上小阿仁村は、河川沿いの集落を除いて大半が森林地域である。
- ・地域の象徴となっている森吉山は、森吉山県立自然公園に指定されている。

##### 地域の骨格を形成する交通体系

- ・鷹巣盆地の中央に大館能代空港があり、秋田県北部及び北東北三県中央部と首都圏を結ぶ空の玄関口となっている。
- ・幹線道路は、国道7号により能代市等の日本海側と青森県大鰐町・弘前市方面とを連絡するほか、国道103号により鹿角市及び十和田湖と結ばれている。また、国道105号及び国道285号により大館能代空港と各都市とが連絡されている。
- ・日本海沿岸東北自動車道は、大館～小坂間の整備促進を図り、鷹巣～大館間の早期事業化を目指している。
- ・鉄道はJR奥羽本線及びJR花輪線(大館～鹿角～盛岡)があり、南北には鷹巣町～角館町を結び秋田県内陸山間部を縦貫する秋田内陸線がある。

地域の骨格を形成する自然環境
<ul style="list-style-type: none"> <li>・米代川、長木川、阿仁川、小阿仁川などを中心に各都市の市街地や集落が形成され、その周辺の平野部には農地が広がり、米代川流域を除いてほぼ森林地域に囲まれている。</li> <li>・東から西に流下する米代川に、阿仁川、小阿仁川や北部、南部の森林地域から多数の小河川が米代川に合流している。</li> <li>・地域を代表する県立田代岳自然公園及び森吉山県立自然公園があり、阿仁川の支川、小又川上流には太平湖（森吉ダム）がある。</li> <li>・合川町には、約 213ha におよぶ広域公園「北欧の杜公園」が計画され、約 93.6ha が供用されている。</li> </ul>

日常生活圏
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤通学では大館市と比内町、田代町の結びつきが特に強いが、商圏で見ると2町のほか、鷹巣地域の4町1村にまで圏域が広がり、さらに小坂町にも影響圏が及んでいるなど、大館市を中心とした広範囲の日常生活圏を形成している。また、鷹巣町を中心とした二次商圏、影響圏があり、鷹巣町商圏としても求心力を有している。</li> <li>・鷹巣町は行政機能としての中心性も有している。</li> </ul>

大規模プロジェクトの概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海沿岸東北自動車道の整備促進（大館～小坂間、鷹巣～大館間）</li> <li>・大館産業・文化学園拠点の形成（地方拠点都市地域関連）</li> <li>・大館スポーツ・イベント交流拠点の形成（ " " ）</li> <li>・空港機能を活かしたエアフロント都市交流拠点の形成</li> </ul>

#### ウ．地域の特性

- ・大館市及び比内町、さらには鹿角広域都市圏と都市計画区域が連坦しており、両圏域が相互に結びつきを強めつつある。
- ・これまで主要な産業であった鉱山が閉山したが、非金属工業（黒鉱）により培われた国内トップレベルの鉱山関連技術を活かし、エコタウン計画等の循環型社会の形成に寄与する新たな産業振興による地域づくりをめざしている。
- ・大館能代空港は、鷹巣町南部に立地しており、秋田県北部及び北東北三県中央部が首都圏と直結する機能を担っている。
- ・北欧の杜公園は県北部の広域公園として整備されているほか、内陸部は温泉等の自然に恵まれた観光ゾーンとなっている。
- ・森吉山県立自然公園は、青少年の野外活動基地、自然学習の場として親しまれている。
- ・また、鷹巣町は全国的にも先進的に「福祉の町づくり」を推進している

#### エ．地域の課題

- ・農林業の振興に加えて、広域的な交通基盤をフルに活かし、時代の要請に応じた循環型の新たな産業創出と地域への定着が課題となっている。
- ・循環型産業の拠点地域及び広域観光地としての広域的な機能を担うため、日本海沿岸自動車道など広域的・骨格的道路網の整備による交通ネットワークの形成が必要である。

- ・大館市は米代川地方拠点都市地域の中核を担う都市として、圏域をカバーする高次都市機能、都市サービス機能の整備充実が求められている。
- ・大館能代空港周辺の都市的機能の整備と空港へのアクセス道路網の整備が課題となっている。
- ・温泉等自然の恵みを活かした広域観光ゾーン及び観光ルートの形成が課題となっている。

#### 大館広域都市圏の位置づけ

- ・隣接する鹿角・能代両地域と連携しながら、米代川流域の中核的な都市機能を担うとともに、北東北三県や県内陸部及び日本海地域とを結ぶ交通結節点として位置づけられる。
- ・圏域内の空港を活かした産業拠点や都市的機能の整備により空港都市地域としての機能を有する。
- ・南部は、豊かな自然を体験する広域的な観光・レクリエーションゾーンを形成している。

#### 大館広域都市圏の将来像

##### ア．地域の将来像

「高速交通ネットワークを活かした新たな産業を創出し、豊かな自然と共生した観光・レクリエーションゾーンとして、県北の中心的な交流拠点となる広域都市圏」

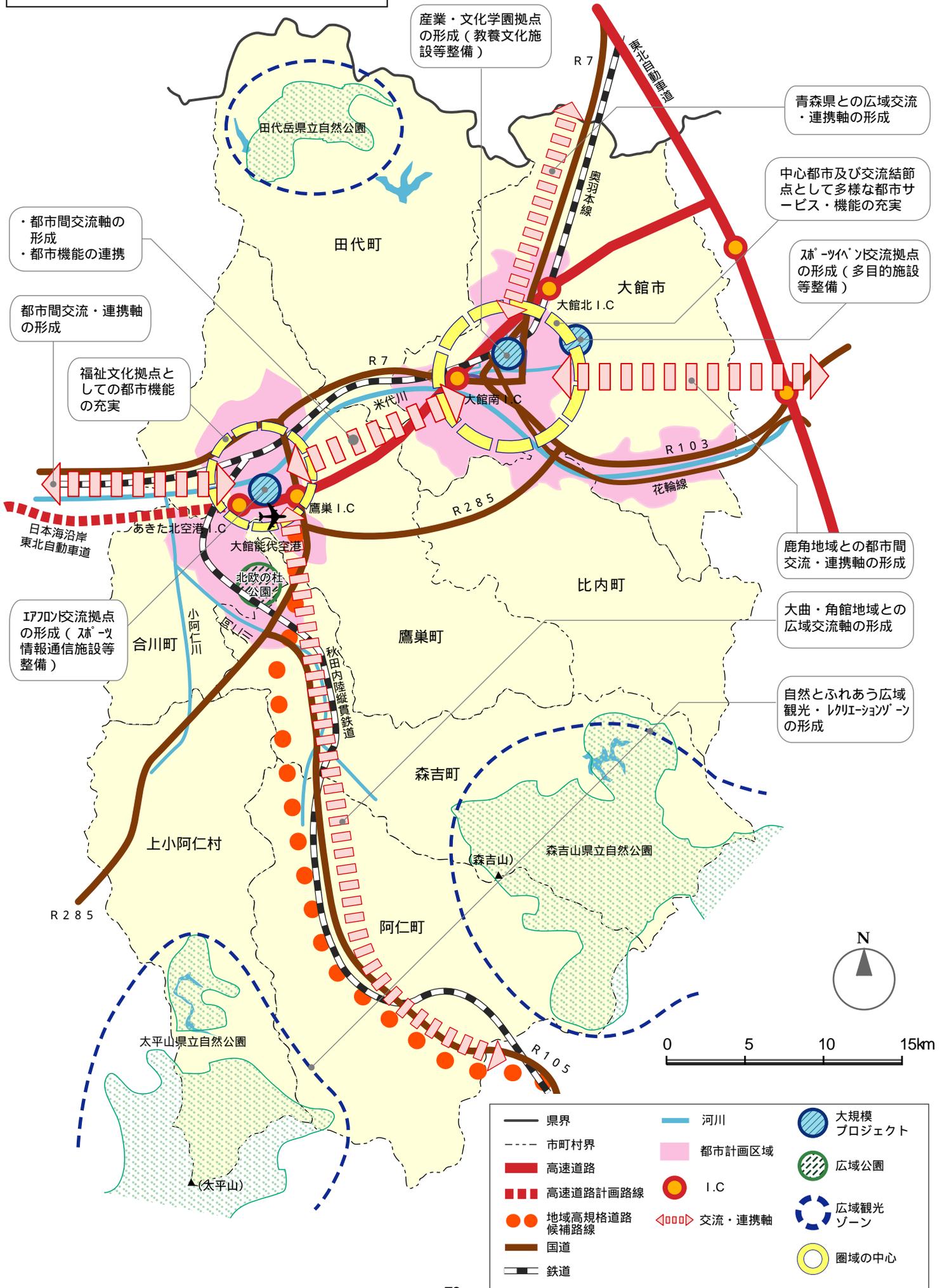
##### イ．地域の目標

- ・米代川流域の東西を繋ぐ交流拠点都市の形成
- ・循環型地域社会を実現するエコタウンづくり
- ・循環型産業を支え広域観光ルートを形成する高速交通ネットワークの整備
- ・森林資源や温泉・広域公園など、自然とふれあう自然型広域観光ゾーンの形成
- ・都市的サービスが行き届いたホスピタリティの高い地域社会の形成

##### ウ．各都市計画区域の役割

- ・大館都市計画区域は、大館広域都市圏の中心都市として、行政、産業、文化、教育等の都市的機能の集積のもとに、圏域内の都市サービス機能の拠点として役割を担う。
- ・比内都市計画区域は、大館都市計画区域の都市的機能との連携のもと、身近な都市的サービス機能を担う。
- ・鷹巣都市計画区域においては、エアフロントの特性を活かした地域開発を進めるとともに、「人に優しい福祉のまち」の充実、都市機能の整備を行い、大館都市計画区域の都市的機能との連携のもと、福祉文化拠点としての役割を担う。
- ・合川町は、北欧の杜公園を舞台とする県民のレクリエーションの場として、また森吉町は、森吉山県立自然公園等の自然環境を活かした野外活動や教育の場としての中心的な役割を担う。
- ・上小阿仁村においては、日常的な都市サービス機能の充実を図り、南秋田郡に至る中継拠点としての役割も担う。

# 大館広域都市圏将来図(案)



### 3) 能代広域都市圏

#### 能代広域都市圏の概況

##### ア. 基本的事項

###### 位置

日本海と青森県との県境界に接し、米代川の下流域である秋田の北西部に位置する。

###### 人口・面積

資料：住民基本台帳 各年3月末現在

	行政区域		都市計画区域	
	H12年	H1/H12増加率	H12年	H1/H12増加率
人口(人)	105,030	-7.9%	56,045	-5.1%
面積(ha)	119,088	0.03%	11,059	0.0%

###### 主な都市施設の整備状況

資料：秋田県の都市計画平成12年

都市計画道路	計画延長(km)	改良済実延長(km)	供用率	秋田県供用率
	109,370	51,126	46.7%	53.2%
都市計画公園	計画面積(ha)	開設面積(ha)	開設率	一人当たり開設面積
	168.17	32.46	19.3%	5.7㎡
公共下水道	排水区域(ha)	供用区域(ha)	供用率	秋田県供用率
	1614	689	42.7%	39.9%

その他都市施設	総合・運動公園	汚物処理施設	ごみ処理施設
	1	1	

###### 生産規模 (単位：百万円)

	H10年	H6/H10増加率
農業粗生産額	24,620	
工業製品出荷額等	77,476	-21.5%
	H9年	H6/H9増加率
小売業販売額	116,398	3.7%
卸売業販売額	108,977	0.8%

資料：農水省 生産農業所得統計  
通産省 工業統計表  
通産省 商業統計表



##### イ. 地域の概況

地域の骨格を形成する土地利用
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本海沿岸から米代川下流域にかけては能代平野となっており、南部は山本町、琴丘町、八竜町まで、北部は峰浜村まで農業地域が広がっている。</li> <li>能代市の都市地域は米代川河口周辺に位置し、二ツ井町の都市地域は米代川流域に面しており、能代市の都市地域とは離れている。</li> <li>米代川河口には能代港が整備され、主に国内外貿易の地域における物流拠点港湾となっており、その周辺には発電所等のエネルギー基地が立地している。</li> <li>北部藤里町の県境には世界遺産に指定されている白神山地やきみまち阪藤里峡県立自然公園があり、海岸部の八森町には、八森岩館県立自然公園があるなど、貴重な自然環境の宝庫となっている。</li> </ul>

地域の骨格を形成する交通体系
<ul style="list-style-type: none"> <li>国道7号により秋田、大館方面とつながり、国道101号により青森県西津軽地域及び男鹿市、南秋田郡と結ばれている。</li> <li>日本海沿岸東北自動車道は一部供用されているが、さらに大館方面への整備促進が必要。</li> <li>鉄道はJR奥羽本線により秋田市及び大館市とつながり、能代～五所川原を結ぶJR五能線によって青森県に至る。</li> <li>大館能代空港へは約40km離れており、今後アクセス性向上を図る道路ネットワークの強化が課題となっている。</li> </ul>

地域の骨格を形成する自然環境
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海沿岸には防風林が連続し、海岸線に緑の輪郭を形成している。</li> <li>・米代川河口周辺から能代市の南北部にかけて能代平野の農地が広がり、北部藤里町の青森県境には世界遺産白神山地、きみまち阪藤里峡県立自然公園、八森岩館県立自然公園があり、豊かな自然環境に囲まれている。</li> </ul>

日常生活圏
・通勤通学圏、商圈ともに、能代市がその中心をなし、一体的な生活圏を形成している。

大規模プロジェクトの概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・能代シーサイドスポーツリゾート拠点の形成</li> <li>・能代ニューライフコア交流・行政拠点の形成</li> <li>・世界遺産白神山地の生態系の保全</li> </ul>

#### ウ．地域の特性

- ・古くから、木材産業により栄え、能代港は原木輸入など地域の物流拠点港湾として機能を果たしている。
- ・また、能代平野には農業地帯が広がり、秋田平野に続く広大な農業地帯を形成している。
- ・北部の山間部には、世界遺産白神山地と2つの県立自然公園があり、自然環境に恵まれた地域である。

#### エ．地域の課題

- ・木材産業の集積や高度加工技術の研究開発により、より付加価値の高い産業の創出
- ・世界遺産の白神山地をはじめとする貴重な自然生態系の保全と持続可能な社会システムの構築
- ・日本海沿岸地域や米代川流域における人的・物的交流のネットワークを形成するため、日本海沿岸東北自動車道をはじめとした幹線道路網の整備促進
- ・木材産業やリサイクル産業などの物流拠点や海洋性レクリエーション拠点となる能代港の港湾機能整備

#### 能代広域都市圏の位置づけ

- ・日本海沿岸地域（秋田・男鹿及び西津軽）と米代川流域を結ぶ交通結節点として、さらに、世界遺産白神山地への玄関口の役割を担う広域交流拠点として位置づける。

#### 能代広域都市圏の将来像

##### ア．地域の将来像

- 「日本海沿岸域と米代川流域の連携・交流の結節点となり、海・山・田園と人と産業が共存する広域都市圏」

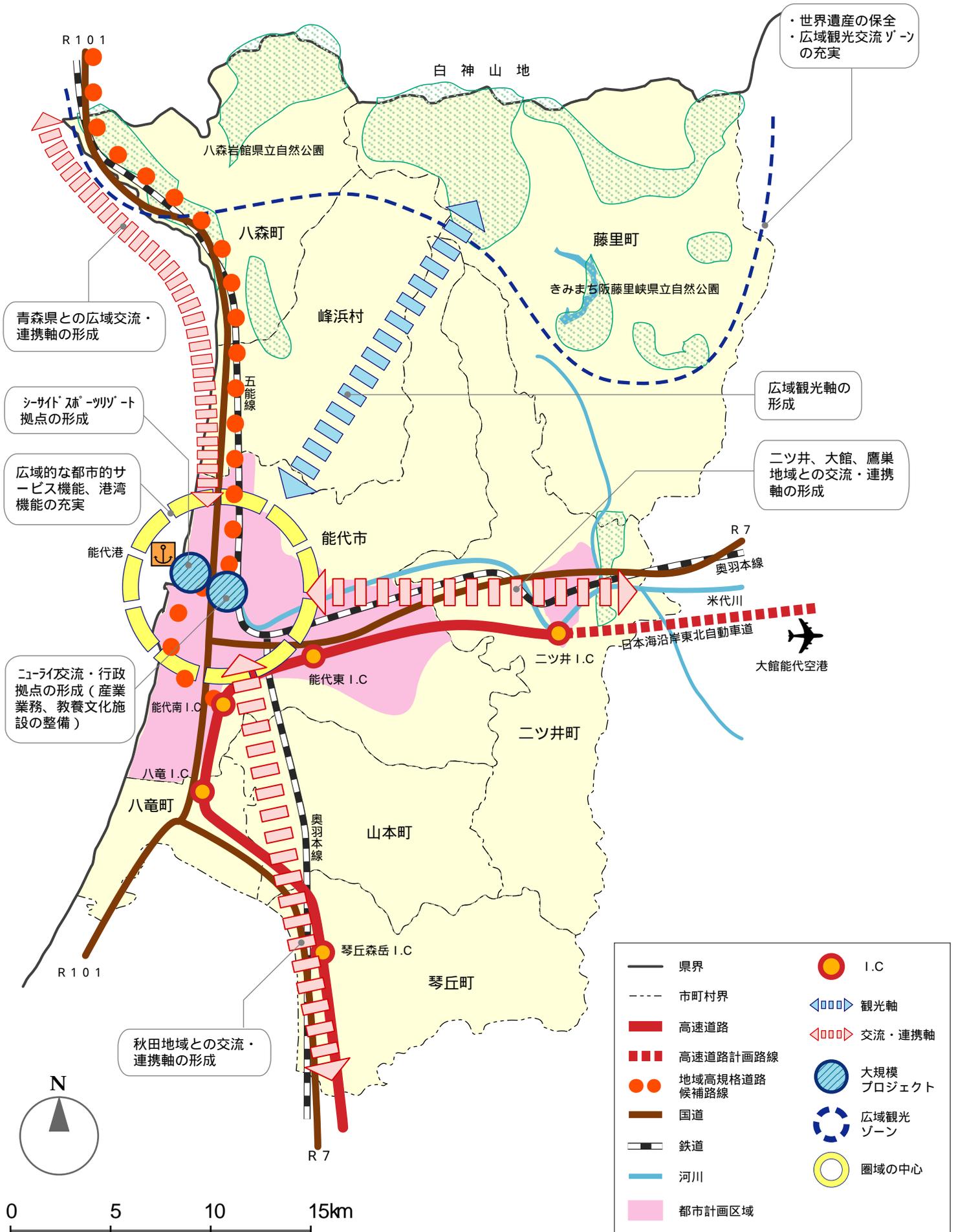
#### イ．地域の目標

- ・伝統的な木材総合産業の発展による地域全体の活性化
- ・世界遺産の保全、河川・海岸・港湾の親水化、グリーン&エコツーリズムによる交流拠点の形成
- ・地域の結節点としての役割を果たす交通ネットワークの整備・充実

#### ウ．各都市計画区域の役割

- ・能代都市計画区域は、米代川下流地域の行政・産業・文化等の集積拠点として、自然と共生する周辺地域に広域的な都市的サービス機能を提供する役割を担う。
- ・二ツ井町都市計画区域は、恵まれた自然と歴史、文化を背景として個性的な地域づくりをすすめる、日常的な都市機能を担う。

# 能代広域都市圏将来図（案）



## 4) 秋田広域都市圏

### 秋田広域都市圏の概況

#### ア. 基本的事項

##### 位置

雄物川の下流域と男鹿半島を一体とした県の中心地。

##### 人口・面積

資料：住民基本台帳 各年3月末現在

	行政区域		都市計画区域	
	H12年	H1/H12増加率	H12年	H1/H12増加率
人口(人)	439,464	2.8%	396,696	3.8%
面積(ha)	169,438	0.10%	70,040	0.0%

##### 主な都市施設の整備状況

資料：秋田県の都市計画平成12年

都市計画道路	計画延長(km)	改良済実延長(km)	供用率	秋田県供用率
	361,366	196,661	54.4%	53.2%
都市計画公園	計画面積(ha)	開設面積(ha)	開設率	一人当たり開設面積
	2,335.39	622.48	26.7%	15.7㎡
公共下水道	排水区域(ha)	供用区域(ha)	供用率	秋田県供用率
	9527.5	5010.7	52.6%	39.9%

その他都市施設	総合・運動公園	汚物処理施設	ごみ処理施設
	13	4	3

##### 生産規模 (単位：百万円)

	H10年	H6/H10増加率
農業粗生産額	45,160	
工業製品出荷額等	533,206	-1.1%
	H9年	H6/H9増加率
小売業販売額	555,419	7.6%
卸売業販売額	1,536,547	4.3%

資料：農水省 生産農業所得統計  
通産省 工業統計表  
通産省 商業統計表



#### イ. 地域の概況

地域の骨格を形成する土地利用
<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田平野は県内最大の平野であり、圏域内の各都市地域は、ほぼ一体的に連続している。</li> <li>市街地以外は、農地が広がり、八郎潟干拓地は、農業のモデル地域となっている。</li> <li>男鹿半島の西側は、海岸と湖、自然地形が美しく、男鹿国定公園に指定されている。</li> <li>秋田都市計画区域は区域区分(線引き)制度が適用されており、市街地と農地の土地利用が明確に区分されている。</li> </ul>

地域の骨格を形成する交通体系
<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田市を中心に秋田自動車道、国道7号、13号、男鹿及び南秋田郡の国道101号、285号が圏域内の幹線道路として骨格を形成している。</li> <li>また、日本海沿岸東北自動車道は、現在整備が進められている。</li> <li>鉄道は、秋田新幹線が秋田～盛岡～東京を結び、隣県との連絡はJR奥羽本線、羽越本線の2線、さらに地域内の秋田～男鹿を結ぶJR男鹿線がある。</li> <li>秋田空港は雄和町北部に立地し、首都圏、関西圏、中部圏等とを直接結んでおり、平成13年秋には、秋田～ソウル間に国際定期航空路が開設されている。</li> <li>秋田港は、世界の各地域と、またコンテナ航路で環日本海地域、フェリー航路で北海道や関西地域などと結ばれており、国内外貿易の物流拠点港湾になっている。また、船川港は地域の物流拠点港湾になっている。</li> </ul>

地域の骨格を形成する自然環境
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きくは雄物川河口の秋田平野、八郎湖及び男鹿半島という3つの地形的な特色がある。</li> <li>・圏域内の都市地域は、ほぼ一体に連続し、市街地の周辺は、秋田平野の広大な農地が広がるとともに、秋田湾沿いは防風林が連続している。</li> <li>・東部は比較的なだらかな地形の丘陵地が連なり、都市地域とそれらの丘陵地は都市の緑としての一体感がある。</li> <li>・男鹿半島は一部が男鹿国定公園に、太平山周辺は太平山県立自然公園が指定されている。</li> <li>・広域公園として小泉潟公園、秋田県立中央公園の二つが整備されている。</li> </ul>

日常生活圏
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県都秋田市を中心に広い範囲で通勤通学圏、商圏が形成されている。</li> <li>・男鹿市を中心とする最寄り品の商圏が見られるが、基本的には各都市ともに、秋田商圏の影響範囲となっている。</li> </ul>

大規模プロジェクトの概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市中心市街地の再生、活性化事業の実現</li> <li>・秋田中央道路の整備促進</li> <li>・秋田港、秋田空港、秋田新幹線の機能の強化</li> <li>・日本海沿岸東北自動車道の整備促進</li> </ul>

#### ウ．地域の特性

- ・広域県都圏として都市地域が連坦し、秋田県の産業経済、文化、教育、医療福祉等の全県的な中枢都市機能を担っている。
- ・県都秋田市、天王町等の郊外型住宅都市、男鹿半島を中心とする観光都市男鹿市、全国最大の農業モデルの大潟村、空港機能を有し空の玄関口となる河辺町・雄和町のように各都市の機能分担が図られている。
- ・高速交通網の整備により、全国及び世界に開かれた秋田県の玄関口となっている。

#### エ．地域の課題

- ・道路、鉄道、空港、港湾各交通機能の整備・充実、強化
- ・広域県都圏として、多様な都市機能、都市サービス機能の整備・充実、強化
- ・秋田県全体の活性化につながる秋田情報の発信性強化

#### 秋田広域都市圏の位置づけ

- ・環日本海圏における北東北のゲートウェイとして位置づける。
- ・広域幹線道路網により県北、県南各地域とを結び交通の要衝を占め、適切な役割分担のもとに、全県をリードしていく中核的な役割を担っていく地域である。

## 秋田広域都市圏の将来像

### ア．地域の将来像

「県都圏として多様な都市機能が整備され、世界に向けて情報発信し、環日本海交流のゲートウェイとしての役割を担う広域都市圏」

### イ．地域の目標

- ・高次都市機能が整備され、賑わいと活力に満ち、高い情報発信性を有する県都圏の形成
- ・豊かな自然資源、個性ある伝統文化、多様な産業集積等の特性を活かした地域の活性化
- ・港湾や空港、高速交通体系の機能強化と情報通信基盤の整備充実による環日本海交流拠点の形成
- ・都市地域と農業地域の調和ある発展を図るとともに、都市地域における安全快適な居住環境の整備

### ウ．各都市計画区域の役割

- ・秋田都市計画区域は、秋田県の都市機能の中枢を担う区域として、良好な居住環境を整備するとともに、秋田県の交通、情報等の拠点的作用を担う。
- ・男鹿都市計画区域は、船川港の港湾機能や、石油備蓄機能を担い、漁業、観光等の地域産業の拠点及び都市サービス機能を整備し、周辺地域を含めた都市住民の生活拠点としての役割を担う。
- ・五城目、八郎潟の両都市計画区域は、日常生活サービス機能を充足し、地域住民の利便性を高める役割を担う。
- ・河辺都市計画区域を構成する河辺町・雄和町は、都市地域と農業地域が調和し、高速道路及びアクセス道路の整備により、空の玄関口としての役割を担うとともに、日常生活サービスの機能を充足させ、地域住民の利便性を高める役割を担う。



## 5) 本荘広域都市圏

### 本荘広域都市圏の概況

#### ア. 基本的事項

##### 位置

南は山形県、西は日本海に接する秋田の南西部に位置する。

##### 人口・面積

資料：住民基本台帳 各年3月末現在

	行政区域		都市計画区域	
	H12年	H1/H12増加率	H12年	H1/H12増加率
人口(人)	124,739	-3.7%	64,019	1.8%
面積(ha)	144,965	-0.11%	8,433	-7.8%

##### 主な都市施設の整備状況

資料：秋田県の都市計画平成12年

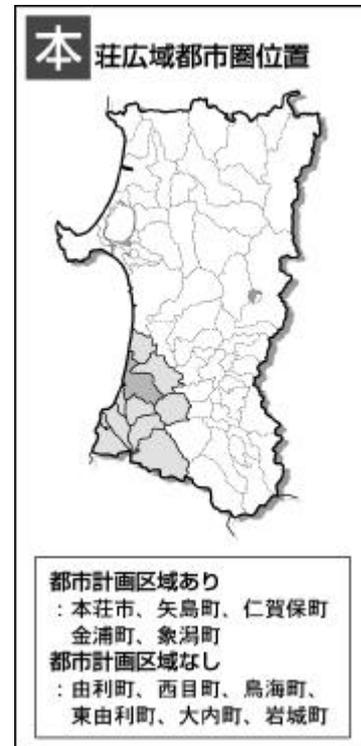
都市計画道路	計画延長(km)	改良済実延長(km)	供用率	秋田県供用率
	107,520	23,233	21.6%	53.2%
都市計画公園	計画面積(ha)	開設面積(ha)	開設率	一人当たり開設面積
	218.16	89.33	40.9%	14.0㎡
公共下水道	排水区域(ha)	供用区域(ha)	供用率	秋田県供用率
	1979	598	30.2%	39.9%

その他都市施設	総合・運動公園	汚物処理施設	ごみ処理施設
	4	1	1

##### 生産規模 (単位：百万円)

	H10年	H6/H10増加率
農業粗生産額	20,870	
工業製品出荷額等	424,565	15.2%
	H9年	H6/H9増加率
工業製品出荷額等	206,195	-8.0%

資料：農水省 生産農業所得統計  
通産省 工業統計表  
通産省 商業統計表



#### イ. 地域の概況

##### 地域の骨格を形成する土地利用

- 本荘市は本荘平野の沿岸部に位置し、市街地の周辺は農地が広がっている。
- 沿岸部には、本荘市の他に5つの町が南北に連なっているが、都市計画地域を有するのは仁賀保、金浦、象潟の3町である。
- 本荘市北部に隣接する岩城町、大内町は、徐々に都市的土地利用が増加している。
- 鳥海山麓の内陸部に位置する町では、矢島町が都市計画区域を有し、地域の多くは農業地帯及び森林地域と一体になっている。

##### 地域の骨格を形成する交通体系

- 国道7号が日本海沿岸を縦走し沿岸地域を結び、本荘市を起点として国道105号(大曲市)、107号(横手市)、108号(湯沢市)が放射状に雄物川流域都市と結んでいる。
- 日本海沿岸東北自動車道は、秋田市から本荘市までの区間が整備中であり、本荘以南の早期整備が望まれている。
- 鉄道はJR羽越本線のほか、本荘～矢島間の由利高原鉄道鳥海山麓線が、通勤通学や日常生活の足としての役割を担っている。

地域の骨格を形成する自然環境
<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部では防風林が海と陸の輪郭を形成しており、本荘マリーナをはじめとする海洋性レクリエーション拠点となっている。</li> <li>本荘平野は子吉川河口まで広がるとともに、鳥海山の裾野が本荘市付近まで伸びている。</li> <li>子吉川は、鳥海山に源を発する県内3番目の流域面積を持ち、本荘市内では河川が水辺のレクリエーション空間として活用されている。</li> <li>鳥海山は山形県側を含め、鳥海国立公園に指定され、2県にまたがる広域観光ゾーンを形成している。</li> <li>象潟町から仁賀保町にかけては、水田地帯内に火山泥流による泥流丘が数多く見られ、この地域独特の農村景観を呈している。</li> </ul>

日常生活圏
<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤通学、商圈ともに本荘市が中心となっている。</li> <li>通勤の特徴として、電子産業の工場が立地している仁賀保町、金浦町、象潟町においては、3町相互に行き来する顕著な通勤動向が見られるが、圏域全体としては本荘市を中心とした生活圏を形成している。</li> </ul>

大規模プロジェクトの概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本海沿岸東北自動車道の整備促進及び各 I.C 周辺の開発</li> <li>産学官が連携する新産業ハイテク拠点の形成</li> <li>川と海が交わる水辺交流拠点の形成</li> </ul>

#### ウ．地域の特性

- 県内では比較的気候温帯な地域であり、本荘市は秋田市と同様に人口増加の傾向を示している。
- 由利地域は本荘市を中心に一体的な生活圏を形成してきたが、近年岩城町は、秋田市の影響圏に入りつつある。
- 日本の代表的な企業の工場が南部の3町を中心に立地し、県内でも工業生産性の高い地域を形成している。
- 鳥海国立公園は、山形県にまたがる広域観光ゾーンを形成している。

#### エ．地域の課題

- 県立大学の開学により、産学官の連携によるハイテク技術集積地としての発展
- 地域南部の電子・電機産業の生産基盤の強化と地域の振興
- 日本海沿岸東北自動車道の早期整備と供用の実現
- 環鳥海連携による広域的周遊型観光圏の形成

#### 本荘広域都市圏の位置づけ

- 産学官の連携により高度技術集積及び技術ネットワークの形成を図り、秋田県の先端技術産業の中核を担う。
- 鳥海山麓の秋田県側の玄関口として、交流人口が拡大する広域観光ゾーンとしての役割を担う。

## 本荘広域都市圏の将来像

### ア．地域の将来像

「産学官連携による先進的産業技術の集積と、海・山・川の豊かな自然が織りなす広域観光圏が調和した活気溢れる広域都市圏」

### イ．地域の目標

- ・産学官の連携による高度な技術集積とネットワーク形成による産業ゾーンの形成
- ・環鳥海連携による周遊型広域観光圏の形成
- ・山形県、県内陸部、地域内の道路網の整備充実による一体的広域圏の形成
- ・付加価値の高い由利ブランド農林漁業の発展的展開

### ウ．各都市計画区域の役割

- ・本荘都市計画区域は、産学官が連携する新産業ハイテク拠点を形成するとともに、圏域全体の産業経済、文化、教育等の高次都市機能及び都市サービス機能を担う。また、川と海が交わる水辺交流拠点としての役割を担う。
- ・仁賀保、金浦、象潟各都市計画区域においては、電子・電機生産工場の集積地する地域として、地域の発展を担う。
- ・子吉川の上流に位置する矢島都市計画区域は、豊かな自然の恵みの中で、鳥海高原への玄関都市として地域的な都市サービス機能を担う。

# 本荘広域都市圏将来図（案）

レジャー型広域観光ゾーンの形成

・高次都市機能、都市サービスの充実  
・水辺交流拠点の充実

・産官学連携の新産業ハイク拠点の形成

・地域と連携した産業ゾーンの形成

日本海沿岸地域と山形県とを結ぶ広域交流軸の形成

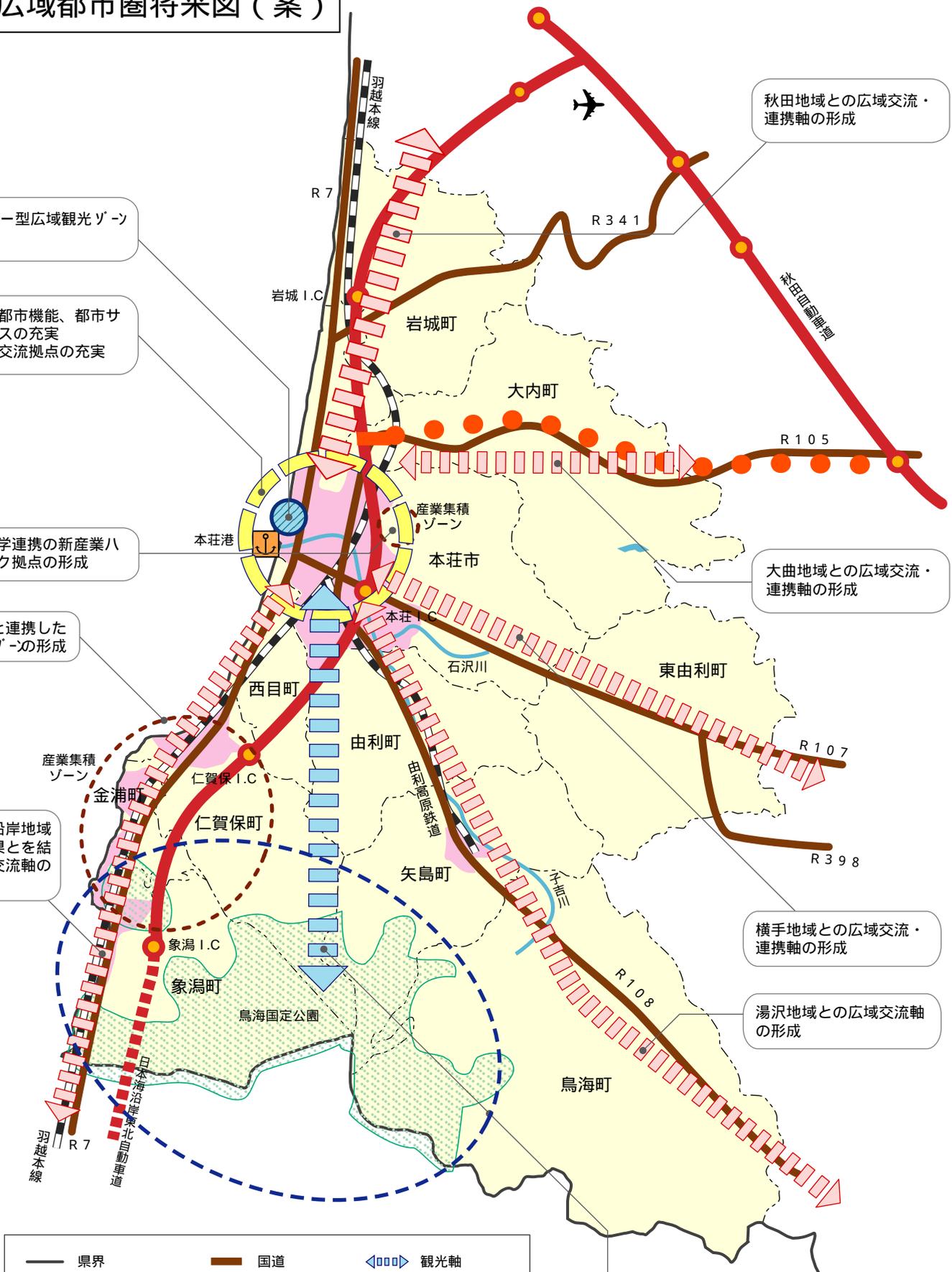
秋田地域との広域交流・連携軸の形成

大曲地域との広域交流・連携軸の形成

横手地域との広域交流・連携軸の形成

湯沢地域との広域交流軸の形成

・周遊型広域観光圏の形成  
・広域観光連携軸の形成



— 県界	— 国道	◀◀◀◀◀ 観光軸
- - - 市町村界	— 鉄道	◀◀◀◀◀ 交流・連携軸
— 高速道路	— 河川	● 大規模プロジェクト
— 高速道路計画路線	— 都市計画区域	○ 広域観光ゾーン
— 地域高規格道路	● I.C.	○ 圏域の中心
● 地域高規格道路候補路線		



## 6) 大曲広域都市圏

### 大曲広域都市圏の概況

#### ア. 基本的事項

##### 位置

雄物川や玉川を中心とし、秋田、横手、北秋田地域の結節点に位置する。

##### 人口・面積

資料：住民基本台帳 各年3月末現在

	行政区域		都市計画区域	
	H12年	H1/H12増加率	H12年	H1/H12増加率
人口(人)	159,395	-6.0%	73,027	4.5%
面積(ha)	212,812	-0.08%	23,486	13.6%

##### 主な都市施設の整備状況

資料：秋田県の都市計画平成12年

都市計画道路	計画延長(km)	改良済実延長(km)	供用率	秋田県供用率
	145,790	52,184	35.8%	53.2%
都市計画公園	計画面積(ha)	開設面積(ha)	開設率	一人当たり開設面積
	366.46	114.96	31.4%	15.7㎡
公共下水道	排水区域(ha)	供用区域(ha)	供用率	秋田県供用率
	1687	549	32.5%	39.9%

その他都市施設	総合・運動公園	汚物処理施設	ごみ処理施設
	3	1	2

##### 生産規模 (単位：百万円)

	H10年	H6/H10増加率
農業粗生産額	43,760	
工業製品出荷額等	141,353	5.4%
	H9年	H6/H9増加率
小売業販売額	177,244	7.6%
卸売業販売額	151,167	11.2%

資料：農水省 生産農業所得統計  
通産省 工業統計表  
通産省 商業統計表



#### イ. 地域の概況

##### 地域の骨格を形成する土地利用

- ・ 地域の中核となる大曲市は仙北平野の中心に位置し、雄物川・玉川との合流地点に市街地を形成している。
- ・ 都市地域は、大曲都市計画区域と西仙北町都市計画区域が連坦する他、仙北平野の北側に角館都市計画区域、さらにその北部には田沢湖都市計画区域が単独で存在し、道路網等により一体的な生活圏を形成している。
- ・ 田沢湖町を除いた市街地の周辺は農業地域となっており、都市計画区域内は比較的平坦地であり、森林地域は少ない。
- ・ 角館町市街地の北部には武家屋敷が保存され、伝統的建築物群保存地区に指定されている。
- ・ 田沢湖町は山間部に位置し、市街地も駅周辺に限られる。田沢湖都市計画区域は、広域的な観光地であり乱開発を防止する観点から、国道46号、国道341号を中心に広範囲に指定されている。

##### 地域の骨格を形成する交通体系

- ・ 秋田自動車道、国道13号、国道46号、国道105号は、圏域の骨格を成す道路であり、都市計画区域を有しない町村とは主に県道によって結ばれている。また、田沢湖町と鹿角市が国道341号によって結ばれている。
- ・ 圏域内には秋田自動車道のI.Cが3つあり、協和町I.Cから国道46号等によって盛岡市に通じている。

- ・地域高規格道路道路は、大曲 I.C ~ 国道 13 号に至る大曲西道路、協和 I.C と盛岡を結ぶ道路（国道 46 号）、角館町の市街地の外周を通る角館バイパスの整備が進められている。
- ・鉄道は、JR 秋田新幹線と JR 奥羽本線が大曲駅で合流し、鉄道の結節点となっている。
- ・秋田内陸線が、鷹巣町～角館町間に通っており、内陸部の日常生活や広域観光等の大切な交通を担っている。

地域の骨格を形成する自然環境
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業地帯を雄物川、玉川等の河川が蛇行しながら流れている。</li> <li>・太田町、千畑町の東部には、真木真昼県立自然公園が指定されている。</li> <li>・田沢湖は面積約 25.8km<sup>2</sup>、周囲は 21km の湖であり、水深は 423m で日本一深い湖として県外からも多くの観光客が訪れている。</li> <li>・田沢湖周辺は田沢湖抱返り県立自然公園に指定されており、北部には玉川ダムや十和田湖八幡平国立公園が指定されるなど、湖と高原のレクリエーションゾーンを形成している。</li> </ul>

日常生活圏
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤通学圏は、大曲市を中心とした求心性が強く、圏域の中心的な都市となっているが、西木村や田沢湖町は角館町への流出動向が高く、角館町を中心とした一体性も見られる。</li> <li>・商圏においても同様の傾向を見せており、都市圏全体が大曲市の 2 次商圏、影響圏にも入っているが、角館を中心とした一次商圏も見られる。また、協和町は秋田市への流出動向が高く、秋田市への依存度を強めている。</li> </ul>

大規模プロジェクトの概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大曲中心市街地商業交流拠点の形成（地方拠点都市地域関連）</li> <li>・地域内住民の交流を促進するスポーツ・イベント交流拠点の形成（同上）</li> <li>・地域高規格道路の整備促進</li> <li>・伝統的建造物群保存地区の保全と活用</li> <li>・観光・コンベンション拠点の形成</li> <li>・田沢湖の広域観光拠点としての基盤整備</li> </ul>

#### ウ．地域の特性

- ・圏域は 1 市 10 町 3 村からなる大きな圏域であり、大曲市と秋田市との時間距離は秋田道を利用すると約 30 分と近く、近年は秋田都市圏との関係も密接になっている。
- ・新幹線駅を有し、秋田空港との時間距離も短く、高速交通の基盤が整備されている。
- ・また、内陸の都市として、県北及び日本海側の由利地域、岩手県盛岡市とを結ぶ要の位置にあり、多方面との交流拠点としての特性も有している。
- ・圏域内は雄物川の緩やかな流れと、森林や水辺が織りなす美しい田園景観を有している。
- ・角館町は、伝統的建造物群保存地区という、歴史文化や桜をテーマとした観光地であり、田沢湖町は田沢湖を中心とする自然型観光拠点となっており、ともに秋田県を代表する観光地としての特性を有している。

## エ．地域の課題

- ・交通の要衝となる立地条件を生かすための広域道路網の形成。
- ・秋田都市圏との連携を図りつつ、圏域固有の「都市と農業が共生する地域」の形成。
- ・広域観光ルートの結節点としての都市機能の充足及び道路、鉄道の機能の強化。
- ・自然と農村風景が美しい、田園的景観の維持・保全。
- ・性格の異なった観光資源を生かして、秋田県を代表する広域観光ゾーンを形成し、観光を中心とした交流人口の拡大。

## 大曲広域都市圏の位置づけ

- ・交通の要衝という立地条件を有する、交流拠点の役割を担う圏域として位置づける。
- ・農村と河川と都市が共生しながら、一体の都市圏を形成し、秋田を代表する田園的景観が保全される美しい日本のふるさととして位置づける。
- ・歴史文化が香り、人々に癒しをもたらす、秋田が世界に誇る広域観光都市圏として位置づける。

## 大曲広域都市圏の将来像

### ア．地域の将来像

「交通結節点の特性と伝統歴史に彩られる文化資源や自然資源を活かした交流・連携拠点を形成するとともに、都市と自然が調和した美しい広域都市圏」

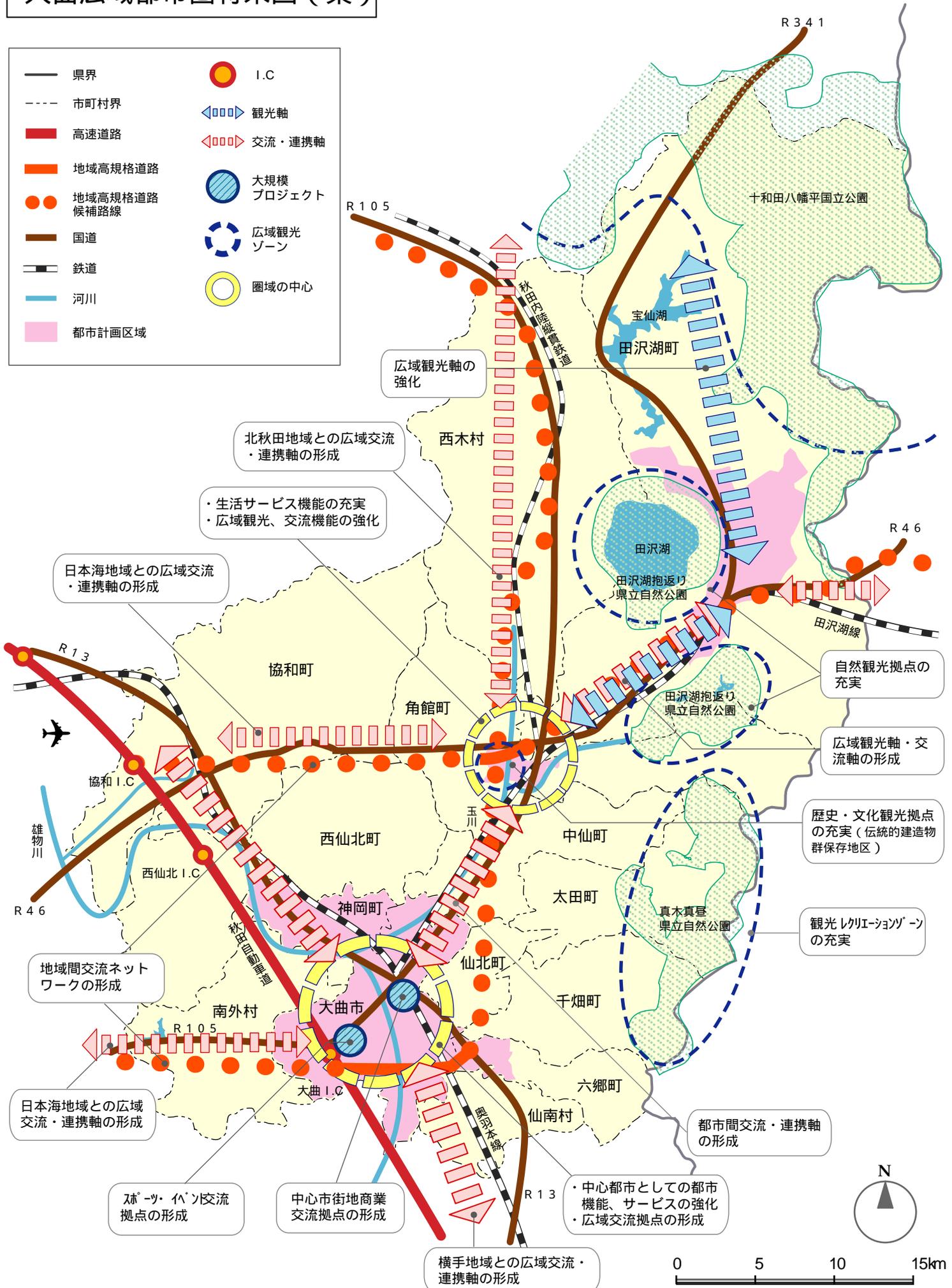
## イ．地域の目標

- ・交通の結節点としての立地特性を活かした交流拠点の形成
- ・多様な歴史文化資源、自然資源を結びつけた広域観光の振興
- ・都市と農村と河川とが共生する美しい河川流域の環境の整備・保全
- ・各都市を結ぶ地域内の道路網の整備・充実による一体的広域圏の形成
- ・都市的サービスが行き届いたホスピタリティの高い地域社会の形成

## ウ．各都市計画区域の役割

- ・大曲都市計画区域の核となる大曲市は、多様な都市機能や都市サービス機能を整備し、圏域の中心都市としての役割を担う。
- ・大曲都市計画区域に属する六郷町は、名水 100 選という自然資源や地場産業をまちづくりに活かし、個性ある観光拠点としての役割を担う。
- ・神岡町や西仙北町においては、整序された沿道市街地を形成し、身近な都市的サービスを担う。
- ・角館都市計画区域は、生活サービス機能を担うとともに、日本の古き良き歴史文化を継承する観光都市として、圏域の牽引的な役割を果たす。
- ・田沢湖都市計画区域では、乱開発を抑制しながら、広域的に存在する美しい水と緑を中心とした観光エリアを整備・保全する役割を担う。

# 大曲広域都市圏将来図（案）



## 7) 横手広域都市圏

### 横手広域都市圏の概況

#### ア. 基本的事項

##### 位置

雄物川が貫流し、岩手方面からの入り口にあたる秋田の南東部に位置する。

##### 人口・面積

資料：住民基本台帳 各年3月末現在

	行政区域		都市計画区域	
	H12年	H1/H12増加率	H12年	H1/H12増加率
人口(人)	111,703	-5.3%	59,313	-3.1%
面積(ha)	69,359	0.05%	9,803	0.0%

##### 主な都市施設の整備状況

資料：秋田県の都市計画平成12年

都市計画道路	計画延長(km)	改良済実延長(km)	供用率	秋田県供用率
	90,554	49,400	54.6%	53.2%
都市計画公園	計画面積(ha)	開設面積(ha)	開設率	一人当たり開設面積
	281.69	95.47	33.9%	16.1㎡
公共下水道	排水区域(ha)	供用区域(ha)	供用率	秋田県供用率
	1771	541.9	30.6%	39.9%

その他都市施設	総合・運動公園	汚物処理場	ごみ焼却場
	3	0	2

##### 生産規模 (単位：百万円)

	H10年	H6/H10増加率
農業粗生産額	31,400	
工業製品出荷額等	150,879	2.9%
	H9年	H6/H9増加率
小売業販売額	138,363	6.5%
卸売業販売額	174,693	0.8%

資料：農水省 生産農業所得統計  
通産省 工業統計表  
通産省 商業統計表



#### イ. 地域の概況

##### 地域の骨格を形成する土地利用

- 横手盆地内の横手市を中心とし、十文字町・増田町が一体の都市地域として、また飛び地的な平鹿都市地域の3つの都市地域により形成されている。
- 地域の西部を流下する雄物川までは農業地域が広がり、都市地域と農業地域が調和した田園風景となっている。
- 盆地の西側は笹森丘陵の森林地域に、東部は奥羽山脈に続く森林地域となっている。

##### 地域の骨格を形成する交通体系

- 横手市を中心に秋田自動車道、湯沢横手道路、国道13号、国道107号(本荘市～岩手県湯田・北上)などが地域の骨格を形成する道路となっている。
- 高速道路は、秋田自動車道が、秋田から横手I.Cを経て岩手県北上市で東北道に接続し、岩手県との流動が見られる。また、湯沢横手道路は、湯沢市まで伸びている。
- 鉄道はJR奥羽本線があり、大曲・秋田方面と湯沢市から山形県新庄市に至る。また、JR北上線が岩手県北上市を結んでいる。

##### 地域の骨格を形成する自然環境

- 横手盆地に広がる農業地域と盆地の東部に雄物川が南に流下している。
- 西部の笹森丘陵、東部は奥羽山脈山系の森林地域となっている。

日常生活圏
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤通学圏としては、ほぼ全町村が横手市への流入動向を示し、横手市を中心とした圏域を形成している。</li> <li>・商圈においても、横手市を中心にほぼ同様の傾向が見られる。</li> </ul>

大規模プロジェクトの概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・横手ライフ・コア拠点地区の形成（地方拠点都市地域関連）</li> <li>・横手インランド・マーケット拠点地区の形成（ " " ）</li> </ul>

#### ウ．地域の特性

- ・国道 13 号及び雄物川流域に連鎖的に連なる都市圏の中心的な位置にあり、高速道路交通体系において、秋田県南部における他県との結びつきが強い地域である。
- ・圏域全体では「イデハのくにづくり」を掲げ、産業、文化、観光等の総合的、多面的な振興を図ろうとしている。
- ・また、高速道路網の結節地点としての特性を生かし内陸部の流通拠点としての機能を担い、圏域内の「秋田ふるさと村」が文化・観光面の核施設として機能している。

#### エ．地域の課題

- ・他県、他地域との連携交流を活発化していくための、高速道路 I.C アクセス道路の整備
- ・山形県と繋がる奥羽南線の高速化の推進
- ・産業の活性化を支える流通機能の整備、強化
- ・伝統的な文化や地場産業の育成、「イデハのくにづくり」の推進

#### 横手広域都市圏の位置づけ

- ・雄物川中上流域の中心的圏域として位置づける。
- ・高速道路網としては、横手 I.C を結節点として岩手県と山形県への玄関口となり、広域交流の拠点的作用を担う地域として位置づける。

#### 横手広域都市圏の将来像

##### ア．地域の将来像

「内陸型物流拠点を形成し、農業・工業・観光など多様な産業の総合化を図り、人・モノ・情報の交流が活発な雄物川流域の中心的な役割を担う広域都市圏」

##### イ．地域の目標

- ・立地特性を活かした日本海と太平洋側を結ぶ広域交流拠点の形成
- ・圏域の中心を形成する横手市中心市街地の活性化
- ・秋田ふるさと村の魅力化と観光・産業情報発信力の強化
- ・交流促進を促す広域道路網、鉄道の交通機能の整備・促進・強化

ウ．各都市計画区域の役割

- ・横手都市計画区域は、多様な高次都市機能、都市サービス機能を整備し、圏域内の中心都市としての役割を担う。
- ・十文字、増田、平鹿の各都市計画区域は、日常的都市サービス機能を担う。



## 8) 湯沢広域都市圏

### 湯沢広域都市圏の概況

#### ア. 基本的事項

##### 位置

秋田の南東部、山形・宮城・岩手県との県境界に接し、雄物川の源流に位置する。

##### 人口・面積

資料：住民基本台帳 各年3月末現在

	行政区域		都市計画区域	
	H12年	H1/H12増加率	H12年	H1/H12増加率
人口(人)	83,549	-6.1%	33,243	-3.0%
面積(ha)	122,504	-0.02%	7,780	0.0%

##### 主な都市施設の整備状況

資料：秋田県の都市計画平成12年

都市計画道路	計画延長(km)	改良済実延長(km)	供用率	秋田県供用率
	52,440	17,377	33.1%	53.2%
都市計画公園	計画面積(ha)	開設面積(ha)	開設率	一人当たり開設面積
	50.71	25.72	50.7%	7.7㎡
公共下水道	排水区域(ha)	供用区域(ha)	供用率	秋田県供用率
	699	130	18.6%	39.9%

その他都市施設	総合・運動公園	汚物処理施設	ごみ処理施設
	2	1	0

##### 生産規模 (単位：百万円)

	H10年	H6/H10増加率
農業粗生産額	20,840	
工業製品出荷額等	112,357	-4.9%
	H9年	H6/H9増加率
小売業販売額	83,049	2.2%
卸売業販売額	65,961	1.6%

資料：農水省 生産農業所得統計  
通産省 工業統計表  
通産省 商業統計表



#### イ. 地域の概況

##### 地域の骨格を形成する土地利用

- 湯沢市の市街地は、横手盆地の最南部に位置し、南北を貫く国道13号沿いに細長く形成されている。
- 広域都市圏を構成するその他の町村には、都市計画区域がなく、雄物川支流の沿川に農業地域が中山間地まで伸び、県境にかけては森林地域となっている。
- 県境には秋田県・岩手県・宮城県の三県にまたがる栗駒山系があり、栗駒国定公園が指定されている。

##### 地域の骨格を形成する交通体系

- 秋田から山形県に至る国道13号が湯沢市の骨格を形成し、国道398号は羽後町、由利地域を經由し、また国道108号は雄勝町、鳥海山麓を經由して本荘市と結んでいる。
- 国道398号は湯沢市から稲川町、皆瀬村を経て宮城県に至り、国道342号及び国道397号は、東成瀬村を經由し岩手県とを結んでいる。
- 高速道路としては湯沢横手道路が、湯沢市市街地まで供用され、南部の雄勝町まで事業(東北中央自動車道の一部)が進行中である。
- 鉄道はJR奥羽本線があり、山形県と結ばれている。

地域の骨格を形成する自然環境
<ul style="list-style-type: none"> <li>・雄勝町に源を発する雄物川が湯沢市の市街地沿いに流下し、湯沢市市街地の西部に農地が広がっている。</li> <li>・市街地の東部は森林地域が迫り、都市圏内の河川に沿って農地が見られるほか、大半は森林地域となっている。</li> <li>・栗駒山系の一部は国定公園に指定されている。</li> </ul>

日常生活圏
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤通学圏は、稲川町、雄勝町、羽後町は湯沢市に大きく依存しているが、道路網の関係から皆瀬村は稲川町、東成瀬村は増田町など、横手都市圏との関係も強い。</li> <li>・商圈においては、東成瀬村は、湯沢市とともに十文字町を経て横手市との関係も見られる。</li> </ul>

大規模プロジェクトの概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沢クリエイティブタウン拠点地区の形成（地方拠点都市地域関連）</li> <li>・湯沢ユートピア中核拠点地区の形成（同上）</li> <li>・東北中央自動車道の整備</li> </ul>

#### ウ．地域の特性

- ・湯沢市を中心とし雄物川の最上流に位置する都市圏であり、栗駒山系の雄大な自然と温泉等の自然資源に恵まれ、山形、宮城、岩手の3県とつながる地域特性を有している。
- ・山間部には豊富な温泉があり、それらを活用した自然体験型広域観光による活性化が求められる地域である。

#### エ．地域の課題

- ・豊かな自然や体験型の観光資源を活かした、広域連携の観光振興
- ・三県との県際交流圏の形成を支える広域的道路、交通ネットワークの整備
- ・地場産品を活かした付加価値の高い産業の育成
- ・圏域の都市的サービスを充足するための湯沢市の都市機能の強化並びに中心市街地再生

#### 湯沢広域都市圏の位置づけ

- ・山形、宮城、岩手3県との広域観光をはじめとする、交流連携の南の玄関口として位置づける。
- ・豊かな自然、温泉等を活かし、さらに地場産業の高付加価値化等による広域的な交流拠点として位置づける。

## 湯沢広域都市圏の将来像

### ア．地域の将来像

「栗駒山系の自然を背景に、地場産業の展開と地域資源の活用により、三県との県際連携・交流を促進する南の玄関口の役割を担う広域都市圏」

### イ．地域の目標

- ・豊かな自然や伝統文化を活かした体験型観光ゾーンの形成
- ・内外との多様な交流を促進するユートピア拠点の形成
- ・圏域の中心を形成する湯沢市の市街地再生
- ・広域交流圏を形成する広域道路や鉄道などの交通機能の整備・強化

### ウ．各都市計画区域の役割

- ・当圏域内は、湯沢都市計画区域のみとなっているが、多様な都市機能、都市的サービス機能を整備し、圏域内の中心都市としての役割を担う。

# 湯沢広域都市圏将来図(案)



## 5 . 都市計画の基本方針

### 5 - 1 都市計画の主要な取り組み方針

本県では、秋田新幹線の開業、秋田空港の国際化、高速道路網の整備などにより、高速交通体系を活用した地域連携軸の形成、連携・交流の活発化などを図り、さらなる県土の発展をめざしている。

他方、全国でも本県の高齢化は著しく、県内の多くの都市ではすでに人口減少に向かっている。こうした時代の変化にあって、本県の都市計画・都市づくりにおいても、新たな発想のもとに、各都市の自主的な取り組みによる個性ある都市づくり、既成市街地の充実によるコンパクトな都市づくり、さらには、都市間ごとの都市活動や生活圏の拡大への対応、都市の効率的な運営を図るため広域都市圏の形成等が要請されている。こうした背景のもと、本県の都市づくりの6つの目標を受け、本県における都市計画の主要な取り組み方針として、以下のような7つの柱を設定し、都市計画区域マスタープランにその主旨を反映していくこととする。

安全で安心して暮らせる健康長寿社会を支える都市計画  
 雪国の快適な生活を支える都市計画  
 秋田の美しい緑・水辺と共生し、環境に配慮した都市計画  
 都市のアイデンティティと魅力を創出する都市計画  
 連携と交流のネットワークを形成する都市計画  
 個性ある広域都市圏の形成を推進する都市計画  
 県民参加による都市づくりを推進する都市計画

なお、6つの目標と上記7つの取り組み方針とは、以下のような相関関係に基づくものである。(印は相関関係を示す)

6つの目標 7つの方針	未来への資産となる都市づくり	人と環境に優しい都市づくり	地域の個性を活かした都市づくり	だれもが暮らしやすい都市づくり	連携と交流が盛んな都市づくり	地域が一体となって取り組む都市づくり
安全で安心して暮らせる健康長寿社会を支える都市計画	○	○		○		○
雪国の快適な生活を支える都市計画	○	○		○		○
秋田の美しい緑・水辺と共生し、環境に配慮した都市計画	○	○	○	○		○
都市のアイデンティティと魅力を創出する都市計画	○		○		○	○
連携と交流のネットワークを形成する都市計画	○			○	○	○
個性ある広域都市圏の形成を推進する都市計画	○		○		○	○
県民参加による都市づくりを推進する都市計画	○	○	○	○	○	○

## (1)【安全で安心して暮らせる健康長寿社会を支える都市計画】に取り組む

本県は、全国でも人口減少と高齢化の進行が顕著であり、今後日本一の高齢県になると予想されている。そのため「これからの高齢社会の都市づくりは如何にあるべきか」が重要なテーマであり、高齢者にとっても、安心して暮らせる生活環境づくりに寄与する都市計画をめざすこととする。

また、人口が減少する方向に向かい、都市拡大の圧力も小さくなってきていることから、「市街地の拡大への対応から既成市街地の整備充実」を目標とし、コンパクトな都市づくりに取り組むこととする。

具体的な取り組み(例)

バリアフリーのまちづくり

- 道路や公園整備におけるバリアフリー
- 公共公益施設のバリアフリー
- 利用しやすいバス交通の充実(低床バスの普及)

安全、安心の暮らしを営むまちづくり

- 公園等の防災機能の強化(避難所、防火用水、防災機具・備蓄倉庫等)
- 身近で安全な生活道路ネットワークの形成
- 高齢者、障害者等が安心して利用できる歩道空間の整備・充実

コンパクトな市街地形成を図る都市づくり

- 既成市街地への多様な機能集積と市街地周辺へのバランスある機能配置
- 市街地内未利用地の計画的な市街化
- 周辺部への市街地拡大の抑制、スプロールの防止

地域コミュニティを形成する都市づくり

## (2)【雪国の快適な生活を支える都市計画】に取り組む

本県は、冬期間に積雪などにより都市活動や県民の暮らしが制約を受けている。

また、高齢化に伴って宅地周辺の雪処理は、ますます大きな負担となってきている。

このため、これからの都市づくりにあっては、雪国の生活を快適なものとする市街地整備や道路整備などに積極的に取り組むこととする。

具体的な取り組み(例)

雪国の道路交通システム

- 堆雪余裕幅のある道路幅員
- 冬期歩行空間の確保

雪と暮らす市街地づくり

- 憩いの場となる無雪中心街区の形成
- アーケード等による市街地の回遊性の確保
- 歩行者空間の無雪化

雪国の快適な居住環境づくり

- 雪国にあった地区計画(壁面後退、建ぺい率、公園と雪捨て場)
- 雪に親しむ広場づくり(街区公園、ポケットパーク等)

### (3)【秋田の美しい緑・水辺と共生し、環境に配慮した都市計画】に取り組む

秋田は豊かな自然に恵まれ、緑や水辺の自然環境も守られてきた。しかし、水質汚濁、騒音及び大気汚染に対しては、今後も環境保全の視点を踏まえ十分な対応を図っていく必要がある。特に都市内においては、交通渋滞による環境への負荷も大きいことから、今後は交通容量を拡大する道路整備とともにバス等の公共交通機能充実や交通需要マネジメント（TDM）等も含め、環境負荷の少ない交通システム構築に取り組むことも必要である。

こうした観点も含め、自然環境の保全や良好な生活環境の形成を前面に打ち出し、緑や水辺と人との共生をめざした都市づくりを推進することとする。

具体的な取り組み（例）

里山、丘陵、樹林が美しい都市づくり

- 里山の市民緑地・町民の森等への活用
- 緑地等の保全方策の積極的導入  
（風致地区等の指定、条例等による指定）

ふるさとの川と共生する都市づくり

- 清流の維持、再生、多自然型護岸の整備
- 河川敷の多様な活用（河川緑地の指定、レクリエーション空間の整備）

環境負荷の少ない交通システムの導入

- TDM等の交通システムの実施
- 公共交通機能の充実（バスレーン・バスベイ等の設置）

循環型の都市づくり

- 浸透性等、環境に配慮したまちづくり
- 廃棄物処理施設、リサイクル施設等の整備

環境に配慮した遊休農地の有効利用

- 市街地周辺農地等の地域住民のレクリエーション的活用（市民菜園）

### (4)【都市のアイデンティティと魅力を創出する都市計画】に取り組む

これからの都市づくりについては、地域の良さを活かした個性ある都市づくりが求められており、各都市のアイデンティティ形成はこれからの課題ともいえる。

こうした課題に対応していくために、地域文化や地域の知恵を活かし、各都市が都市計画というツールを活用して、積極的にアイデンティティと魅力の創出に主体的に取り組んでいくこととする。

具体的な取り組み（例）

多様な事業手法を活用した個性ある都市空間の整備

- まちのシンボルづくりや街並みの景観形成
- ひとが集まる快適なコア空間づくり
- 複合的な機能を有するコミュニティ施設等の整備
- 消雪歩道などの安心できる歩行者空間づくり

観光秋田をめざす魅力ある拠点とネットワークづくり

- 広域的観光ゾーンの回遊ルートづくり
- 都市型観光拠点、まちやむらの観光拠点づくり

### (5)【連携と交流のネットワークを形成する都市計画】に取り組む

少子高齢化や人口減少の時代にあっては、これまで以上に人々が互いに連携することや地域間相互の連携・交流のネットワークを形成することが極めて重要である。例えば、都市づくりや地域づくりを通じて、このような人と人の連携や地域間の連携・交流のネットワークがより広がることも期待できる。これらの連携・交流のネットワークを支える交通体系を形成するため、広域的・骨格的な道路ネットワークから、地域の身近な生活道路ネットワークまで体系的に整備をすすめることとする。また、道路整備にあたっては、高齢者や障害者等だれもが安全・安心の歩行環境整備や人と車の共存を目指す生活道路ネットワークの形成にも取り組む。

具体的な取り組み(例)

広域的・骨格的な道路ネットワークの整備促進

- 日本海沿岸東北自動車道の整備促進
- 地域高規格道路構想の早期実現
- 都市内骨格道路の整備

地域的なネットワークの整備

- 身近で安全な生活道路ネットワークの形成

### (6)【個性ある広域都市圏の形成を推進する都市計画】に取り組む

これからの都市経営や都市生活サービス等の観点から、市町村合併が大きな課題となっているが、本県においては、人口減少に向かう中で如何に都市としての機能を持続し、発展させていくかという視点から、広域都市圏の形成を推進していくことが重要な課題となってくる。

広域都市圏については8つの圏域を設定し、各圏域の特性に十分配慮するとともに、広域都市圏としての都市づくりをめざしていくこととする。

具体的な取り組み(例)

一体の都市として見た広域都市圏における機能分担、施設整備、施設利用

- 地域特性を活かした機能分担
- 都市間の相互利用に配慮した施設配置
- 地域産業基盤を確保する土地利用の推進

広域都市圏における道路ネットワークの効果的な整備

- 都市圏の骨格を形成する道路の一体的整備

広域都市圏における都市サービスの核形成

- 中心都市の市街地再生と活性化

広域都市圏における特色ある産業基盤の強化

- 工業団地の整備など、環境に配慮した産業の育成

## **(7)【県民参加による都市づくりを推進する都市計画】に取り組む**

住民参加による都市づくりは、分権を基本とするこれからの都市づくりにおける必須の条件といえる。また、都市づくりにおいては、ハード整備だけでなくソフト施策の重要性が増してきている。

また、計画の策定段階から計画を共有し、事業実施段階における地域との円滑な合意形成を図るため、積極的にまちづくりに関する情報の公開を行うものとする。

さらに、住民参加については、参加のしくみづくりや住民の発意によるまちづくりを推進するまちづくり条例の制定等に積極的に取り組む。

具体的な取り組み（例）

都市づくりに関する情報の公開

各都市固有の住民参加システムの構築

NPO等のまちづくり活動の支援

地区計画などの住民参加型まちづくりの推進

PFI等による民間の都市づくりへの参加機会の創出

## 5 - 2 都市計画区域設定の方針

### (1) 都市計画区域指定の意義と必要性

都市計画区域は、人口増加や産業の発展に対応して、土地利用の規制・誘導、都市施設、市街地開発事業等を行い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図る区域である。しかし近年は、都市整備や開発への対応のみならず、良好な市街地の形成、自然環境等の保全といった面で都市計画区域指定の意義が高まっている。

都市計画区域は、土地利用の規制・誘導及び市街地開発事業による面的整備並びに都市施設の整備を行い、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行う区域であり、その指定により良好な生活環境や生産環境を確保していこうとするものである。

しかし、近年、全国的にも少子高齢化が急速に進行し、高速道路網、通信網の整備やモータリゼーションの進展に伴い、産業施設等の立地上の制約条件が減少するなど、社会状況が大きく変化している。このことから、全国的に見ても都市への人口や産業の集中は沈静化する傾向にあり、市街地の拡大に対する人口圧力も弱まっている。いわば、市街地の拡大が顕著であった都市化社会から、良好な環境を有する成熟した市街地形成を目指す都市型社会に移行しつつあるといえる。

こうした背景から、都市計画も時代の変化に的確に対応していくことが求められ、今回都市計画法の改正が行われたものであるが、都市計画区域は都市整備や開発への対応のみならず、良好な生活環境の形成や都市内の自然環境の保全等の面からも、都市計画区域指定の意義が高まっているといえる。

### (2) 都市計画区域指定に関する基本的考え方

都市計画区域の指定においては、市町村の行政区域にとらわれず、現在及び将来の都市活動等に必要な範囲を、実質上一体の都市として指定する。また、一体の都市として指定する都市計画区域が複数の市町村にわたる場合は、広域都市計画区域の可能性を検討する必要がある。

#### 1) 一体の都市として指定する都市計画区域

都市計画区域の指定においては、基本的には、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及びその見通し、地形等の自然的条件、通勤・通学等の日常生活圏、主要な交通施設の配置の状況、社会的・経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を指定することが望ましい。

また、住民の都市生活と切り離せない緑地等について、都市を取り巻く自然的環境の整備、保全の観点から十分な配慮が必要であり、単に都市的土地利用としての一体性という観点だけでなく、山間地の森林等も含めた区域指定の検討が必要である。

## 2) 広域都市計画として指定する都市計画区域

本県の多くは県土を貫流する河川流域及び沿岸域に都市が形成され、それらが連なって固有の伝統文化を有する都市圏を形成している。また各都市計画区域は、行政区画を単位とする単独都市計画区域が多くを占めているが、県民の日常生活圏は、広域幹線道路の整備や大規模商業施設、総合病院等の広域的施設の立地状況から見て、一つの都市計画区域の範囲を越えて大きく拡大している。

こうした現状認識を踏まえ、都市計画区域内における将来の土地利用や道路網の整備等について、総合的・一体的かつ効率的に進めるため、一つの行政単位にとらわれることなく広域的な観点から、複数の市町村にまたがる広域都市計画区域の可能性も検討する必要がある。

従って、都市計画区域の指定においては、地域の現状と将来の土地利用、都市機能の配置等を展望し、単独都市計画区域とするか広域都市計画区域とするかの判断を適切に行っていく必要がある。

一方、広域都市計画区域として指定されている区域において、現に他地域との結びつきが強い場合等、あるいは今後の状況の変化を踏まえた再編成についても必要に応じて検討を行うものとする。

秋田県の都市計画区域は、26区域が単独都市計画区域指定、3区域が広域都市計画区域として指定されている。

## 3) 都市計画区域外の土地利用動向に対応した都市計画区域の指定

一体の都市として整備、開発及び保全する必要がない土地は、都市計画区域に含めるべきではないが、近年、全国的には、商業施設やレジャー施設などの大規模施設が、都市計画区域外の山間地等に散発的に立地する傾向がみられる。

本県においては、これまでのところ、このような開発事例は少ないが、区域の拡大についてはこうした開発状況がおこるか否かを見通し、また縮小については、山林等の区域について開発の恐れのないことの見通し等を明らかにした上で、都市計画区域の指定を行うものとする。

## 4) 都市的土地利用の実態を勘案した都市計画区域の指定

- 沿道施設等の土地利用が顕著な地域への対応 -

都市計画区域指定の基準は、都市計画法施行令第2条に示される要件を基本とするが、現在の未指定都市における今後の人口規模や就業人口構造等の見通しを勘案すると、今後、新たに区域指定の基準を満たす地域は少ないものと想定される。

しかし、都市計画区域が指定されていない地域が区域区分のある都市計画区域

に接するところでは、開発等の規制が相対的に緩いため、沿道型施設の立地やミニ住宅開発が起り得る状況にある。

こうした状況への即地的な対応として、開発許可制度の運用も考えられるが、地域の実態を把握した上で、都市の一体性といった観点から、都市計画区域の指定要件を満たさない場合においても、広域都市計画区域として都市計画区域を指定することも考えられる。

( 大曲広域都市計画に神岡町平成 8 年指定、人口約 6400 人 )

### ( 3 ) 市町村合併に伴う都市計画区域再編の考え方

市町村合併が行われる場合は、都市計画区域の再編を検討するものとする。  
市町村合併後は、原則として一つの都市計画区域に再編することとする。ただし、地域的な特性や地理的条件により一体的な都市として扱うことが困難な場合等においては、複数の都市計画区域として指定することとする。

市町村合併は、広域化・高度化・多様化する行政課題に対応するため、避けて通れない課題であり、今後具体的な合併がすすむものと考えられる。

合併後の市町村にあっては、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全を進めることとなるため、一つの都市計画区域に再編することを基本とする。

しかし、現実には既存の都市計画区域が相互に離れており、地理・地形的にも一体的に整備・開発及び保全する区域として設定することが困難な場合も想定される。このような場合は、一市町村の中に複数の都市計画区域を指定することもやむを得ないと考えられる。

また、合併により線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域が一市町村の中に包括される場合が想定される。このような場合は、市町村の意向を踏まえた上で、全体を線引き(区域区分)都市計画区域として設定することを基本とする。

ただし、非線引き都市計画区域にあって合併後の人口動態や開発動向等から強い規制誘導方策を必要としない場合は、市町村の意向を踏まえた上で、合併後の一市町村の中にそれぞれの都市計画区域を存続させることも考えられる。

### ( 4 ) 準都市計画区域指定の基本的考え方

近年、都市計画区域外で、商業施設やレジャー施設等の大規模な開発が散発的に立地する状況が見受けられる。いたずらに都市計画区域の拡大を図ることは避けなければならないが、そのまま放置すれば山林や農地等の乱開発が懸念される場合には、今後の土地利用の動向を検討した上で土地利用の整序を行うため、準都市計画区域指定の検討を行うこととする。

近年、全国的な傾向として、商業施設やレジャー施設などの大規模施設等が都

市計画区域外に散発的に立地する状況が見受けられる。

準都市計画区域は、積極的な整備を行う必要はないものの、上記のような一定の開発行為や建築行為がある区域で、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、山林の乱開発や優良農地の浸食等を生じる懸念が高い場合、これらの問題を避けるため土地利用の整序を行う制度として創設されたものである。

そのため、準都市計画区域は、相当数の建築物の建設によって、市街地環境上の問題等が発生する可能性の高い区域への指定を基本としている。

本県においては、郊外部の農地・森林等については、大半が農振法や森林法等により保全されており、こうした開発の事例はまだ見られない。

本県の都市計画区域外の開発としては秋田市郊外で別荘開発などが行われているが、これらの開発に対し都市計画としての保全措置を必要とするところまで開発圧力は高まっていない。

都市計画区域外における無秩序な開発には十分な注意を払うべきであるが、いたずらに都市計画区域の拡大を図るべきではなく、地域の実状に即し、新たに創設された準都市計画区域制度の活用等により、対応していくものとする。

(参考)

都市計画区域の指定の運用基準

都市計画区域に係る町村の要件（都市計画法施行令第2条）

1. 当該町村の人口が1万人以上で、かつ、商工業その他の都市的業態（ 1 ）に従事する者の数が、全就業者数の50%以上であること
  2. 当該町村の発展の動向、人口及び産業の見通し等からみて、おおむね10年以内に、に該当することとなると認められること
  3. 当該町村の中心の市街地を形成している区域（ 2 ）内の人口が3,000人以上であること
  4. 温泉その他の観光資源があることにより多数人が集中する（ 3 ）ため、特に良好な都市環境の形成を図る必要があること
  5. 火災、震災その他の災害により当該町村の市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全な復興を図る必要があること
- 1 産業分類の第二次産業、第三次産業
  - 2 40人/haを越える市街地が連坦している区域及び当該区域に近接した集落を含む区域
  - 3 神社仏閣や海水浴場等の観光施設があり、観光客等多数人が集中する区域

令第2条要件の基礎調査項目（施行規則第5条、5項目調査）

- 1.（人口調査）人口総数、（産業調査）産業分類別就業者数
- 2.（人口調査）人口の総数及び増加率、自然増加及び社会増加（将来予測 - 10年）就業人口、生産規模、土地利用
- 3.（人口調査）人口分布
- 4.（産業調査）観光資源の状況、宿泊施設及び利用状況（防災調査）災害発生状況、溢水・浸水等発生状況
- 5.（法的規制）国土利用計画法（首都圏整備法等は不必要）

### 5 - 3 都市計画区域マスタープラン策定の基本的考え方

#### (1) 都市計画区域マスタープランが担う役割

都市計画マスタープランは、都市計画区域の長期的視点に立ち、住民に理解しやすい形で都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにする役割を担うものであること

長期的視点に立って都市の将来像を明確にし、その目指すべき将来像を地域住民と行政が共有する。

都市の将来像を実現するため、都市計画としての主要な都市計画決定の方針や整備目標をあらかじめ段階的に示すことによって、円滑な合意形成を図る。

都市計画マスタープランは、主に広域的・根幹的な都市計画に関する事項を定め、市町村で策定する市町村マスタープランと一体となって広域的レベルから地域詳細レベルまで整合性ある計画を示す。

#### (2) 都市計画区域マスタープラン策定の対象期間

都市計画区域の長期的展望に立った基本的な方向を定めるものとし、おおむね20年後を想定するものであること

都市計画区域マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めるものとする。また、区域区分のある都市計画区域については、市街化区域のうち、市街化を図るべき区域に関連する事項（市街化区域の規模等）については、概ね10年後の将来予測を行なった上で定めるものとする。

また、都市施設、市街地開発事業についても、概ね10年以内に優先的に整備するものを整備目標として示すこととする。

#### (3) 都市計画区域マスタープラン策定の基本姿勢

都市計画区域マスタープランの策定にあたって、県民意向の反映及び市町村と十分な意見調整を行い、県民と行政が共有するマスタープランとなるように十分に配慮すること

都市計画区域マスタープランが示す都市の将来像と実現に向けた総合的、一体的な都市計画について、地域住民から十分な理解を得ていることが必要である。そのため、都市計画区域マスタープランが、県民と市町村・県の間で共有され、その機能を十分に発揮していくために、策定プロセスにおいては、以下のように県民及び市町村と十分な意見調整を図るものとする。

#### 情報の提供

策定にあたっては、ホームページや広報等を通じて各種情報の提供に努めるものとする。

#### 市町村の協力

各区域の実態の把握に努め、市町村の協力を得て策定するものとする。

#### 策定プロセスにおける県民参加

策定にあたっては、懇談会など県民参加の機会を設けるほか、パブリックコメントの実施など、県民意向の反映に努めるものとする。

#### 策定過程の透明性とマスタープランの共有

策定にあたっては、策定プロセスや内容を公表し、透明性を高めるとともに、マスタープランの地域住民との共有化を図るよう努めるものとする。

#### わかりやすく役に立つ都市計画

マスタープランは、地域に根付くよう周知を図るとともに、図表等を用いて都市計画に関する専門的な知識を持たない人でもわかりやすい表現とし、目標とする都市づくりの実現に役立つマスタープランとするものとする。

### (4) 都市計画区域マスタープランの記載事項

都市計画区域マスタープランには、都市計画区域の目標、将来像や主要な都市計画の決定の方針を記載するものとする。

都市計画決定されている長期未着手事業については、その現状を明らかにし、今後の方針を記載するものとする。

都市計画マスタープランは、個々の都市計画に関する記述の羅列ではなく、どのような方針で、どのような都市づくりを目指すのかをできるだけ分かりやすく示す。主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業については、将来の概ねの配置、規模等の方針を示す。今日、社会的に要請されている課題についても、必要に応じて関係部局との調整を図った上で、目標として記述していくこととする。都市計画区域マスタープランに定める事項【別表1】は、標準的な構成内容を示したものであり、当該都市計画区域の市街地の規模等によって構成内容を追加又は削除することとする。また、項目についても、法に規定されているものを除いて、わかりやすい表現に変えることも可能とする。

主要な都市計画の決定の方針においては、下表を対象して定めることとする。

土地利用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 主要用途や必要に応じて選択した事項に関する方針</li><li>・ 市街地を形成する特徴的な事項、拠点等</li></ul>
都市施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国等が係わる都市施設</li><li>・ 県が都市計画決定する都市施設</li><li>・ 市町村が都市計画決定する都市施設のうち、広域的な調整を要するもの</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画決定の対象でないが、広域的利用に供する施設で記載することが必要と考えられるもの(広域交流施設、総合病院、大学等)</li> <li>・市役所等区域内の主要な施設</li> </ul>
市街地開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施行の都市計画事業として予定されているもの</li> <li>・民間施行の都市計画事業として実施が確実なもの</li> </ul>
緑地等の自然的環境の整備又は保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国県指定の自然公園や自然環境保全地域等の指定地域</li> <li>・県が都市計画決定する都市基幹公園以上の都市公園、都市緑地等</li> <li>・市町村が都市計画決定する公園・緑地にあつて、特に記載が必要と考えられるもの</li> <li>・区域の特性を表し、区域の自然環境等の保全にとって重要な緑地等</li> </ul>

#### (5) 都市計画区域マスタープラン策定後の見直し

都市計画区域マスタープランは、一定期間の経過を経て定期見直しを行うものとする。  
 また、計画の熟度に対応して、部分的な改訂を行うことも可能とする。  
 なお、本方針については、定期見直しの際に必要な応じて見直しを行うものとする。

社会的ニーズの変化や著しい土地利用の変化等がおこる可能性を踏まえ、都市計画区域マスタープランの見直しを図ることとする。原則的には都市計画基礎調査を基に進捗状況等を把握しながら、概ね5～10年を目途に定期見直しを行うこととする。

また、都市計画区域マスタープラン策定後、マスタープランのフォローアップを図るため、ある程度明確な見通しが立った事項や記載事項の熟度に達した計画がある場合は、部分的な改定を機動的に行うことは可能とする。

なお、本方針については、定期見直しの際に必要な応じて見直しを行うものとする。

#### (6) 都市計画区域マスタープランと「広域都市圏の将来像」及び「市町村マスタープラン」との関係

都市計画区域マスタープランは、広域的な観点を視野に入れ、広域都市圏の位置づけや将来像を受けたマスタープランとすること。  
 市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して策定されるものであることから、相互において十分な調整を図ることとする。

広域都市圏の将来像は、日常生活圏や地域特性等に着眼した広域的視点から、複数の都市計画区域及び周辺の都市計画区域のない市町村を一体の都市圏として

設定し、当該都市計画区域の位置づけや将来の目標等を「広域都市圏の将来像」として策定するものである。

また、市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即し、都市計画区域内の市町村を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、地域に密着した身近なまちづくり等を視野において策定するものである。

このように都市計画マスタープランは、広域都市圏の将来像と市町村マスタープランとの間に位置するものであり、広域レベルから地域レベルまで一体的に、当該都市計画区域の将来像を示すものである。

よって、都市計画マスタープランの策定においては、「広域都市圏の将来像」に示す広域都市圏における位置づけや将来像を勘案すること、及び「市町村マスタープラン」と十分な調整を図ることが必要である。

## 【別表1】

### 「都市計画の目標」の記載項目一覧表

- (1) 基本的事項
- (2) 広域都市圏の将来像
- (3) 都市計画づくりの基本理念
- (4) 目標とする市街地像
- (5) 社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針

### 「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」の記載項目一覧表

- (1) 区域区分の有無  
(以下区域区分を行う場合のみ)
- (2) 区域区分の方針
- (3) 市街化区域の規模

### 「主要な都市計画の決定の方針」の記載項目一覧表

#### 【区域区分を行う都市計画区域の場合】

- (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - ア．主要用途の配置の方針
  - イ．市街地における建築物の密度の構成に関する方針
  - ウ．市街地における住宅建設の方針
  - エ．市街地において特に配慮すべき問題を有する市街地の土地利用の方針
    - a．土地の高度利用に関する方針
    - b．用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
    - c．居住環境の改善又は維持に関する方針
    - d．市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
  - オ．市街化調整区域の土地利用の方針
    - a．優良な農地との健全な調和に関する方針
    - b．災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
    - c．自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
    - d．秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

**【区域区分を行わない都市計画区域の場合】**

- ( 1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - ア . 主要用途の配置の方針
  - イ . 土地利用の方針 ( 必要に応じ以下の項目を選択する )
    - a . 土地の高度利用に関する方針
    - b . 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
    - c . 居住環境の改善又は維持に関する方針
    - d . 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
    - e . 優良な農地との健全な調和に関する方針
    - f . 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
    - g . 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
    - h . 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

**【( 2 ) 以下は、全都市計画区域】**

- ( 2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  - 1 ) 交通施設の都市計画の決定の方針
    - ア . 基本方針
      - a . 交通体系の整備の方針
      - b . 整備水準の目標
    - イ . 主要な施設の配置の方針
      - a . 道路
      - b . その他
    - ウ . 主要な施設の整備目標
  - 2 ) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
    - ア . 基本方針
      - a . 下水道及び河川の整備の方針
      - b . 整備水準の目標
    - イ . 主要な施設の配置の方針
    - ウ . 主要な施設の整備目標
  - 3 ) その他の都市施設の都市計画の決定の方針
    - ア . 基本方針
    - イ . 主要な施設の配置の方針
    - ウ . 主要な施設の整備目標
- ( 3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
  - 1 ) 主要な市街地開発事業の決定の方針
  - 2 ) 市街地の整備目標
- ( 4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
  - 1 ) 基本方針
  - 2 ) 主要な緑地の配置の方針
  - 3 ) 実現のための具体の都市計画制度の方針
  - 4 ) 主要な緑地の確保目標

## 5 - 4 都市計画区域マスタープランにおける「都市計画の目標」設定の方針

都市計画区域マスタープランの都市計画の目標として、以下の項目について記述する。

- ( 1 ) 基本的事項
- ( 2 ) 広域都市圏の将来像
- ( 3 ) 都市計画づくりの基本理念
- ( 4 ) 目標とする市街地像
- ( 5 ) 社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針

### ( 1 ) 基本的事項

基本的事項には、当該都市計画区域の名称、範囲及び概ねの規模を記載するとともに、基準年及び目標年次を記載する。目標年次は、基準年の10年後及び20年後として設定する。

「都市計画の目標」は、基準年の20年後を想定し、その方針を策定するものとする。また、区域区分の方針における「市街地規模」等については、基準年の10年後を想定して定めるものとする。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 ) 当該都市計画区域の名称・範囲及び規模</li><li>2 ) 基準年及び目標年次</li></ol> |
|--|

### ( 2 ) 広域都市圏の将来像

当該都市計画区域の基本理念及び将来市街地像等の設定にあたっては、当該都市計画区域が含まれる広域都市圏の位置づけや将来像、目標等を踏まえるものとする。広域都市圏については、「4 - 4 広域都市圏の将来像( 2 ) 各広域都市圏の将来像」を基本とし、更に必要とされる事項について加え、以下の事項について記載するものとする。また、広域都市圏の将来像( 図 ) は、広域都市圏に含まれる都市計画区域に共通する図として掲載する。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 ) 広域都市圏の位置づけ、役割等</li><li>2 ) 広域都市圏の将来像</li><li>3 ) 広域都市圏の目標</li><li>4 ) 広域都市圏の将来人口</li></ol> <p>広域都市圏の将来像( 図 ) —— 広域都市圏の内の都市計画区域共通</p> |
|--|

### ( 3 ) 都市づくりの基本理念

秋田県としての「都市づくりの基本理念」、「都市づくりの基本目標」を念頭に置き、また「広域都市圏の将来像」等を踏まえ、当該都市計画区域の位置づけや将来像、都市づくりの目標などを基本理念として示すこととする。

- 1 ) 当該都市計画区域の位置づけ
- 2 ) 当該都市計画区域の将来像
- 3 ) 当該都市計画区域の目標

### ( 4 ) 目標とする市街地像

目標とする市街地像については、「( 2 ) 都市づくり基本理念」に基づき、できるだけ具体的に市街地像を示すこととする。

市街地像は、概ね20年後を目標とした都市像を展望し、広域都市圏の将来像を踏まえ、市街地の特徴を示す土地利用ゾーンの把握、主要な都市機能の配置等を示すとともに、区域の骨格を形成する交通ネットワーク、自然的環境等について、模式図的な判りやすい表現で示すこととする。

市街地像を示す例としては、以下のようなものが考えられる。

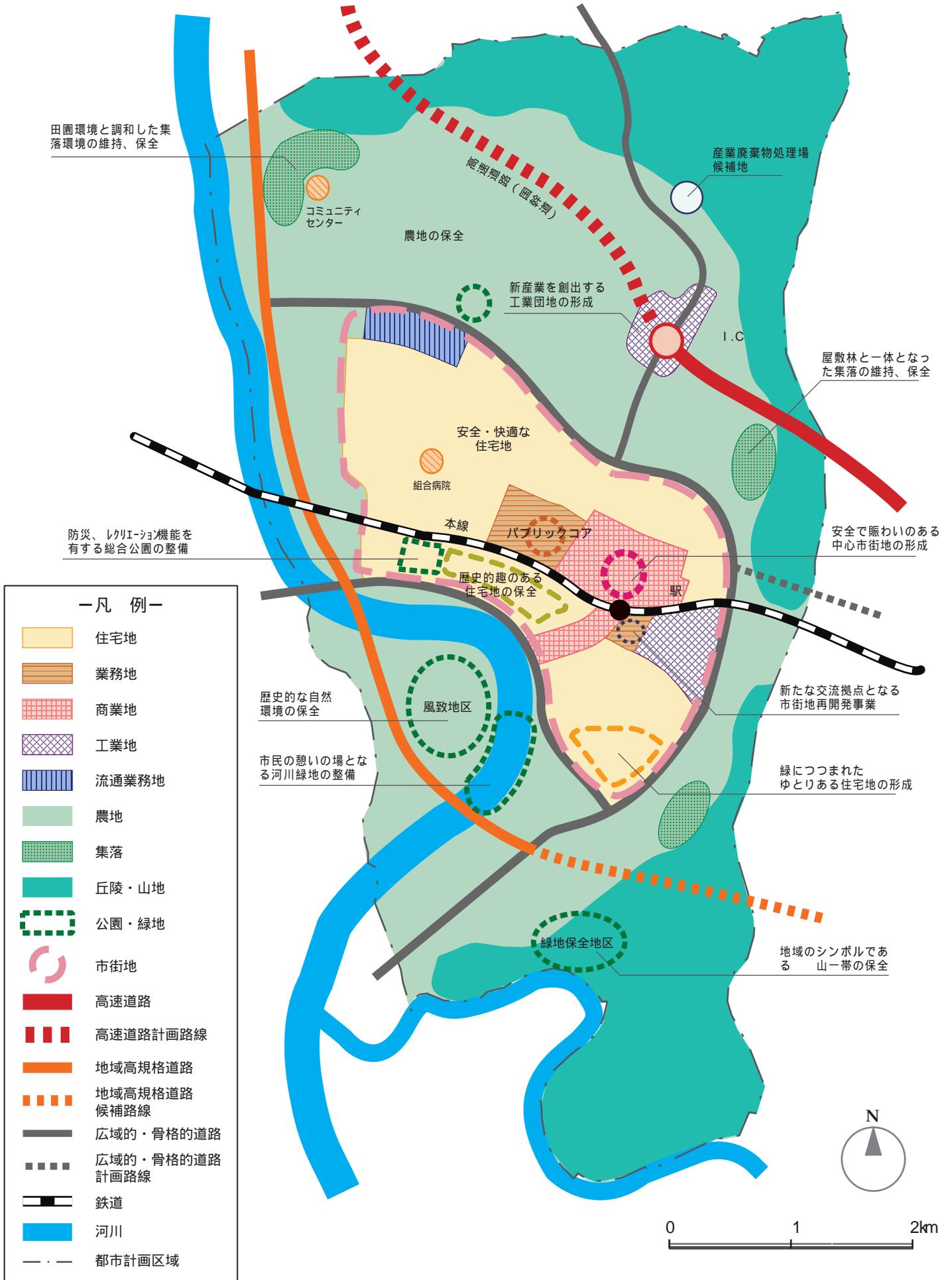
( 市街地像の例：次頁参照 )

- ・ 中心市街地や商業地の位置や範囲、開発プロジェクト
- ・ 行政施設や文化施設等が集約して配置される都市拠点
- ・ 良好な環境を有する住宅地や住宅団地
- ・ インターチェンジ周辺の面的な開発
- ・ 都市の個性を示す代表的な歴史的・文化的資源
- ・ 都市を取り巻く緑や河川等の自然的環境
- ・ 主要交通施設及び骨格を形成する道路 等

### ( 5 ) 社会的課題に関する都市計画の取り組みの方針

都市計画の主要な取り組みの方針等を踏まえ、社会経済の動向や地球環境問題、少子高齢化社会など、当該都市計画区域に係わりの深い、また区域の特性をより発揮していくための社会的課題に対し、必要に応じ都市計画としての対応を記載することとする。

# 目標とする市街地像（例）



## 5 - 5 区域区分設定の方針

### (1) 区域区分制度の意義

#### 1) 市街化区域及び市街化調整区域とは

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を2つに区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めるものであり、両区域の基本的な性格は以下の通りである。

(法第7条第2項及び第3項)

市街化区域 : 既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

市街化調整区域 : 市街化を抑制すべき区域

#### 2) 区域区分の意義

市街化区域及び市街化調整区域の区分(以下「区域区分」という。)は、都市計画区域内の土地利用の基本的な方向を定めるものである。

人口・産業等の都市への急激な集中は、都市の過密化をもたらすと同時に、都市郊外への無秩序なスプロールを招き、道路・下水道等の都市基盤施設が未整備の市街地が形成され、これらの施設整備に対する効率の悪い追隨的な投資が余儀なくされることとなる。

このようなスプロールの弊害を除き、都市の健全で秩序ある発展を図るためには、都市の将来の発展動向を勘案し、市街地として積極的に整備する区域と当面の間市街化を抑制する区域とに区分し、無秩序な市街化の防止を図ることが必要である。

従って、市街化の圧力があり、これを放置するとスプロール的な市街化が予想される区域や、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域について、市街化区域を設定し、健全且つ計画的な市街地の形成を誘導しようとするところに区域区分の意義がある。

また、市街化調整区域においては、一定の条件を満たす開発以外は認められないなど、土地利用に関する権利制限がかかることから、その設定にあたっては慎重な運用が必要である。

### 3) 区域区分を定める地域

法7条(区域区分)において、区域区分を定める地域は以下のように規定されている。

(法7条)  
都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という)を定めることができる。(以下省略)

### (2) 区域区分のある秋田都市計画区域の現状

- ・秋田都市計画区域は、県内で唯一、昭和46年に区域区分が定められている。
- ・秋田都市計画区域では、随時見直しも含め過去5回の区域区分の見直しを行っている。
- ・現在の区域区分は、平成10年に行われた第5回の見直しにおいて決定されたものであり、「整備、開発又は保全の方針」が定められている。
- ・現在の「整備、開発又は保全の方針」においては、以下のような目標フレームが設定されている。

市街化区域及び市街化調整区域(H10/9/22県告示)

目標年次H17年

秋 田 都 市 計 画 区 域	都市名	都市計画区域		市街化区域		保 留 人 口		市街化調整区域		生産規模 (億円)		就業者 (千人)	
		面積 (ha)	人口 フレーム 千人	面積 (ha)	人口 フレーム 千人	特 定	そ の 他 千人	面積 (ha)	人口 千人				
	秋田市	30,966	337.4	7,400	305.1	-		23,566		製造業 出荷額	7,307	一次産業	4
	昭和町	4,065	11.0	189		-		3,876		卸小売業 販売額	24,324	二次産業	41
	飯田川	1,580	6.0	120	18.9	-	11.7	1,460	31.4			三次産業	131
	天王町	1,573	12.7	374		-		1,199		計	31,631	計	176
	合計	38,184	367.1	8,083	324.0	-	11.7	30,101	31.4				

- ・第5回の見直しでは、将来の人口フレームから、市街地可住地人口密度を、秋田市56.4人/ha、3町50人/haを基準とし、同人口密度から、市街化区域に収容しきれない市街地人口の受け皿として、新規に住宅系約262ha、非住居系は84haが市街化区域として編入された。

- ・現在の秋田都市計画区域の現状等は以下の通りである。

秋田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来人口フレームと現市街化区域及び今後の開発の見込みが第5次秋田市総合都市計画（都市計画マスタープラン）に示されている。</li> <li>・第5次総合都市計画では、人口フレームから当面これ以上の住宅系新規市街地拡大は想定していない。</li> <li>・工業流通系土地利用については、I.C.周辺をはじめとする新規市街地を想定しており、これらの市街化区域の拡大が想定されている。</li> </ul>
昭和町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回の線引きでは、住宅系市街化区域の拡大を図り、土地区画整理事業等による面整備事業による宅地開発を予定しているが、まだその途上にある。</li> <li>・人口動態の現状からは、さらなる住宅系市街化区域拡大の必要性は薄いものと考えられる。</li> <li>・国道や幹線道路沿道における沿道施設立地の可能性を検討する必要がある。</li> </ul>
飯田川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回の線引きでは市街化区域の拡大は行っていない。</li> <li>・周辺都市の住宅地開発の現状から、担保されるような一定規模以上の住宅系の面的整備の可能性は低いものと考えられる。</li> <li>・人口増加は僅かであり（H12国調）、新規の住宅系市街化区域拡大の必要性は薄いものと考えられる。</li> </ul>
天王町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口増加率が県内で1番高く、現在も人口増加が続いている。</li> <li>・都市計画区域外の可住地が大きいため、人口の散漫な分布となっており、市街地形態が整っていない地域が存在する。</li> <li>・他方、自然条件、交通条件等、住宅立地条件が良いため、周辺からの人口流入が続いている（他都市から天王町へ）</li> <li>・市街化区域内の人口密度はまだ低く、密度論からは、住宅系市街地拡大の必要性は薄いものと考えられる。</li> </ul>

- ・秋田市においては、将来人口フレームをこれまでの40万人から、33万人（都市計画マスタープラン・H13/3月）に下げ、住宅系市街化区域拡大の抑制と既成市街地の充実を目標としており、人口増加に対し市街地の拡大を抑制する必然性は薄れつつある。
- ・3町における人口の増減は、国勢調査（平成7、12年）の結果から、天王町で6.1%の増加に対し、昭和町が2.4%の減少、飯田川では0.5%増とほぼ現状維持に留まっており、同一の都市計画区域の中でも対照的な結果となっている。

- ・昭和町、飯田川町においては、行政区域全域を都市計画区域に指定し、区域区分を行っており、隣接する天王町と比べて開発条件等に差がある。

### (3) 区域区分の効果と課題の整理

区域区分は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つに区分するものであり、本県においては、秋田都市計画区域(1市3町)において、昭和46年に都市計画決定し、今日に至っている。

また、区域区分は、都市計画の根幹をなし、これを前提として他の都市計画の内容が連動して決定されるものであり、市街化調整区域の開発に対して、一定の権利の制限を伴うこととなるため、適正な運用を図る必要がある。

こうした点を考慮し、今後、各都市計画区域の線引きの要否を判断するにあたっては、秋田都市計画区域における区域区分の現状を踏まえ、その効果や問題点・課題等を以下に整理する。

#### (効果)

ア．秋田都市計画区域においては、市街地におけるスプロール的な拡大が抑制され、生活環境悪化を防止するとともに、計画的な市街化を誘導し、まとまりのある市街地形成に寄与しているものと考えられる。

イ．秋田市においては、市街化区域を計画的に誘導し、また市街化調整区域においては一定規模以上の面的な開発に限定したことにより、郊外のスプロール化防止に対する効果が認められる。

ウ．天王町は、秋田市のベッドタウンとして、交通の立地条件に恵まれていることから、県内で最も人口が増加した都市であり、区域区分により秩序ある市街地形成に一定の効果を発揮している。

エ．秋田都市計画区域においては、区域区分により無秩序な開発の抑制や、都市内の緑地、優良農地等の保全に対しても効果が認められる。

#### (問題点と課題)

ア．人口減少が予想される中では、市街化区域内の未利用地の開発が進まず、また市街化区域内の人口密度も区域区分の基準を下回る状況が考えられ、適正な密度の良好な市街地形成に対する効果が薄れる可能性がある。

イ．市街化調整区域は、市街化を抑制する区域として、開発行為に対して一定の制約条件がある一方、未線引き都市(区域区分のない都市)では開発条件が緩いため、線引き都市(区域区分を行っている都市)の住宅開発等による人口定着を困難にしている面があり、線引き都市内での整備、開発が遅れるなどの課題も生じている。

ウ．また、区域区分の結果、線引き都市の境界を越えて、隣接する未線引都市において、小規模住宅地開発や商業・娯楽施設等の立地が発生し、無秩序な市街地形成を招く恐れが生じている。

このように、区域区分制度は、良好な市街地形成の誘導規制の手法としては、効果が高いが、人口圧力が弱い都市や人口減少都市においては、逆に人口の定着を遅らせた

り、制限の緩い未線引き都市の開発が進むなどの副作用を生じる場合もある。今回の法改正により、土地利用の誘導規制については、区域区分制度（線引き）のほかに、特定用途制限地域の創設、容積率・建ぺい率の規制の見直し、地区計画制度の適用範囲の拡大など多様なメニューが追加された。従って、今後はこうした手法の活用も視野に入れながら、適切な土地利用規制誘導を図っていくこととする。

#### （４）区域区分の有無を定める基本方針

##### １）区域区分制度の運用の方針

区域区分制度は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要な都市計画区域について、将来の見通し等を勘案し、適切に運用することを基本とする。

##### ２）区域区分の有無に関する基本方針

区域区分の有無については、これまで、地方都市においては主に人口規模１０万人を一つの目安とし、それ以下の都市については区域区分の適用を行ってこなかった。しかし、今回の都市計画法の改正により、県が各都市計画区域ごとに区域区分の要否について判断を行うべきこととされている。

本県においては、こうした基本的な考え方を受け、以下のような３つの基本方針に基づいて、区域区分の運用を行うものとする。

##### 原則として区域区分を適用する都市計画区域

現在区域区分制度を導入している都市計画区域においては、原則として区域区分制度を維持してゆくものとする。

法改正前に区域区分制度を導入している都市計画区域は、県庁所在地など相当規模の人口を擁する都市であり、今後も一定の人口増加や多様な都市機能の集積、産業活動等が継続して行くものと想定される。また、これまで区域区分制度の適用により、市街地における公共施設の整備を進めるとともに、市街化調整区域の優良農地や緑地の保全を図り、無秩序な市街化の拡大を抑制するなど一定の効果上げてきた。

このような都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、また市街化区域内の未利用地等の市街化促進を図る観点から、区域区分制度による強い規制誘導を

継続する必要性が依然として認められることから、当面、現行の区域区分制度を維持してゆくものとする。

#### 区域区分の有無を検討する都市計画区域

人口3万人以上（直近の国勢調査による行政区域人口の合計）の市を含む都市計画区域、又は人口集中地区（DID地区）の人口及び面積がともに増加している都市計画区域については、区域区分の有無について検討を行い、要否の判断を行うものとする。

広域都市圏の設定においては、全県を8つの都市圏に区分したが、各広域都市圏の生活圏の中心となる市については、周辺都市からの吸引力が高い。また多様な都市機能や産業の集積、また都市の個性の創出等を推進し、圏域内の中心的な役割を担うことが期待されており、こうした都市においては、無秩序な市街化を抑制すべきである。また、人口集中地区の人口及び面積が増加している都市は、潜在的に市街地化の圧力が強く、市街地拡大の可能性もあると思われる。

こうした観点から、人口規模については3万人（市町村合併における特例措置）を目安とし、直近の国勢調査で行政区域人口が3万人を越える市を含む都市計画区域、また人口集中地区の条件を満たす区域、等については、後述する3つの視点と7つの検討項目を基本に、区域区分の有無について検討を行うものとする。

#### 原則として区域区分を適用しない都市計画区域

上記、以外の都市計画区域については、原則として区域区分の適用は行わないものとする。

上記、以外の都市計画区域については、人口規模や産業規模等から、無秩序な市街地形成の可能性は低いと判断されることから、原則として区域区分の適用は行わないものとする。

### 3) 市町村合併に伴う区域区分制度の適用方針

市町村合併により線引き都市計画区域と未線引き都市計画区域が一市町村の中に包括される場合が想定される。このような場合は、市町村の意向を踏まえた上で、全体を線引き（区域区分）都市計画区域として設定することを基本とする。ただし、未線引き都市計画区域にあって合併後の人口動態や開発動向等から強い規制誘導方針を必要としない場合は、市町村の意向を踏まえた上で、合併後の一市町村の中にそれぞれの都市計画区域を存続させることも考えられる。また、区域区分の有る都市計画区域と無い都市計画区域の両方を混在させることはできないことから、それぞれの区域に分けて都市計画区域を設定することとする。

#### 4) 区域区分の廃止についての考え方

区域区分制度を維持してきた都市計画区域にあっても、人口や産業等の著しい拡大が予想されず、市街地内に相当の低密度未利用地が存在するなど、市街地形成の状況に照らして区域区分制度を適用することが必ずしも実態にそぐわない場合は、区域区分を廃止することも考えられる。

しかし、再度区域区分を行うことは、事実上困難なことから、廃止には極めて慎重に対応すべきである。このような都市計画区域にあっては、市街地の急速な拡大を示す要因が無いが、開発行為が従前の市街化調整区域に拡大する可能性があるか否か、ある場合においては、他の土地利用規制の適用の可能性等を慎重に見定めることが重要である。また、仮に廃止を行った場合の影響について調査検討を行い、廃止による混乱や無秩序な開発が広がる恐れがないかどうか等について十分確認することが必要である。さらに、区域区分の廃止は、関係市町村に与える影響も大きいことから、関係市町村との合意形成が必要である。

なお、区域区分を廃止する場合においては、従前の市街化調整区域の内、他法令による土地利用制限がなされていない土地の区域については、積極的に用途地域、特定用途制限地域、地区計画等の指定を検討するとともに、開発許可制度の運用等、適切な対応を図るものとする。これらの制度は、市町村が権限を有するものであることから、指定等の検討については、市町村の主体的な意思を尊重するものとする。

#### 5) 区域区分の検討にあたっての基本的な視点

##### 視点1 - 市街地の拡大の可能性

将来の人口フレームや産業フレーム等の予測から、市街地内における都市的土地利用の需要を適切に見通すとともに、市街地内の土地利用の現況を把握し、計画的な市街地の再編による人口増加の予測や、増加人口に伴う住宅用地や産業用地が、現在の市街地(市街化区域又は用途地域指定区域)に収容しきれるか否か、また、市街地周辺へのスプロールの拡散等についても検討し、市街地拡大の可能性を検討する(人口フレーム方式)。

##### 視点2 - 良好な環境を有する市街地の形成

市街地の拡大を図る必要がある場合、公共施設整備などの進捗を勘案し、まとまりのある良好な市街地形成を図る上で、土地利用の拡散を制限する必要があるか無いかの検討を行う。

必要がある場合には、面整備事業、地域地区、地区計画等による誘導規制のみで足りるかを検討し、これらの手法による対応を超えるほどの市街化が想定される場合には、区域区分の必要性が高いと考える。

##### 視点3 - 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

農地や森林は都市に残された貴重な緑地として保全して行くべきであるが、もとより農地や森林の開発は、農振法、森林法等の個別法令により規制されている。

都市計画区域内にこれらが存在する場合は、都市計画とこれらの制度の調整に配慮し、優良な農地や森林等との健全な調和を図るため、現在の法規制で自然的環境の保全が図られるか否かを検討する。

#### 6) 区域区分の有無を判断するための検討項目

区域区分の有無を判断するにあたっては、前記の3つの視点を踏まえ、さらに運用指針における「少なくとも調査・検討を行なうべき項目（区域区分選択の有無を判断する調査検討項目-1、2）」から、以下の7項目に整理した下表の内容をもって、区域区分の可能性の有無について検討を行うものとする。

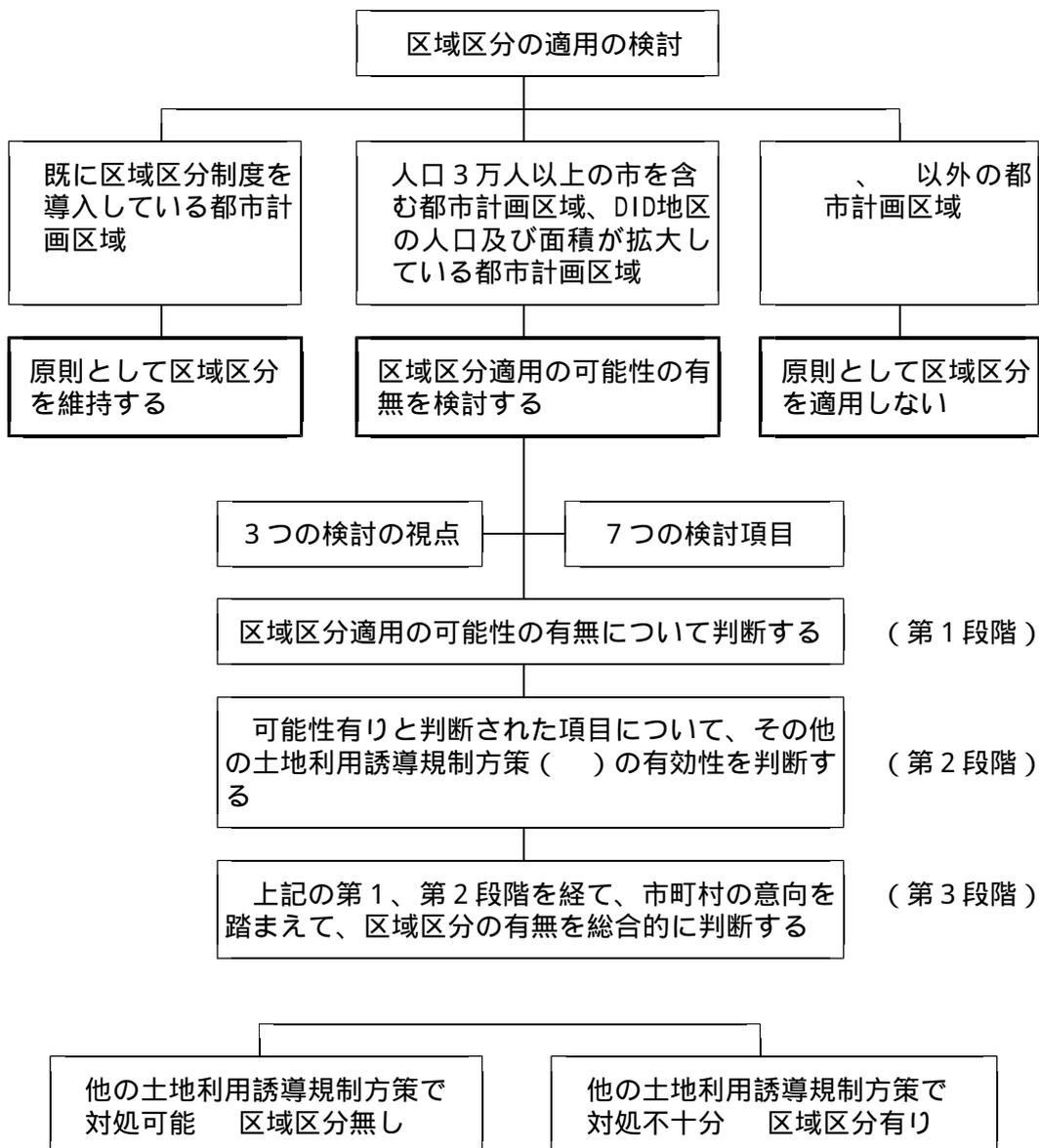
区域区分選択の可能性を判断する検討項目	判断する内容	
1. 将来人口の見通し（将来人口増加）	市街地拡大の可能性	（有・無）
2. 大規模プロジェクトの有無（ ）	市街地拡大の可能性	（有・無）
3. 市街地拡大の可能性 3-1 土地需要の見通し	市街地拡大の可能性	（有・無）
3-2 スプロールの可能性	市街地拡大の可能性	（有・無）
3-3 DID地区の人口及び面積	市街地拡大の可能性	（有・無）
4. 良好な環境を有する市街地の形成 ・都市基盤施設整備状況と見通し	都市的土地利用の拡散を制限する必要性	（有・無）
5. 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮 ・他法令による規制状況	土地利用制限の必要性	（有・無）

大規模プロジェクトとは、都市計画区域の社会活動及び経済活動に大きな影響を与え、産業振興等に係わる計画又は事業

## 7) 区域区分の有無に関する検討フロー

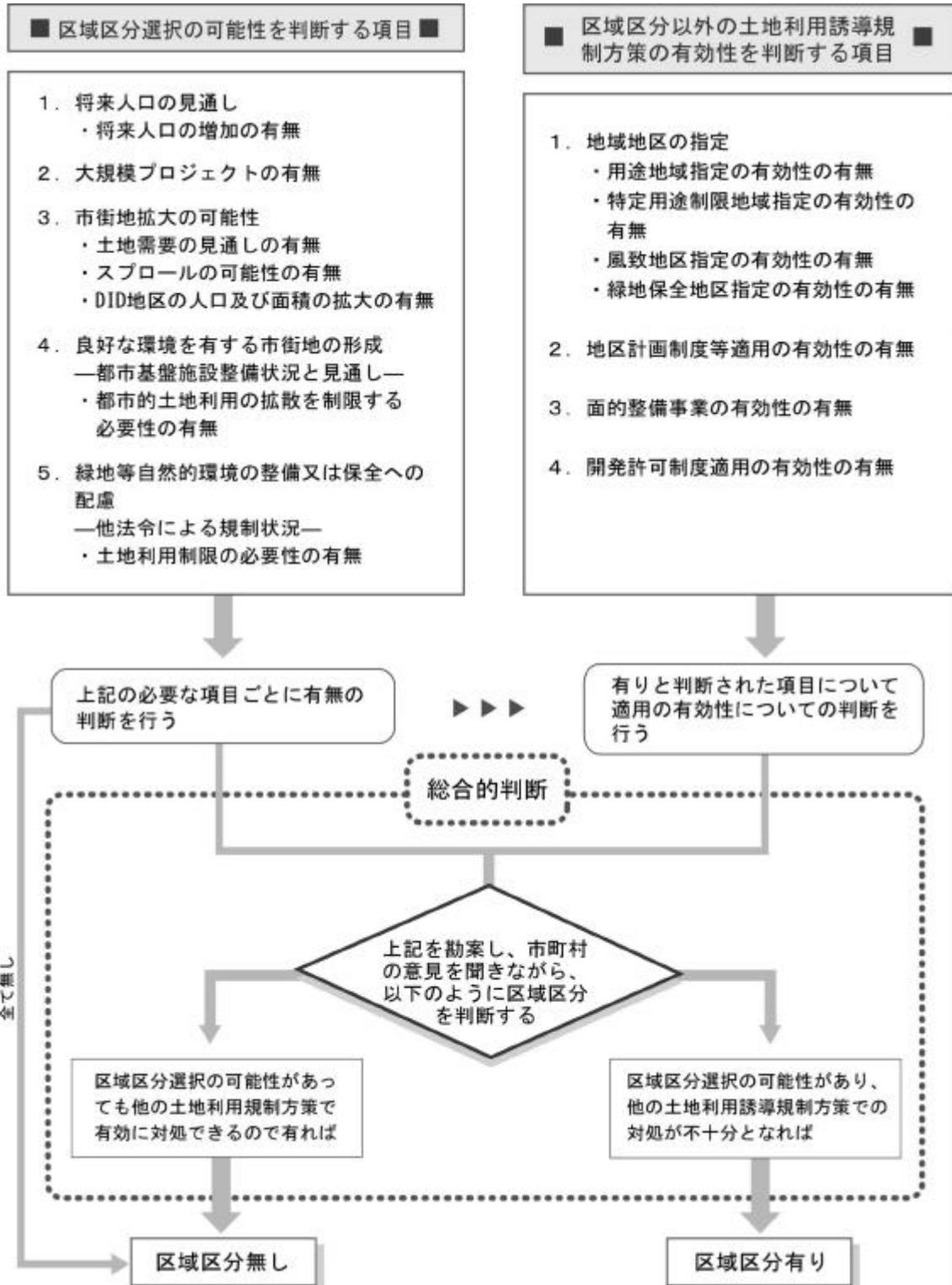
### 基本的な考え方

区域区分の適用の基本的な考え方を以下に示す。また、検討項目についての可能性の有無について判断を行うとともに、区域区分以外のその他の土地利用の誘導規制方策の検討と合わせ、総合的な判断から最終的な有無を決定する流れを示す。



その他の土地利用の誘導規制方策( 地域地区指定の有効性、地区計画制度適用の有効性、面的整備事業の有効性、開発許可制度の有効性 )

## 区域区分の有無を判断する検討フロー



## 8) 区域区分の有無を判断する「検討内容及び判断基準」について

### 1. 将来人口の見通し

過去の推移等から、今後おおむね 10 年後の人口が増加するか否かの見通しを予測する。推計は、各種推計手法を用い、都市計画区域人口の動向を勘案して、都市計画区域の将来人口を推計する。

増加又は横ばいの場合は、市街地拡大の可能性有りとする。

### 2. 大規模プロジェクト等の有無

大規模プロジェクトは、都市計画区域の社会活動及び経済活動に大きな影響を与え、産業振興に関わる計画又は事業とする（地方拠点都市地域基本計画、高速道路インターチェンジの設置、国・県等における各種計画など）。プロジェクトの規模等については、住宅地や工業地等の面的な開発でおおむね 50ha 以上又はインターチェンジや新たに設置される鉄道駅又は大学等の公共公益施設と一体となった開発等でおおむね 20ha 以上のものを基本とする。【別記 1 参照】

大規模プロジェクトが有れば、市街地拡大の可能性ありとする。

### 3. 市街地拡大の可能性（【別記 2】参照）

#### 3-1 土地需要の見通し

将来の人口及び産業の見通しから、以下の土地需要について、おおむね 10 年後の見通しを算定する。

算定の結果、下記のア.、イ.、ウ.の各土地需要と既成市街地（用途地域）の各用地とを比較して、

- ・既成市街地内に収容可能であれば、市街地の拡大の可能性無しとする。
- ・収容不可能であれば拡大の可能性有りとする。

#### ア. 住宅用地

居住可能人口は、既成市街地（市街化区域又は用途地域）の収容可能人口を算定し、既成市街地内に収容可能か否かを検討する。但し、既成市街地の可住地人口密度は平均 50 人 / ha を基準とする。

#### イ. 工業用地

おおむね 10 年後の第二次産業就業人口や製造業等出荷額から工業用地需要を算定し、工業系未利用地を差し引きした上で、既存工業系用途地域等面積と比較する。

#### ウ. 商業用地

おおむね 10 年後の第三次産業就業人口や商品販売額から商業用地需要を算定し、一定の容積率に到達した面積を差し引いた上で既存商業系用途地域面積と比較する。

### 3-2 スプロールの可能性

現在の用途地域内外における新築状況、農地転用、開発行為開発等による市街化動向、宅地開発状況等から、当該都市計画区域のスプロールの状況や市街地の今後の発展動向を把握する。

過去5か年の推移から、今後のスプロール発生の予測を行い、さらに増加傾向にあると判断される場合、市街地の拡大の可能性有りとする。

#### ア．新築動向

過去5ヶ年の新築動向を、既成市街地の内外で、件数、位置等を把握し、スプロールの有無及び将来の市街化動向を把握する。

#### イ．農地転用状況

市街化調整区域又は用途地域内外の過去5ヶ年の農地転用について年度別件数、用途、及び位置等の状況を把握する。

#### ウ．市街地開発状況

市街化調整区域又は用途地域外の過去5ヶ年の市街地開発状況について、年度別件数、用途、位置等の状況を把握する。

### 4．良好な環境を有する市街地形成の可能性

(都市基盤施設の整備状況及び今後の見通しから、都市的土地利用の拡散を制限する必要性を判断する)

都市計画道路、公園緑地、下水道の都市基盤施設の整備状況を調査し、県平均の整備水準と比較検討を行う。また、今後の整備見通しについて、過去の整備量等から概ねの見通しを検討する

3.の市街地拡大の可能性と併せて、現在の整備水準が県平均以下で、かつ整備量をこれまで以上に増加する可能性が有るか無いかを検討し、見通しが無い場合、都市的土地利用の拡散を制限する必要性有りとする。

ア．都市計画道路の整備水準及び今後の見通しを検討する。

イ．公園緑地の整備水準及び今後の見通しを検討する。

ウ．下水道の整備水準及び今後の見通しを検討する。

### 5．緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

(他法令による規制状況から土地利用制限の必要性を判断する)

都市計画法以外の農振法、森林法等の法規制状況を把握し、今後、残された自然環境の開発の可能性、現在の法規制で自然的環境の保全が図られるか否かを検討する。

過去の開発実績等を等から乱開発等の可能性が高く、また現在の法規制では保全が危ぶまれる場合、土地利用の制限する必要性有りとする。

## 9) 区域区分以外の土地利用誘導規制方策の有効性の検討及び判断基準

### 1. 地域地区の指定

#### 1-1 用途地域の指定

- ・用途地域外の地域において、スプロールによる市街地の拡大や用途の混在の可能性がある場合、用途地域の指定により用途混在を防ぎ、まとまりのある良好な市街地形成を図ることができるか否かについて検討する。
- ・大規模開発が行われる周辺地域における無秩序な開発が予想される場合、用途地域の指定により、良好な市街地形成を図ることができるか否かを検討する。

用途地域外周辺において開発が予想され、既定用途地域と連続して指定できる場合、有効性有りとする。

#### 1-2 特定用途制限地域の指定

- ・用途地域外で、周辺環境に悪影響を及ぼす施設（風俗施設、騒音・悪臭等の発生する施設、危険物製造工場等）の立地の有無、また今後そうした施設の立地の可能性を検討する。

立地の可能性があれば、特定用途制限地域指定は有効性有りとする。

#### 1-3 風致地区の指定

- ・風致地区の指定されていない良好な自然的景観を形成している土地の区域に対して、開発の可能性が見込まれるかを検討する。また風致地区の指定が可能かを検討する。

開発の可能性がありかつ風致地区に指定可能であれば、風致地区指定は有効性有りとする。

#### 1-4 緑地保全地区の指定

- ・歴史的文化的価値を有する自然環境、景観的に優れた緑地等に対し、現状のまま開発の可能性はあるか、また、緑地保全地区等の指定が可能か、について検討する。

開発の可能性があり、かつ買い取り請求等に対応可能な場合、緑地保全地区指定は有効性有りとする。

### 2. 地区計画等の適用

- ・住宅市街地の開発が行われる区域又は行われた区域、無秩序な開発が行われる可能性がある区域、良好な居住環境の保全すべき区域等について、過去の開発実績

等から、さらにスプロールの開発の可能性があり、地区計画によって土地利用の整序が可能かについて検討を行う。

可能であれば、地区計画等の適用が有効とする

### 3. 面的整備事業の実施

- ・スプロール的な開発が予想され、一定規模を有する面的整備事業の実施が可能かを検討する。

面的整備事業の実施が可能であれば、面的整備事業が有効とする。

### 4. 開発許可制度の運用

- ・開発行為に対し、開発許可制度の運用によって、良好な市街地形成が有効か、否かを検討する。

整序可能であれば開発許可制度運用が有効とする。

区域区分選択の有無を判断するための調査検討項目 - 1

印は、3つの視点との関連性を示す

	調査検討項目	検討評価の観点	評価項目	視点との関連		
				1	2	3
当該都市計画区域調査	1. 都市計画区域の地形その他の地理的条件					
	地形傾斜 河川、水面等分布	市街地形成及び拡大の可能な範囲の検討 河川や水面等の整備又は保全の区域の有無	市街化可能なエリアの有無 (有・無) 河川・水面等の整備、保全に必要な区域の有無 (有・無)			
	2. 当該都市計画区域の人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し (別記1参照)					
	都市計画区域人口の将来推計  市街地人口の将来推計 住宅系土地需要の増加の有無	都市計画区域人口の増減の見通し  市街地人口の増加の見通し 住宅系土地需要面積の算定	市街地拡大の必要性 (要・否) 住宅の土地需要の既成市街地への収容の可能性 (有・無)			
	3. 当該都市計画区域の工業、商業その他産業の業況及び今後の土地需要の見通し (別記1参照)					
	工業系土地需要の増加の有無  商業系土地需要の増加の有無	工業土地需要面積の算定  商業土地需要面積の算定	工業の土地需要の既成市街地への収容の可能性 (有・無) 商業の土地需要の既成市街地への収容の可能性 (有・無)			
	4. 当該都市計画区域内の土地利用の状況及び今後の市街化の予測等					
	土地利用の状況  DID人口及び面積の状況  市街地の建物の状況	未利用地等の土地需要余力 (人口許容量)の算定 DID人口及び面積の拡大傾向  市街地内外のスプロール状況の予測	適正な人口密度の市街地形成の可能性 (有・無) DID人口及び面積拡大の可能性 (有・無) 都市的土地利用の拡散を制限する必要性 (要・否)			

区域区分選択の有無を判断するための調査検討項目 - 2

	調査検討項目	検討評価の観点	評価項目	視点との関連		
				1	2	3
統	5. 当該都市計画区域における都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し					
	道路整備の今後の見通し 公園緑地整備の今後の見通し 下水道等整備の今後の見通し	公共施設の今後の整備量の見通し	公共施設整備による良好な市街地形成の可能性 (有・無)			
	6. 当該都市計画区域の社会活動及び経済活動に大きな影響を与える産業振興等に係わる計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無					
	住宅団地、工業団地等、I.C.周辺開発、その他リゾート、福祉、研究機関等の大規模開発	プロジェクトの規模(人口、面積)、配置による新規土地の需要の見通し	プロジェクトによる市街地の拡大(要・否)			
	7. 地域の個性を表す重要な緑地等自然環境の法規制状況及び今後の保全の見通し					
	歴史文化と一体となった自然環境の有無及び開発可能性の有無	地域固有の自然的環境の評価  都市的土地利用の可能性の評価	地域固有の自然的環境を保全する必要性の有無 (有・無)  土地利用転換の適否 (適・否)			
周 画 辺 区 域 都 市 調 査	8. 都市計画区域周辺状況の把握(線引都市計画区域に隣接する地域で、必要がある場合に検討)					
	周辺都市計画区域の現状と将来見通し ・市街化区域の配置と土地利用の状況 ・大規模プロジェクト等の有無 ・緑地等自然的環境の状況	区域の連続性、周辺の土地利用 プロジェクトの位置と当該区域との関係 自然的環境の位置と当該区域との関係	市街化区域の連続の必要性 周辺プロジェクトへの配慮 周辺の自然的環境への配慮 (要・否) (要・否) (要・否)			

区域区分以外の土地利用誘導規制方策

02/2/19

印は、3つの視点との関連性を示す

誘導規制方策		適用検討区域とその狙い	適用による効果	視 点		
				1	2	3
1. 地域地区の指定	用途地域の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域未指定地域における無秩序な建築行為への対応</li> <li>大規模プロジェクト周辺での無秩序な開発の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途指定による用途混在の回避</li> <li>小規模開発等に対する用途純化</li> <li>プロジェクト周辺の関連施設の誘導規制</li> </ul>			
	特別用途制限地域の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域未指定地域におけるの風俗施設、危険物製造工場、騒音発生施設等の施設立地の制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地周辺等における良好な居住環境形成</li> </ul>			
	風致地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地及び周辺を維持するための緑地等の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の風致に資する緑地等保全の担保</li> </ul>			
	緑地保全地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的文化的価値を有する緑地の保全</li> <li>動植物の生息、生育地の保全</li> <li>住民が望見する位置にあり風致又は景観の優れた緑地保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源を保全、活用した良好な市街地の形成</li> <li>景観に優れ緑の多い良好な居住環境の維持保全</li> </ul>			
2. 地区計画等の適用		(用途地域外の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な開発に対する良好な市街地形成のための整序</li> <li>住宅市街地の開発等の居住環境水準の向上</li> <li>すでに良好な居住環境その他優れた街区が形成されている地区の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区施設等の整備による良好な市街地環境の形成</li> <li>ゆとりある景観にも配慮された居住環境の形成</li> <li>伝統的な街並みや優れた環境の維持保全</li> </ul>			
3. 面整備事業の実施 土地区画整理事業 市街地再開発事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>面的な宅地開発による都市基盤が整備された宅地供給</li> <li>市街地の高度利用及び新たな住宅その他都市機能の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基盤施設が整備された良好な市街地の形成</li> </ul>			
4. 開発許可制度の運用		<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域内外における良好な宅地開発等の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の整備水準が確保された宅地開発や建築物の整備</li> </ul>			

【別記1】区域区分の有無に係わる大規模プロジェクトについて

ア．大規模プロジェクトとは（運用指針より）

当該都市計画区域の社会活動及び経済活動に大きな影響を与える産業の振興等に係わる計画又は実施される大規模プロジェクト

イ．区域区分を行う際に、検討対象となる大規模プロジェクトについて

既成市街地に新たな開発等の見通しを加えて、区域区分を行う場合、一体の都市として〈現市街地に対する線引きと新市街地に対する線引きを行うこと〉の、2つの側面から検討を行うこととなるが、大規模プロジェクトは、基本的には、新市街地を形成する区域として扱うこととなる。

新市街地として線引きの検討対象に加えるべき条件として、運用指針（P44～45）に記載されているが、それらの内容に準じて、以下のような条件に該当する開発を、大規模プロジェクトとして扱うことが適当と考えられる。

（運用指針）

4）既成市街地と連続しない新市街地（計画的開発の見通しのある住宅適地、工業適地等と一体の既存集落を含む）は、一つの独立した市街地を形成する十分な規模とし、その規模は概ね50ha以上であり、周辺における農業等の土地利用に支障のない区域とすべきである。

ただし、次に掲げる土地の区域については、1つの住区を形成する最低限の規模である20ha以上を目途とし、飛び地の市街化区域を設定できるものとする。

- a．インターチェンジ、新たに設置される鉄道の新駅又は大学等の公共公益施設と一体となって計画的に整備される住居、工業、研究業務、流通業務等の適地。
- b．鉄道既存駅周辺、温泉その他観光資源周辺の既成市街地で計画的市街地整備が確実に行われる区域
- c．役場、旧役場周辺の既成市街地で計画的市街地整備が確実に行われる区域
- d．人口減少、産業の停滞等により活性化が特に必要な地域で計画的市街地整備（既存集落を中心とするものを除く）が確実に行われる区域
- e．効率的な工業生産、環境保全を図る必要がある場合の工場適地

以上の考え方から、大規模プロジェクトとは、概ね以下のような開発をいう。

住宅地、工業地、流通業務地等の都市的土地利用の計画的開発で50ha以上の区域。

上記の a．～ e．に該当する計画的開発等で20ha以上の区域。

**【別記2 市街地拡大の可能性】**

区域区分の有無は、以下に示すような土地需要の見通しによる量的拡大の有無によって判断されるものではなく、他の土地利用誘導規制方策による可能性や効果などを加味して、総合的に判断する。

区域区分の有無を判断するための調査検討項目における以下の項目に対する市街地の拡大の可能性の検討（将来の土地需要算定）は、以下のような考え方を基本とする。

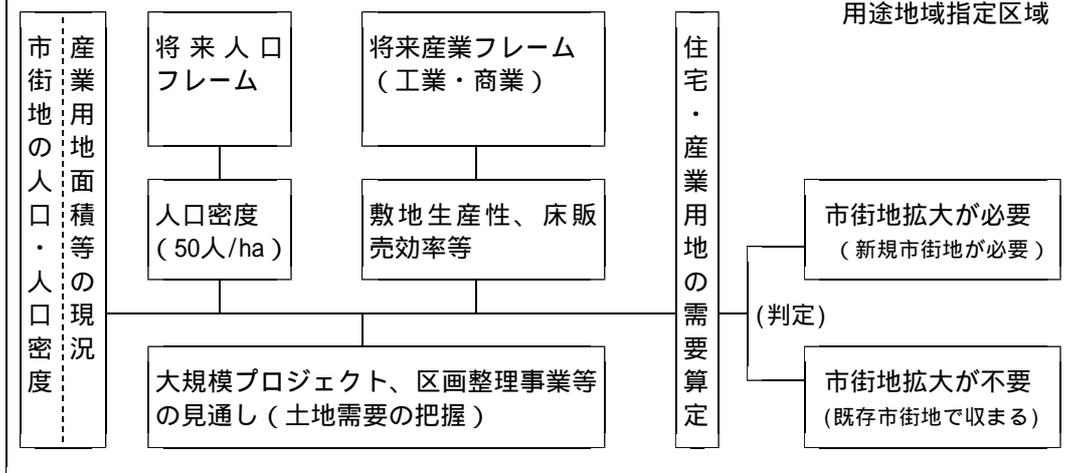
- ・当該都市計画区域の人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し
- ・当該都市計画区域の工業、商業、その他産業の業況及び今後の土地需要の見通し

（市街地拡大の可能性についての検討について）

検討項目	検討内容
将来人口の増加	都市計画区域人口については、用途地域内外別に過去の趨勢や今後の開発の見通し等から、人口予測を行い、直近の国勢調査人口より、増加するか否かを判断する。
将来人口増加による住宅用地としての土地需要	将来人口が増加する場合、適正な既成市街地人口密度（可住地人口密度50人/ha）で収容可能な人口を上回る場合、市街地の拡大を必要とする。
将来の産業用地としての土地需要	将来フレームから土地需要面積を算定し、市街地（用途地域指定区域）内の産業用地を土地需要面積が上回る場合、市街地の拡大を必要とする。 （別記3 算定方法を参照）
土地区画整理事業や開発プロジェクト	公的及び民間事業について、今後概ね10年以内に事業の実施が確実に見込まれるものを対象として事業等の有無を調査する。

「市街地拡大の可能性」検討フロー

（市街地：市街化区域又は用途地域指定区域）



(5) 区域区分の方針

区域区分を行う場合、以下の項目について示すものとする。

1) 将来におけるおおむねの人口

都市計画区域人口及び市街化区域人口を示す。

2) 将来における産業の規模

工業出荷額、卸小売販売額の生産額及び第一次、第二次、第三次産業の就業構造人口を示す。

3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

(市街化区域の概ねの規模と位置)

概ねの市街化区域の規模 (ha) 及び位置を示す

概ねの人口

区分	年次	年	年
		(基準年)	(基準年の10年後)
都市計画区域内人口		千人	おおむね 千人
市街化区域内人口		千人	おおむね 千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする。

産業の規模

区分	年次	年	年
		(基準年)	(基準年の10年後)
生産規模	工場出荷額	億円	億円
	卸小売販売額	億円	億円
就業構造	第1次産業	千人(%)	千人(%)
	第2次産業	千人(%)	千人(%)
	第3次産業	千人(%)	千人(%)

市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

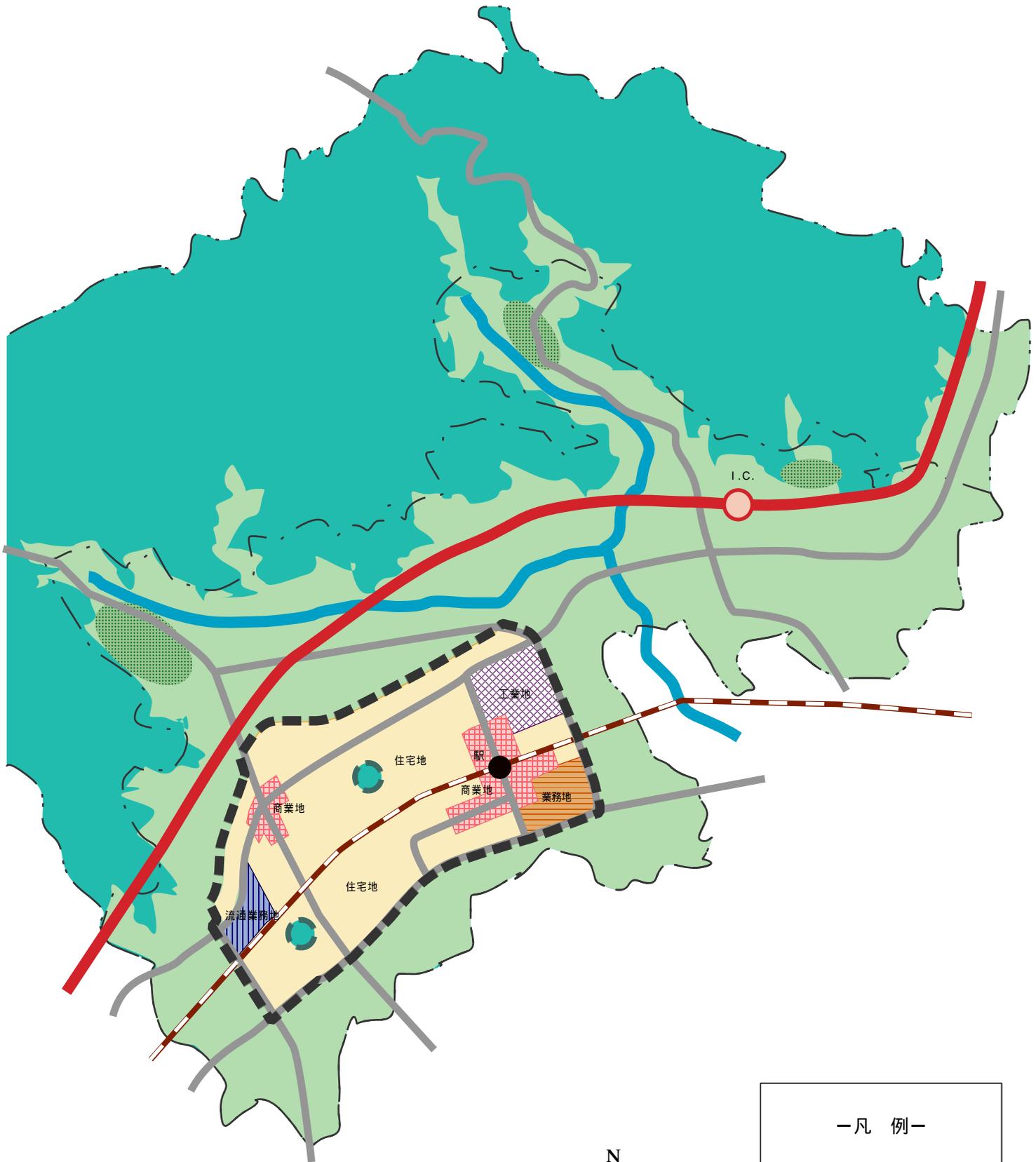
年次	年
	(基準年の10年後)
市街化区域面積	おおむね ha

(市街化区域位置図)

市街化区域のおおむねの位置及び範囲を図示する。

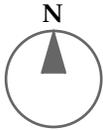
- ・行政区域、都市計画区域、おおむねの市街化区域の位置を図示する。
- ・周辺を含むおおむねの市街化区域の位置を図示する。

# 市街化区域位置図（例）



— 凡 例 —

- · — · — 行政区域
- · · — 都市計画区域
- ■ ■ ■ 市街化区域



上図は例であり、実際は用途地域図をベースに行政区域、都市計画区域、市街化区域を図示。

《参考：市街化区域の規模算定について》

3) の市街化区域のおおむねの規模については、以下の算定方法を参考に算出する。

ア．基本的考え方

市街化区域は、市街地に配置すべき人口、産業を適切に収容し得る規模とする。

イ．市街化区域の規模

概ね10年後の人口及び産業の見通しに基づき、住宅用地、商業用地、工業流通用地、公共施設用地等を算定し、それらの範囲で市街地規模を設定することとする。

その際、計画的な開発予定地であっても、おおむね10年以内に都市的土地利用に転換が行われないものは除くものとする。

市街地開発事業等で施行中又は施行予定区域については、人口は目標年次までに定着する人口とし、目標年次以降に人口定着が見込まれる区域の面積を加算することとする。

ウ．各用地の規模の算定（別記3参照）

・住宅用地

市街地平均人口密度を50人/ha（可住地）を基準として算定する。

・工業用地、商業用地等

工業や商業用地等の規模の算定にあたっては、当該都市計画区域の工業や商業機能等の立地や生産性の動向を踏まえ、さらに今後、導入が予想される工業や商業の業種、業態等から、将来の敷地生産性や販売効率等の変化を的確に把握し、当該都市計画区域が今後確保すべき工業用地、商業用地等の規模を算定するものとする。

【別記3 市街地の規模算定方法：参考】

住宅系市街地の土地需要の算定では、将来市街地人口密度は50人/ha（可住地人口密度）を基準とする。

50人/ha：秋田都市計画区域の3町の平均人口密度（第5回線引きでの基準）

工業用地の土地需要算定では、以下の算定方式を参考に行う。

・目標年次工業出荷額（百万円）＝従業者一人当たり工業出荷額×従業者数

・現在敷地生産性（百万円/ha）＝工業出荷額÷工業用地面積

×敷地生産性年伸び率

・将来工業用地面積A（ネット）＝工業出荷額÷敷地生産性－用途外（調整区域）工場用地

・将来工業用地面積（グロ）＝A÷（1－公共空地率）÷（1－混在率）

商業用地の土地需要算定では、以下の算定方式を参考に行う。

・将来小売売り場面積＝将来小売販売額÷販売効率（百万円/ha）

・小売売り場面積の商業系床面積の割合＝小売売り場面積÷小売売り場面積比

・商業系用地面積の算定

中心商業地＝商業系床面積×分担率÷容積率÷（1－用途混在率）÷（1－道路率）

一般商業地＝（商業系床面積×分担率÷容積率－用途外（調整区域内用地）

÷（1－用途混在率）÷（1－道路率）

（注）分担率＝中心商業地：一般商業地

混在率＝他用途の混在率

容積率＝中心商業地の将来想定容積率及び一般商業地の将来想定容積率

プロジェクトで確実なものは、必要用地面積から差し引く

## 5 - 6 主要な都市計画の決定の方針

主要な都市計画の決定の方針については、「都市計画の将来ビジョン」に示されている「都市づくりの基本理念」や「都市づくりの目標」及び「広域都市圏の将来像」等を受け、以下の考え方により記述する。

都市計画は相当程度の期間を要するために、一定の継続性、安定性が求められているが、社会経済状況の変化に対応して変更を行うことが予定されている制度である。

ただし、変更にあたっては、都市計画基礎調査等の調査結果を踏まえ、その理由を明確にした上で行うものである。

### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 区域区分を行う都市計画区域の場合

##### ア．主要用途の配置の方針

###### 主要用途の配置の方針（運用指針より）

当該都市計画区域の住居、商業、工業等の各機能に関する現状、課題及び将来の見通しを明らかにした上で、各機能の増進や維持等を実現するため各主要用途の配置の方針を示すことが望ましい。

###### 方針作成の留意事項

各主要用途は、既存の機能配置及び将来の機能配置等について、目標とする市街地像を受け、業務地、商業地、工業地、流通業務地、住宅地に区分して記述するとともに、特記すべき事項があればその内容を記述する。

（記載例）	
ア．主要用途の配置の方針	
主要用途	配置の方針
業務地	城内にある国県等の行政施設、市役所や各種公共施設が立地している 地区、駅周辺の業務施設地区、業務ビル等が集積している旧市街地の 町一帯を業務地として配置する。
商業地	JR 駅前周辺から、 通りに至る 商店街を中心とした 地区は小売店舗等が集積しており、中心商業として配置する。そのほか 町、 町の商業地を近隣商業地とて配置する。
工業地	本市の地場産業である食品加工工場等が立地している 地区については住宅地や商業地との調和を図りつつ、良好な工業地を形成する。また 工業団地及びその周辺及び現在造成中の 工業団地においては、産学官共同のもとに研究開発機能や試験研究機関等を積極的に誘致し、本市の工業機能を発展させていく付加価値の高い新規工業地として配置する。

流通業務地	卸売り市場及び内陸型流通業務地として日本海沿岸東北自動車道I.C周辺を新規の流通業務地として配置する。
住宅地	商業地以外の既成市街地及びその周辺の住宅地は、中高密度住宅地として配置する。また、近年開発が進行した 地区やその周辺については低密度の住宅地として配置し、 地区は区画整理事業等により、良好な住宅地の形成を図る。また、 城周辺の古い住宅地は宅地規模も大きく緑豊かな住宅地であり、歴史的な街並みが保全された地域の個性が感じられる地区であり、当地区においては、地区計画等の導入により、良好な街並み保全を図ることとする。

### イ．市街地における建築物の密度の構成に関する方針

市街地における建築物の密度の構成に関する方針（運用指針より）  
 主要用途ごとに、目指すべき市街地像を想定しながら、予想される概ねの利用容積率又は利用密度の強弱を示すことが想定され、特に、高密度利用を目指す場合は、実現すべき市街地像を土地利用、建築物の形態、配置等について明らかにすることが望ましい。

#### 方針作成の留意事項

業務・商業系土地利用については、地区の特性により密度構成を区分する。工業、流通系住宅地については、市街地内の既存機能、団地等の機能集約型用地により密度の区分を行う。住宅系土地利用においては必要に応じて、低、中・高密度住宅地等の段階的に区分し、住宅地の特性を踏まえ基本的な考え方を記述する。

（記載例）		
イ．市街地における建築物の密度の構成に関する方針		
主要用途の区分	密度区分	方針
業務地	高密度利用	駅周辺の 地区、 通り沿道については、業務系土地利用を推進し、土地の高度利用を図る。
	中密度利用	市役所や県出先機関等が集積する 地区は、公共空地等を確保し、ゆとりある中密度業務地を形成する。また、周辺の関連都市サービス業務機能の立地が進んでいる 地区一帯を中密度業務地として位置づける。
商業地	中心商業地 高密度利用	町、 町及び 通りと 通りに囲まれた地区は、本市の中心的な商業地であり、木造建築物の多い街区では、多様な再開発手法等を導入し、機能の更新を図るとともに、土地の高度利用を図る。また、駅裏側周辺は、未利用地も多く、商業施設と中高層住宅等の複合的な建築を促進し、土地利用の有効活用など、高密度市街地の形成を図る。
	一般商業地 中密度利用	上記以外の近隣商業地では、周辺地域住民の生活サ

			ービス機能の充実を図るため、中密度市街地の形成を図る。
工業地	工業団地	低密度利用	工業団地等の団地においては、駐車場、運動施設、公園等の整備を図るとともに、周辺環境に配慮して植栽等を施し、低密度で良好な工業地環境を形成する。
	一般工業地	中密度利用	既成市街地内の業等の工場が集積する地区においては、周辺環境との調和を図りつつ、中密度の良好な市街地環境の形成を図る。
流通業務地		中密度利用	流通倉庫や郊外型商業機能等が集積する地区は中密度市街地としての形成を図る。
		低密度利用	また I.C周辺に新たに整備する流通業務団地は、周辺の自然環境に配慮して低密度の市街地形成を図る。
住宅地	高層住宅地	高密度利用	駅北口周辺の商業地、駅裏の近隣商業地においては、商業機能と住宅機能が調和した高層住宅地として整備し、高密度住宅地の形成を図る。
	中層住宅地	中密度利用	団地の中高層住宅地や町、等町の住宅地は、中層マンション等の土地利用を促進し、中密度住宅市街地の形成を図る。
	低層住宅地	低密度利用	上記以外の住宅地は、戸建て住宅を中心とする低層住宅として位置づけ、低密度住宅地として良好な住環境の形成を図る。特に、町一帯は、歴史的な街並みを残す良好な住宅地を形成しており、地区計画等によりその保全を図る。

## ウ．市街地における住宅建設の方針

市街地における住宅建設の方針  
既成市街地の定住人口の確保や都市計画区域における適正な住宅確保等の課題を明かにし、当該課題に対応した住宅建設の方策を示すことが望ましい。

### 方針作成の留意事項

住宅に関する課題等を踏まえ、住宅政策の目標、住宅の居住水準、また、住宅整備の施策について記述する。住宅整備の施策は、ゾーン別や勤労者や高齢者等の対象者別等が考えられる。また、「秋田県住宅マスタープラン」との整合を図るとともに、市町村において住宅マスタープランを策定済の場合、同プランに盛り込まれた住宅建設の方策等の主旨を踏まえて記述する。

(記載例)

ウ．市街地における住宅建設の方針

a．住宅政策の目標

本市の住宅は、戸建て住宅を中心に持ち家率が %と高く、面積等の規模等も一定の水準を保っているが、他方、近年民営借家の比率が高まりつつあり、規模や設備の面で居住水準に満たない住宅が増加している。

市営住宅においては老朽化が進み建て替えが必要な時期にあり、さらに長寿高齢社会における高齢者住宅への対応も求められている。

こうした現状を踏まえ住宅政策の目標を以下のように設定する。

(目標)

- ライフスタイルに対応した多様な住まいづくり
- 高齢者や障害者等が安心して快適に暮らせる住まいづくり
- 災害に強く、雪国の風土に馴染む住まいづくり
- 多機能複合型の市営住宅づくり

b．住宅居住水準の目標

住宅居住水準の目標は、最低居住水準に満たない住宅の解消に努めるとともに、誘導居住水準を満たす住宅の比率を高めることとする。

居住水準	平成 年	目標年次(平成 年)
最低居住水準未満	3%	1%
最低居住水準以上 誘導居住水準未満	45%	34%
誘導居住水準以上	52%	65%

c．住宅整備の施策

住宅施策の目標を達成し、上記の居住水準の向上を図るため、以下のよ  
うな住宅政策により住宅の質の向上を図るものとする。

中堅勤労者向け 賃貸住宅の供給	ファミリー向けの優良賃貸住宅の供給を促進し、住宅の質を高めるとともに、多様なライフスタイルを満たしつつ人口定着に資するものとする。
高齢者等向け住宅 の供給	民間及び公的住宅の建設により、高齢者等に配慮し、快適な生活を営めるようバリアフリー住宅の供給や健康な高齢者を対象とするグループハウス等の自立型住宅の建設を促進する。
HOPE計画型住宅の	耐震性、耐候性が高く、雪国の風土に配慮した省エネルギー

供給	ギー住宅、雪処理を考慮した耐雪型住宅の供給を促進する。
市営住宅建て替えによる住宅供給	全戸公営住宅の仕様を満たすとともに、特に高齢者等への住宅の供給を推進する。また、福祉施設等との併設により土地の有効活用を図るとともに、既存施設の改造し、公営住宅の質の向上を図る。

(参考)

世帯 人員	最低居住水準			一般居住水準		
	室構成	居住室面積 ㎡(畳)	住戸専用面積 (㎡)	室構成	居住室面積 ㎡(畳)	住戸専用面積 (㎡)
1人	1DK	7.5(4.5)	16	1DKS	27.5(16.5)	50
1人 <sup>1</sup>	1DK	15.0(9.0)	25	1DKS	30.5(18.5)	55
2人	1LDK	17.5(10.5)	29	1LDKS	43.0(26.0)	72
3人	2LDK	25.0(15.0)	39	2LDKS	58.5(35.5)	98
4人	3LDK	32.5(19.5)	50	3LDKS	77.0(47.0)	123
5人	4LDK	37.5(22.5)	56	4LDKS	89.5(54.5)	141
5人 <sup>2</sup>	4LDK	-	-	4LLDKS	99.5(60.5)	158
6人	4LDK	45.0(27.0)	66	4LDKS	92.5(56.5)	147
6人 <sup>3</sup>	4LDK	-	-	4LLDKS	102.5(62.5)	164

1 中高齢単身    2 高齢単身含む    3 高齢夫婦含む    (出典：秋田県住宅スタンプ)

## エ．市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

### a．土地の高度利用に関する方針

土地の高度利用に関する方針  
市街地の中で特に高度利用を図るべき地区について、都市全体での位置づけ、土地の高度利用を可能とする道路、鉄道等の条件の説明等と併せて、建築物の整備の方向性と良好な市街地空間の形成の観点から、土地の高度利用の結果、実現する市街地像を示すことが望ましい。

#### 方針策定の留意事項

駅周辺の商業地の整備、工場跡地等の中高層住宅開発、都市機能の郊外移転に伴う跡地利用、市街地再開発事業等の市街地整備の方針、土地を高度に利用する市街地像等について記述する

## b．用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針（運用指針より）  
用途転換、用途純化又は用途の複合化を行う背景や現状の課題等を明かにし、望ましい市街地像と併せて用途転換、用途純化を又は複合化を行う地区を示すことが望ましい。

### 方針策定の留意事項

工業地域に住宅等が多く建てられている場合、用途地域を工業地域からを住居系用途地域に変更することが考えられる。また、準工業地域等において工業と住居が混在している市街地の小規模工場等を団地等に集約化、商住混在地域の開発における〈低層部商業＋高層部住宅〉などの立体的な複合化がイメージされる。（例：用途地域の変更、工場等の環境の適正な維持のための特別工業地域、優良再開発や共同化等）

## c．居住環境の改善又は維持に関する方針

居住環境の改善又は維持に関する方針（運用指針より）  
良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅地形成と合わせて積極的に良好な居住環境の実現を図るべき地区、密集市街地などで市街地の改造又は建築物の更新の誘導などを行う地区等について、各々の目指す市街地像を具体的に示すことが望ましい。

### 方針作成の留意事項

伝統的な雰囲気を残す屋敷町の保全、古い木造密集市街地やミニ開発等が顕著な地域等については環境改善や整備の方策等を示し、実現をめざす市街地像を明らかにする（例：良好な環境を保全する地区や密集市街地地区への地区計画の導入、建築物の建て替え誘導地区等）

## d．市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針  
市街化区域内の農地その他の市街化区域内の緑地の保全、都市の風致の維持の観点から建築物の制限等に関する方針を明らかにした上で、都市として守るべき緑地又は風致の存在を明らかにすることが望ましい。

### 方針策定の留意事項

市街地内の風致の維持に有効な緑や樹林地、都市景観上重要な眺望景観やポイントとなる緑、歴史文化と一体となった自然環境等、貴重な自然資源について、都市緑地保全地区、風致地区（特に 10ha 未満の風致地区の指定等）等、地域地区の指定や、条例等による樹林地・樹木の保全方策等を記述する。

(記載例)

エ．市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

a．土地の高度利用に関する方針

地区名等	整備方針
地区	旧米流通倉庫跡地は、駅前周辺の立地条件を生かし、雪に配慮した周辺商業地との連続性、回遊性等に富んだ歩行者空間を整備し、ファッション性の高い商業・文化・住宅等の複合的開発により、本市の新たな核を形成するものとする。
工場跡地	工場は煉瓦造りの伝統的な建築物として親しまれてきた施設であるが、こうした外観を保存しつつ、内部の改修等を行い、地域のコミュニティ施設として活用する。また地域文化を伝承する資料館等を併設し、地域のシンボルとして保全を図る。

b．用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

地区名等	整備方針
地区	地区は、木材加工工場が集積ししているが、近年の木材産業の停滞に伴い、産業全体の高度化が求められている。これらの工場については、新規に造成される流通業務団地への移転を促進し、付加価値の高い商品の製造に至る一貫した木材産業の総合化を図ることとし、工場移転跡地においては、既成市街地の都市基盤施設等のストックを活かし、再開発等の手法により良好・低廉な賃貸型低中層住宅地の供給を図ることとする。

c．居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	整備方針
地区	地区は、木造家屋が密集しかつ老朽化が進んでいおり、細街路も多いため、消防困難区域にもなっており、震災等に対する懸念が生じている。そのため災害に強い防災まちづくりの観点から、防災型地区計画制度の導入を検討するとともに、共同建て替え等により空地等を確保し、安全・安心の市街地の形成を図るものとする。
地区	町一帯は、古い伝統的な家屋が残されており、地域の特色ある街並み景観が残されている。そのため、当地区においては、地区計画や建築協定等のまちづくり制度を導入し、良好な街並みの維持・保全を図るものとする。

d．都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

地区名等	風致の維持、保全等の方針
神社	神社境内には、年輪を経た樹木が多数存在し、緑の多い市街地環境の

樹木	重要な要素となっており、神社等の建造物も含めた一帯を、都市景観形成基本計画の都市景観保全地区として位置づけ、景観条例の活用によりその保全を図るものとする。
地区の山	地区の山は、市街地景観のアイストップとして、重要な位置にあり、かつ都市と一体となった里山として位置づけられているが、近年、同地区は住宅開発が進み、都市景観上、緑の価値が失われることが懸念されている。そのため、条例等により開発に一定の歯止めをかけ、山の緑地を市民緑地として位置づけ、都市景観形成における地域資源として保全を図るとともに、市民の協力を得て里山の維持保全に努める。

### オ．市街化調整区域の土地利用の方針

<p>市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>a．優良な農地との健全な調和に関する方針 都市的土地利用と農業的土地利用との健全な調和を図る観点から、保存すべき農地を示すことが望ましい。</p> <p>b．災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 溢水、湛水、がけ崩れその他の災害の危険が高く、特に市街化を抑制すべき地区を示すことが望ましい。</p> <p>c．自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 自然環境を整備又は保全し、市街化を抑制すべき地区を示すことが望ましい。</p> <p>d．秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 既存集落の生活環境の整備を行う地区や、市街化区域の近接・隣接区域において建築活動の動向を踏まえて一定の市街化を容認する地区などを示すことが望ましい。</p>
--

#### 方針作成の留意事項

- (a) 保全すべき優良農地について明らかにする。
- (b) 急傾斜地や過去に浸水履歴がある地区、河川沿いの低地等の地区の市街化を抑制する方針を明らかにする。
- (c) 動植物の生息地（ビオトープ）やため池、良好な樹林等については市街化を抑制する方針を明らかにする。
- (d) 中心的な既存集落や市街化区域の隣接地等の開発動向を踏まえ、一定の範囲の市街化を図る地区及び整備方針を明らかにする

(記載例)

オ．市街化調整区域の土地利用の方針

a. 優良な農地との健全な調和に関する方針	地区の農地、西部地域地一帯の農地を優良農地として保全する。
b. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	地区の農地は、土地が低く過去にも度重なる湛水の履歴があり、当地区の市街化を抑制する。 また、市街地に近接している地区の斜面地は、地質的にも脆く、がけ崩れ等のおそれがあり、周辺地区の市街化を抑制することとする。
c. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	地区の農業用ため池は、一部は既にその役割を終えているが、水鳥の飛来地となっており、その周辺の樹林地も含め保全を図る。 川の地区付近は、昆虫の生息地ともなっており、水質を保全しながら、河川の自然的環境の保全を図る。
d. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針	地区集落は、60～70戸が連坦した地区で、農業集落排水事業も実施されているが、道路の整備等集落環境整備を推進するものとする。 地区、地区は、市街化区域に隣接し利便施設も整っている地区であるが、市街化区域内では未利用地の計画的市街化が進んでおり、当地区周辺を一定の市街化を容認する地区として位置づけ、低密度住宅地として良好な住環境の形成を図る。

地区名については確実な範囲にとどめること

## 2) 区域区分を行わない都市計画区域の場合

### ア. 主要用途の配置の方針

主要用途の配置の方針（運用指針より）

a. 当該都市計画区域の住居、商業、工業等の各機能に関する現状、課題及び将来の見通しを明らかにするとともに、各機能の増進や維持等を実現するため各主要用途の配置の方針を示す。

#### 方針作成の留意事項

各主要用途は、既存の機能配置及び将来の機能配置等について、目標とする市街地像を受け、業務地、商業地、工業地、流通業務地、住宅地に区分して記述するとともに、特記すべき事項があればその内容を記述する。

（記載例）

#### ア. 主要用途の配置の方針

主要用途	配置の方針
業務地	城内にある国県等の行政施設、市役所や各種公共施設が立地している 地区、駅周辺の業務施設地区、業務ビル等が集積している旧市街地の 町一帯を業務地として配置する。
商業地	JR 駅前周辺から、通りに至る 商店街を中心とした 地区は小売店舗等が集積しており、中心商業として配置する。そのほか 町、 町の商業地を近隣商業地とて配置する。
工業地	本市の地場産業である食品加工工場等が立地している 地区については住宅地や商業地との調和を図りつつ、良好な工業地を形成する。また 工業団地及びその周辺及び現在造成中の 工業団地においては、産学官共同のもとに研究開発機能や試験研究機関等を積極的に誘致し、本市の工業機能を発展させていく付加価値の高い新規工業地として配置する。
流通業務地	卸売り市場及び内陸型流通業務地として日本海沿岸自動車道 I.C周辺を新規の流通業務地として配置する。
住宅地	商業地以外の既成市街地及びその周辺の住宅地は、中高密度住宅地として配置する。また、近年開発が進行した 地区やその周辺については低密度の住宅地として配置し、 地区は区画整理事業等により、良好な住宅地の形成を図る。また、 城周辺の古い住宅地は、宅地規模も大きく緑豊かな住宅地であり、歴史的な街並みが保全された地域の個性が感じられる地区であり、当地区においては、地区計画等の導入により、良好な街並み保全を図ることとする。

イ．土地利用の方針（必要に応じ以下の項目を選択する）

a．土地の高度利用に関する方針

a．土地の高度利用に関する方針（運用指針より）

都市の中で特に高度利用を図るべき地区について、都市全体での当該地区の位置づけ、土地の高度利用を可能とする道路、鉄道等の条件の説明等と併せて、建築物の整備の方向性と良好な市街地空間の形成の観点から土地の高度利用の結果、実現する市街地像を示す。

方針作成の留意事項

駅周辺の商業地の整備、工場跡地等の中高層住宅開発、都市機能の郊外移転に伴う跡地利用、市街地再開発事業等の市街地整備の方針、土地を高度に利用する市街地像等について記述する

b．用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

b．用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針（運用指針より）

用途転換、用途純化又は用途の複合化を行う背景、現状の課題等を明かにしながら、望ましい市街地像と併せて用途転換、用途純化又は複合化を行う地区を示すことが望ましい。

方針作成の留意事項

工業地域に住宅等が多く建てられている場合、用途地域を工業地域からを住居系用途地域に変更することが考えられる。また、準工業地域等において工業と住居が混在している市街地の小規模工場等を団地等に集約化、商住混在地域の開発における＜低層部商業＋高層部住宅＞などの立体的な複合化がイメージされる。

c．居住環境の改善又は維持に関する方針

c．居住環境の改善又は維持に関する方針（運用指針より）

良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅地形成と合わせて積極的に良好な居住環境の実現を図るべき地区、密集市街地などで市街地の改造又は建築物の更新の誘導などを行う地区等について、各々の目指す市街地像を具体的に示すことが望ましい。

方針作成の留意事項

伝統的な雰囲気を残す屋敷町の保全、古い木造密集市街地やミニ開発等が顕著な地域等については環境改善や整備の方策等を示し、実現をめざす市街地像を明らかにする（例：良好な環境を保全する地区や密集市街地地区への地区計画の導入、建築物の建て替え誘導地区等）

d．都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

d．都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針（運用指針より）

都市内の緑地の保全、都市の風致の維持の観点から建築物の制限等に関する方針を明らかにしたうえで、都市として守るべき緑地又は風致の存在を明らかにすることが望ましい。

#### 方針作成の留意事項

市街地内の風致の維持に有効な緑や樹林地、都市景観上重要な眺望景観やポイントとなる緑、歴史文化と一体となった自然環境等、貴重な自然資源について、都市緑地保全地区、風致地区（特に 10ha 未満の風致地区の指定等）等、地域地区の指定や、条例等による樹林地・樹木の保全方策等を記述する。

#### e．優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な農地との健全な調和に関する方針（運用指針より）  
都市的土地利用と農業的土地利用との健全な調和を図る観点から、保存すべき農地を示すことが望ましい。

#### 方針作成の留意事項

優良農地の保全について明らかにする。

#### f．災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針（運用指針より）  
溢水、湛水、がけ崩れその他の災害の危険が高く、特に市街化を抑制すべき地区を示すことが望ましい。

#### 方針作成の留意事項

土砂災害危険箇所や過去に浸水履歴がある地区、河川沿いの低地等の地区の市街化を抑制する方針を明らかにする。

#### g．自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針（運用指針より）  
自然環境を整備又は保全し、市街化を抑制すべき地区を示すことが望ましい。

#### 方針作成の留意事項

動植物の生息地（ビオトープ）やため池、良好な樹林等については市街化を抑制する方針を明らかにする。

#### h．計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

計画的な都市的土地利用の実現に関する方針（運用指針より）  
既存集落の生活環境の整備を行う地区や、優良な田園居住を実現する地区を示すことが望ましい。

#### 方針作成の留意事項

中心的な既存集落、整備改善が必要とされる集落、また自然環境の中にゆとりある田園居住を実現する地区等について、実現に関する方針を明らかにする。

## (記載例)

## イ．土地利用の方針

a. 土地の高度利用に関する方針	<p>駅裏南口付近の工場跡地については、駅に近く市街地の中心に位置する立地条件を活かし、周辺の未整備地域と合わせて、一体に土地の高度利用を図る。また、土地利用においては、新たな市民生活の核となる多様な機能を導入するとともに、周辺の道路等の公共施設と合わせて整備を行うものとする。</p>
b. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	<p>地区は、地場産業である材木加工工場と住環境が混在し、工場の拡張等が困難であるとともに、居住環境への騒音等が発生している。そのため、I.C周辺の流通業務団地への移転を促進するとともに、一部においては、他の施設との複合化を図るなど、良好な市街地形成を図る。</p>
c. 居住環境の改善又は維持に関する方針	<p>町の住宅地は、古い屋敷町の雰囲気を残す閑静な住宅地となっており、地区計画等の導入により住環境の保全を図る。また、市街地の南部の地区の住宅地は、道路等が未整備であり、周辺地区の未利用地と合わせて土地区画整理事業により良好な居住環境の形成を図る。</p>
d. 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	<p>市街地南部の山は、市街地の背景をなし、都市の風致を維持する良好な緑地となっており、風致地区等の指定により、自然的環境の保全を図る。</p>
e. 優良な農地との健全な調和に関する方針	<p>市街地の北部及び南部に広がる農地については、優良農地として市街化を抑制し、その保全を図る。</p>
f. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	<p>東部地区の集落地区背後の急傾斜地は、災害危険地区に指定し、市街化の抑制を図るとともにがけ崩れ等を防止する。また、川に近い西部地区の農地は、浸水履歴もあることから市街化を抑制するものとする。</p>
g. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	<p>川沿川、南部山及びその周辺は、都市の骨格を形成する自然的環境としてその保全を図るとともに、地区等の集落環境は、当該区域の田園景観を維持、保全するものとする。</p>
h. 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	<p>地区は、地域の中心的な集落であり、集落環境の整備を図るとともに、田園環境としても優れていることから、ゆとりある田園居住空間の実現を図るものとする。</p>

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ア．基本方針

##### a．交通体系の整備の方針

交通体系の整備の方針（運用指針より）  
都市計画の目標で示された都市の将来像を実現するため、各交通機関相互の役割分担・連携の考え方等交通体系のあり方等について述べる。

##### 方針作成の留意事項

交通施設の整備にあたっては、都市全体の主要交通施設の整備、公共交通機関の位置づけや役割分担、少子高齢化社会への対応、雪国における配慮等の観点を加え、また身近な生活道路等のあり方等を踏まえた上で、交通体系の整備の方針を明らかにする。また、TDM 等の交通システムのあり方についても検討し、可能性を述べる。駐車場等においては、官民の役割分担を明らかにし、既存施設の活用を含めた総合的な施策を展開する。また、「秋田県総合交通計画」や「秋田県道路計画」との整合に留意する。

##### b．整備水準の目標

整備水準の目標（運用指針より）  
概ね20年後の実現を目指す交通施設の整備水準について、道路、駐車場等の各施設別に、例えば走行速度や幹線街路網密度（1 km<sup>2</sup>当たりの幹線街路延長）等の具体的な指標を用いて、わかりやすく示すことが望ましい。

##### 方針作成の留意事項

交通施設の整備水準の指標としては、当該都市計画区域の「都市計画の目標」の達成を目指し、特に既成市街地（市街化区域又は用途地域内）の充実を図る観点から、都市計画道路の整備水準の目標を設定する。また、高齢社会等への対応として、安全で快適な歩行者空間の整備をめざし、広幅員歩道（3.5m 以上）整備率の目標を設定する。

参考とする道路整備水準：都市計画中央審議会（昭和 58 年 5 月答申）  
（幹線・補助幹線道路密度 住宅地 4km/km<sup>2</sup>、商業地 5～7km/km<sup>2</sup>、工業地 1～2km/km<sup>2</sup>、平均密度 3.5km/km<sup>2</sup>）

#### イ．主要な施設の配置の方針

##### a．道路

道路（運用指針より）  
都市計画の目標及び基本方針を踏まえ、広域的な交通の処理等の交通機能や、市街地内の空間形成の機能等に配慮し、主要な道路の概ねの配置を示すことが望ましい。

### 方針作成の留意事項

道路の配置や整備については、以下のような方針に基づくものとする。

市街化調整区域では、都市間連絡道路又は市街化調整区域に設けることが適当な施設と都市部を連絡する不可欠なものを除き、原則として都市計画を定めないこととする。市街化区域内では、大量の交通を発生する施設相互を有機的に結ぶように配慮し、又用途地域との調整を図りながら配置するものとする。

道路は、自動車専用道路、主要幹線街路、都市幹線街路等に区分し、段階的に構成されるよう配慮し、下位と上位の道路が中位の道路を超えて接続されることのないよう配置する。

道路網は、都市全体の土地利用との整合を図って配置するものとし、特に幹線道路は近隣住区を分断することなく、その外郭を形成し、都市の骨格となるよう配置するものとする。

道路の起終点は他の都市計画道路、又は駅、自動車ターミナル等の主要な都市施設や幹線道路を結ぶことを基本として道路網を構成するものとする。

道路は単に交通機能のみならず、都市環境や都市防災等の面で良好な都市空間を形成する機能にも配慮して設定するものとする。

道路幅員は、当該道路の機能・交通量及び積雪の状況を勘案して設定するものとする。

市街化区域又は用途地域に設ける幹線道路にあっては、原則としてその両側に自転車・歩行者道路を設けるものとする。

交通が集中する駅前広場等についても、その機能を明らかにして配置するものとする。

市街化区域又は用途地域に設ける幹線道路にあっては、原則として植樹帯を設け、その緑化につとめるものとする。

### b. その他の施設等

#### その他の施設等（運用指針より）

大規模な駐車場や自動車・バスターミナル等、その他主要な交通施設について、基本方針を踏まえ、概ねの配置を示すことが望ましい。

### 方針作成の留意事項

大規模な駐車場やバスターミナル等の配置の方針を明らかにするとともに、鉄道、空港、港湾及び関連施設などの配置方針を記述する。

また、鉄道と他の交通手段（自転車や車のパークアンドライド等）との連携や駅周辺に配置される都市機能との関係について特筆すべき事項があれば、その方針を示す。

### ウ. 主要な施設の整備目標

#### 主要な施設の整備目標（運用指針より）

主要な施設の配置方針に示した交通施設等について、概ね10年以内に優先的に整備することを予定している施設について、その整備目標を示すことが望ましい。

### 方針作成の留意事項

概ね10年以内に優先的に着手する主要な施設について、現在の整備水準及び整備目標、事業予定者を記述する。

(記載例)

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

ア. 基本方針

a. 交通体系の整備の方針

本区域は 広域都市圏の中核を担う地域であり、内陸部とをつなぐ広域幹線道路の整備、中山間地との連絡強化、都市内幹線道路の整備を推進するものとする。また、車利用が進む中で、高齢者の日常生活の足として、公共交通機関との適切な役割分担のもと、歩行者等にも配慮した総合的な交通体系の整備を図る。

将来における交通需要や社会的ニーズに対応し、長期的な展望に立った柔軟な交通体系の整備を図ることとする。

市街地内の交通体系においては、公共交通機能の充実を図りながら、歩行者、自転車等にやさしい交通環境の整備に努めるなど、高齢化社会及び環境重視社会への対応を重視することとする。

広域的機能を果たす道路網と身近な市街地における円滑化を促す道路網については、相互にバランスをとり、鉄道・バス等の公共交通機関との連携を図りながら、秩序ある都市構造の形成を図る。

生活道路の機能を果たす補助幹線街路等は、安全で安心して暮らせる居住環境を支えるため、積雪等への対応や広幅員歩道の整備、バリアフリー等に十分配慮する。

b. 整備水準の目標

本区域の都市計画道路の整備は遅れているが、整備量にも一定の限界があるため、既存道路を活用した交通管理の導入を図ることとする。歩行者の安全性、快適性を確保するため、広幅員歩道の整備を推進することとし、道路網等の整備水準の目標を以下のように設定する。

整備水準の目標項目	現在の整備水準	20年後の整備水準
都市計画道路整備密度(km/km <sup>2</sup> )	1.5km/km <sup>2</sup>	2.5km/km <sup>2</sup>
広幅員歩道整備率(3.5m以上)	40%	60%
交通渋滞箇所の解消	4箇所	1箇所

イ. 主要な施設の配置の方針

a. 道路

広域都市圏の中心として、全国、他県及び隣接広域都市圏との交流促進を図るため日本海沿岸東北自動車道及び地域高規格道路構想の実現化を目指すとともに、

都市内交通の円滑化、長期未着手道路等についてはネットワークの見直しを行い、各道路機能の整備強化を図るため、以下のように適正な道路網の配置を行うこととする。

道路種別	配置の方針
自動車専用道路	日本海沿岸東北自動車道を、市街地の西部の 地区から 地区に配置する。
主要幹線街路	空港方面との利便性や速達性を促進するため、 広域都市圏とを結ぶ国道 の地域高規格道路を市街地の南部から西部に市街を迂回して配置し、構想の早期実現を図る。
都市幹線街路	環状道路を形成する 線、 線の整備を促進し市街地内の交通の緩和を図るとともに、東西方向の機能を強化し、 沿道の土地利用を促進する。
駅前広場	北口駅前広場は、バス路線の再編に伴う改修事業を実施するとともに、南側においては南口改札口の開設とともに、駅前広場を整備し、南口駐車場の整備を図る。

b. その他の施設

その他の施設としては、駐車場不足の解消と市民の自転車利用の増加に備え、以下のように駐車場、駐輪場を適正に配置する。

その他施設	配置の方針
駐車場	駅南口に約 台の駐車場を整備する。
駐輪場	駅北口に約 台の駐輪場を整備する。

ウ. 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備する施設については以下の通りとする。

交通施設名	路線・施設名等	事業予定者	整備目標(規模、区間延長等)
a. 道路 自動車専用道路	日本海沿岸東北自動車道及びインターチェンジ		平成 年完成供用
主要幹線街路	国道 (都計道 . . . ) の4車線化		地区 ~ 地区間約 km 整備着手
都市幹線街路	都市計画道路		平成 年完成供用(残り 地区 地区 ~ 地区間約 km)

駅前広場	北口駅前広場 南口駅前広場		既存施設5,000㎡の改修 3,000㎡の新設整備
b. その他 施設			
・自動車 駐車場	立体駐車場		約200台
・自転車 駐車場	駐輪場		駅前200台、 地区150台
・自動車 バスターミナル	-		-
・鉄道	駅		橋上駅化及び南口改札口開設
・空港・港湾	-		-
・交通管理 システム	-		-

## 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### ア. 基本方針

#### a. 下水道及び河川の整備の方針

下水道及び河川の整備の方針（運用指針より）  
都市計画の目標に示された都市の将来像を実現するための下水道及び河川の整備の方針について、都市の安全、環境、衛生、アメニティの向上等の観点から踏まえた整備のあり方を示すことが望ましい。

#### 方針作成の留意事項

下水道は、生活環境の改善・水質の保全・浸水の防除等都市活動を支える上で必要不可欠な施設である。都市計画マスタープランにおいては公共下水道を対象とし、その整備方針を明らかにするものとする。

河川は、都市の安全性・防災性並びに都市環境・都市景観の形成など、多様な機能を有する施設である。また河川は都市内の土地利用や他の都市施設と密接に関連することから、道路、公園、その他の都市施設との調和のもと都市環境の向上に寄与するよう定めるものとする。

#### b. 整備水準の目標

整備水準の目標（運用指針より）  
概ね20年後の実現を目指す下水道及び河川の整備水準について、河川、下水道等の施設毎に、例えば下水道については普及率、河川については河川改修延長及び改修率等を示すことが望ましい。

#### 方針作成の留意事項

整備水準の目標は、以下のような指標を用いるものとする。

施設名	整備指標	単位	基準年	整備目標
下水道	普及率	%	平成 年	%
河川	改修率	%	平成 年	%

#### イ．主要な施設の配置の方針

下水道（運用指針より）  
基本方針を踏まえ、主要な下水道の排水区域や処理場の概ねの位置を示すことが望ましい。  
河川  
基本方針を踏まえ、流域の土地利用に配慮して、主要な河川の概ねの位置を示すことが望ましい。

#### 方針作成の留意事項

下水道は、秋田県流域別下水道整備総合計画に基づき、土地の自然条件、土地利用の動向、河川等の水路の整備状況等並びにそれらの将来の見通し等を総合的に勘案し、機能的な都市活動の確保及び良好な都市環境を形成・保持するよう排水区域、処理場、ポンプ場及び主要な管渠（排水区域 1,000ha 以上）を総合的、一体的に定めるものとする。

河川は、都市における河川の機能役割を明確にした上で、主要施設の配置方針を示すものとする。

#### ウ．主要な施設の整備目標

主要な施設の整備目標（運用指針より）  
主要な施設の配置方針において示された下水道及び河川等について、概ね10年以内に整備することを予定している施設について、その整備目標を示すことが望ましい。

#### 方針作成の留意事項

主要な施設の配置の方針で示した施設の内、概ね 10 年以内に整備を予定する施設について整備目標、事業予定者を記述する。

(記載例)

## 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### ア. 基本方針

#### a. 下水道及び河川の整備の方針

本区域は、秋田県流域別下水道総合計画によって整備が進められており、現在の普及率は . %となっている。本区域は市街地の 地区一体の整備が遅れており、またこれまで 地区においては度重なる浸水履歴があることから、早期に整備を図るものとする。

河川については、 川支川である 川が市街地の西部を北に向けて流下している。 川は、本市の農業用水、工業用水、生活用水、また河川敷は市民のレクリエーションの場として、産業や市民生活になくはならぬ存在となっている。そのため、下水道の整備により水質汚濁の防止、親水空間としての水質保全や多自然型護岸の整備を図るとともに、治水や防災等の観点から、堤防等の整備を推進し、都市環境の向上に寄与することとする。

#### b. 整備水準の目標

下水道、河川の整備目標は以下の通りとする。

施設名	現在の整備水準 (平成 年)	整備目標 (平成 年)
公共下水道	普及率 . %	約 %
川	改修率 . %	約 %

### イ. 主要な施設の配置の方針

川は、治水機能の向上と親水空間の整備の観点から、護岸の整備について 地区から 地区にかけて、多自然型護岸整備を推進するものとする。

下水道は、秋田県流域別下水道整備総合計画に基づき、土地の自然条件及び将来の土地利用の動向を勘案し、主要施設の整備を推進する。

### ウ. 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設の整備目標は、以下の通りとする。

施設名	事業予定者	整備目標
公共下水道		処理分区及び 処理分区の一部、 地区の雨水排水の 排水管渠及び面整備
川		川の 地区における多自然型護岸の整備約 m

### 3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

その他の都市施設の都市計画の決定の方針  
上記のほか、都市活動にとって特に必要と思われる施設（ごみ処理施設等の供給処理施設）また新たに都市計画決定することが望ましい施設等について基本方針、主要な施設の配置の方針、概ね10年以内に整備する主要な施設の整備目標を示すことが望ましい。

#### ア．基本方針

##### 方針作成の留意事項

廃棄物処理については「秋田県廃棄物処理計画」に基づき、恒久的かつ広域的な処理を行うものについて位置づける。新たに都市計画決定することが望ましい施設は、以下のような施設が考えられる。

（ 検討対象となる施設例：教育文化施設、医療・福祉施設、火葬場、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設等）

#### イ．主要な施設の配置の方針

##### 方針作成の留意事項

主要な施設の配置の方針を記述する。また、都市計画施設とするか否かの検討を行う。

#### ウ．主要な施設の整備目標

##### 方針作成の留意事項

人口の動向、将来の見通し等を勘案し、当該区域、広域都市圏等において必要となる主要な施設の整備水準及び整備目標、事業予定者を記述する。

#### （記載例）

### 3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### ア．基本方針

近年、産業廃棄物の増加が顕著であるが、単独の一都市計画区域で整備することは困難であり、広域都市圏を対象として整備を行うものとする。

また、火葬場の既存施設は、広域市町村圏で整備を行ったものであるが、施設が老朽化しており、かつ規模的にも増設が必要となっているため、新たに整備を行うものとする。

#### イ．主要な施設の配置の方針

施設の配置方針は以下の通りである。

施設名	配置の方針
産業廃棄物処理施設	現在は、市に処理を委ねているが、今後、さらに産業廃棄物の増加が予想されるため、当区域におい

		ても広域都市圏における産業廃棄物処理施設を整備することとし、 地区に配置することとする。
火葬場		既存施設は広域市町村圏で整備したものであるが、すでに施設は老朽化し、建て替え時期にきているため、都市計画施設として現在の位置に新規に整備拡充を行うものとする。
<p>ウ．主要な施設の整備目標</p> <p>概ね10年以内に整備する施設は以下の通りである。</p>		
主要な施設	事業予定者	整備目標
産業廃棄物処理施設		処理量 トン/日
火葬場		敷地面積 15,000㎡、建築延べ面積5,000㎡、 駐車場200台

### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

##### 主要な市街地開発事業の決定の方針（運用指針より）

都市計画の目標や土地利用に関する主要な都市計画決定の方針等を踏まえ、木造住宅密集市街地や大規模低未利用地など市街地整備上の主要な課題を抱えている地域について、各々の地域の実情に応じたような市街地像を目指し、どのような方策によって市街地の整備を行うか、その方針（概ねの区域、市街地開発事業の種類等）を示すことが望ましい。

##### 方針作成の留意事項

市街地開発事業は面的開発による市街地の計画的な整備の推進を図ることを目的とするものであり、市街地において一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について計画することとする。

##### ア．土地区画整理事業

換地により土地の区画形質の変更及び公共施設の新設・変更を一体的に行い、総合的に都市環境の向上と土地利用の増進を図ることを目的とするものであり、その施行区域は以下の方針により設定するものとする。

地域の根幹となるべき道路、公園等の都市計画施設が計画されているときは、これらを故意に避けてはならないこと。

都市計画施設等の整備に伴う環境改善や土地の利用増進等の効果が地区の内外にわたって十分見込まれ、かつ不均衡を生じないように施行地区を設定すること。

施行地区は、工事の施行性や土地利用効率の観点からも一段のまとまりをもつこと。

施行地区に都市施設を含む場合は、その効果的な整備が可能なものとする。

街区や排水施設の設計の面から適切な区域を含むものとする。

施行地区界は、一体的に整備すべき市街地の区域を踏まえ、明確な地形・地物で設定し、形状はできるだけ整形とすることが望ましい。

##### イ．市街地再開発事業

既成市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、土地と建築物の権利関係を調整しながら、建築物及び建築敷地の整備と公共施設の整備を行うものであり、施行区域は以下により設定することを基本とする。

##### i) 第一種市街地再開発事業…権利変換（等価交換）方式の場合

高度利用地区内又は特定地区計画等区域内であること。

地上階数三以上の耐火建築物の建築面積の合計が区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計の1/3以下であること。

区域内に十分な公共施設がないこと、区域内の土地の利用が細分されている等により、区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること。

区域内の土地の高度利用を図ることが当該都市の機能の更新に貢献すること。

i i ) 第二種市街地再開発事業...管理処分(全面買収)方式の場合

上記 ~ の要件の他

面積が0.5ha以上

次のいずれかに該当

- ・防災上・安全上支障がある建築物が7/10以上あること
- ・区域内に駅前広場、避難広場等の重要な公共施設が必要なこと
- ・被災市街地復興推進地域にあること

なお、都市計画区域マスタープランで記載対象とする市街地開発事業は、県が決定権限を有するものの他、市町村決定権限を有する事業についても、市町村と調整の上、記載することとする。

## 2) 市街地整備の目標

市街地整備の目標(運用指針より)

1) の主要な市街地開発事業の決定の方針において示した市街地開発事業について、概ね10年以内に実施することを予定している市街地開発事業を示すことが望ましい。

方針作成の留意事項

概ね10年以内に着手する事業についてその概要を記載する。主な整備内容は公共施設の整備や導入機能、施設規模等を記載する。

(記載例)

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、国道 号及びJR線 駅を中心に市街地が形成されており、都市基盤施設の整備により、安全で快適な既成市街地の整備を推進する。

日本海沿岸自動車道の I.C周辺においては、土地区画整理事業により流通業務機能及び既成市街地内の工場等の移転用地として整備を推進する。

また、すでに事業着手している住宅地の供給するための 地区土地区画整理事業の進捗を図り、都市基盤の整った新市街地の形成を図るとともに、市街地南部の歴史的面影が残る 町低層住宅地においては、地区計画制度を活用し、良好な市街地の保全を図る。

駅南側のA大規模工場の跡地については、周辺の低未利用地とともに、駅に近接した立地条件を活かした多様な都市機能の導入を図り、市街地再開発事業により、市民生活の核となる複合施設の整備を図る。

予定する市街地再開発事業の概要は以下の通りである。

地区名	整備方針（概ねの区域、市街地開発事業の種類等）
I.C地区	広域都市圏への物流の円滑化を図る流通業務機能及び既成市街地内工場の移転用地として土地区画整理事業により整備を図る。
地区	A大規模工場及び周辺を含む約1.2haについて、市街地再開発事業を実施し、商業施設、文化施設、福祉施設等の整備による「アーバン・ライフコア」の形成を図る。

## 2) 市街地整備の目標

市街地の整備目標は、土地区画整理事業については、現在進行中の 地区  
区画整理事業を継続し、市街地再開発事業については、 地区の事業実施を  
予定することとする。

地区名（事業名）	計画面積	事業予定者	主な整備内容
地区土地区画整理事業	8.5ha		現在進行中の事業であり、平成17年完了予定。
地区市街地再開発事業	1.2ha		周辺の道路整備と市街地の核を形成する複合施設（延べ床約25,000㎡）の整備。

## (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### 1) 基本方針

#### 基本方針（運用指針より）

当該都市計画区域における自然的環境の特徴と現状、及びこれらを踏まえた整備又は保全の必要性について記述することが望ましい。また、計画水準は例えば都市計画制度により担保されている又は将来担保されうる緑地の確保目標面積、又は都市計画区域内住民一人当たりの都市施設としての公共空地の面積等、具体的な指標を用いてわかりやすく示すことが望ましい。計画の目標年次は都市の将来像を想定する概ね20年後とすることが望ましい。

#### a. 基本方針

##### 方針作成の留意事項

自然的環境（地形、河川、緑等）の現状及び「緑の基本計画」等から、その方針を記述する。また、都市計画区域マスタープランに記載する都市公園及び緑地は、県が決定権限を有する規模（10ha以上）を基本とするが、市町村決定の都市公園・緑地等において都市の骨格を形成するものについては、市町村との調整のうえ、記載するものとする。

## b. 緑地の確保目標水準

### 方針作成の留意事項

計画水準は、例えば以下の項目について概ね 20 年後の目標を掲げるものとする。なお、秋田県広域緑地計画における緑地確保量（都市計画区域の概ね 40 %、将来市街地面積の 30 %、公園整備量 20 m<sup>2</sup>/都計人口・人）を基準に検討する。

## 2) 主要な緑地の配置の方針

### 主要な緑地の配置の方針（運用指針より）

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、地域特性に応じて以下に示すような観点から緑地の機能を系統別に評価し、緑地系統の大まかな配置方針を示すことが望ましい。

#### ア. 環境保全系統

都市の骨格となる緑地であって、動植物の生息・生育地、都市気象の緩和等の環境への負荷の軽減等、主として存在機能に着目した緑地の系統を示す。

#### イ. レクリエーション系統

日常生活圏や週末的なレクリエーション活動に対処し得るような、主として利用機能に着目した緑地の系統を示す。

#### ウ. 防災系統

災害防止、あるいは災害時における避難地・避難路等の計画、都市公害の緩和に対処し得るような緑地の系統を示す。

#### エ. 景観形成系統

市街地を取り込み市街地の背景となる緑地、都市を代表するような郷土的景観を形成する緑地、シンボルとなるような緑地、特色あるまちづくりに資する都市景観を形成する要素となる緑地の系統を示す。

#### オ. その他

例えば、歴史的景観の保全、生態系の保全、地域に特有な地形の保全、地域の活性化に資する緑地等の観点からも考えられる。

### 方針作成の留意事項

各緑地の機能に基づいて記述するが、同一の緑地が複数の機能を有していることも考慮する必要がある。

#### ア. 環境保全系統

都市の骨格を構成する自然公園や風致地区等の緑地、すぐれた自然環境を構成する緑地、農林業地を構成する緑地等も併せて記述する。

#### イ. レクリエーション系統

広域公園、都市基幹公園等の規模の大きい緑地、生活環境整備保安林等の緑地、河川緑地、また民間施設等で開放されている施設緑地等についても併せて記述する。

#### ウ. 防災系統

自然災害の防止・緩和に資する緑地、防災避難計画に資する公園や緑化した幹線道路等、工業地における風致地区等についても併せて記述する。

#### エ. 景観構成系統

郷土を代表するような景観を構成する緑地、すぐれた景観の眺望点を構成する緑地、ランドマークとなる緑地等を併せて記述する。

オ．その他、地域の特性を表す緑地  
地域の特性を表す緑地等を示す。

### 3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

実現のための具体の都市計画制度の方針（運用指針より）  
配置された緑地について、整備又は保全を実現するために選択する具体の都市計画制度を可能な限り定めることが望ましい。

#### 方針作成の留意事項

配置された緑地について、都市計画制度で担保する整備、保全方策について可能な限り、予定するものを定める。

### 4) 主要な緑地の確保目標

主要な緑地の確保目標（運用指針より）  
3)の「実現のための都市計画の方針」に示されたもののうち、優先的に概ね10年以内に決定することを予定する緑地保全地区等の地域地区、及び整備することを予定する公園等について確保する緑地面積の目標を示す。

#### 方針作成の留意事項

概ね 10 年以内に都市計画決定する緑地や整備する公園等の確保すべき緑地面積を示すこととする。現在整備中の公園等（10ha 以上）も含め、条例に基づく緑地等（10ha 以上）についても記述する。また、都市緑地保全法等に基づく指定地区についても記述する。

ただし、上記以外についても重要なものは、市町村と調整の上、記載することとする。

#### （記載例）

### （4）自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### 1) 基本方針

##### a. 基本方針

本区域における自然的環境は、北部から西部に広がる農地が市街地を取り囲み、市街地の南部に 川が日本海に注ぎ、その背後には小高い丘の 山が市街地から眺望され、里山と市街地が一体となった都市景観上のシンボリックな存在として親しまれている。 川の右岸に位置する河川敷は、市民の憩いの場となっているが、まだ未整備の状況にある。

また、都市計画公園においては、街区公園の整備は完了しているが、総合公園及び近隣公園は都市計画決定されているものの、まだ未整備の状況にある。

こうした豊かな自然環境は、本区域の特徴であり、地域住民のレクリエーションニーズや防災機能の確保等の観点等を踏まえ、都市公園等の整備を進めるととも

に、さらに地域固有の景観を保持しながら、農地、河川、里山等の自然的環境と都市の共生を目指すものとする。

b. 緑地の確保目標水準

将来の緑地の確保目標水準は、以下の通りとする

緑地確保目標量 (平成 年)	都市計画区域に 対する割合(%)	市街化区域又は用途地 域に対する割合(%)	都市計画区域人口1 人当たり面積(m <sup>2</sup> )
平成32年	40	30	20

2) 主要な緑地の配置の方針

主要な緑地の配置方針としては、4つの緑地系統を以下のように配置する。

緑地の系統	地区名等	緑地等の配置方針、概要等
環境保全系統の配置	川沿川	川沿川は、河川の自然が残されており、環境保全緑地として位置づける。
レクリエーション系統の配置	川河川敷	総合公園を始め、川河川敷を地域住民のレクリエーションの場として整備保全を図る。また、また市街地に接する地区の緑地一帯は市民の憩いの場として散策路等を設け、市民緑地として配置する。
防災系統の配置	保安林	公園を始めとする都市公園を防災避難場所として位置づける。また 河川敷は、広域避難場所として位置づける。
景観構成系統の配置	斜面緑地	地区の斜面緑地は、市街地背後の緑として重要な位置を占めており、景観上重要な緑地として位置づける。
その他地域の特性を表す緑地	地区のため池周辺	地区のため池周辺は、自然的環境が残されており、また動植物の貴重な生息地となっていることから、地域の特性を表す緑地として位置づける。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

本区域には地域の特性である豊かな自然が残されており、地域住民との合意形成を図りながら、都市計画制度の活用により、これらの自然的環境の保全を図る。

緑地名	規模(ha)	整備、保全方策(地域地区等を含む)
地区の斜面林	約7ha	地区の斜面緑地は、市街地からのぞく都市景観上の緑地として位置づけ、風致地区の指定を行う。

川の河川敷	約15ha	川河川敷を、市民の憩いの場及び防災上の避難広場として整備を図ることとし、河川緑地として指定する。
-------	-------	--

#### 4) 主要な緑地の確保目標

本区域の特性である豊かな自然環境の保全を図るため、地域制緑地として風致地区の指定を行うとともに、条例に基づき、神社の樹林及び樹木について指定を行う、文化的環境として一帯の保全を行うものとする。また、都市公園においては、レクリエーション機能の整備、や防災まちづくり等の観点を踏まえるとともに、高齢社会にニーズに応えるため、総合公園、近隣公園について都市計画決定し、既定計画である河川緑地を含め、整備を図るものとする。

種別	名称、地区名等	確保目標（規模ha）
地域地区 風致地区	地区の斜面林	約7.5ha
公園等 都市計画公園 緑地	総合公園 河川緑地	1カ所 10ha 1カ所 20ha

## 6 . 都市計画区域マスタープラン計画書の作成 及び活用について

### ( 1 ) 都市計画区域マスタープラン計画書の作成について

#### 1 ) 計画書の作成

都市計画区域マスタープランは、分かりやすい文章表現をもって記述し、専門用語には、解説を付記すること。また計画書のサイズは、A 4 版（縦綴じ）としてとりまとめ、製本するものとする。

#### 2 ) 将来構想図の作成

計画書は、本文に加え、都市計画の目標に示す市街地の将来像や広域都市圏の将来像を、県民にわかりやすく示すため、将来構想図を付図として添付するものとする。

将来構想図には、地域の将来像が理解しやすいよう、都市計画区域の規模等に応じて適切な縮尺を用い、主に以下の内容を示すこととする。

主要な都市の骨格の配置（各種拠点、各種都市軸等）

主要な土地利用の方針（おおむねの市街地の範囲、主要なゾーニング）

広域的・根幹的な都市施設の配置等

都市計画決定の対象でなくても広域的・根幹的な機能を果たす施設（空港・港湾・鉄道、その他必要と思われる公共施設等）の配置

広域都市圏将来図及び目標とする市街地像の図示の考え方

	広域都市圏将来図		目標とする市街地像	
	分類	具体の項目	分類	具体の項目
軸	他地域との関係において交流・連携等、地域の特徴ある機能を有する	交流・連携軸 広域観光軸		
圏域の中心	周辺市町村における中心的都市機能、役割を担う地域			
拠点	広域的に地域の特徴を表す拠点	産業集積ゾーン、教育文化ゾーン等	地域の特徴を表す拠点	伝統的建築物群保存地区等
土地利用		都市計画区域	主要用途	業務地、商業地、工業地、流通業務地、住宅地、農地、集落、丘陵・山地等
施設	広域都市圏において広域的、骨格的機能を果たす交通施設	広域的な道路、鉄道、港湾・空港等	主要な交通機能を果たす施設	道路、鉄道、駐車場、港湾・空港等
	広域都市圏において広域的機能を果たす教育文化施設	大学等	主要な教育文化機能を果たす施設	大学、図書館、研究施設等
	広域都市圏において広域的機能を果たす医療・福祉施設	病院等	主要な医療・福祉機能を果たす施設	病院、福祉施設等
	広域都市圏において広域的機能を果たす公共施設	ゴミ処理施設等	主要なその他の公共機能を果たす施設	市役所、役場、ゴミ処理施設等
緑地	広域都市圏において広域的機能を果たす施設系緑地	大規模公園、河川、湖等	都市公園等	都市基幹公園以上、特殊公園、河川緑地、緑道、広場、河川、湖等
	広域都市圏において広域的機能を果たす地域制緑地	自然公園	地域制緑地	風致地区、緑地保全地区、協定・条例等
その他	大規模プロジェクト	IC周辺プロジェクト、地方拠点都市地域に基づくプロジェクト等	市街地開発事業	面整備事業等

注) 図示すべき内容は、各都市計画区域ごとに必要に応じて上記の具体の項目より選択し、図示する。

また、上記以外の項目についても必要に応じて図示することとする。

3) 主要な都市計画の決定に関する方針図の作成

主要な都市計画決定の方針の内容を説明するものとして、都市計画区域の状況に応じて下記の図面を作成し、本文に綴じ込むものとする。縮尺は、都市規模等に応じて適切に選択することとする。

土地利用の方針を示す図

交通体系の整備方針を示す図

下水道及び河川の整備方針を示す図

主要な市街地開発事業の配置を示す図

自然的環境の整備又は保全の方針を示す図

4) 作成にあたっての留意事項

作成にあたっては、隣接の区域との相互関係も理解できるようにし、地形地物に即して又はイメージ図なども併用し、県民にわかりやすい計画書となるよう留意することとする。

## (2) 都市計画区域マスタープランの活用について

都市計画区域マスタープラン策定後は、以下のような場面を通じて積極的に活用を図るものとする。

### 1) 県の個別都市計画決定の際の活用

県が行う個別の都市計画決定は、都市計画区域マスタープランに即して行われるものとする。従って、個別都市計画の決定は都市計画区域マスタープランとの関連を含めた観点から説明を行うこととする。

### 2) 市町村の都市計画への同意の際に活用

市町村の都市計画は、都市計画区域マスタープランに適合して行われるものとする。従って、県が市町村都市計画に関する同意を行う際は、都市計画区域マスタープランと整合性が図れているか否かの観点も含めて審査を行うものとする。なお、市町村への同意基準については、都市計画区域マスタープランとの整合性の観点も含めて、別途策定し市町村に予め明示することとする。

### 3) 都市計画の推進に向けた対話のベースとして活用

都市計画区域マスタープランは市町村マスタープランと相互に補完しあうことにより、行政側の都市づくりに関する全体像を明らかにすることができる。このため、都市計画の円滑な推進に向け都市計画マスタープランは、住民と行政の対話のベースとして活用を図るものとする。また、市町村においても市町村マスタープランの策定を促進する必要がある。

このような活用を図る観点から、都市計画区域マスタープランを県民が容易に閲覧又は入手できるよう、ホームページへの掲載や行政機関の資料提供コーナー等に配置するなど、情報提供の仕方に十分配慮するものとする。

また、広域都市圏に係わる都市計画については、都市計画区域マスタープラン策定後も、都市計画区域のあり方や都市計画の見直し等が必要となるものと想定される。そのため、マスタープラン策定段階における「(仮称) 広域都市圏調整会議」を計画のフォローアップ体制として継続するなど、広域的な地域像の議論や調整について継続的に取り組む体制を構築する。

## 都市計画区域マスタープラン基本方針検討部会名簿

(敬称略、順不同)

職名	氏名	職名
部会長	木村 一裕	秋田大学工学資源学部助教授
委員	清水 浩志郎	秋田大学工学資源学部教授
"	千葉 康弘	秋田経済法科大学経済学部教授
"	鈴木 玲子	一級建築士
"	佐々木 雄悦	秋田農業会議副会長
"	御牧 平八郎	秋田商工会議所運輸交通部会長
"	本橋 豊	秋田大学医学部教授
"	小川 淳二	秋田県立大学システム科学技術学部教授
"	浜岡 秀勝	秋田大学工学資源学部講師
"	奈良 年明	秋田魁新報社論説副委員長

以上、10名

平成14年2月19日現在

# 策定経緯

都市計画審議会

都市計画区域マスタープラン  
基本方針検討部会

市町村懇談会・広報・その他

## 平成13年

6月			
7月	7/16 第132回都市計画審議会 ・検討部会の設置		7/12～ 都市計画区域マスタープラン 策定に向けた市町村アンケート ↓ ～31
8月		8/29 第1回検討部会 ・都市計画の将来ビジョン等の検	第1回意見公募（ホームページ掲載）
9月			↓ 9/11,12,13 第1回市町村懇談会
10月		10/22 第2回検討部会 ・基本方針素案の検討	第2回意見公募（ " ）
11月	11/22 第133回都市計画審議会 ・基本方針中間報告（案）に		↓ 都市計画に関する団体アンケート ・33団体への調査実施 11/25 広報番組「ABSテレビ県民室」
12月			第3回意見公募（ " ） ↓ 12/12,13,14 第2回市町村懇談会

## 平成14年

1月		1/18 第3回検討部会 ・基本方針素案の修正案に	
2月		2/19 第4回検討部会 ・基本方針（案）の検討	第4回意見公募（ " ）
3月	3/28 第135回都市計画審議会 ・基本方針（案）の答申		↓



第1回検討部会の様子



第1回市町村懇談会の様子

# 都市計画区域マスタープラン策定方針

## 用語集

用語	読み方	解説
<b>あ行</b>		
アイデンティティ		本来は自分の存在を感じ取るという意味。都市計画では地域の独自性や愛着、誇りという意味で用いられる。
あきた21総合計画	あきた21そうごうけいかく	2020年を展望した上で、2010年までの秋田県政運営の長期的、総合的な指針を示した基本構想。
秋田県環境基本計画	あきたけんかんきょつきほんけいかく	「秋田県環境基本条例」に基づき、環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進するための計画。
秋田県下水道等整備構想	あきたけんげすいどうとうせいびこうそう	秋田県における集落排水、合弁浄化槽等の施設の計画的・効率的な整備を図るためのマスタープラン。
秋田県広域道路整備基本計画	あきたけんこういきどうろせいびきほんけいかく	多極分散型国土の形成及び活力ある地域づくりの推進のため、中長期的視点から、地域構造を強化し、各種地域活性化施策等を支援する広域的な幹線道路網の整備計画であり、今後の計画的な道路整備の基礎となる計画である。
秋田県広域緑地計画	あきたけんこういきりょくちけいかく	各市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となるべく、広域的な視点からの緑地の配置方針として県が策定する計画。
秋田県国土利用計画	あきたけんこくどりようけいかく	国土利用計画法第7条の規定に基づき、県の国土の利用に関する計画及び土地利用基本計画の基本となる計画。
秋田県住宅マスタープラン	あきたけんじゅうたくますたーぷらん	県の住宅部門のマスタープランであり、長期的な視点から県下の住宅・住環境の目指すべき方向性を明らかにし、課題に対応した施策を示した計画である。
秋田県新道路計画	あきたけんしんどうろけいかく	県における道路事業の透明性の確保を図り、PI(パブリックインボルブメント)の姿勢を示す一環として、できる限り透明な手続きによる計画の策定過程と道路整備のおかれた状況を明らかにするために策定する平成19年度までの計画である。
秋田県土地利用基本計画	あきたけんとちりようきほんけいかく	国土利用計画法第9条の規定に基づき、秋田県の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るための計画。都市計画法、農業振興地域の整備に関する法、森林法、自然公園法、自然環境保全法に基づく県の諸計画の上位計画にあたる。
秋田県廃棄物処理計画	あきたけんはいきぶつじょりけいかく	廃棄物処理法第5条の3に基づき、一般廃棄物と産業廃棄物をあわせた廃棄物全般について定めている計画であり、循環型社会の構築に向けて、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する具体的な目標と方策、処理施設の整備に関することなどを定め、廃棄物処理対策の総合的かつ計画的な推進を図る計画である。
秋田県流域別下水道整備総合計画	あきたけんりゅういきげすいどうせいびそうごうけいかく	秋田湾・雄物川、米代川及び子吉川の3流域に分け、公共下水道、流域下水道で整備する区域など、下水道整備に関する基本的な整備方針を定めた計画。
アメニティ	Amenity	快適な環境、生活する場所が安全、健康的、便利、快適な状況をいう。
秋田情報ハイウェイ	あきたじょうほうハイウェイ	動画や高詳細画像等のマルチメディア情報を、誰でも、いつでも、十分に勝つようできる高度な情報通信ネットワークインフラ。
一団地の官公庁施設	いちだんちのこうかちんちょうしせつ	都市計画法に基づく都市施設の一つで、一団地の国家機関や地方公共団体の建築物及びこれに付随する通路その他の施設をいう。官公庁の建築物をそれぞれの機能に応じて都市の一定地区に総合的・集中的に配置し、これを利用する公衆の利便、公務能率の増進、建築物の不燃化促進、土地の高度利用等を目的としたもの。
インターネット	Internet	既にある電話回線等のネットワークを利用して、個人、企業等の世界中のコンピュータ(パソコン等)を相互に結びつけ、文字、画像、さらに音声を含めた多種の情報をやりとりすることができる情報通信システム。

インフラ	Infra-structure	インフラストラクチャーの略。都市構造の骨格をなす基盤となる都市施設で、長期にわたって変化の少ないもの。道路、公園、下水道、港湾など。
エアフロント	Air front	空港周辺地。
エコタウン	Ecotown	ゴミの排出を抑制、資源のリサイクル、新エネルギーの活用など社会全体が資源循環に取り組み、環境にやさしいまちづくりを行うこと。
エコツーリズム	Ecotourism	自然保護や環境保護への関心の高まりから、受け入れ地域の生態系などの自然環境や生活・文化を損なわずに行う余暇・観光活動。
延焼遮断帯	えんしょうしゃだんたい	火災時に延焼をくいとめるため、道路や河川、不燃化した建築物などにより阻止するとともに、延焼を遮断する機能。市街地の外周を囲むように設置する空間。
沿道型施設	えんどうがたしせつ	利用車に対応し、駐車場をもつ幹線道路沿いの商業・業務等施設、ロードサイド施設。
オープンスペース	Openspace	公園、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地の総称。
雄物川流域拠点都市地域基本計画	おものがわりゆういききよてんとしちいききほんけいかく	地方拠点都市法に基づき、雄物川流域の都市機能の集積又は住宅及び住宅地の供給等、居住環境の整備を重点的に図るための計画。拠点都市3市とその他の構成都市2町村を対象とする。

用語	読み方	解説
<b>か行</b>		
開発圧力	かいはつあつりよく	急激な人口増加を伴い、あるいは無秩序に開発が行われることにより、市街化が拡大するような恐れのある開発の兆候。
開発許可基準	かいはつきよかきじゆん	開発許可に関して、県において条例で定めている具体的な基準。
開発許可制度	かいはつきよかせいど	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市計画区域内で開発行為を行おうとする者は、あらかじめ知事(中核市の市長)の許可を受けなければならない。開発許可は、都市計画区域内における市街化の要因となる開発行為を規制・誘導することによって無秩序に市街化することを防止し、段階的、計画的なまちづくりを図ることを目的としている。
開発行為	かいはつこうい	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。
街区公園	がいくこうえん	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積は0.25ha、誘致距離250mを標準とする(旧児童公園)。
買い回り品	かいまわりひん	最寄品の対しての言葉で、購入に際していくつかの店を見てまわって比較・選択するような商品。特徴は購買頻度が低く、単価も比較的高いか非常に高い。
河川緑地	かせんりょくち	河川改修によって整備され、公共の利用に供する公園・緑地。
環境負荷	かんきょうふか	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動など環境に与えるマイナス要素。
環日本海地域	かんにほんかいちいき	ロシア・中国・韓国・日本等の日本海をとりまく地域。
既成市街地	きせいしかいち	都市において、道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域をいう。
共同化・共同建て替え	きょうどうか・きょうどうたてかえ	共同化とは、一般的に共同建て替え、又は協調建て替えを指す。共同建て替えは、地権者の異なる複数の敷地を統合してひとつの建築物を建築することを指す。協調建て替えは、土地建物の権利関係は変えず、隣接する複数の敷地で個々に建築物を建て替える。その際に壁面の位置、通路の位置、意匠・形態等について何らかの統一性を持たせていく手法。

居住水準	きょじゅうすいじゆん	国民が安定したゆとりある住生活を営むことができるよう、国土交通省が住宅建設五箇年計画（現在は八期、平成13～17年度）で定めている目標で、世帯人員別に最低居住水準・誘導居住水準などが定められている。
近隣公園	きんりんこうえん	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積は2ha、誘致距離250mを標準とする。
区域区分	くいきぶん	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに分けること。線引きとも呼ばれる。
区域区分の見直し	くいきぶんのみなおし	市街化区域と市街化調整区域の区分を見直すこと。線引きの見直しともいわれる。
空洞化	くどうか	居住人口が減少するとともに、生活利便施設の減少やコミュニティの衰退など、生活機能が低下する減少。
グリーンツーリズム	Greentourism	都市住民が農産漁村に滞在して、自然豊かな環境でその土地での生活体験をしたり、レクリエーション等の余暇活動を行うこと。
グローバル化	ぐろーばるか	人や物、資金、情報の国境を越えた移動が地球規模で盛んとなり、政治や経済などさまざまな分野での境界線がなくなることで、相互依存の関係が深まっていく現象。
ゲートウェイ	Gateway	玄関、出入口。
景観	けいかん	まちを構成する山、川等の自然要素や道路、建物等の物的施設など視界に映る風景であり、まちの歴史や文化、伝統といった特性を表すものを指すことが多い。
建築協定	けんちくきょうてい	建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、一定の区域内の土地の所有者等の全員の合意により、その地域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準について、条例に基づき市長の認可を受けて締結される協定。住宅地の環境、商店街の利便性を維持増進する目的で定められる。
建ぺい率	けんぺいりつ	敷地面積に対する建築物の建築面積の割合。
コーホート要因法	こーほーとよういんほう	「コーホート」とは、ある一定期間に出生した人口の集団をいい、このコーホートの時間的な変化に基づき、将来人口を推計する方法。
広域市町村圏組合	こういきしちょうそんけんくみあい	住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、複数の市町村による事務組合。共同でゴミ処理、消防、病院などの共同整備・運営を進めるなど、行政事務の広域化・総合化を図る。
広域都市計画区域	こういきとしけいかくくいき	当該市町村の区域を越え、複数の市町村にわたって指定された都市計画区域。
広域都市圏	こういきとしけん	当該市町村の区域を越え、歴史的経緯、自然条件、広域行政、広域市町村圏、日常的な生活圏域等が、一体的なまとまりを形成している圏域。
高規格幹線道路	こうきかくかんせんどうろ	自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
公共下水道	こうきょうげすいどう	主として市街地における下水を排除し、処理するために地方公共団体が管理する下水道。
高次都市機能	こうじとしきのう	周辺市町村を含めた広域的な圏域を対象とする施設集積による、教育、文化、医療、行政、産業、情報等の諸機能。
公聴会	こうちょうかい	公の機関がその権限に帰する一定の事項を決定しようとするとき、利害関係者のほかに中立者、学識経験者などの意見を聞き、参考とするために設けられた制度。
交通管理システム	こうつうかんりしすてむ	交通情報をきめ細かく収集し、提供することにより交通流を管理するシステム。公共交通の運行支援や歩行者等への支援など、ソフトな仕組みづくりからハード整備まで多岐にわたり、TDMやITSもこれに含む。

交通結節機能	こうつうけっせつきのう	鉄道とバス、鉄道と自転車などの乗り換えが行われる、バスターミナルや駅前広場などのように交通動線が集中する箇所の機能。
高度情報化	こうどじょうほうか	インターネットやパーソナルコンピューターの普及を含めた情報通信技術及び情報通信インフラの急速な発達とあいまって、社会の仕組み、経済活動が進展していくこと。
高度利用地区	こうどりようちく	都市計画法に基づく地域地区の一種。建築物の容積率の最高限度及び最低限度、壁面の位置の制限等を定めて、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る地区。
国土開発幹線自動車道	こくどかいいはつかんせんじどうしゃどう	国土開発幹線自動車道建設法に基づいてつくられる道路で、全国に張り巡らされる国の骨格を形成する自動車専用道路。日本海沿岸東北自動車道もその一つ。
五地域区分	ごちいきぶん	国土利用計画法第9条の規定に基づく土地利用基本計画にて定められた、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域区分。
コミュニティ	Community	一般的に地域共同体又は地域共同社会と訳される。都市計画の分野では、主として、住民相互の協力と連帯による地域のまちづくり事業や身近な生活環境施設の整備事業などにおいて使われる。
コミュニティ施設	こみゆにていしせつ	地域社会を形成していくうえで必要となる、公民館や集会所などの公共公益施設。
コミュニティ道路	こみゆにていどうろ	歩行者などが安全、かつ快適に通行できるよう、車道を蛇行させたり、歩道を広げ植栽やストリートファニチャーを設けるなど、歩行・休息・会話・遊びなど地域の人々の様々な要請を満たし、地域に密着した道路。
根幹的都市施設	こんかんできとししせつ	都市計画法に規定された都市施設のなかで根幹的なもので、都市計画道路、都市計画公園、公共下水道等の施設を指す。
コンパクトな都市、市街地	こんぱくとなとし、しがいち	いたずらに外縁部に拡大することなく、市街地の密度を高め、環境負荷が少なく効率的な市街地。
コンベンション	Convention	会議、シンポジウム、集会、大会などを開催すること。

用語	読み方	解説
さ行		
最低居住水準	さいていきょじゅうすいじゆん	すべての世帯が確保すべき居住水準(関連用語: 居住水準)
里山	さとやま	人が働きかけることで持続する二次的な自然で、大自然と都市部の中間にあり、身近な雑木林や植林といった日本の現風景。
参加型まちづくり	さんかがたまちづくり	住民の参加を得ながらまちづくりを進めること(関連用語: 住民参加)
産学官	さんがくかん	民間企業・大学等研究機関・行政が一体となった取り組み、またはその仕組み。
産業フレーム	さんぎょうふれーむ	工業出荷額や商業販売額の将来における大枠の販売額を推計し、その需要に対応した土地利用(用途地域等)フレームを算出すること。
市街化区域	しがいかいけい	都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第7条第2項に基づいて計画決定された区域。
市街化調整区域	しがいかちようせいき	都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制する区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域。
市街地開発事業	しがいちかいいはつじぎょう	都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業で、土地区画整理事業、市街地再開発事業等6事業が該当する。

市街地再開発事業	しがいちさいかいはいつじぎょう	都市再開発法に基づき、一定街区内の敷地を統合して、共同建築物の建て替えと公共的なオープンスペースなどを確保し、快適で安全な都市環境を再生する事業
市街地の拡大	しがいちのかくだい	市街地の外縁部をさらに市街化し、市街地を拡大していくこと。
事業認可	じぎょうにんか	都道府県知事や国土交通大臣が、都市計画決定された都市計画事業の施行を認可すること。
自然公園地域	しぜんこうえんちいき	優れた自然の景勝地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資することを目的に、自然公園法により指定された地域。(関連用語: 五地域区分)
自然保全地域	しぜんほぜんちいき	自然環境保全法に基づき指定された、優れた天然林、特異な地形、地質、貴重な湖沼、湿原など自然環境を保全することが特に必要な地域。(関連用語: 五地域区分)
自動車専用道路	じどうしゃせんようどうろ	比較的長いトリップの交通を処理するため設計速度を高く設定し、車両の出入制限を行い、自動車専用とする道路。
市町村マスタープラン(都市計画マスタープラン)	しちょうそんますたーぷらん(としけいかくますたーぷらん)	都市の将来像として、都市の全体像、地域ごとの市街地像、公共施設の整備方針等についてまとめたもので、都市計画に関する基本的な方針を市町村が定めるもの。
市民農園	しみんのうえん	農業者以外の人々が、小区画の農地を利用し、レクリエーションなど、営利以外の目的で継続して行う農作業のための農地。
市民緑地	しみんりょくち	都市緑地保全法に基づいて、樹林などの自然が残る土地の所有者が、自らの土地を住民の利用に供する緑地として一定期間地域に解放する制度のこと。
住区基幹公園	じゅうきかんこうえん	住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園、近隣公園及び地区公園の種別に分類される。
住民参加	じゅうみんさんか	主に行政が行う計画や事業プロセスの中で、住民が参加・参画し、発言等の何らかの行動を伴って、協働で進めるまちづくり。ワークショップやシンポジウム等が具体例として挙げられるが、広義には住民と行政の情報共有、相互交換としても使われる。
主要幹線街路	しゅようかんせんがいろ	都市間交通や通過交通等の比較的長いトリップの交通を大量に処理するため、高水準の規格を備え、高い交通量を有する道路。
循環型社会	じゅんかんがたしゃかい	これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という社会システムの反省にたち、資源の循環利用を進め、持続的な発展が可能な地球にやさしい暮らし方をする新たな社会システム。
準都市計画区域	じゅんとしけいかくくいき	都市計画区域外の区域のうち、そのまま土地利用を整理することなく放置すれば、将来における都市としての整備開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域。用途地域、特別用途地域、特定用途制限地域、高度地区、美観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。
消防困難区域	しょうぼうこんなんくいき	道路が狭かったり消防水利が不足するなど、消防活動が困難な区域。
少子高齢化	しょうしこうれいか	平均寿命の伸長と女性の社会進出等に伴う晩婚化や生涯未婚率の上昇等を背景とした年少人口の減少と高齢化が進行した状態。
白地地域	しろぢちいき	国土において、国土利用計画法第9条の規定に基づく土地利用基本計画にて定められた、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域区分が指定されていない地域。
人口圧力	じんこうあつりょく	開発に伴って、地域の居住人口が増加すること。

人口集中地区 (DID)	じんこうしゅうちゅうちく	Densely Inhabited Districtの略。市区町村の境界内で人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1km <sup>2</sup> 当たり4,000人以上の国勢調査区基本単位)が連たんして、その人口が5,000人以上となる地区。
人口フレーム	じんこうふれーむ	市街地人口の目標値
親水空間	しんすいこうかん	海や河川、池などの水辺が身近に感じられ、水に親しむ機能をもった空間。
シンボルロード	Symbol road	まちの中心をかたちづくる幹線道路として道路環境、沿道環境を整備した道路。
森林地域	しんりんちいき	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域(関連用語:五地域区分)
ストック	Stock	価値のある資源として長く活用、使用できる、という意味
スプロール	Sprawl	都市が無秩序・不規則に虫食い状に郊外へと拡大していくこと。
整備、開発及び保全の方針	せいび、かいはつおよびぼぜんほうしん	改正都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域の目標、区域区分の方針、土地利用、都市施設等の整備方針などを定める。都道府県が定める都市計画区域のマスタープランともいえる。
整備、開発又は保全の方針	せいび、かいはつまたはぼぜんほうしん	改正前の都市計画法に基づくもので、現在では都市計画法6条の2の整備、開発及び保全の方針に変わっている。
生活環境保全林整備事業	せいかつかんきょうぼぜんりんせいびじぎょう	市街地等の周辺に存する保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるために造成改良を行う整備事業。
ゼロ・エミッション	Zero emission	廃棄物をゼロにすることをいい、工場などから排出するゴミを価値あるものとして全て再利用すること。
全国総合開発計画(21世紀の国土のランドデザイン)	ぜんこくそうごうかいはいはつけいかく国土のランドデザイン	国土総合開発法に基づく国土づくりの指針となる計画で、現在は第5次計画にあたる。一極一軸型の国土構造から複数の「国土軸」からなる多軸型の国土構造への転換を目標に掲げた21世紀を展望する国土の長期構想。
線引き	せんびき	都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域に区分すること。
総合公園	そうごうこうえん	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する公園で、面積は10ha以上を標準とする。

用語	読み方	解説
<b>た行</b>		
多自然型護岸	たしぜんがたごがらん	生物の生息空間としての役割など、自然を積極的に再生しながら水辺の環境づくりを進めるといった考え方を基調として、自然の素材(石材や木材など)により整備された護岸。
耐火建築物、準耐火建築物	たいかけんちくぶつ、じゅんたいかけんちくぶつ	耐火建築物は、壁、柱、床、屋根などの主要構造部を耐火構造としたもので、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸等を有するもの。準耐火建築物は、主要構造部が準耐火構造で、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸等を有するもの。
地域高規格道路	ちいきこうきかくどうる	「都市と周辺地域との密接な関係」「地域圏相互の活発な交流」「他の交通機関との効率的な連結」のいずれかの機能を持つ、4車線以上の道路で、自動車専用道路またはこれと同程度の機能を有し、60～80km/hの速度サービスを提供する道路。
地域制緑地	ちいきせいりょくち	法律や協定、条例等によって保全される緑地で、公有地、私有地は問わない。

地域連携軸	ちいきれんけいじく	地域間の連携・交流が軸状につらなるまとまりとして形成される地域軸。
地区計画(制度)	ちくけいかく(せいど)	都市計画法に基づき、一定区域において地区独自のルールを定め、その地区内で行われる建築行為などを規制・誘導し、良好な住環境のまちづくりを進めるための制度。公共施設の配置や規模、建築物の用途や形態などに関する事項を定め、開発行為や建築行為を適正に誘導、規制する計画(制度)。
地区公園	ちくこうえん	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とし、面積4ha、誘致距離1kmを標準とする。
地区整備計画	ちくせいびけいかく	地区計画の中で、地区計画を適用する「区域の整備・開発及び保全に関する方針」に基づき、具体的に施設の整備や誘導、規制の内容を定めた計画。
地方拠点都市地域計画	ちほうきょてんとしちいきけいかく	地方拠点都市法に基づき、都市機能の集積又は住宅及び住宅地の供給等、居住環境の整備を図るための事業を重点的に実施する地区(拠点地区)に係わる計画。
地方分権一括法	ちほうぶんけんいつかつほう	正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。地方分権を推進するために、475本の法律改正を一括形式で行うもの。
地方分権	ちほうぶんけん	国から県、県から市への行政機能の権限移譲を指す。これにより従来の主従関係から対等・協力関係へ移行し、国からの関与の軽減や地方自治体の自主・自立性を推進すること。
中心市街地	ちゅうしんしかい	中心市街地活性化法第2条の定義では、相当数以上の小売商業者、都市機能が集積し、地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たしてきた地域を指す。
昼間人口	ちゅうかんにんこう	従業地・通学地による人口。(当該市町村における昼間の人口を指し、他市町村からの通勤通学として流入してくる人を含む) 例: A市の昼間人口 = A市の常住人口 - A市からの流出口 + A市への流入人口
長期未着手事業	ちようきみちやくしゅじぎょう	都市計画決定以降、財政的、物理的な問題等により事業の見通しが立たず、長期間にわたって事業着手されずに残されている事業。
長寿社会	ちようじゅしゃかい	65歳以上の人口比率が7%を超えた社会を高齢化社会、14%を超えた社会を高齡社会といい、これらを総称したもの。
データベース	Datebase	各種情報や文書等を電子情報化して収集、蓄積、加工し、検索や閲覧、さらには情報の多様な活用を容易にするシステム。
低床バス	ていしょうばす	障害者や高齢者に配慮した乗降ステップの段が少なく、床が低いバス。
伝統的建造物群保存地区	でんとうてきけんぞうぶつぐんぼんちく	伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保全するために定める地区。条例により保存に必要な現状変更の規制や措置を定めるもの。
等価交換	とうかこうかん	ビルの建設手法の一つ。土地所有者が、自分の所有する土地の一部を開発会社に提供し、その土地の上に建設したビルの一部を取得する方式。
東北開発促進計画	とうほくかいはいつそくしんけいかく	東北を暮らしやすい地域とするため、全国総合開発計画の理念に即し、長期的かつ総合的な観点から今後の東北の発展方向と施策推進のための方針及び大綱を示した計画。
道路交通センサス	どうろこうつうせんさす	道路交通の現況を把握し、将来の道路整備計画の立案資料とするため、国、地方公共団体等が実施している全国規模の交通量及び道路現況調査。
特定環境保全公共下水道事業	とくていかんきょうぐんこうすいどうじぎょう	公共下水道のうち、市街化区域以外で整備する規模の小さな下水道。自然公園区域内の水質を保全するため、あるいは農山漁村の生活環境の改善を図るためのほか、水質保全上緊急に下水道が必要な場合に整備

		する。
特定用途制限地域	とくていようとせいげんちいき	非線引き都市計画区域内の用途地域が定められていない区域において、良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。
特別工業地区	とくべつこうぎょうちく	都市計画法に基づく特別用途地区の一種。住居と混在している地場産業の育成を図る場合、特定の業種の工業の集団化をはかり工業の利便増進を図る場合、周辺または地区内の住宅地等に対する環境をそこなわないよう広域的な公害等をもたらす工場を排除する場合、住居と混在した小規模な各種の生活関連工業の立地を認める場合などに指定される。
特別用途地区	とくべつようとちく	都市計画法に基づき用途地域内において地域的要請からする土地利用の増進、環境の保護などを図るために定める地区で、地域地区の一種。用途地域が建築物の用途等を全国的に一律に規定するのに対し、特別用途地域は、地方産業の育成、教育文化活動の環境保護などの目的から、より地域的、かつ詳細な用途の制限等を行う補完的の制度。
特例容積適用区域制度	とくれいようせきてきょうちくせいど	商業地において、土地の有効高度利用が十分に図られていない地区では、未利用地の容積を物理的に離れた他の敷地で有効に活用し、地域全体の土地の高度利用を図るために区域を指定する制度。
都市型社会	としがたしゃかい	これまでは、人口増加により市街地が拡大するなど成長の一途をたどってきた都市化社会に対し、生活の質の充実や環境保全の重視、個性ある地域づくりなど、身近な生活環境の充実、成熟した地域社会の形成を目指すこと。
都市幹線街路	としかんせんがいろ	主要幹線街路及び主要交通発生源等を有機的に結び、都市全体に網状に配置され、都市の骨格及び近隣住区を形成し、比較的高水準の規格を備えた道路。
都市基幹公園	としかんこうえん	都市の代表的な公園であり、総合公園及び運動公園の種別に分類される。(関連用語: 住区基幹公園)
都市基盤ストック	としばんすとつく	道路や公園、下水道など都市生活を支える基礎的なもので、すでに整備されている公共施設
都市経営	としけいえい	都市づくりを行っていくために必要な財源の確保及び財源を効率的に活用して都市環境を整備していくなど、財政収支のバランスを保ちながら、都市の運営を行うこと。
都市計画	としけいかく	一定の制限を通じて、都市全体の土地の利用を総合的観点から適正に配分されることを確保するための計画であり、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めることを通じて都市のあり方を決定するもの。
都市計画基準	としけいかくきじゆん	都市計画を定める場合の基本となる事項。
都市計画区域	としけいかくくいき	一体の都市として総合的に整備、開発し、及び保全する必要があるため、都市計画法第5条第1項に基づいて指定された区域。
都市計画区域マスタープラン	としけいかくくいきますたーぷらん	当該都市計画における、長期的な視点からの都市の将来像や実現に向けての道筋を明らかにし、おおむね20年後の都市の姿を展望して、都市計画の基本的な方向性を示すもの。
都市計画決定	としけいかくけつてい	都市計画を一定の手続きにより決定すること。
都市サービス	としさーびす	快適で豊かな都市生活を営んでいくために、ものや情報、人手などが提供される便利なサービス。

都市再開発法	としさいかいはつほう	市街地再開発事業の根拠となる法律。市街地の計画的な再開発に関し、必要な事項を定め、都市における合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、公共の福祉に寄与することを目的にしている。
都市施設	とししせつ	道路・鉄道などの交通施設、公園・緑地、水道・下水道などの供給処理施設、学校・病院などの教育文化施設、社会福祉施設、一団地の住宅施設などを指し、円滑な都市活動を確保するとともに、良好な都市環境を保持するための施設。
都市計画審議会	としけいかくしんぎかい	都市計画に関する事項を調査審議するため設置された附属機関の総称。
都市地域	としちいき	一体の都市として総合的に開発し、整備及び保全する必要がある地域（関連用語：五地域区分）
都市づくり	としづくり	生活の場、働く場、憩いの場である都市に必要な、道路や公園などの施設の整備、土地を有効活用する都市開発、市街地環境の改善、自然官許の保全などのハード面のほか、都市の生活を営むためのルールづくりなど、都市を安全で快適な場につくっていくこと。
都市防火区画	としぼうかくかく	火災などによる延焼を防ぐため、幹線道路や河川、連続する耐火建築物等で一定の大きさに区切って区画すること。
都心部	としんぶ	都市機能が集積している地域。
土地区画整理事業	とちかくせいりじぎょう	土地区画整理法に基づき、換地（土地の交換分合）と減歩（地権者からの用地の一部を提供）により、公共用地を生み出すことで道路、公園等公共施設の整備改善と宅地の増進を図る事業
土地利用	とちりよう	土地の利用に関して、法制度等によって一定の誘導、制限を図るなど、土地の利用をコントロールすることの総称。
土地利用誘導規制方策	とちりようゆうどうきせいほうさく	地域地区、地区計画、面整備事業、開発許可制度等のある一定のまとまりをもって土地の誘導規制を行う方策。策定方針においては、市街地の拡大や無秩序なスプロールの開発を誘導、抑制する法制度及び事業を指す。
トリップ	Trip	人や自動車等の動きのこと。

用語	読み方	解説
な行		
日本海沿岸東北自動車道	にほんかいえんがんとうほくじどうしゃどう	新潟市から、秋田市ほか日本海沿岸の主要都市を経由し、青森市に至る約320kmの高速道路。平成13年7月7日現在、秋田県内の路線延長は約183km、うち開通及び事業中が140kmとなっている。
日本海国土軸	にほんかいこくどじく	全国総合開発計画に示されている、青森、秋田から新潟方面への日本海沿岸の高速交通、情報通信基盤などにより、各地域間の連携・交流が強化され、軸状につらなるまとまりとして形成される国土軸。
ネット容積率	ねつとようせきりつ	道路等の公共用地を除いた敷地合計面積に対する、建物の延べ床面積（ネット面積）の割合。
農業振興地域（農業地域）	のうぎょうしんこうちいき（のうぎょうちいき）	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体として農業の振興を図ることが必要である地域のうち、一定の要件を備えるものについて、都道府県知事が指定する地域。（関連用語：五地域区分）
農地転用	のうちてんよう	宅地や駐車場など農地以外の土地利用に転用すること。農地法4条および5条においては、農地を転用するためには、当該農地の存在する都道府県の知事（4ヘクタールを越える農地を転用する在合には農林水産大臣）の許可を受けなければならないとされている

用語	読み方	解説
は行		
パークアンド (バス)ライド	Park and Ride	交通量の抑制を図るため、郊外や都心周辺部のバス停等公共交通機関のターミナルに近接して駐車場を設置し、マイカーからバス等への乗継ぎを図るシステム。同様に、サイクルアンドライド、レールアンドバスライドなどがある。
パートナーシップ	Partnership	提携、協力関係、連合。ここでは市民と行政の協働の関係を指す。
バスベイ	Bus bay	バス停におけるバスの停車による交通渋滞を防止するため、車道から分離して設置されたバスの停留施設
パブリック・イン ボルブメント(PI)	Public Involvement	公共政策・事業の推進にあたっての住民参加の一手法。関係者や市民に対して計画当初から情報を提供し、意見を反映して計画内容を改善、合意形成を進める手法
パブリックゾーン	Public zone	市役所、県庁、運動公園等の公共施設、公共機能が集積しているゾーン。
バリアフリー	Barrier free	高齢者・障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。公共交通機関のバリアフリー化とは、高齢者・障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにすること
ビオトープ	biotop	植物があるだけの単なる「緑」とは異なり、あくまでも生物が生息していくことができるような生態学的にみても安定した良好な環境の空間と捉えられる。
美観地区	びかんちく	都市計画法に基づく地域地区の一種で、市街地の美観を維持するために定められる地区。
被災市街地復興 推進地域	ひさいしがいちふっ こうすいしんちいき	阪神・淡路大震災の復興対策の一つとして創設された、被災市街地復興特別措置法に基づくもの。被災市街地復興推進地域に指定されると、災害発生から2年間以内は、土地の形質の変更・建築物の新增改築をするときには、都道府県知事の許可が必要となる。
非線引き	ひせんびき	市街化区域と市街化調整区域に区分されていないこと。
非線引白地地域	ひせんびきしろぢち いき	都市計画区域内において、用途地域がかかっていない地域
風致地区	ふうちちく	都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市の風致を維持するために定められる地区。指定地としてふさわしい区域は、自然の景勝地、公園、沿岸の樹林、みどりの多い低密度住宅地など。風致地区内での建築物の建築や宅地の造成等は規制がかかる。
フォローアップ		後から評価や見直しなどを行い、より充実、発展させていくこと。
複合開発	ふくごうかい はつ	相乗効果を期待して、商業や業務、住宅などさまざまな施設を一体に開発、整備すること。
分権	ぶんけん	行政が担ってきた公共的な役割について、民間の非営利団体や、企業、市民個人などの活動団体が、公共的活動や機能を担うとともに、行政と協力していくための諸関係を指す。
壁面線指定	へきめんせんしてい	街区における建築物の位置をそろえて、その環境の向上を図るために、建築物の壁面を後退させる線を指定すること。
保安林	ほあんりん	水源のかん養、災害の防止、産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。保安林においては、立木材の伐採等一定の行為を行う際には、都道府県知事の許可が必要。

ホームページ	Home page	個人、企業、団体などが、インターネット上で独自に開設し、公開する情報ページ。文字、文章、画像による表現、さらに映像、音声、コンピュータプログラムなどもファイルとして掲載し、閲覧者に公開、提供することができる。ホームページを介して、各種予約や検索などの事務処理、相互通信も可能。
防火地域・準防火地域	ぼうかちいき・じゅんぼうかちいき	都市計画法に基づく地域地区の一種。主として商業地など建築物が密集している市街地において、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限を行うことにより不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定される。準防火地域は、主として木造建築物の密集した市街地に指定される。
補助幹線街路	ほじょかんせんがいろ	近隣住区と幹線街路を結ぶ集散道路であり、近隣住区内での幹線としての機能を有する道路。
ホスピタリティ	Hospitality	来街者や顧客等に対する心のこもった親切なもてなしの意。
ポケットパーク	Pocket park	ベスト・ポケット・パークの略で、チョコキのポケットほどの公園という意味。わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするものだが、まちなかに設けられる小公園をいう場合が多い。
ボランティア	Volunteer	福祉、教育文化、保健衛生、医療、まちづくり等に関わる活動に、自発的に参加すること。
保留人口	ほりゆうじんこう	整備、開発及び保全の方針において定められる市街地人口の目標値のうち、一部を保留すること。当面の市街化区域は、この目標値から保留人口を控除した人口規模に対応する面積で設定し、保留した人口については、将来市街化区域へ編入する土地で対応しようとするもの。

用語	読み方	解説
ま行		
まちづくり		地域や地区の活性化、生活環境の向上、あるいははしかけづくりなど広範な意味をもち、特に行政・市民・専門家すべてが参加する意味を含む。
緑の回廊	みどりのかいろう	既存の保護林を連結し、森林の連続性の確保を図り、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流の促進を図るための方策。
ミニ開発	みにかいはつ	大都市及びその近郊の市街地に見られる小規模な戸建て住宅群の開発。
ミニ新幹線	みにしんかんせん	既存の在来線を活用して新幹線を乗り入れようとするプロジェクト。新幹線と同じ標準軌道を用い、車両高さは在来線に合わせることで、建設費は線路などの改造と車両製作費で新幹線の1/10で済む。
面整備事業	めんせいびじぎょう	土地区画整理事業や市街地再開発事業など、施行区域内の土地について道路等の公共施設や公益施設等を配置し、宅地までを含めて一体的に整備する手法。
モータリゼーション	Motorization	市民が使用する自動車による生活形態とトラック等の貨物自動車による流通形態を含めた総称。自動車化すること。
最寄り品	もよりひん	近くの店で買われる商品の意味であり、特徴は購買頻度が高い。食料品、日用雑貨などがこれに当たる。

用語	読み方	解説
や行		

夜間人口	やかんじんこう	常住地による人口(当該市町村における夜間の人口であり、他市町村へ通勤通学している人を含む)
誘致距離	ゆうちきより	公共施設などを計画する際、標準的な利用圏として設定する距離。周辺地域の条件が均質であればその施設を中心とする円を描くことになるので、誘致半径ともいい、例えば街区公園の誘致距離は、半径250mを標準としている。
誘導居住水準	ゆうどうきょじゅうすいじゆん	平成17年度までに半数の世帯が確保できるようにすることを目標とする水準。誘導居住水準には都市居住型(都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定)と一般型(郊外及び地方における戸建住宅居住を想定)の2区分がある。現在は第八期住宅建設五箇年計画により目標が設定。(関連用語:居住水準)
優良再開発	ゆうりょうさいかいはつ	一般的に共同化や協調化による建て替え、建築協定や地区計画に沿った建て替え、老朽化したマンションの建て替えなどを指す。補助事業として優良建築物等整備事業(国土交通省)が用意されている。
優良賃貸住宅	ゆうりょうちんたいじゆうたく	主に高齢者が安心して住め、生活特性に配慮した設備、仕様(バリアフリー等)を備えた賃貸住宅。
ユニバーサルデザイン		能力あるいは障害のレベルにかかわらず、できる限り全ての人に利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること。
用途地域	ようちいき	都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。都市の計画的な土地利用を実現するために定められる地域地区の中で最も根幹をなす制度。
容積率	ようせきりつ	敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合。(延べ面積とは建築物各階の床面積合計)
米代川流域拠点都市地域基本計画	よねしろがわりゅういききょてんとしちいききほんけいかく	地方拠点都市法に基づき、米代川流域の都市機能の集積又は住宅及び住宅地の供給等、居住環境の整備を重点的に図るための計画。拠点都市3市1町とその他の構成都市12町村を対象とする。

用語	読み方	解説
<b>ら行</b>		
ランドマーク	Landmark	ある地域の目印となる象徴的な景観要素。歴史的ないし象徴的な建造物、橋、塔、坂、樹林(巨木)などの地域の特徴的要素がこれに当たることが多い。
リサイクル	Recycle	不要品や廃棄物を再利用、再資源化すること。
リサイクルプラザ	Recycle plaza	缶、ビン、粗大ゴミなどの資源ゴミのリサイクルを行うとともに、再生品の展示・販売や普及・啓発を行うリサイクル活動の拠点となる施設。不要品や廃棄物を再利用するための施設。
リサイクル社会	りさいくるしゃかい	資源やエネルギーの再利用・再生循環の考え方や取り組みを重視し、実践する社会。
流域関連公共下水道	りゅういきかんれんこうきょうげすいどう	専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ終末処理場を有するものをいう。
流域拠点都市地域	りゅういききょてんとしちいき	雄物川流域拠点都市地域基本計画及び米代川流域拠点都市地域基本計画にて指定されている市町村。

流域下水道	りゅういきげすいどう	地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために、地方公共団体が管理する下水道。
緑地	りよくち	本策定方針では、都市緑地保全法第2条2第1項に規定する、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。
緑地協定	りよくちきょうてい	都市緑地保全法第14条に基づき、都市計画区域内の一定の土地についてその所有者等が、全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結する緑地の保全又は緑化に関する協定。
緑地保全地区	りよくちほぜんちく	都市緑地保全法に基づき、良好な自然環境を形成している緑地を保全するために定められる地区であり、緑地の保全に著しく影響を及ぼす行為は禁止される。損失補償、土地の買入れの制度が設けられている。
レクリエーション	Recreation	休養、娯楽活動。
ローカル化	ろーかるか	地域などの身近な環境、慣習、文化等を守り、地域の個性や特性を強く維持していこうとすること。
ロードサイド型店舗	ろーどさいどがたてんぼ	郊外の幹線道路沿いに立地し、多くの駐車場等を整備した、車社会に対応した大型の店舗。
ロードプライシング	Road pricing	交通需要管理等のために、道路において賦課金を徴収すること。混雑する道路施設を効率的に利用するという観点から「混雑税」あるいは「混雑料金」を課すこと。

用語	読み方	解説
わ行		
ワークショップ		共同作業や討論を通じて、課題発見、創造的な解決策や計画案の考案、それらの評価などを行っていく住民参加の手法。

用語	読み方	解説
英数字		
HOPE計画		地域の発意と創意に基づき、良好な住宅市街地の形成、地域住文化の育成、地域住宅生産の振興などに関して策定する地域レベルの計画。Housing with Proper Environmentの略。
IT革命		世界規模で生じている、情報通信技術(=IT: Information Communication Technology)の発達による経済の成長をになう産業や社会構造の変革。
ITS	Intelligent Transport Systems	高度道路交通システム。高速道路料金所でのノンストップ自動料金収受システムやセンサーなどにより障害物等の情報をドライバーに提供する安全運転の支援システムなどがある。
NPO	Non-Profit Organization	民間非営利活動団体の総称。行政や企業から独立して、社会貢献や慈善活動に従事する非営利組織。このうち、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づく認証法人をNPO法人という。
PFI	Private Finance Initiative	公共事業に民間資金を取り入れる手法。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営に民間のノウハウを活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を行うことが可能となる。
SOHO	Small Office & Home Office	情報通信ネットワークの普及に伴い、一般化しつつある小規模オフィスや自宅オフィスでの働き方をいう。

TDM	Transportation Demand Management	交通需要マネジメント。自動車利用者の交通手段の変化を促すことで、自動車による道路交通混雑を緩和し、大気汚染を減らす対策として生まれた考え方で、規制だけではなく、誘導しようとする総合的な対策。パーク・アンド・ライド、ロードプライシング、時差通勤、相乗り制度などがその代表的な手法
TMO	Town Management Organization	まちづくりの推進母体。都市経営的な発想をもとに、中心市街地の総合的な活性化策を推進する組織、機関。